

第一節 大村藩の学問・教育

一 大村藩の学問

一・儒学

一・日本儒学の概要

日本において「儒教」あるいは「儒学」をあらわす呼称は、古くは『日本書紀』や『懷風藻』にみられる。『日本書紀』皇極天皇三年（六四四）正月の条に、中大兄皇子と中臣鎌足が南淵請安に「周孔（周公と孔子）の教」を学んだとあり、持統天皇七年（六九三）三月の条には「儒道」を盛んにするため当時の大学博士勤広式上村主百済に食封を与えた記述がみえる。これらはいずれも「儒教」あるいは「儒学」と同義で使用されていたようである。ただ日本の場合、儒教が宗教的側面のみで取り上げられることはほとんどない。それは、同じく外来宗教である仏教や既存の（原始）神道思想と融合し、儒教本来の宗教性が現代社会において表出していないからであろう。したがって日本では「儒教」ではなく、「学問研究」を受容の中心とした「儒学」という表現が一般的であるように思われる。古代社会の、特に律令体制の枠組みの中で、儒学は官吏養成の教材として取り入れられ、式部省大学寮では「明経道」として教授された。中世に入ると、鎌倉五山・京都五山の禅僧によって儒学（特に朱子学）は紹介され、後に薩南学派（桂庵玄樹）・海南学派（南村梅軒）が開かれた。

十六世紀後半から十七世紀にかけて、朱子学が儒学界の主流をなしたのは、前述した京都五山を中心とした学風を継承したもので、同時代の中国や朝鮮で朱子学が官学として重んじられていたことの影響のもとに成立していた。

近世儒学の祖と称される藤原惺窩（一五六一―一六一九）は五山の一つである相国寺で、またその門人で幕府の儒官となった林羅山（一五八三―一六五七）は同じく建仁寺で、それぞれその学問の基礎を習得している。その惺窩が、禅僧の身分を離脱し、儒学者として社会に活動することを志して、訓点を加えた四書五経を公表しようとしたこと、また羅山が、慶長八年（一六〇三）に京都の市中で『論語』の公開講義を行ったりしたことは、秘伝や身分に拘束された中世儒学から、自由で開放的な近世儒学への転換を象徴する出来事であった。地方では、薩摩や土佐など各地に、五山の禅僧の系統をひく儒学が発展しており、その土佐の儒学（南学）を学んだ山崎闇斎は、やがて京都で塾を開き、独特の厳格な学風を特色とした朱子学の一派（崎門学）が、その門流から発展した。しかし朱子学は、儒教の古典に合理主義的な解釈を加えることにより、普遍的な性格を強めていたとはいえ、「日本型朱子学」の印象が強く、朱子学の教えを忠実に実践しようとするほど、その教えに疑問を抱くようになった人々が、比較的早い時期から現われている。中江藤樹（一六〇八―一六四八）が正保元年（一六四四）頃に陽明学に転向したのがその嚆矢（こうし）というが、藤樹の後継者は、熊沢蕃山（一六一九―九二）が出た以外には、あまり発展しなかった。

これに対し、朱子学ばかりではなく、陽明学を含めて、中国で後世に発達した儒学の思想を全面的に排除し、直接に『論語』など經典の原文を研究することにより、その本来の精神を明らかにすることを主唱したのが、寛文二（一六六二）、三年頃に始まる山鹿素行（一六二二―一八五）の聖学、伊藤仁斎（一六二七―一七〇五）の古義学、享保二年（一七一七）頃に確立された荻生徂徠（二六六六―一七二八）の古文辞学であり、この三者を総称して「古学」という。古学は、日本人による經典の解釈として学問的に獨創性に富んでいるとともに、日本の社会に適合した道徳や政治のあり方を、その古典の解釈を通じて表現している点で注目し値する。古学の中でも、仁斎と徂徠の学問は、この後の学界や思想界の動向に大きな影響を及ぼし、特に学問の上では、中国の古典に関する実証的な研究の発展への道を開くこととなった。しかし仁斎や徂徠の学問は、獨創的であるだけに、やや主観的な性格を帯びたのに対し、これを修正するために、中国の漢代や唐代の注疏（ちゅうしゆ）を研究する古注学や、その古注と新注（朱子学）及び仁斎・徂徠

の学説を総合しようとする折衷学などが起こった。このうち古注学は、長崎から輸入される漢籍を通じ、清朝の考証学の影響を受けて、考証学として発展し、吉田篁墩（一七四五～九八）・松崎慊堂（一七七一～一八四四）・安井息軒（一七九九～一八七六）らが活躍した^①。

二・江戸時代中期の儒学

大村藩の儒学は、前述した日本における儒学の受容を背景として、江戸時代中期頃までは朱子学派、中期から後期にかけては徂徠学派、折衷学派の学統を中心として推移するようである。

朱子学者として大村藩の儒学を教導したのは東彼杵郡出身の滝口松嶺（名は文治）である。「九葉実録」巻之十の享保八年（一七九六）十一月には次のようにある。

二十日澤勢作野右衛門・滝口文治二命シ、大村内匠ノ家ニ就キ大村記ヲ校修セシメ、内匠ノ令ヲ受ケシム^②。「九葉実録」巻之四によると、「大村記」の編さんが開始されたのは、元禄元年（一六八八）二月^③、全五冊が成立するのが同十六年（一七〇三）である^④。同書は大村の浪人が所持していた史料を写し取ったもので、七代当主大村忠澄の地頭補任から慶安三年（一六五〇）までを記し、同氏が戦国大名から近世大名へ至る過程を示す好史料であるといわれている^⑤。校修とは増補改訂と同義であるが、松嶺は元文四年（一七三九）四月に長崎遊学から帰藩し^⑥、藩主純庸・純富・純保・純鎮四代に任せ、宝暦四年（一七四五）には純保の侍読^{じやく}となつている^⑦。

三・大村の徂徠学派・折衷学派

徂徠学派（^{けんらい} 譏園学派・古文辞学派）は前述のように荻生徂徠が提唱し、その後の門人によって継承されたもので、中国古典を可能な限り原典のまま解釈しようとする学派である。幕藩制の中心的思考様式である朱子学への反駁として誕生した学問体系であるが、大村藩では相対する学派の儒者がそれぞれ重用されており、学統に固執しない姿勢がうかがえる。藩校五教館設置前後に活躍した儒者に徂徠学派の本田鉄洲がいる。五教館学規の制作やその後の藩校経営に尽力した功績は特筆すべき事項である^⑧。その子之蔵（星陵）、孫の鉄八郎（廬村）も家学をよく継いで

藩士教育に貢献した。

また同家は他地域の著名人とも親交が深く、日田咸宜園かんぎえんの廣瀬淡窓（二七八二）一八五六・旭莊きよとろう（一八〇七）六三）兄弟の招聘にも活躍した。淡窓著「懷旧樓筆記」（天保十三年九月）には以下のようにある。

七日。武雄ヲ發シ、嬉野驛ニ至ツテ午飯ス。此地モ亦溫泉アリ。田原坂ヲ過ク。坂上ニ關アリ。是佐嘉大村分界ノ所ナリ。豆津ヨリ此處マデ十八九里。皆佐嘉ノ境内ナリ。既ニ大村ノ界ニ入ル。道路修治ス。歩卒一人前導セリ。行人皆道ヲ避ケタリ。彼杵ニ至ル。謙吉本田鐵八郎ト來迎フ。客館ニ入ツテ止宿セリ。此地公館アリ。子カ宿ル處ハ其別館ナリ。日暮海邊ニ散步ス。風景極メテ佳ナリ。

八日。彼杵ヲ發ス。岩五郎・鹿之助來リ迎ヘタリ。二子皆子カ來ルヲ聞イテ、郷里ヲ出テ、大村ニ至リ。謙吉カ寓居ノ塾ニ留ツテ、子カ來ルヲ待ツ者ナリ。松原ト云フ處ニ至リ、客館ニ入りテ、午飯ス。松原ヲ出テ暮ニ近ウシテ。城下ニ達ス。時ニ小松屋五兵衛ト云フ者ノ宅ヲ、客館ニ命セラレタリ。乃其處ニ休フ。暫クアリテ君侯ヨリノ使者來ル。側用人宇土繁記ト云フ人ナリ。遠方來臨ノ勞ヲ謝シ。且教導ノ事ヲ託セラルル由。公命ヲ傳ヘタリ。鱸魚十餘尾ヲ賜ハレリ。夜ニ入ツテ館主ヨリ、公命ヲ以テ、酒ヲ共ス。鐵八郎献主ト爲ル。官醫長與俊達來レリ。共ニ飲メリ。是ハ學館ノ監察ヲ兼ネタル人ナリ。廣田仁兵衛來リ見ユ。元占ノ屬吏ニシテ。マカナヒノ役ニ任スル者ナリ。市十郎・祐吉來リ訪フ與左衛門辭別シテ家ニ歸ル。謙吉モ寓ニ歸ル。是ハ子カ館ヲ去ルコト五六町モアルヘシ。日田ヨリ大村マテ、三十七里、六日ニシテ達セリ。天氣清暖、暴風淫雨アルコトナシ。同行衆多ニシテ、亭驛命ニ供ス極メテ旅行ノ吉ヲ得タル者ナリ。日田ヨリ筑後ノ界マテハ、山坂アリ。大野原ヨリ、武雄ニ至ルマテ、二十五六里ノ間、皆平原曠野、空濶ニシテ際ナシ。武雄ヲ過キテハ、山峰重出ス。二豊ト相似タリ。道中田原坂ニ至ツテ、始メテ海ヲ見タリ。日田ヨリ武雄マテ、皆西ニ向ヘリ。武雄ヨリ大村マテ南ニ向フ。然レハ、大村ハ子カ郷ノ西南ニ當レリ。但シ七分ノ西、三分ノ南ナルヘシ。重陽。中老朝永周平、公ノ使者ト爲テ來ル。學館ノ政ヲ託セラル由、申述ヘタリ。昨夜宇土ノ來リシハ、公ノ

學事、此度ハ藩中ノ學政ナリ。其事兩端ナリ。故ニ兩使ヲ差シ向テケラルルノ由ナリ。學館ノ生員七人來リ見ユ。福田雄三郎、友左衛門、今道彦一郎、稻田後三郎、田中周徳、近藤春庵、喜喜津鏡治ナリ。既ニシテ太夫三人來リ見ユ。稻田又左衛門、江頭官太夫、大村次郎右衛門ト称ス。大目付兼學館ノ監察中村怒平、寮生會頭宮原啓藏、謙吉カ門人芳陵俊瑞・村瀬杏庵來リ見ユ。其他來ル者多シ。記憶スルコト能ワス。夜朝川善庵來リ美ユ。善庵名ハ鼎字ハ五鼎、善庵ハ號、東都ノ大儒ナリ。山本北山ノ門人ニシテ、經術ニ精シ。佐藤一齋ト名ヲ均ウセリ。予其名ヲ聞クコト、四十餘年ナリ。コ、ニ至ツテ相見ス。予ニ長スルコト一歳ナリ。大村侯東都ニテ朝川ニ業ヲ受ケタマフ。因ツテ其國ニ招カレタリ。當春夏ノ頃ヨリ大村ニ在リ⁹。

天保十三年七月、大村に滞在していた廣瀬旭莊から、大村侯が淡窓を招聘したい旨の書状があり¹⁰、それをふまえたうえでの筆記である。同年九月に佐賀から牛津、武雄、嬉野、大村藩領に入り彼杵において旭莊・本田鉄八郎と合流、九月八日に大村に入ると側用人宇土繁記¹¹が使者として出迎え、藩主の教育支援を懇願した。翌九日、中老朝永周平¹²らが訪れ「藩中の学政」に関する依頼があり、淡窓は咸宜園で実施している「月旦評」¹³を五教館に導入した。「月旦評」は「月初めの評価」という意味で、当初は無級から四級までであったが、最終的には九級、各級上下に分割し、学生は一八段階に振り分けられていた。咸宜園は入門時に年齢・学歴・身分を問わない「三奪法」により、すべての者を無級からスタートさせる徹底した実力主義を取り入れており、幕藩体制下の江戸時代において希有な存在で、これらの教育システムは、周辺諸国の藩校・私塾に影響を及ぼしたといわれている¹³。また引用史料中、淡窓は朝川善庵（一七八一〜一八四九）とも会合し、「東都ノ大儒」と紹介している。善庵（名は鼎、字は五鼎）は折衷学派の大家である片山兼山の末子として江戸に生まれ、二歳の時父を失い朝川氏を称した。一二歳の時山本北山に從学、諸国を遊学し江戸において開塾、その後平戸藩主松浦清（静山）に招かれて儒官となった。中国古典に詳しく、注釈は古注を好んだが学派には偏向せず中庸な学風をとっていたという¹⁴。

十九世紀後半から幕末に至る学問及び儒学者に関して触れておく。弘化二年（一八四五）三月、淡窓は藩主純顯

の招聘で再び大村を訪れた。滞在期間は約一カ月であったが、五教館において『孟子』の講義を行っている¹⁵。また、淡窓が訪れる前後から明治期に至るまで、計一六名が咸宜園に入門しており¹⁶、両者の交流がうかがえる。そのほか江戸後期の儒学者¹⁷には朝長晋亭(一八〇〇〜四四、名は直治)がいる。八歳で安禅寺の若衆となり一七歳で江戸に赴き朝川善庵に師事した。天保元年(一九三〇)三〇歳の時、善庵の推挙などにより五教館の教官となった。

大村で幕末期の志士たちを教導したのが松林飯山(一八三九〜六七、幼名は駒次郎、諱は漸之進、字は伯鴻)写真4-7である。飯山は天保十年筑前国早良郡羽根戸村(現福岡市西区)に生まれた。医師であった父・杏哲が大村藩医となったことで同地に移住した。飯

山一九歳の時昌平黌^{しやうへい}に入門、卓越した詩文の才能が認められ教官に抜擢された。安政六年(一八五九)二一歳で大村に帰藩、文久三年(一八六三)には五教館の祭酒となり学制を改革、勤王政策の強化に尽力した。その結果藩内の保守俗論派との対立が顕著となり、慶応三年(一八六七)正月、凶刃に屈することとなった。享年二九歳。飯山の後継には渡辺清(一八三五〜一九〇四)・昇(一八四〇〜一九一三)写真4-8兄弟、楠本正隆(一八三八〜一九〇二)写真4-10らがいる。

■二・医学

徳川幕府が官学として朱子学を重用することによって、医学の分野でも従来の仏教思想を中心とした医学に代わって朱子学を基盤とした医学が日本に紹介された。その医学は「李・朱医学¹⁸」と呼ばれていたが、朱子学を基盤とする複雑な自然科学の法則は、言語・風土の違う日本で、しかも書物のみを頼りに継承することは大変困難であって、

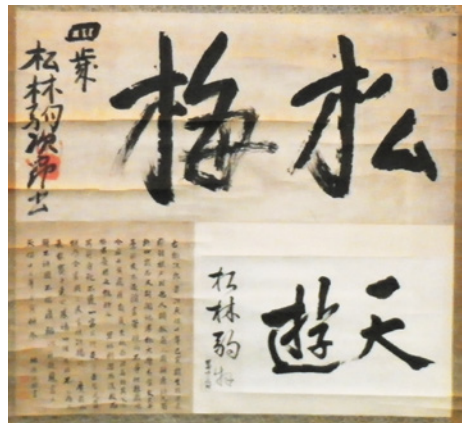


写真5-1 松林飯山書 [松梅]が4歳時、「天遊」が12歳時の書 (大村市立史料館所蔵 大村家史料)

時代を経るにつれて当初のものとはかけ離れていった。折しも、幕府の官学として採用された朱子学に対して、復古主義を説いて古義学派を創設した伊藤仁斎らとほぼ同時期に、同じ京都で当時の「李・朱医学」に対して疑問を抱くものが現れた。名古屋玄医（一六二八～九六）である。彼は明代に成立した『傷寒論』の注釈書『喻喜言』の『傷寒尚論』（など）に傾倒、李・朱医学を廃して張仲景の古に還らなければならないことを唱え、『医方問余』（一六七九年刊）を著した。『傷寒論』は中国医学の古典の一つであり、近世日本医学における復古運動は、まず『傷寒論』の精密な解釈から始まったといえる。この唱導は日本独自のものであり、東アジア文化の中でも注目すべき転換点である。ただこの後、しだいに古医方派の医者たちは、『傷寒論』の記述ですら事実には合致しない点は削除するという徹底した実証主義を主張するようになり、医派もより細分化していくことになる。名古屋玄医の登場から三〇余年を経て、後藤良山（一六五九～一七三三）の頃になると、李・朱医学から完全に脱皮して、いわゆる「古医方」の呼称が定着する。同時に従来までの朱子学系医学は「後世派」と呼ばれる。艮山の門人は二〇〇人以上といわれるが、その中でも著名なのが香川修庵（一六八三～一七五五）と山脇東洋（一七〇五～六二）である。修庵は初め伊藤仁斎に入門して儒学を学び、後に儒と医は元来一つであるといい、「儒医一本説」を説いた。東洋は『蔵志』（一七五九年刊）という解剖書を著したことにより、日本の解剖学の先駆的役割を担った。以後「古医方派」を称する医者たちは、『傷寒論』などの古典を基盤としながらも、その実証的治療法を主張する者と、徹底的に古典を熟読玩味し古典に書かれた事例を立証しようとする者に大別される。

大村藩の医学は江戸時代初期の純長時代には各地から招聘され、北部九州諸藩の中でも突出した人材の宝庫であるといえる¹⁹。江戸時代を通じて「本道」と称された内科学においては、田中周山（一六六四～一七一五）がその嚆矢である。周山は寛文四年、長崎で父京林、母キクの四男として生まれた。一〇代の頃上京し、長崎出身の御典医西三博（一六二二～一七〇八）に入門し後に「法橋」を賜った。元禄末年頃帰藩して藩主の侍医として随伴し、江戸でも名声を得たという。宝永七年（一七一〇）大村を離れ活動の拠点を京坂に移す。修業時代藤原韶光との面識があり詩仙堂

を興す。正徳五年（一七一五）江戸において没す。享年五二歳であった。著書には『通俗勸善宝訓』（三〇巻）がある（未刊）²⁰。周山が活躍した寛文〜正徳年間の約五〇年は、前述した「後世派」が藩の「本道医」の主流であったが、同時期に眼科では富永家が興った。元来藩士の家であった同家は、春沢（一六四七〜一七三二）が四〇歳の頃番医として召し抱えられた²¹。享保十七年（一七三二）没。享年八七歳。

江戸時代中期の大村藩は、純長の藩政改革の一環として医療政策にも力を注ぎ、著名な医師の招聘や青年医師らの教育などを行った。『大村医史』には、「江戸中期以降に出自の医家」として二〇家ほどの記載がある²²。そのうちの一家・本川氏に関して同書によって紹介する。本川氏の祖は「美尾都」といい、相州小田原の出身で初め杉本と称し江戸にて杉山檢校に鍼灸を学んだ。その後、四代藩主大村純長の要請で大村に來住し、五代藩主純尹・六代藩主純庸に仕えた。二男二女あったが次子自哲（三哲とも）は石見出身で、純庸の命により美尾都と養子となった。その際父方の姓（杉本）と母方の姓（勝川）から「本川」となり、官医・吉田自庵に外科治療を学んだ経緯より「本川自哲」と称した。藩主参勤の際の随伴医として活躍、七代藩主純富の頃、大村に戻り番医格となった。子・自伯は五〇年以上大村藩に仕え寛政九年（一七九七）に賞された。その嗣子自仙は針治侍医として江戸に勤番し同十二年に家督相続、その子自適は文政三年（一八二〇）に家督を相続し、嘉永年間には開業医としての許可を得、次男道順（自哲）^{写真5-2}に相続させている。自哲は、安政二年（一八五五）に家督を相続し、同五年に藩侍医、同六年江戸にて「御産方」を命じられている。



写真5-2 本川自哲肖像
（大村市立史料館所蔵 史料館史料）

江戸時代の大村地域に関する医学について特筆すべき点は、種痘に関することである。大村の種痘に関する文献は多岐にわたるが²³、元禄元年（一六八八）頃には疱瘡患者を山中に隔離して治療を行っていたことが史料により確認されている²⁴。大村では、疱瘡患者を山中の小屋に移すことを「山揚げ」といった。患者との連絡（葉・食物の運搬など）は、罹病して

免疫がある者を「山使」として雇い入れたが、莫大な費用がかかっていた。この山に種痘所を開設したのが長与俊達（二七八九～一八五五）である。俊達は寛政元年（二七八九）長与俊民（知正）の第二子として大村に生まれたが、兄が夭折したので家業を継ぎ、文化七年（一八一〇）には父俊民から家督を譲り受けている。藩医就任当初から西洋医学に興味を持ち、度々長崎を訪れて西洋医学書を渉獵した。大村藩に杉田玄白（一七三三～一八一七）の『解体新書』や『蘭学事始』をいち早くもたらしたのは彼の功績という。

種痘法に関しては、嘉永二年（一八四九）に長崎に伝わった牛痘が、数カ月の間に全国へ広まったことは有名であるが、それ以前は「人痘法」が中心であった。「人痘法」とは罹病した後完治した人の免疫（瘡蓋など）を粉末にして鼻から接種する、もしくは水に溶いて腕に接種するものである。前者は「人痘鼻種法」、後者は「腕種法」と呼ばれる。文政三年（一八二〇）に藩の許可を得て古田山に種痘所を開設し、主に「腕種法」による接種を実施した。その後文政八年（一八二五）には芳陵栄伯が菖蒲谷に、文政末期から天保年間に待山玄達²⁵がそれぞれ開設し、大村領内の種痘所は三カ所となった。その後は前述の牛痘痲が嘉永二年（一八四九）にバタビアからもたらされ、同年六月に佐賀藩医の榎林宗建²⁶らが接種を実施、翌七月に俊達は牛痘接種の許可を願い出ている。人痘と牛痘では、安全性や療養期間など牛痘接種が優れていることは既に実証済みであったので、同年九月に大村領内（松原村）で痘瘡が流行したときには、牛痘法にて施術を行っている。この実績を認識した藩は翌年正月二十三日付けで俊達に自宅での牛痘接種を許可することになる。その後の長与家は、俊達の孫・専齋（一八三八～一九〇二）²⁶が幕末から明治期にかけて日本医学界を牽引する存在となることは人口に膾炙することであろう。

旧大村藩領における明治初年頃の医師の分布について、表5-1によると、西洋医学が正式に導入される前ということもあり、漢方（中国）医学の専門医が約七割を占めていることは当然のことながら、蘭方医が既に存在し、漢蘭折衷医も含めると約三割見いだせること、更に大村城下に四名の蘭方医が確認されることは、恐らく幕末における当地の医療状況特徴づけるものである。

■三. 兵学(軍学)

日本における軍学の起こりは、現在のところ七世紀頃に遡ることができ。『日本書紀』天智天皇十年(六七二)正月条には当時少なくとも四名の兵法学者(渡来人)が存在していたことがうかがえる。その後「陣法博士」が諸国に遣わ

表5-1 旧大村藩領内における明治初年頃の漢方・蘭方・折衷医分布表

旧町村	現在地	漢方医(人)	蘭方医(人)	折衷医(人)	合計(人)
大村町	大村市	11	4	1	16
西大村		1	1		2
竹松				1	1
福重		1	1		2
萱瀬		2		1	3
松原					0
鈴田		3			3
三浦					0
彼杵	東彼杵町	4		1	5
千綿		6		1	7
川棚	川棚町	5		1	6
波佐見	波佐見町	8		2	10
宮村	佐世保市	6	1		7
伊木力	諫早市	1			1
長与	長与町	3	1		4
西浦上	長崎市	3	1		4
福田		1	1	1	3
古賀				2	2
時津・式見	時津町・長崎市	7		1	8
村松	長崎市	1	1	2	4
三重				1	1
長浦		2	1		3
雪浦	西海市	1			1
神浦	長崎市			1	1
瀬戸	西海市	5	1		6
亀岳		1		2	3
大串		1		1	2
多以良		1			1
七釜		2	1		3
瀬川		2			2
面高		1	1	2	4
黒瀬		1			1
松島		3			3
崎戸		1		1	2
江島			1		1
平島	1			1	
合計		85	16	22	123

【註】『大村藩の医学』(深川農堂著、大村藩之医学出版会、1930年)所収口絵「旧藩領内に於ける漢蘭医分布地図」をもとに作成。

されるようになり(『日本書紀』持統天皇七年十二月)、これが日本軍学に関する出発点であるとされている²⁷。八世紀に入ると、吉備真備(六九五〜七七五)らを中心として、諸葛孔明の八陣の法(『易経』の八卦に基づく戦法)や『孫子』の九地戦法などを学んだことが『続日本紀』天平宝字四年(七六〇)の条にみえ、中国の兵法書が輸入され、それを活用していたことが分かる。平安時代には中国兵書の研究が知識人層の間で次第に盛んになった。一般的に「武経七書」と呼ばれる經典類の中でも、『孫子』が彼らの研究の中心であった。蓄積された軍学の知識は平安時代後期には実践に反映されるようになる。鎌倉時代から南北朝時代を経て室町時代にかけては、前時代を踏まえながら更に細分化していく。これら流派が表出した要因の一つとして、石岡久夫は「仏教・道教または俗信仰・修験道などを混入して内容を変化」させたことを掲げ、後に「いわゆる軍配術」と変化していく、と述べている²⁸。以上のことから、日本軍学史はほかの文化的要素と同様にまず書物の輸入や渡来人の指導などから始まり、しだいに日本独自の発展を遂げてきたことは想像に難くない。

前述した要素を受容しながら、戦国時代から江戸時代前期頃までにかけて膨大な数の流派が出現した。その数は六〇を超えるという。これらの中でも近世を通じて長期的且つ広範囲に伝播した流派は、俗に「五大流派」と呼ばれ特に幕府諸藩に至るまで活用されていたという。「甲州流兵法学」は武田信玄(一五二一〜七三)を畏敬する小幡景憲(一五七二〜一六六三)が確立した軍法。景憲には実子がなく小幡本系は甥の憲行が継ぎ、そのほかの傍系として、杉山流(祖・杉山盛政)・小早川流(毛利元就の孫・能久)・北条流(祖・氏長)・山鹿流(祖・山鹿素行)などが挙げられ、文字どおり「軍法学者の先駆」として位置づけることができる。「北条流兵法学」は北条氏長(一六〇九〜七〇)が創始した流派。北条氏康の曾孫。氏長の軍学は景憲の継承のみにとどまらず、それをより日本的に改変したところにあるという。更にこの当時、オランダ流西洋兵法をも摂取しようとした事実も伝えられている。山鹿流兵法学は山鹿素行(一六二二〜八五)が確立した軍学。素行に関してはここで詳細に述べるまでもなく、その軍学に関しても膨大な研究の蓄積がある。素行の自叙伝『配所残筆』⁽²⁹⁾によれば、六歳頃から修学し二〇歳頃までは儒学を主体とした教

育を受け、四書の注釈書も編纂した。兵法学の修行はこの幼年期から青年期にかけて並行して行われたと思われる。素行は赤穂配流（寛文六・一六六六年）を契機として儒学・兵学ともに思想的転回をとげたといわれているが、それは蟄居することにより学問に専念できたことが大きな要因と思われる。素行生涯における門人の数は一般に四〇〇人以上と称されるが、門人帳などで確認すると約六五人といわれている。その主な学閥は、大別すると直系の平戸（松浦）山鹿家と弘前津軽山鹿家、更に赤穂浅野藩・水戸徳川家である。藩主レベルで私淑していた者も多く、それらを合わせるとより広範囲に伝播していたことは否めない。「越後流兵法学」は（上杉）謙信流兵学とも称し、宇佐美流・神徳流・要門流ともいう。伝播の経緯は中興の祖と称される沢崎（朝倉）景実（一六二三〜一八三三）が出て各地に広がった。「長沼流兵法学」は長沼宗敬（一六三五〜九〇）が創始した兵法学の流派。幼年から甲州流を中心とした兵法を学び、『兵要録』（寛文年間刊）を著した頃からその名声が上がり、山鹿素行と並び称される学者となった。長沼流とほかの流派との最も明確な相違点は、ほかの流派に比べ中国の兵書を重用したことにある。山鹿素行と同様に軍学だけでなく儒学的な見解（王霸論・将徳論）にも論が及んでいる。

以上江戸時代における軍法学の「五大流派」を略記した。前者三つは同系統の流派といえることができ、当然時代が推移すれば師弟関係が錯綜し、三つの流派のどの系統にも名が登場する人物が現れる。故に近世軍法学において幕臣や藩士に影響を及ぼした人物は山鹿素行（山鹿流）と長沼宗敬（長沼流）と推察することが可能と思われる。

大村藩の兵学（軍学）は、江戸時代初期には既に独自性を表出させていたといえる。それは、四代藩主純長と前述の山鹿素行との交友が物語っている。『九葉実録』には次のようにある。

公文武二長シ、且ツ小技ニ通ズ 其政事ヲ善クスルヲ以テ、世ニ顕性公ト併称シテ中興ノ祖トス 最モ兵ヲ好ム 弱冠ニシテ小幡景憲ニ従ヒ、後山鹿高祐ヲ師トシ、皆其蘊奥ヲ究ム 又明暦中根井武左衛門ヲ録シ、衆ニ従学セシム 武左ノ門倣模ヲ以テ終テ究クセズ 是ヲ以テ全藩ノ兵備大ニ整フト云フ（30）

純長と山鹿高祐（素行）の交友は慶安四年（一六五二）から貞享二年（一六八五）の三〇年以上に及ぶ³¹。ほぼ毎年

互いの行き来が確認されており、貞享年間（一六八四～八七）頃には陣営図の作成方法に関する記録もみえる³²。「大村純長と山鹿素行」では、「大村藩の兵学は幕末まで山鹿流をもって宗学とした」とあるとおり、一環して同流派をくむ指導が後述の藩校五教館を中心として行われ幕末に至ることになる³³。

■四、天文学

近世大村の天文暦学について論じる上で、藩士の峰家と、同家伝来の資料群である「峰文庫」（長崎歴史文化博物館収蔵。以下単に峰文庫と記す）³⁴の存在は、特別な位置を占めている。同家は、この分野における藩の御用を幕末まで継続して行った唯一の家であり、また峰文庫は、その具体的な内容や背景のみならず、幕府天文方に入門した峰源助潔（後に伝治。一八二五～九三）の修行内容や、「郷村記」事業との連関を多面的に伝える、比類なき資料群だからである。そこで以下では、峰文庫資料を主な手掛かりに、近世大村における天文暦学の成立と展開を辿ってみることにしたい³⁵。

一、大村藩の天文暦学と峰家

峰源助が安政五年（一八五八）に著した「遠鏡町見手引草（遠鏡町見表引他）」（峰文庫四一〇―五）の序文によると、大村藩における本格的な天文暦学研究は、源助の高祖父に当たる峰宇右衛門督（生没年未詳。十八世紀活躍）と、藩校の振興に大きな役割を果たした滝口文治（武伸。号は松嶺、休影。生没年未詳。十八世紀活躍）という二人の藩士によって始められた³⁶。享保年間（一七一六～三六）に向御屋敷御普請役を務めていた宇右衛門督は、平素から算術を嗜

（吉田洋一）

表5-2 近世大村の天文暦学関係重要人物

峰氏	そのほか
(前略)	
↓ 督 (宇右衛門。18世紀活躍)	滝口文治 (武伸。号は松嶺、休影。18世紀活躍)
↓ 徳 (伝治。1731～1802)	淵山伴治 (貞宣。1740～1818以降)
↓ [永 (用作。?～1798)]	
↓ 厚 (宇右衛門、治十郎。1789～1868)	
↓ 潔 (源助、伝治。1825～1893)	



写真5-3 峰源助旧蔵「渾天儀」

(長崎歴史文化博物館収蔵、市博歴史資料 天文学9)

このように宇右衛門督と滝口の暦学研究は、授時暦を対象とするもので、また二人の個人的な研究として始まったものとされている。しかしこの取り組みが一過性で終わるのではなく、八代藩主純保及び九代藩主純鎮によって、次世代への継承が命じられたことは大きな注目に値する。その命を受けた一人が、宇右衛門督の嫡子・峰伝治徳(一七三二〜一八〇二。源助の曾祖父)で、「峰家系図」(峰 光代所蔵)には以下のように見える。

宝暦八年「一七五八」家督。同九年滝口氏從而七曜曆可学旨 純保公蒙命、事成而差上之処、蒙懇命銀子一枚
(マ)
 拝載。同十年自身考正可猷旨従大坂之蒙仰、「滝口」武伸及老年之間、尚出精可仕旨之蒙懇命。

すなわち伝治徳は、宝暦九年(一七五九)純保から滝口に七曜曆を学ぶよう命じられ、更にその翌年には独力で

み、砲術に詳しくなった。やがて造曆に興味を持ったが、師も書もなく、詳しく学ぶことができないでいた。ある日公務で五島灘に浮かぶ松島(西海市大瀬戸町)を訪れた際、同地の「深澤與五郎」が「時授曆経」(元の授時暦についての書物)を架蔵することを知った³⁷。かねてから探し求めていた書物だったので借覧を請うたところ、その意を汲んだ深澤から譲ってもらえることになった。同書を持ち帰った宇右衛門督は、漢学に秀でた滝口とともに、その読解を始めた。最初は兩人とも文意を理解できなかったが、苦慮することおよそ一カ月で「遂二月ノ大小、節季、及ヒ交食ヲ推スノ術路ヲ得」るに至り、これがすなわち「我藩曆ヲ造ルノ権輿」であったとしている³⁸。

推算した曆を献上せよとの命や、滝口が老年のため一層出精すべしとの命を受けていた(39)。

更に同じく滝口から七陽曆を学び、その後の大村藩における曆学の継承に大きな役割を果たしたのが、淵山流砲術の始祖として有名な淵山伴治(貞宣。一七四〇～一八一八以降(40))である。「新撰士系録」には、

宝曆八年「一七五八」為武具支配、后石火矢之術皆伝、又推歩七陽曆ヲ滝口文治ニ学テ達 上聞、其後蒙 公之曆学御相手之 命、「中略」其后蒙 命編著春秋通曆(卷四二上、三三三～三四頁)。

と見え、彼が「公之曆学御相手之 命」を受けたことが分かるが、この「公」は純鎮のことを指す。というのも、「九葉実録」所収の文化十五年(文政元・一八一八)四月二一日付淵山伴治上申書には、

私儀「中略」天明五年「一七八五」潜哲院様御曆学方御相手被仰付、天文曆書等数部拝領仕、同六年曆学方等出精ニ付御蔵米高拾石御加増被仰付「中略」。同「寛政」五年春秋通曆編著被仰付候付、編著仕差上候処、蒙御懇命自御手御上下頂戴之其上御銀被下置略曆并七曜曆等迄門弟江指南候而毎年出来為致候様被仰付(『九葉実録』第四冊、四頁)。

と、「潜哲院様(純鎮)」の名が見え、更に寛政五年(一七九三)の「春秋通曆」編纂の命や、以後門弟を指南して略曆・七曜曆を毎年献上すべきことなど、様々な御用を申しつけられているからである。以上のように、伝治徳・淵山への継承の背景に、藩主からの強い意向があったことは疑いなく、彼ら第二世代の曆学研究は、藩の御用として明確に位置づけられるようになったと言つてよい。そのことは前掲の淵山上申書に見える「春秋通曆」編纂の命が伝治徳にも下されていたことや(前掲「遠鏡町見手引草」序)、後に伝治徳が推歩・献上した「明和元甲申歳七曜曆」(峰文庫四四〇―二六)の奥書の記述(41)、また淵山推算の略曆が複数現存すること(淵山伴治「文化十癸酉畧曆」峰文庫四四〇―五五―五七、淵山伴治「甲戌年」[文化十一年]略曆「同四四〇―五五―二三」等)によつても裏付けられる。

また純鎮は、伊能忠敬(二七四五～一八一八)による幕府御用測量にも大きな関心を示し、文化九～十年(一八一二～一三)の領内測量時には複数の藩士を弟子入りさせたが(42)、これも右に述べた経緯と無関係と考えることはで

きまい。とりわけこの時入門した中尾節五郎貞行、神近善兵衛信温、一瀬悦右衛門忠暁の三人は、伊能から「天文」「曆道」「曆数」を学んだとされ、特に神近と一瀬の二人は文化十一年に出府稽古も行っていた（新撰土系録、卷三一、九六―九七頁、一七一頁、及び卷四四上、一〇三頁）。他方その頃淵山は、弟子の峰宇右衛門厚（治十郎。一七八九―一八六八⁴³）。伝治徳の孫、源助の父）が近々献上予定の「文化十一」甲戌年七曜曆⁴⁴について、純鎮公御付用人であった土屋右衛門之丞廣孝から問い合わせを受けており、淵山がそれに答えた口上書の文面からは、土屋はまだ清書前だったその七曜曆を「急ニ御入用」のため提出させていたことが分かる（淵山伴治「口上覚」土屋右衛門之丞宛、文化十年一二月付。峰文庫四四〇―五五―六〇）。土屋が純鎮と伊能の間の使者を務めた人物であったことを想起するならば、彼が後日伊能に宛てた次の書状で触れられている、純鎮が伊能に頼み置いたという「七曜曆」は、この宇右衛門厚推算の七曜曆だったのではなからうか。

然者此地御引移之□分、隠居「純鎮」茂御頼召置候七曜曆此節御送被下置、慥相届、御紙簡之趣一同具ニ申聞候処殊外大慶被仕候。右御礼宣得貴意旨被申付候間、奉呈愚札候。恐惶頓首⁴⁵。

現資料では推測の域を出ないが、いずれにせよ上記のエピソードは、純鎮の曆学に対する異常なまでの情熱を物語っており、伝治徳や淵山、更には宇右衛門厚の仕事の背景を考える上で見逃すことができない。実際宇右衛門厚は、師の淵山が純鎮から受けた直命について、

亡師「淵山」、私江申聞候者、曆学ハ御国之御道具ニ而少々分數時刻相違有之候而茂往々類傳不仕候様可致との儀ニ御座候。右等之趣者亡師伴治江乍恐從 濬哲院様厚蒙 御直命⁴⁶。

と述べていた。純鎮にとつての天文曆学は、まさしく「御国之御道具」にはかならなかつたのである。

しかしながら、次世代への知識の継承は、困難を極めたようだ。淵山は藩命によって複数の門人に教授したが、宇右衛門厚以外の弟子は全て中途で辞めてしまい、淵山の没後は「子孫其業ヲ伝ルナク、曆砲ノ法術茲ニ断絶ス」（前掲「遠鏡町見手引草」序）という状況であった⁴⁷。危機感をつのらせた宇右衛門厚は、その状況の改善を藩に願

出ており、天保十一年（一八四〇）二月には、宇右衛門厚と神近善兵衛の二人が正式に暦学方に取立てられ、門人を二人ずつ仰せ付けられるとともに、稽古料として銀三〇目を年々下し置かれることとなった（前掲「書簡（断簡）」）。神近は伊能に入門した前掲三人の一人だが、ほかの二人の名前が見えないところを見ると、彼らもこの時点で暦学からは離れていたのであろう。しかし宇右衛門厚・神近の弟子たちも、育成がままならず、宇右衛門厚によると「私門人之儀者兩人共ニ無拋相止メ候付、私勤方透々之折略曆推歩献上仕候」⁴⁸という事態に陥った。このような状況に置かれた宇右衛門厚が、長子・源助に個人的な暦学稽古を開始したことは自然の流れだっただろう。源助はその経緯について、以下のように述べている。

生父「宇右衛門厚」又造曆ノ命ヲ奉シテ子弟ニ推歩ノ術ヲ教ユ。然トモ皆中途ニシテ廢シ、未タ一人ノ其術ヲ習熟スルナシ。生父已ニ老ヒ、又伝習ノ人ナク、曆法殆ント絶ントス。爰ニ於テ濬哲公ノ嚴命ヲ追奉シ、亡師「淵山」ノ遺託ヲ思テ切ニ曆術ヲ予ニ学シム（前掲「遠鏡町見手引草」序）。

すなわちこの個人稽古は「御国之御道具」を存続させるための、いわば最後の手段でもあったのである。

また宇右衛門厚・源助親子が直面していたもう一つの大きな問題が、彼らが手にしていた暦法による推算結果と当時施行されていた天保暦との間に、見過ごせない食い違いが生じていたことであった。第一世代の宇右衛門督・滝口が、授時曆法に基づく推算を行ったことは既に見たとおりであるが、やがてその方法では二十四節気や食の推算に食い違いを見るようになり、第二世代の淵山においては、「寛政曆ニ加減仕編立之曆法」（前掲「書簡（断簡）」）を用いて推算するようになっていた。淵山が新たに考案したというこの方法は、宇右衛門厚に引き継がれたが、天保改暦後には「月之大小年ニ依り前後ニ替事茂有之、其外廿四氣土用等之儀ニ日茂相違仕」（同上）という状態であり、また源助も「予教ヲ受テ経朔ヲ推シ月ノ大小節季及ヒ交食ノ分秒ヲ算定シテ以テ之ヲ毎年頒ツ所ノ天保曆ニ比較スルニ恰モ吻合スルヲ得ス」（前掲「遠鏡町見手引草」序）と述べている。やがて源助は、江戸に遊学して最新の暦法を学ぶしかないと考えるに至ったようである。その経緯を父・宇右衛門厚は、

伴源助江申付稽古為仕候処、節角尽丹精致執行候而茂右曆法ニ而者其詮薄候故、迎之儀致出府稽古仕度旨每々願望仕候得共、微録不如意之私難任出庭差留メ罷在候処、頻ニ猶又申出執心候付難黙止、任其意御除奉願出府稽古為仕候(前掲「書簡(断簡)」)。

と述べている。この念願の出府稽古が実現したのは、嘉永三年(一八五〇)、源助二五歳の秋であった(前掲「遠鏡町見手引草」序)。

二・峰源助の幕府天文方入門と曆学修行

峰源助は、文政八年(一八二五)二月十二日に宇右衛門厚の長子として生まれた。天保九年(一八三八)に幕府巡見使の給仕附廻を務めた後、同十三年(一八四二)には五教館表生となり、表定詰、寮生と転じたのち、弘化二年(一八四六)に司計(会計)となった。これと並行して父から曆学の個人稽古をつけられたことは右に見たとおりである。嘉永三年(一八五〇)の秋、念願の出府稽古が叶った源助は、間もなく幕府天文方の渋川助左衛門景佑(号は滄州、明時館主人。一七八七〜一八五六/五七)に入門した。景佑は、和漢洋の曆学に通じ、編曆・観測をはじめとする様々な分野で優れた才能を発揮した当代天文方随一の実力者だった⁴⁹。その景佑への入門がどのような経緯で実現したかはなお不明であるが、嘉永四年(一八五二)三月の時点で、源助は景佑の役宅における寄宿稽古を願ひ出ており、更に官立天文台である九段坂測量所における実地稽古もあわせて希望していたことが、次の幕府天文方資料「曆作測量御用留」から分かる。

大村丹後守様

御留守居中

渋川助左衛門

以手紙致啓上候。然者其御許様御家来峯源助儀、拙者方江入門いたし曆学稽古罷在候処、執心ニも有之候間、

迎之儀拙者御役宅江寄宿いたし篤与執行いたし度旨申聞候。右二付別紙之通御届書差出可申与奉存候。左候ハ者其御許様御差支之儀無之候哉。右之段承知いたし度否御報可被仰聞候「中略」。右得御意度如此御座候、以上。

三月四日

尚以別紙之儀者御返却二不及申候、以上。

主膳正殿

私弟子測量調御用所ニおひて測量

稽古為仕候段御届申上候書付

洪川助左衛門

大村丹後守家来

宇右衛門悴 峯源助

右之者曆学執心ニ付此度修業之為メ遠境態々出府仕、私御役宅内に寄宿いたし、当時曆学稽古罷在候。然ル処迎之儀ニ測量をも稽古仕度旨懇望仕候間、測量御用所江も罷出稽古為仕候。依之此段御届申上候、以上。

亥三月

洪川助左衛門 50

これは景佑が江戸の大村藩邸まで伺いを立てた文書（別紙は天文方支配の若年寄・大岡主膳正忠固宛の届書）の写しで、窓口となった留守居役の稲田隼人による返答は「何之差支之筋無御座候」（前掲「曆作測量御用留」、第三冊一六ウ）というものであった。その結果、次に述べるように、源助は九段坂測量所で住み込み修行を行うことになった。すなわち出府後約半年にして、天文方筆頭の指導による官立天文台での寄宿修行という、曆学稽古には理想的とも言える環境が整ったのである。

源助がその後確かに九段坂測量所に寄宿していたことは、後に彼自ら「予頃年東都九段坂偶居之時分」51と述べ

表5-3 嘉永五年の三つの食とその観測体制

	日時／種類	源助の職掌	全職掌(担当儀器の種類と数)／配員	総員(のべ)
1	五月十四日 ／月食	望遠鏡(私器)に よる食分観測	望遠鏡2器／3名、観星鏡1器／2名、子午線儀1 器／1名、写影鏡1器／2名、象限儀1器／2名、 垂揺球儀2器／4名、校算／3名	17名
2	十一月朔日 ／日食	望遠鏡(官器・新) による食分観測	望遠鏡3器／5名、観星鏡1器／2名、子午線儀1 器／1名、写影鏡1器／2名、象限儀1器／2名、 垂揺球儀2器／5名、校算／4名	21名
3	十一月十六 日／月食	望遠鏡(官器)に よる食分観測	望遠鏡3器／4名、観星鏡1器／2名、子午線1器 ／1名、写影鏡1器／2名、象限儀1器／2名、垂 揺球儀2器／5名、校算／5名	21名

(東北大学附属図書館・林文庫所蔵「交食実測記」に基づく)

ているだけでなく、同測量所の観測記録に彼の名前が明示されることによっても裏付けられる。当時景佑や天文方手伝の面々が行った食観測記録をまとめた「交食実測記」には、嘉永五年(一八五二)の三つの食の観測者の一人として「峯潔」の名が挙げられている(表5-3) ⑤。この時代の天文方による観測作業は、役割分業に基づく組織的体制が確立されており、その実務に携わる経験は、源助にとって大きな刺激だっただろう。なお峰文庫架蔵の「交食細測記」二冊(同四四〇―一)は、前掲の幕府天文方旧蔵本「交食実測記」一冊の内容を、源助が再編・書写したものと推定されている⑥。ただしこの両本には細かな異同があつて、峰文庫本にのみ、源助が参加した二つの食観測(表5-3における1と3)の「校算」欄末尾に「峰潔」の名が追加されており(前掲「交食細測記」、第一冊、二オ及び四〇ウ)、彼がこの二食の校算作業に、非公式ながら参加していたことを暗示している。また当時同測量所では、日本初の定常的天文・気象観測が実施されており、その記録は「靈憲候簿」として日々まとめられていた。現存する「靈憲候簿」の幕府献上本・控類(国立公文書館内閣文庫、宮内庁書陵部、国立天文台三鷹図書室所蔵)に源助の名前を見出すことはできないが、峰文庫には源助が書写した「靈憲候簿附言」(同四四〇―三六)が残されており、また源助は、景佑とともに同観測プロジェクトの中心人物であった天文方手伝の金子半七郎勝現とも懇意にしていた(後述)。先の峰文庫本「交食細測記」の異同の問題と考えあわせると、源助は「靈憲候簿」の観測・編纂をはじめとする同測量所の日常業務の手伝いも行っていた可能性が高い。

右のような観測現場での実践的稽古と併せて、源助は書物を通じた学習にも多く

の時間を費やした。峰文庫には、この江戸修行期に由来すると思われる多数の写本や絵図、また刊本への書き込み等を見ることができ、その勤勉強ふりをうかがい知ることができる。その多くは、師の景佑から提供されて閲覽・書写したり、あるいは教示された内容をまとめたものと考えられる⁵⁴。景佑は、暦学者としての実力もさることながら、歴代天文方が蓄積・継承してきた膨大な資料・記録群を管理する立場にもあった⁵⁵。その当代最高の蔵書にアクセスできたことは、一人前の天文暦学者を目指す源助にとってまさしく僥倖^{あやふし}であつたろう。

そうして成立した峰文庫資料の中から、源助の修行内容をよく表しているものを挙げると、第一に『天経或問』とその関連書が挙げられる。同書は近世日本で広く読まれた初等的な天文書であるが、峰文庫架蔵の刊本二部（峰文庫四四〇―四、同四四〇―八）⁵⁶には、余白に大量の朱墨の書き込みが付されるのが特徴である。その中には「滄州先生所示予之図」と題する図や、「滄州先生曰……」といった頭注⁵⁷を見ることができ、源助が景佑から教授された内容を書き込んだものと思しい。これ以外にも、「洪川景佑曰……」景佑曰……」や、「至時按……」東岡先生曰……」梅軒按……」（高橋至時。景佑実父）、「景保按……」（高橋景保。景佑実兄）、「敬直接……」（洪川敬直。景佑長男）、「洪川氏曰……」（不明）など、歴代天文方の名を冠した頭注・書き込み⁵⁸が散見され、いずれも同じ時期に、何らかの典拠に基づいて転写したものである。

ちなみに右の頭注・書き込みの多くは『天経或問』の本文を批判的に考証する内容であるが、景佑の二男・洪川佑賢（一八二八―五七）が校訂した「校正天経或問」の本文と照らし合わせてみると、その考証内容がおおむね反映されていることが分かる⁵⁹。佑賢が同書を完成させたのは嘉永五年（一八五二）正月と、源助の滞在時期と重なるため、両者の間には学問的交流があつたことも想定されるが⁶⁰、いずれにせよ同書で佑賢は、それらの考証が「先哲之發明」（前掲「校正天経或問」挙例）に由来するというだけで、その詳細は全く明記していない。してみると、峰文庫本『天経或問』二部に付された頭注・書き込み群は、源助の修行内容をうかがい知るためだけでなく、幕府天文方における知識の継承や著作の成立プロセスについて検討する上でも、貴重な情報を提供するものと言える。

また峰文庫には、『西洋新法曆書(崇禎曆書)』、『曆象考成』上編・表、『曆象考成』後編など、明清期の漢訳西洋曆算書の写本が豊富に残されている(峰文庫四四〇—二〇、同四四〇—一五・一六、同四四〇—一七)⑥1。写本の体裁・様式がほとんど同一であることなどを考えると、これらも源助が江戸修行時代に写し置いたものとみて間違いないだろう。ここで想起されるのは、景佑の実父で、近世日本最大の天文学者とも称される高橋至時(作左衛門。号は東岡・梅軒。一七六四—一八〇四)が、曆算学習得の階梯として、(一)授時曆、(二)『曆象考成』上下編、(三)『曆象考成』後編の順で学ぶことを初学者に勧めていたことである⑥2。これらの写本はその(二)(三)に当たるもので、景佑が父の教えにならって源助を指導していたことを強く示唆している。事実、当代天文方の曆学知識と、その実践としての編曆・改曆業務は、これら漢訳西洋曆算書の詳細な研究の上に成り立ったもので、その理論構成やテクニカルタムを熟知しておくことは必須の作業だった。源助は、大村時代に父から(一)授時曆の基礎は学んでいたと考えられるので、先述の『天経或問』関連書に並行する形で、これら(二)(三)の書物の学習に集中的に取り組む、というステップを経ていたに違いない。

以上のような源助の修行過程を考える上でとりわけ重要な書簡が峰文庫に現存している。断簡のため、年代や宛先は不明であるが、その内容と伝来経緯から判断して、江戸修行中の源助が国元に宛てて出した書簡の自筆草稿と見て間違いない。全編に書き直しの跡があり、破損が著しいものの、解説可能な範囲で全文を掲げる。

〔前文欠〕相濟候上引統而天保曆之推歩法御伝授被成下候思召□□方様御□□中二而目出度と申事不被申述候

二付□□来九月十五日皆伝目録御免し被下候趣、一昨十日晚御□□有之、誠以難有仕合奉存候。諸国二

御門人も段々有之候得共、当時皆伝濟之仁老人も無之、右御伝授ハ仮初ならさる事二而、如何様願望仕候共執

行之印不相積候而ハ金錢之威光□□二而出来候事二無之候処□□右之仰を承り候而ハ最早成就も同然之事二而、

他年之宿志忽相遂、稲田様⑥3御懸念之思召二も一廉相立□□奉対□□候而も先恩二而御申訳可有之義与奉省

略候□□歩法も当年中二者一通推算相濟可申、其上二而者最早熟□□二而推歩之手續手前連々斗二候へ

共、来年中丹精仕候ハ、一通り之事ハ出来可仕、其上ニ而ハ一先帰省可仕候。〔昨今〆〕昼夜無怠懈出精相在候
算術之義、「丁見術」高低遠近を測り并□之割出し位等之事ハ一通出来候へ共、演段點竄等之奥意ニ至而ハ未た
少しも其術を理解不仕、尤是迄曆□を用ひ算術ハ「乗除并開平立」推歩入用之乗□及丁見術位之事迄
□而、格別骨を折不申□解義出来□申候。先眼前之事□⁶⁴。

この書簡で源助は、景佑から来たる九月十五日に皆伝目録を伝授される旨を告げられたことについて、興奮しつ
つ筆を進めている。皆伝を許された門人は当時ほかにおらず、ただ熱心に修行を積んだ者だけに与えられるもので
あることを強調しつつ、このように告げられた以上「最早成就も同然」で、「他年^多之宿志」を遂げる日が近いと綴る文
面からは、源助の喜びが伝わってくる。

この「皆伝目録」の実物はなお確認できないものの、かつて撮影された写真が残されている⁶⁵。縮小写真のため
細部の解読が困難であるが、試みに翻刻を掲げると以下のとおり。

「卷子装、外題「天学皆伝免状」

天学為修業、万里之山川御越令感悦候ゆへ、今度気朔簡法、新考交食法致相伝畢、猶可有練磨者也

嘉永六年癸丑季秋日

渋川助左衛門

景〔花押〕

峯源助殿

すなわちこの目録は、高橋至時の著作「気朔簡法」「新考交食法」の相伝が終わったことを証する内容であり⁶⁶、
その発行の日付は嘉永六年（一八五三）の「季秋日」（陰曆九月）と、先の源助書簡と月名が一致している。また先の
書簡で源助は、この皆伝が修行の終わりではなく、師の景佑は次のステップとして「天保曆之推歩法御伝授被成下
候思召」であった旨記すが、その状況は本目録の「猶可有練磨者也」という文面とも一致し、また相伝対象である「気

朔簡法「新考交食法」が天保暦以前の著作であることも矛盾しない。以上から、本目録を前掲源助書簡に見える「皆伝目録」と比定し、前掲書簡も源助江戸滞在四年目に当たる嘉永六年九月十二日付と推定しておく。

この皆伝以降も、源助は景佑の指導のもと熱心に稽古を続けていたようで、とりわけ峰文庫に架蔵される伊能図の大半はこの修行後半期に書写されたものである。そのうちの一つ「伊豆半島及伊豆七島実測図」（長崎歴史文化博物館収蔵、図一七〇）には、以下の識語が付されている。

此の図及び日本地図⑥は、江都九段坂司天官庫所蔵の秘図にして素より他見を禁ず。嘗て夏月の晒書に当たりて偶一見するを得たり。意、之を欲するも敢えて言わず。然れども以謂えらく、之を今に請わずして之を後に悔ゆるも、既に及ぶ無し。且つ縦い千金を出だして之を他に求むるも、復た得べけんや、と。遂に敢えて之を請う。先生幸いに予が志を善しとして速やかに之を許す。且つ戒めて曰く、謹んで洩らす勿かれ、と。予、雀躍に勝えず、欣然として瞻写す。因りて聊か其の故を記し、諸を家に蔵して不朽に伝う云爾。時に嘉永七甲寅〔安政元・一八五四〕夏六月。峰源助源潔謹識（原漢文）。

すなわち源助は、この伊能図の原本を九段坂測量所で実見し、逡巡しつつも思い切って景佑に転写を願い出たところ「謹んで洩らす勿かれ」と許され、欣喜雀躍して写したのであった。一介の外様藩士に過ぎない源助が、秘図に属する伊能図を写し得たことは、景佑との間に信頼に裏打ちされた良好な師弟関係が築かれていたことを如実に物語るものであろう。

また恐らくこの時期に源助は、峰文庫に現存する「嘉永八年乙卯略暦」（同四四〇―五五―三七）を自ら推算・作成したと思われる。その欄外余白には「依曆象考成後編推歩法 峯源助推算」と墨書しており、その修行はケプラーの楕円軌道理論に基づく『曆象考成』後編の推歩法にまで達していたようだ。

しかし江戸修行の締めくくりのこの時期に、源助は大病を患ったようで、一〇カ月「課業ヲ疲」した後「寒去暖来ルノ交ニ到テ幸ニ一綫ノ生路ヲ得タリ」（前掲「遠鏡町見手引草」序）と述べている。ともあれ自らの江戸修行とそ

の成果については、

図ヲ絵キ、渾儀ヲ旋ラシ、転々反覆シ、朝二習ヒ、夕ニ思ヒ、研究スルコト茲ニ六年「中略」難疑ヲ質問シ、遺欠ヲ尋テ、而後漸ク天道運行ノ理ヲ意得シ、太陽ノ均数ハ本天心ト地心トノ地半径差ヨリ生シ、又親ク交食ノ分秒ヲ実測シテ時刻差ヲ算定シ、而シテ東西相距ノ里数幾千里タルヲ知ル（前掲「遠鏡町見手引草」序）。

と述べており、少なからぬ自負を持っていたことがうかがえる。やがて安政二年（一八五五）二月には「実測奥州松嶋之図」〔近江琵琶湖図〕（長崎歴史文化博物館収蔵、図一六八・図一六九）という二種の伊能図も書写し、その後まもなく帰国の途に就いた。足かけ六年、実質的にはおよそ四年半の江戸滞在であった。



写真5-4 峰源助写「沿海地図〔伊能小図〕」

（長崎歴史文化博物館収蔵、市博地図資料 図173）



写真5-5 峰源助推算「嘉永八年乙卯略曆」

（長崎歴史文化博物館収蔵、峰文庫 市博文書資料440-55-37）

三、帰藩後の峰源助・「郷村記」、上海見聞、明治期

安政二年四月に帰藩した源助は、その七月に父・宇右衛門厚より家督を継いだ。また「曆学天文測量皆伝」(「新撰士系録」)の褒美を賜い、再び五教館寮生となるが、翌安政三年(一八五六)には代官見習、更に同年九月には郷村記調役となり、天文方取立により二五石高に増加された。以後源助は「郷村記」編纂に深くかかわることになるが、この藩を挙げての大事業で源助に与えられた役目は、稲毛惣左衛門重光とともに事業全般を統括する「総調役」の重責と、藩内の測量にかかわる「測量方」であった。この登用・加増の背景には、藩が源助の天文方・測量家としての能力に寄せた大きな期待が読み取れよう。後の文久二年(一八六二)に編纂成った「郷村記」首巻の松林飯山による序文には、

今、公「純熙」位を嗣ぎ、安政三年丙辰、稲毛重光・峰潔を以て校修の職に任ず。二臣感奮して必ずこれを成さんと期す(原漢文。第一巻、一頁)。

と見え、純熙から校修の職を命じられた稲毛と源助が、感奮してその成就を誓った様子が描かれている。

総調役としての源助が、具体的にどのような任務や役割を担ったかについては、なお不明な点が多い⁶⁸。しかし彼が測量方として領内測量に中心的な役割を担ったことは疑い得ないところである。「新撰士系録」には、「同五年〔安政五・一八五八〕蒙 命為郷村記調領内測量ス」と見えるため、実際の測量はこの頃始まったと考えられる。その基本的な方法は、「郷村記」の凡例に、

他領及ヒ郷村ノ境界、嶋嶼ノ周廻、官道・村路ノ里程総テ経歴シ、何レモ間繩ヲ以テ之ヲ改ム、若嶮山・荒磯等ニテ至リ難キ所ハ、望遠鏡ノ算法ヲ以テ、其遠近ヲ測ル(同上、三頁)。

と見えるように、領内全域の境界、島嶼の周回、各種道路の里程を、間繩マキヒによって实地測量するというもので、五人の測量方手伝(同上、三一〜三三頁)が任用されたことから分かるように、極めて大掛かりなものであった。「郷村記」編纂の背景には、この総合調査によって領内生産力を強力に把握し、財政を再建しようとする藩権力の意図

が読み取れるという指摘が既にあるが（同上、序一四頁）、源助らが収集した情報は、その基礎的データとして重要な意味を持つもので、源助がこの事業に抜擢された理由は、まさにこの点にあったに違いない。

源助らが実際に行った測量作業については、彼が文久二年（一八六二）に執筆した前掲「船中日録」に、ごく簡単ながら記述が見られる。該当記述は、源助が城下において「郷村記」測量調査を行っていた最中に、突然用人から城に呼び出され、上海渡航を命じられる箇所にあたる。上海渡航については後述することにし、以下では測量に関する部分のみを引用する。

四月七日

一、今日郷村記調子方ニ而下久原外浦小路諸士屋敷表口間数取調子出勤中、福田千大夫殿急成御用筋御座候間、只今 御城へ御出可有之候以上との趣申来候付、道中方部屋、当時郷村記方詰所へ立寄、袴着用之上 御城江罷出候。〔中略〕

四月十五日

〔中略〕

一、郷村記取調子方ニ付、昼九ツ時板敷波戸乗船ニ而箕島沖迄出浮、御領内東西南北之方位測定之事。尤稲毛惣左衛門、森領右衛門、拙者、堀田益助、中村小左衛門、川添忠右衛門同伴也。〔中略〕

四月十八日

一、「中略」四ツ時郷村記方へ立寄、詰合中へ暇乞門外ニ送る⁶⁹。

このうち四月七日の条からは、城下の外浦小路に居並ぶ武家屋敷の表口間数の実測を行っていたこと、また源助はその後登城する前に「郷村記方詰所」に立ち寄り、袴に着換えていたことなどが分かる。「郷村記」の大村（小路）・外浦小路の条には、各屋敷の「表口長」が寸の単位で掲載されており（第一巻、一三二―一四七頁）、いずれもこの時の実測値と見てよい。更に四月十五日には、船で箕島（現在の長崎空港）沖まで漕ぎ出し「御領内東西南北之方位

測定」を行っているが、同伴者の氏名が明記されていることは、この種の記録としては唯一のもので貴重である。

また源助が当時用いた測量技法の一つに、望遠鏡を用いた任意の遠地点までの距離算出法があった。上に引用した「郷村記」凡例に、間縄による実測以外にも、「若嶮山・荒磯等ニテ至リ難キ所ハ、望遠鏡ノ算法ヲ以テ、其遠近ヲ測ル」と見えるのがそれである。この「望遠鏡ノ算法」の詳細については、「郷村記」には何も記されていないが、源助が安政五年（一八五八）に完成させた前掲著作「遠鏡町見手引草」は、その具体的なマニュアルと言うべき書物で、「郷村記」事業の副産物と位置づけ得るものである。

同書で紹介されている方法は、現代のスタジア測量とほぼ同じ原理を用いたもので、具体的には、あらかじめ大きさの分かっている竿や人馬を目標地点に据え、それを望遠鏡でのぞき込んでどの程度の大きさに見えるかを、視野内に設けた平行線の見盛数によって読み取り、その値を付属の表にあてはめれば、即座に目標地点までの水平距離が得られる、という方法である。

この方法は、もとは伊能忠敬による文化二年（一八〇五）の西国測量の際に考案されたもので、日月食の欠け具合を観測するために用いられていた望遠鏡視野内の見盛を、地上における距離測定に応用したものである。その詳細は、伊能の西国測量に同行した渋川景佑が「遠鏡町見手引草」（弘化四年（一八四七）序。以下「景佑著作」と略称）という同名の著作にまとめており、源助は江戸修行中にその写本を作成して大村に持ち帰っていた（峰文庫四二〇―三）。本稿で既に繰り返し用いている源助自身の著作「遠鏡町見手引草」（峰文庫四一〇―五。安政五年二月源助序。以下「源助著作」と略称）は、景佑の手になる右の同名著作を、よりコンパクトに編集して完成させたものと思われる（70）。恐らく源助は、「郷村記」測量が本格化する安政五年の初頭に、部下である測量方手伝らに対する教育や、あるいは藩への報告などの目的から、景佑著作に基づいて源助著作を完成させたのであろう。

更に注目すべきは、源助著作の末尾に付された表（写真5-6）が、景佑著作の表とは数値がまったく異なることである。この表の数値は、使用する望遠鏡に依存するため、望遠鏡が変われば新たに推算しなおす必要があり、源助



写真5-6 峰源助「遠鏡町見手引草」

(長崎歴史文化博物館収蔵、峰文庫 市博文書資料 410-5)

れる。

源助が上海で見聞した内容については、前掲「船中日録」及び「清国上海見聞録草稿」という二種の記録に詳しい(峰文庫二九〇―二、同二九〇―四)⁷⁴。そこには、ほかの志士らと同様、清国の国情や欧米列強への脅威といった高い政治意識の記述から、中国商人の酒席での振る舞いや、同行者の漏らした不満や愚痴などの日常的な感覚に至るまで、政と俗の両面にわたる幅広い観察が見られる⁷⁵。

天文暦学・測量の観点からとりわけ注目されるのは、源助がこの上海調査に測量道具を持参していたことである。

は「郷村記」測量で使用する望遠鏡のための表を新たに算出したに違いない⁷⁶。すなわち源助著作は、「洪川景佑原著、峰源助再編・改算」とでも称すべき由来・内容を持つ書物なのであり、源助の江戸修行の成果が大村での御用に活かされた顕著な事例と言うことができる⁷⁷。

またこの時期の源助の特筆すべき活動に、文久二年(一八六二)四月から七月にかけての、幕府派遣船・千歳丸による上海渡航がある。同船は上海における対清貿易の試験的な実施のために幕府が派遣したものであるが、緊迫する対外情勢への関心などから、諸藩からも有為の藩士が送り込まれ、源助は大村藩から医師として派遣された蘭学者・尾本公同(涼海。一八二二〜九七)⁷⁸の従者の扱いであった。他藩からは、佐賀藩の中牟田倉之助や、薩摩藩の五代友厚、長州藩の高杉晋作が同乗していたことでも知ら

「船中日録」によると、源助は長崎から出帆する以前の四月二十一日に、今回の上海試験貿易の支配勘定として江戸から派遣されてきた金子兵吉を長崎奉行所西役所に訪ねていた。実はこの金子兵吉は、祖父が幕府天文方手伝の金子半七郎勝現、養父が半七郎悱で天文方弟子の金子豊太郎勝之で、源助は九段坂測量所での寄宿稽古中、この兩人と昵懇の間柄であった⁷⁶。特に洪川景佑の娘婿でもあった金子半七郎は、当時の天文方手伝の中心人物で、源助が参加した嘉永五年の三つの食観測にも参加し⁷⁷、恐らく源助を指導する立場にあったはずである。祖父・父の話題に花が咲いたのであろうか、金子兵吉は源助に対して「殊之外懇意」を示したらしく、源助が申し出た測量道具持参の願い出にも「可然沙汰」を出し、かくして持ち込みが許可されたのであった⁷⁸。

源助がそれらの測器でどのようなデータを収集したかは、現存する両記録からは必ずしも判然とせず、今後の検討を俟たねばならない⁷⁹。しかし「清国上海見聞録草稿」で上海の地形風土について述べる部分には、まず沿革を記し、境界を明らかにするなど、「郷村記」の方法を連想させるものがある⁸⁰。源助の上海渡航は文久二年の四月から七月にかけてで、帰国後の九月には「郷村記」を完成させているから、彼が上海行きを命じられたのは、その編纂がまさに大詰めを迎えていた時期だった。そのような時期に藩があえて源助を派遣したのは、「郷村記」で既に折り紙つきだった、彼の地誌調査と測量の手腕に期待するところが大きかったのではなからうか⁸¹。

帰国後の源助は「郷村記」七十九巻をまとめて藩の文庫に収め、その功により同年十二月に采地十石を増増された⁸²。また翌文久三年（一八六三）八月四日には後機侍鉄砲組頭に転じ、同年の「異変方」では時津に出張、元治元年（一八六四）には「世態ノ新報ヲ探討」するため、平戸・唐津・筑前に派遣されるなど、藩命により精力的に活動した。

その後の源助の経歴については、「新撰士系録」には記載がなく、前掲「峰家系図」等によって補うと、元治二年（慶応元・一八六五）三月六日には代官役を命じられた。大村市立史料館所蔵の大村藩峯家文書には、「郡代部屋」宛や「御代官中」の文書が多数含まれ、この頃の用務にまつわるものであろう。しかし源助は、後に乱民の変に遭い、慶応

二年（一八六六）十二月には代官職を解かれることになった。「九葉実録」の同年十二月の条に、

代官峰源助去年郡解ノ年直ナリ。池田乱民ノ変ニ其処分至ラサルヲ以テ坐班及ヒ職務ヲ褫フ（『九葉実録』第五冊、六六～六七頁）。

と見えるのがそれである。ともあれ翌慶応三年（一八六七）六月には算術頭取を仰せ付けられ、同十一月には砲学場詰並算術師・器機方兼務、同十二月天文方取立役兼小姓席、また慶応四年（明治元・一八六八）四月には砲車役を仰せ付けられたと、前掲「峰家系図」には見える。いずれも源助の専門知識に由来する役職であることは疑いなく、この点について藩が源助に寄せた信頼は揺るがなかったと見える。

明治維新以降については、明治二年（一八六九）九月二十八日には「文館算師被^(マ)応付 並造兵方」（前掲「峰家系図」）

とある。これは、明治五年（一八七二）まで存続した五教館の算学教師を務めたということだろう⁽⁸³⁾。またそれに続いて、「明治二年十月廿四日、古賀村地図調子方太義御目録金五百疋被下置候事」という記載があるが、これについては、源助が作成した絵図の現物が現存している（肥前国高来郡之内大村藩古賀村実測絵図）、長崎歴史文化博物館収蔵、三十七―一）。絵図上の凡例に「壹町曲尺壹寸五分之割、峰源助測量」と明記するため、源助の測量に基づく絵図であることは明らかであるが、同村は安政四年（一八五七）に長崎・大浦との領地替えの対象となった後、明治四年の廃藩置県の結果、長崎県の直轄地となっていたため、それらの動向とこの絵図の製作には何らかの関係があるのかもしれない⁽⁸⁴⁾。いずれにせよ源助が作製したことが明らかかな実測図として唯一の現存例であり貴重である。また明治八年（一八七五）以降は、地租改正にまつわる地所取調方に主宰として従事した（峰伝治「地租御改正方日記 明治八年亥七月」長崎歴史文化博物館収蔵「山下文書」一三―一八六二）。源助を始めとする旧藩士が、明治以降も専門知識を生かしてこの種の用務に従事したという事実は従来ほとんど知られておらず、注目に値するものがある。

なお源助は後年に通称を伝治と改めたが、前掲「宗門御改帳・宗門手形（峰家）」収録の明治二―三年（一八六九）

七〇)宗門改帳控には、「源助」の横に「傳治」と付すため、この改名はこの頃行つたものと思われる。また源助の没年はこれまで必ずしも明確ではなかったが、前掲「峰家系図」には「明治廿六年(一八九三)一月十六日 六十七才卒」と見え、他方、峰家墓地の墓碑には「清嚴院傳乘日治信士 明治二十六年一月十日 峯傳治」の銘が見える。これらもまた没日と享年にやや齟齬があるが、ここでは以上から、明治二十六年の一月十日若しくは十六日没と推定しておく。最後に、源助が用いた蔵書印に触れておくと、現在のところ「投轄樓峯蔵書」(縦長方形・陽刻・朱印、縦三九×横一八耗)及び「潔」(円形・陽刻・黒印、径一七耗)の二顆が確認されている⁸⁵。このうち前者は、峰文庫架蔵の典籍類によく見られるもので、後者は『泰西三才正蒙』(峰文庫四四〇―三三)や前掲大村本「遠鏡町見手引草」に捺されているのが確認される。この両印を手がかりに、今後更なる資料発掘が期待されるゆえんである。また前者の印文に見える「投轄」とは、主人が来客を心ゆくまでもてなすため牛車の車輪を留める轄くまひを抜き、井戸に投じたという故事に基づく(『漢書』陳遵伝)。この号を用いた源助も、恐らく客と酒を愛する人柄であつたに違いない。

(平岡隆二)

大村藩の教育

一、藩校 集義館の創設

藩校は「藩学・藩学校・藩塾」などの呼称があるが、江戸時代を通じて諸藩が藩士の子弟を対象として運営していた教育機関のことを指す。一般的に認識されている藩校は、主として「漢学(儒学)」によって文字・文章の教授と人間的教養を与えた学校、幕藩体制の危機にたえられる意志強固な武士を育成しようとした学校であつた。「文武両道」の枠組みのもと、武芸稽古所などを併設している場合が多い。各藩の藩校組織が成立する過程には大きく分けて三つあるという。第一は聖廟(聖堂)の建設や孔子祭(積菜・積篋)の挙行などから出発したもの、第二には、著名な学者の家塾を改組・移管して藩立としたもの、第三には講堂などを行うための講堂を建設し藩校へと発展するものである⁸⁶。

幕藩制国家の枠組みで「儒者」が自身の能力を發揮できるのは、子弟を教育することである。当然諸藩においては、藩校がその一翼を担うことになるが、表5-4のとおり、寛保・寛延年間（一七一六～五〇）から各藩において徐々に開設され、寛政・文政年間（一七八九～一八二九）にその最盛期を迎えるようである。これは、江戸時代後期に各藩が富国強兵を推し進めるなかで、人材育成をその第一課題としていたことに起因するものであろうし、幕府直轄の昌平黉（昌平坂学問所）を寛政の改革の一環として実質的な官立としたことも藩校急増の要因と思われる。

大村藩の学問所に関する事績は、前述の諸藩と比べてもその歴史は古く、創設は寛文年間（一六六一～七二）といわれている。「見聞集」巻六十二(87)には以下のようにある。

静寿園之事

一、純長公御代寛文中、桜田御屋敷に壮男・幼童を集

め、師を置いて文武を習せらる、其館を集義館と号け給ふ、其後元禄七年志村三左衛門に命して、静寿園と改号せられしといへり

「寛文中」は寛文十年（一六七〇）との説もあるが詳らかにしない。桜馬場に学舎を設け「集義館」と称した。「集義」とは文字どおり「集まり合した義」という意味で『孟子』公孫丑上篇(88)の「…是集義所生者。非義襲而取之也。…」が典拠と思われる。

表5-4 藩校開設の状況

年代	地域	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
寛文～貞享 (1661～1687)		1				1		2	4
元禄～正徳 (1688～1715)				2	3		1		6
享保～寛延 (1716～1750)		2	3	2	3	4	2	2	18
宝暦～天明 (1751～1788)		7	2	10	5	9	2	15	50
寛政～文政 (1789～1829)		12	15	15	20	7	7	11	87
天保～慶応 (1830～1867)		5	14	16	13			2	50
明治元～4年 (1868～1871)		3	11	7	13	1		1	36
年代不詳			4						4
合計		30	49	52	57	22	13	32	255
藩校の存在 不明の藩		2	4	5	2	5	3		21

【註】 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第11巻（吉川弘文館、1990年）743頁 石川松太郎「藩校」の表から転載。

藩校集義館の創設については、藩主純長の役割が大きい。「九葉実録」の元禄二年（一六八九）の条⁸⁹には次のようにある。

三月廿四日公長崎人ノ唐音ヲ善クスルモノニ囑シテ四書ニ訓點セシム

唐音とは唐時代の漢文の音訓である。「唐音を善クスルモノ」とは長崎奉行（幕府）配下の地役人の職掌の一つ唐通事^{とうつうじ}の⁹⁰のことであるが、「四書」「大学」「論語」「孟子」「中庸」に訓点を施させたことが分かる。また元禄五年の記述には次のようにある。

覚

一、四拾歳以下城代・者頭・馬廻・中小姓・給人迄読書精出可申

但 四拾歳以上たり^共学問怠^リ申間敷事

一、読書数毎日相改帳^ニ仕立可申越事

一、四書読終候者心^ニ応し申所一章宛講談可仕事

一、城^ニおいて一ヶ月^ニ式度ツツ日を定講談可仕事

一、講釈をも仕候者、長崎^ニ而心安儒者有之候ハ、年寄^ニ承立召寄講談をも仕^セ可申事

是ヲ以テ円融寺僧

第三世格方
原八小城人

ニ命シ、一月二次講義セシム

十二月朔大学ヲ書院ニ講ス、家老以下馬廻中之ヲ聴ク⁹¹

四〇歳以下の藩士に対しては「読書」（四書）の励行を求めていることがうかがえる。更に、月二回の講義の聴講を奨励し、講師の一人には円融寺の僧・格方（小城の人）の名がみえる。

純長は元禄五年十二月に『大学』を藩士に講義したり、翌年二月には將軍綱吉から『中庸』の講義を受けている。『徳川實紀』同年同月二十二日の条にも「国持はじめ諸大名をめされ中庸を講じ給ふ。拝聴のともがら百五十一人。これ兼て願ひ奉るに由なり⁹²」とある。『大学』、『中庸』はともに『礼記』の中の一編であり、朱子（一一三〇～一二〇〇）

が編さんした註釈書『大学章句』、『中庸章句』は、江戸時代を通じて朱子学者の必読書として学修された。藩主純長を中心とした藩士教育体制の一端がうかがえる。元禄七年（一六九四）には、集義館から静寿園と改称し、その南側に花林軒という藩主一族が居住する屋敷を建設、学問所での藩主講義は以後継承された。

純長以降は、六代藩主純庸時の享保七年（一七二二）四月に柳川藩の儒者矢島孫平を招聘し、七代藩主純富は、元文四年（一七三九）四月に長崎で修学中の滝口松嶺を学問所教官として帰藩させるなど⁹³、その後の五教館設立の基盤となった。

■二・藩校五教館の設置

寛政二年（一七九〇）正月十日の「九葉実録」卷二十三⁹⁴には次のようにある。

二年庚戌正月十日（中略）此月山口禎輔ヲ側用人ト為ス公儒学ヲ好ミ夙二本田章三ヲ聘シ、山口禎輔ヲ擢テ、新ニ講学所及ヒ演武場ヲ花林軒ノ北、水神祠西ノ閑地ニ設ク

九代藩主純鎮は幼年時から好学で、儒学のみならず天文・兵学などにも通じ、明代の兵学書『紀效新書』の出版や、『九地問対』・『校正曹公略解孫子』^{写真5-7}などを著しているが⁹⁵、同月に山口禎輔を側用人に任命し儒者本田章三（鉄洲）を招聘、講学所と演武場を設置した。

山口禎輔⁹⁶は天明六年（一七八六）に藩主の侍講となる人物で父千太郎もまた学問を修めたという⁹⁷。本田章三（号鉄洲、土迪、生没年不詳）は荻生徂徠（一六六六～一七二八）晩年の門人である宇佐美瀧水（一七一〇～七六）や宇野士朗（一七〇一～三二）に師事して古文辞



写真5-7 「校正曹公略解孫子」上 大純鎮とは9代藩主大村純鎮のこと。（大村市史立史料館所蔵 御厨家史料）

学(徂徠学)を修め、当初は大村藩江戸藩邸の教官を務めていたが、天明七年(一七八七)に大村に移住した⁹⁸。
その後、五教館(巻頭写真)設立に関しては「九葉実録」巻二十三に次のようにある。

二月朔成ル、乃チ大目付稲田又左右衛門・使番村川意氣揚ヲ頭取ト為シ、意氣揚ニ目付ヲ兼ネ更直セシメ、浦田堅助ヲ学頭ト為シ、西川助之允・野沢半七・今井轉・飯笹唱・今道亭・原源吉・服部津摩助・小方茂三郎ヲ生徒ト為シ、堅助ト同ク常ニ校中ニ在ラシメ、因テ馬廻嫡子ニ武技ヲ習フヲ免シ、唱ニ家職銃術ヲ勉メシム、又大村為次郎^{弥次郎ノ嗣、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百、第一百零一、第一百零二、第一百零三、第一百零四、第一百零五、第一百零六、第一百零七、第一百零八、第一百零九、第一百一十、第一百一十一、第一百一十二、第一百一十三、第一百一十四、第一百一十五、第一百一十六、第一百一十七、第一百一十八、第一百一十九、第一百二十、第一百二十一、第一百二十二、第一百二十三、第一百二十四、第一百二十五、第一百二十六、第一百二十七、第一百二十八、第一百二十九、第一百三十、第一百三十一、第一百三十二、第一百三十三、第一百三十四、第一百三十五、第一百三十六、第一百三十七、第一百三十八、第一百三十九、第一百四十、第一百四十一、第一百四十二、第一百四十三、第一百四十四、第一百四十五、第一百四十六、第一百四十七、第一百四十八、第一百四十九、第一百五十、第一百五十一、第一百五十二、第一百五十三、第一百五十四、第一百五十五、第一百五十六、第一百五十七、第一百五十八、第一百五十九、第一百六十、第一百六十一、第一百六十二、第一百六十三、第一百六十四、第一百六十五、第一百六十六、第一百六十七、第一百六十八、第一百六十九、第一百七十、第一百七十一、第一百七十二、第一百七十三、第一百七十四、第一百七十五、第一百七十六、第一百七十七、第一百七十八、第一百七十九、第一百八十、第一百八十一、第一百八十二、第一百八十三、第一百八十四、第一百八十五、第一百八十六、第一百八十七、第一百八十八、第一百八十九、第一百九十、第一百九十一、第一百九十二、第一百九十三、第一百九十四、第一百九十五、第一百九十六、第一百九十七、第一百九十八、第一百九十九、第二百}、福田右十郎ニ毎日入校シ浅田千葉助ニ職務ノ暇入学セシメ、本月十五日ヲ開校ノ期トス、五日講学所ヲ五教館、演武場ヲ治振軒ト号ス、因テ令ス、

於御曲輪内今度五教館被相建來ル十五日分頭取・学頭且書生之面々詰被仰付候、依之同十八日分講釈被相始候条御家中之面々者不及申百姓町人ニ至迄志有之者^者勝手次第可罷出候、則御定日別紙記之候、且学寮出入之儀定詰人数之他無用可致旨被仰出候条若講習討論有之学頭之外定詰之者江致面談度面々者五教館表之間江罷越案内之上致可面談候、扱又常々相詰出精仕度志之者も有之者学寮出入被成御免候間筋々可願出候、以来右場所学校と唱不申五教館与唱可申候、此等之趣被仰出候条可被得其意候、以上

月番

二月五日

大村織部

一、五教館講釈御定日

三日^{三月、四月} 九日^{九月、十月} 十四日^{十月、十一月}

十九日 廿三日 廿八日

右御刻限八時ヨリ

寛政二年(一七九〇)、大目付稲田又左衛門・使番村川意氣揚を頭取(理事長)、浦田堅助を学頭(校長)となり、入学生は西川助之允以下一〇数名で同年二月十五日に学問所が開校した。講学所を五教館、演武場は治振軒と称され、

同月十八日から講義を開始する旨達せられた。「御家中之面々者不及申百姓町人ニ至迄志有之者者勝手次第」という文言から、藩士のみならず一般庶民にも開放されていたことがうかがえる。なお当初の五教館の講義日は各月三、九、十四、十九、二十三、二十八日定例であった。開講時の学規は「九葉実録」巻二十三によると、以下のとおりである。

五教館学規

一、凡人材徳を成達する事、学問材徳成達無之時者父祖の功業を嗣ぎ君上之重恩を報する事不相成候、依之学問者懈怠不可致候

一、材徳は天より稟候而大小賢愚有之候、乍然学問二而養成候得者人々皆国家之用を成候、譬ハ穀物は種異二候得共熟し候得者皆飢を愈候、樹木ハ類多候得共長候得者宮室の用を為候如くに候

一、臣下の道ハ君治萬民為に天職を輔る事二候、君を輔け民を治ると申は廣大之儀ニて能古今之人情拝然治乱盛衰を聞知不致候而者不相成候、是皆学問之中に有之候

一、人臣之道は君二忠を尽候者則父母に孝を尽ニて治民の務其第一二候 人を治るにハ先我身を能治不申候而ハ不相成候故学問之最初先身を修候事肝要二候

一、材智拔群ニ而学問夙成候而も身行不修候得者徳成就不致候、無徳候而ハ人を安する事不能玉卮無當か如くに候、性徳篤實にて身行質正二候而も学問無之候而ハ材成就不致候、無材ニ而ハ人を安する業不足璞玉の不琢か如く二候、依之学問は材徳を兼成候心懸肝要二候

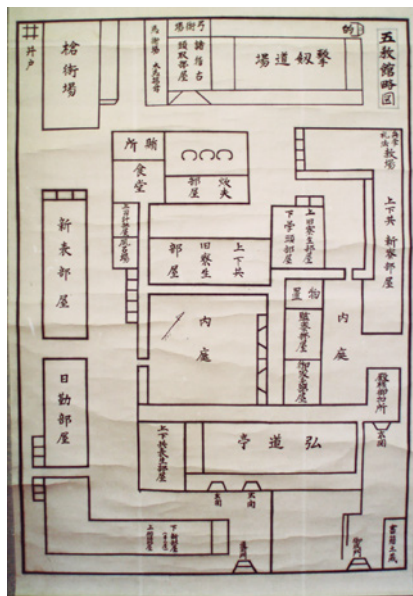


写真5-8 五教館略図
(大村市立史料館所蔵 史料館史料)

一、小材之人は却而材を恃ミ人に驕リ學問を面ニ顯候而終に身を害候者有之候、是は重宝の刀にて怪我致候類ニ而愚者には遙ニ劣候、學問の方不宜故ニ候

一、學問の方は第一經書を讀候而聖道の源を伺ひ、次ニ諸子を讀候而古今之治亂興衰を知り、次ニ古今諸家注義及び本邦先賢碩儒之著述類を讀ミて經義を熟習し、次ニ後世經濟の書を讀ミ候て治術を考へ其他餘力次第博涉可致候、畢竟學文ハ治國の道ニて治國之事ハ萬事を通習するに如くハ無之候故、博學無方与有之候乍去經義其本根ニ候得者終身可用心力候

一、幼年之素讀中年以上より學問心懸候輩ハ其教法人々才力に因て施方有之候、其時師範之指揮ニ可任候、學頭以下致教授候節者祭酒江諮詢可有之候

一、詩文者治國之要務ニハ無之候得共學問之大助ニ候、詩を作り候得者書籍の好茂生し、自然に心を風雅優美に相成上達の上は詩經楚辭文選之類より世人の詩迄解に益多し、文を作り候得者書籍の會得茂深く、和漢古今の事實より一己の見解書載之萬事の先華を後世に傳る益多し、箇様の中より聖賢治國修身の道ニ向ふ者茂有之候、旁學者の心懸無之而ハ不成事ニ候

一、士君子身を卑下し人を崇敬するハ修身之要務學問之第一義ニ候、誰そ可懈ニ非ず、乍去學問詩文ハ才を競候事人情ニ候得者、或は侮慢誹謗より銘々德義を損し怨害を得る事有之候、是又學問之方不宜故ニ候得ハ可慎事ニ候

一、言語容貌者人倫之儀表禮義之軌則ニも候得者學者尤可用心候、長上ハ勿論平常朋友之交ニも猥雜の慶對なく、衣服鬢髮いかにも閑雅儼莊に有之度候、近世士風衰其嗜不宜相見候、學者心懸肝要ニ候

一、酒は百禮之主樂事之長ニ候得者法度を越智慮を暗くし萬事之幣に相成候儀顯然ニ候、別而勤學中ハ何之技藝に不限惰慢を生し行事も壞候基候得者、學者厚戒慎可有之候、飲食男女は人之大慾ニ候得者是にて人の笑を得候事は愚者も所恥ニ候得者、苟學問ニ志候者ハ平日自己の戒慎は不及申候

一、君父師ハ在三之道にて事之如一と有之候、君食之父生之師教之の大恩にて凡生民此一を闕候而ハ不能生活事
二候、学者平生日用之間無間斷第一可用心事

右件々学者の規矩模範二候、学校は聖人孝悌五倫ノ教を明に示し士大夫より庶人に至まで材徳を養育して登庸
し玉ふ場所二候、今時五教館被取建銘々学業出精材徳成就之上者、其任ニ応し官職も被命の徳意ニ候得ハ、館
生之面々其所厚奉存朝暮洒掃應對ハ勿論、師弟之教長幼之礼嚴重相守切磋琢磨深切申談守徳進修第一可有之候、
春秋積業二者功過之賞罰も候得者、日夜相励功績を積ミて忠孝之令名を揚げ一藩子弟之亀鑑に所仰度者也

山口禎輔

本田章三

全一三カ条にわたり学問を修めることの重要性を説いている。学規中の「材徳」を「才智と徳」と換言すれば、これらを上させることが「家業」の存続と「君上之重恩」に報いることであるという。「材徳」は天から授かったものなので「大小賢愚」があるが、穀物や樹木に様々な用途があるように、個々の人間にも適材適所の役割があり、それを学問で養う（補う）ことが可能であると説く。ただ、「材智拔群」であつても「身行」を修めなければ徳は成就しないとす。学問については、第一に経書（いわゆる五経）を学修して聖賢の道を瞥見し、次に諸子（百家など）を読むことによつて古今の戦乱や国の興亡を学び、これらの中国古典をふまえたうえで、後世の古典注釈や我が国の先賢碩儒の著作、経世済民に関する書などに触れながら広く学ぶことが肝要であるという。

そのほか、年齢に応じた学修方法、経書のみならず文学（漢詩文）に接することの重要性、言語容貌の大切さ、飲酒・飲食に関する心掛けなど多岐に及ぶ。最後の箇所には「学校は聖人孝悌五倫ノ教を明に示し士大夫より庶人に至まで材徳を養育して登庸し玉ふ場所二候」とある。「五倫」とは、「五常」「五典」「五教」と同義であり、人のよるべき五つの道で、父子の親・君臣の義・夫婦の別・長幼の序・朋友の信のことであり、『孟子』滕文公上篇⁹⁹などに典拠がみられる。元來儒教は、社会生活のなかで個人がいかに生きていくべきか（聖人・賢人に近づけるか）を説いているものであり、

学問の修養はそれを具現化するためにあるとする。五教館設立の意図は、藩内のすべての人が「材徳」を養育することにあるとしめくくる。

又定テ二月・八月ニ積奠式ヲ設ケ、養老典ヲ行フヲ命ス此日秋田藩士加藤左司馬ヲ祿シ慶祿四十石・俸五口を賜ヒ、小姓班学頭ト為ス、左司馬徠学ヲ修メ、西遊シ遂ニ延カル

十八日公五教館ニ臨ム、諸有司・士族・農・商ニ至ルマテ入校ス、既ニシテ公講堂ニ在テ親令ス、山口禎輔令文ヲ讀ミ繼テ大学ヲ講ス、此日士族等皆禮服ス

「九葉実録」の学規の次の項では、毎年二月と八月には積奠(せきてん)(孔子の祭り)を執行することを決め、同年二月十八日には様々な身分の人が入校し、講堂において山口禎輔が『大学』を講義したことが記されている。

開校時には加藤鹿洲(かとうろくしゅう)(一七六五～一八三〇、名は守徳、左司馬と称す)を招聘した。鹿洲は秋田出身で折衷学派の泰斗山本北山(やまもとほくざん)(一七五二～一八二二)や京都の大儒皆川淇園(おおいがわいぎん)(一七三四～一八〇七)に学び秋田藩の儒官となった。五教館開校に当たり大村へ招聘され、以降文政十三年(一八三〇)に六六歳で没するまで、教育のみならず藩政にも貢献した。

寛政の末年頃には幼年の入門者が減少した年もあり、長男だけでなく次男三男であっても積極的に素読(古典の暗唱)を奨励している¹⁰⁰⁾。

■三、五教館の振興

十九世紀に入ると、大村藩周辺的情勢も五教館経営に関わってくることになる。「九葉実録」卷三十九¹⁰¹⁾には前述の加藤鹿洲が次のように上申した。

五月四日加藤左司馬上言ス

乍恐治國之道者得人材候を以第一之要務と仕候、假令如何程結構之良法被相立共其役々江被召置候人材無之候而者其法難被行候、古人茂治人者有而治法者無と申之候、是故兎ニも角にも人材成育を先務と仕候儀古今一轍ニ御

座候、扱人才者平日御養無之候而者自然二相育不申候故歴代学校之設有之材を造立候儀二御座候、乍恐御時節柄御國用御差問二付、萬般御入箇之廉々悉皆被為成御省略専ら節儉第一二被為行御徳政候儀恐悅至極奉存候、乍憚無用を省キ不急を去り量入制出候等者富國之要二御坐候由尤ケ様有之度儀二奉存候、就者今般五教館御殿并寮舎等右御省略之部二被相屬御翕縮二相成候趣奉承知候、畢竟右御場所如私學問未熟之者蒙教授之任候故、御家中一統子弟之教導不行届誠以曠官之罪相重り重畳奉恐入候、是迄御家中之振合相考見候處無何比年別而上下不好學問之風俗二相成、御學館年々相襄(衰力)當時者出館勤學之者茂甚減少仕勿論小路中其外ハ學問方被仰付候者も兎角無精勝二而染々出精之族無之候此振様二御座候ハハ、不遠退轉之姿二成行申間敷哉甚以痛心奉恐入候、前条申上候通治國第一材徳成達之御場所如斯相襄候儀、乍恐御政道一体二相通盛襄(衰力)相係り候御大事之儀二愚慮仕候、畢竟學問之道開兼士大夫惣而被相好候人乏處ハ自然一統二推移候儀二可有之哉、又者少々學問仕候者も問々二者放逸無慚之行狀等茂有之、又者學問之功用不學之人と格別優劣無之等之文盲之一概批判判茂可有之坎、又者學問者士氣を勵キ前言往行を蓄養候者故、自然と高上之様二も相見無止罪科等二陷入候類有之候故、是等二懲戒候而之儀坎御政務方江相列候輩者、何れ學問修行無之而不相濟儀二御坐候得者、其子弟之面々日夜勸進出精有之候様可被相導候儀尤二御座候處、無其儀甚難落着奉存候、乍恐惣而御國用等今日之御指問二至り候茂、皆御家中一統不學無術忠義之養殖薄キ處ハ相発候儀二御坐候得者、別而無懈怠時々我國之古賢之記録類也共曝日度儀奉存候、輕輩ハ尚更忘公營私候様之儀多御坐候茂、根元者不弁理義不知廉恥ハ起候、此大病療治仕候二者學問ハ増候葉石者無之奉存候、古語二も癒患莫如學と承候、然者御學館御繁榮之筋幾重にも可有御評議御座儀と奉存候、此上御毀縮相成者御家中一統學問不好唯時様二流行栄利專一志候風儀相來、尚又當時學問御取用之道二者無之と相心得候者、弥増文道衰士義廢候様二行立候者の然二御座候、就者御政道之大患莫太(大)之事と奉恐察候、其上文武之道者各國々々互二國之榮華を相競候者故是二而御政務之善惡評判仕候者二御座候得者他邦へ相聞朝廷無御人様二被相窺寔二恐多申上様二奉存候得共第一上御徳之御瑕疵と被為成、甚以不可然奉存候、畢竟私儀廿余年結構被召仕教導方寸功

不相立右御毀縮之御評論ニ相至候義誠ニ恐入候次第奉存候得者、可奉畏御評議之御指揮と奉存候得共、前条大切之次第黙止罷在候者、尚更不忠不義之罪茂相重り候儀と愚慮仕候付、不顧恐此段奉申上候、以上

この頃五教館及び附設の寮などを縮小する動きが藩内で生じていたようで、鹿洲はこの文章の冒頭で『荀子』君道篇¹⁰²を引用し「治人有りて治法無し」世が治まるのは人の力によるものであり法の力ではない、当時身分の上下に拘わらず「不好学問之風俗」となり、入門者も減少していることを鑑み、学問と藩政が連動していないことを痛烈に批判した。また「癒愚莫如学」（説苑¹⁰³）に「人皆知以食癒飢、莫知以学癒愚（人は皆食を以て飢を癒やすを知るも、学を以て愚を癒やすを知ることを莫し）」とある（という古語をふまえ、五教館の現状が他国や朝廷に周知されると本藩の「御瑕疵」となりかねないことを強く主張した。この上申に対して藩側は、「有司ヲ誹謗スル」ものとみなし、鹿洲の現職（使番格・境方文学総師範）を剥奪し、俸禄を半減させている¹⁰⁴。

この騒動における藩内の影響に関する詳細は不明であるが、その後の五教館は、天保二年（一八三一）正月十四日に「文武新館」として、桜田から本小路に移転し文館講義所（五教館）に武館講義所（治振軒）を併設させ幕末を迎えることになる。『大村史話』によると、当時の敷地は一八〇〇坪と広大であり、敷地内には講堂、藩主控室、御家老部屋、祭酒（学校長）その他教員部屋や寮に加え、年少者の学修を援助する「新部屋」も設置されていたという。

■四 幕末における五教館

天保十三年（一八四二）藩主純顕は朝川善庵（一七八一～一八四九）を招聘し、藩士教育の強化を図った。善庵（名は鼎、字は五鼎。善庵と号した）は天明元年（一七八二）四月十八日、片山兼山（一七三〇～一八二二）の末子として江戸に生まれた。二歳のとき父を喪い、母の再嫁先の朝川氏を称した。一二歳のとき山本北山に学んで将来を期待され、以後養父に連れられて京坂に遊学し、長崎・肥後・薩摩方面に遊学した。この頃から平戸侯の礼遇を受け、後その儒臣として仕えた。文化十二年（一八一五）冬、清国の船が伊豆下田に漂着した際、代官江川氏の招きに応じてこれと筆談し、弘化三年（一八四六）閏五月には將軍に謁した¹⁰⁵。「九葉実録」の同年九月の条には「学文才御教導御頼被申候」と大村次郎

左衛門ほか二名の連名の詞があり、翌十五日善庵は登城している。

元治元年（一八六四）には大村純熙が以下の訓令を發し家臣団の統一を図った¹⁰⁶。

五教館學則（元治元年十一月五日改）

- 一、文館祭酒學頭之外三十歳以下武術昇達の面々は勿論、出精の廉御見立に而稽古或は御仕立被仰付、其の外之面々たりとも執心の者は稽古場へ日日出席可致事
- 但三十歳以上たりとも熱心の面々は成丈文武共修業可致事
- 一、武館先生取立の外三十歳以下馬廻當職同嫡子十五歳以上之面々は十五日詰賄覺悟、御城下大給當職は八日同嫡子は十二日詰御賄被下右之日割を以て文館へ相詰其内學文昇達の面々は勿論出精の廉々相見立に而寮表其外日勤生被仰付候事
- 但三十歳以上たりとも熱心の面々は成丈文武共修業可致事
- 一、諸方部屋割の儀は武役其の外御側近く相勤候者たり共席順にて寮表部屋毎に一人づゝ加入致し其餘は日勤部屋新部屋へ止宿可致事
- 一、諸方人數の儀は小路割にて組合相立其の内能々人物御選に而舎長被仰付文武の技而已ならず諸事申談可致事
- 一、文武生一年の勤惰相調當年怠惰之面々は來年其の日數詰越可申付事
- 但御用向并忌中等に而出席數少儀は格別の事
- 一、三十歳以上文館之面々武館之面々文館出席届方勝手次第の事
- 一、武館諸術被仰付候二三男以下之輩馬廻給人之無差別晝後七時迄文館へ出席可致事
- 但寮詰被仰付候面々並に志に而願詰は格別の事
- 一、日々九時迄文館監非番より一人治振軒へ相詰晝後武館頭取一人五教館へ相詰可申候 但武館頭取は御前御目通之儀監察同様之事

一、武術は晝前文學は晝後夜業五時迄之事

一、馬術晝後稽古に相成是迄之通壹貳番之組合相立月に六度の定日にて稽古可致事 但六日之中兩日は是迄之通本稽古

一、武館諸流稽古且御仕立被仰付居候族寮表生は勿論日勤生たり共被仰付候は、御賄被下置候事 但日勤生より武術兼學被仰付候節も同様之事

一、御前會講釋は勿論寮表會且不時たり共御家老御用人其の外御役人透々出席可有之事

一、百五十石以上之面々次三男に不拘寮表生被仰付候共賄手覺悟之事 但役生は御賄被下置候

一、素讀生は朝六時より五時迄晝九時より八時まで之内弘道亭へ相詰三十歳以上武館出席勝手次第之面々より授讀可致事

一、一月之内五日御愼日之外十日、十五日、二十五日休業被仰付終日他出勝手次第之事 但其外たりとも故障之節は監察頭取へ可申出事

一、武館生學文昇達之廉見立を以て前廣祭酒より申達御前會之節賞ひ説之(豫習せる所を講義するなり)可為至事

一、禮法口上講之儀以來於治振軒晝夜修行可致事 但軍禮古實等取調之儀専務に相心得修行可致事

一、諸士稽古之儀御城下大給以上十五歳より十九歳迄は槍劍共修行可致事 尤二十歳以上執心一流稽古可致事 但兩様の稽古道具相備候儀致し兼候向には御貸道具被成御渡候

一、村大給以下士列の面々は志次第文武館出入不苦候事

一、百姓町人たり共執心の輩は出入願出御免之上出席可致事 但會讀席へは御見立に而末席被仰付候

一、文館詰所之儀は追々御手當可相成候付日限之儀は追て御沙汰可相成候事

『大村藩校「五教館」小史』によると、右の訓令の趣旨に基づいて、家老から発せられた「口上」には、「尊王」などの

文字がみえ、元治年間頃には尊王攘夷運動が藩是として確立していったことがうかがえる¹⁰⁾。また「百姓町人たり共」とあるように、藩校を一般に開放していたことが分かる。

更に、幕末における五教館の職員についてみると次のとおりである。

祭酒（後教授と稱す）

片山龍三郎

監察

加藤 勇

學頭

松林駒次郎（飯山） 大村翁助

鑑察^{（監か）}

山口善左衛門

鑑察^{（監か）}

中尾俊輔

寮生

竹松横目

廣田徳藏

村田小次郎

朝長熊平

佐藤九八郎

松田要三郎

緒方奎之進

岸根陳平^{（根平か）}

長岡治三郎

長岡新次郎

安田達三

山岡齋宮

松尾治太郎

渡邊範輔

山口敬次郎

宮原正太郎

深澤益三

志田兵作

中尾快助

表定詰

井石兵馬

福田百松

中村佐十郎

寮生

緒方助之進

佐々木源之助

今道源藏

横山元之進

瀧口俊藏

朝長健太郎

寮格

田中愼吾

表定詰

森 禎助

岩永尚澤

淺田虎作

日勤生

藤崎民藏

深澤榮之助

宮原周次郎

岩永源次郎

土橋才次郎

表詰

稻吉繁三郎

品川兵五郎

後藤守之進

一瀬長藏

松田道太郎

大村一太郎

内海滿之進

片山良藏

今道近之丞

朝長五郎太

本川祐三郎

森 竹太郎

富永途太郎

佐藤謹次郎

宮原直次郎

筒口嘉三郎

服部道助

朝長初之進

岡村次郎八 深澤覺次郎 深澤守太郎 福田常八 今里文太郎 河野虎太郎
 森 永之丞 山川助太郎 佐々木九十郎 針尾庄三郎 満井良藏 櫻井健助
 福田友左衛門

松林飯山^{写真4-7}が祭酒となったのは文久三年(一八六三)十月である。右の職員その他は文久元年(一八六一)八月二十八日、即ち飯山が大坂から帰って再び学頭になった当時のものであるという¹⁰⁸。「寮生」として記されている「長岡治三郎」は、初代文化勲章受章者である長岡半太郎(一八六五〜一九五〇)の実父であり、長岡博士も大村藩のいわゆる「勤王三十七士同盟」に関する文章を残している¹⁰⁹。

(吉田洋一)

註

- (1) 日本儒学の概要に関しては、戸川芳郎・久木幸男・尾藤正英「儒教」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第七巻 吉川弘文館 一九八六)、「儒教」(小学館編『日本大百科全書』Encyclopedia Nipponica 2001 小学館 一九八〇)など
- (2) 大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会 一九九四) 二六〇頁
- (3) 前掲註(2) 九二頁
- (4) 前掲註(2) 二二〇頁
- (5) 藤野 保「大村記」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第二巻 吉川弘文館 一九八〇)
- (6) 「九葉実録」卷之十(大村史談会編『九葉実録』第二冊 大村史談会 一九九五 七二頁)
 ①「九葉実録」卷之十七(前掲註(6)) 二二七頁、②松井保男「大村藩校「五教館」小史」(私家版 一九九〇) 一七頁
- (7) 鉄洲の事績に関しては、前掲註(7)② 一八頁及び、第五章第一節第二項を参照されたい。
- (8) 「懷旧楼筆記」卷四十六(日田郡教育会編『増補淡窓全集』上巻 思文閣出版 一九七一 六一〇〜六一四頁)。なお、原文・句読点を改めた箇所がある。
- (9) 同上
- (10) 井上義巳『広瀬淡窓』(人物叢書 一九〇〇)(吉川弘文館 一九八七初版) 一二四頁など
- (11) 「九葉実録」卷之三十九(大村史談会編『九葉実録』第三冊 大村史談会 一九九六 二七一頁)によると、文化十年(一八二三)

- 側用人に就任。
- ⑫ 「九葉実録」卷之五十二(大村史談会編『九葉実録』第四冊 大村史談会 一九九六 二二六頁)には、同年五月「側用人ヲ兼ネシム」とある。
- ⑬ 日田市教育庁世界遺産推進室編『廣瀬淡窓と咸宜園―近世日本の教育遺産として―』(日田市教育委員会 二〇一三)など参照。前掲註(7)② 五四〜五六頁
- ⑭ 前掲註(7)② 五九頁、「懐旧樓筆記」卷五十五 弘化二年(一八四五)四月十三日条(日田郡教育会編『増補淡窓全集』上巻 思文閣出版 一九七二 七二九頁)
- ⑮ 久田松和則『大村史―琴湖の日月』(国書刊行会 一九八八) 二二五頁
- ⑯ 個々の事績に関しては、大村史談会編『大村史話』中巻(大村史談会 一九七四)、笠井助治『大村藩・五教館』(笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』下 吉川弘文館 一九七〇)など
- ⑰ 大塚恭男「金元医学」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第四巻 吉川弘文館 一九八四)によると、中国の金元時代に隆盛した医学の流派。李杲・朱震亨のこと。
- ⑱ 概説に関しては、①深川農堂『大村藩の医学』(大村藩之医学出版会 一九二〇)、②大村市医師会編集委員会編『大村医史』(社団法人・大村医師会 一九九四)、③渡辺 涉『大村藩の医学』(大村史談会編『大村史話』中巻 大村史談会 一九七四)など
- ⑲ 前掲註(19)① 六頁
- ⑳ 前掲註(19)① 九頁には、上京の途上「真島春甫」に私淑し「一字をもらう記述がみえるが、眼科の「大家」馬島」と同家かは未詳。
- ㉑ 前掲註(19)① 二九〜四三頁
- ㉒ 前掲註(19)①のほか、加藤十久雄「長与俊達と古田山―大村藩における種痘法の研究―」(大村史談会編『大村史談』第五号 大村史談会 一九七〇)など
- ㉓ ①前掲註(7) 九三頁、②久田松和則「痘瘡予防の習俗と医療―肥前大村領の場合―」(大村史談会編『大村史談』第五十六号 大村史談会 二〇〇五) 以下痘瘡の事績に関してはこれによる。
- ㉔ 待山玄達の種痘所開設年及び開設地については未詳(前掲註(24)②)。
- ㉕ 専齋は安政元年(一八五四)適塾に入門し、明治元年(一八六八)長崎精得館(後の長崎医学校)頭取に就任、同六年文部省医務局長、同八年、同局を内務省に移し「衛生局」と改称した。「衛生」を造語したのも彼である。
- ㉖ 概説に関しては、石岡久夫「日本兵法史 兵法学の源流と展開」上・下巻(雄山閣 一九七二)など

前掲註(27)上巻の一五頁、以下兵法流派の記述はこれによる。

32) 山鹿素行著、田原嗣郎・守本順一郎校注「日本思想大系」32「山鹿素行」(岩波書店 一九七〇)

前掲註(2) 一一四頁

33) 河野忠博「大村純長と山鹿素行」(大村史談会編「大村史話」中巻 大村史談会 一九七九)

34) 前掲註(31) 九五頁。前掲註(27)下巻の一頁及び二頁にも山鹿素行が教授した藩主の中に純長の記録がみえる。

35) なお、一瀬義典所蔵「大村藩山鹿流陣立図屏風」(巻頭写真)との関連は未詳。

36) 「九葉実録」卷之六十二(大村史談会編「九葉実録」第五冊 大村史談会 一九八七 五六頁)の慶応元年(一八六五)の条には「山鹿・長沼二流ヲ廃シ、一般西洋銃隊ノ制始テ定ル」とある。

37) 峰文庫はかつて長崎市立博物館の所蔵であったが、現在は長崎歴史文化博物館に一括移管されている。刊行目録に、長崎市立博物館編「長崎市立博物館資料目録」(長崎市立博物館)の「文書資料編」(一九八九)「図書・地図・写真資料編」(一九九〇)「補遺」(一九九七)がある。なお器物類は、請求番号「天文学」図「測量器具のグループ」に分散して架蔵されている。これ以外にも

38) 同家伝来の資料は複数現存しており、例えば長崎歴史文化博物館収蔵「山下文書」・「古賀文庫」、大村市立史料館所蔵「大村藩峯家文書」に比較的まとまった分量が見られる。他に個人蔵の資料も伝存しており、その全体像についてはなお不明な点が多いことを付け加えておく。なお峰家伝来資料の存在が世に知られるきっかけとなった、「福岡日日新聞」昭和十一年(一九三六)六月十一日付夕刊記事も参照のこと。また峰文庫にまつわる近年の研究に、森山信孝「海を渡った大村藩天文方峰源助と峰文庫」(大村史談会編「大村史談」第六十五号 大村史談会 二〇一四 一〜一六頁)がある。

39) 以下、峰文庫資料の典拠を示す際に、一部刊行目録と異なる資料名を用いた場合があるが、混乱を避けるため請求番号を併記することとした。丁数の表記は「三才」(三丁表)、「一〇ウ」(一〇丁裏)のように略記した。また「新撰士系録」は大村市立史料館所蔵の複写本を、「九葉実録」は大村史談会編「九葉実録」(大村史談会 一九九四〜一九九七)、「郷村記」は藤野 保編「大村郷村記」(国書刊行会 一九八二)を利用し、それぞれ冊・巻号と頁数を示した。また峰家歴代の事跡については、特に注記しない場合、「新撰士系録」巻四の二二二〜二四〇頁、及び峰家伝来の家系図である「峰家系図」(峰 光代所蔵。故安部健児・安部登美子提供)に依拠した。

40) 滝口については「新撰士系録」巻十一、七三〜七四頁、及び松井保男「大村藩校「五教館」小史」(私家版 一九九〇)、一七〜一八頁参照。なお滝口が文化十一年(一八一四)に五十六歳で没したとする説があるが(大村史談会編「大村史話」中巻 一九七四 三四九頁)、「新撰士系録」「九葉実録」等の記述と明らかに矛盾するため、これを採ることはできない。ここでは生

没年未詳、十八世紀活躍とするにとどめ、後考を俟ちたい。なお宇右衛門督の父・峰又兵衛全(一六六二～一七二三)は、占法に詳しく、「所茲奇中」郷深称之(前掲「峰家系図」)ほどであった。関連資料に「占秘伝集」元禄二年・峯又兵衛尉盛昌奥書(峰文庫四四〇―五二)などがある。ただし彼に天文暦学の素養があつたかは不明である。また又兵衛は楊心流柔術の達人で、大江千兵衛から受けた免許状の写真が残っている。大村史談会編「大村史話」下巻(大村史談会 一九七四)、九〇頁。

37 この「深澤與五郎」は、年代等から考えて、鯨組の深澤與五郎幸曹(一七二三～九二)であろう。柴田恵司「深澤組小伝」(大村史談会編「大村史話」第四五号 一九九五 一～三三頁)、及び指方邦彦「深澤家墓碑」(同上 三三～四一頁)参照。また授時暦の天文学的な内容については、藪内 清・中山 茂「授時暦 訳注と研究」(アイ・ケイコーポレーション 二〇〇六)参照。なお大村市立史料館所蔵「丁丑歳七曜暦」(御厨家史料二八〇―二七)は、宝暦七丑年(一七五七)の七曜暦と推定され、年代的に考えて宇右衛門督か滝口の推算によるものである可能性があるが、現資料では確証が得られず、後考を俟ちたい。

38 なお「新撰土系録」の伝治徳の項には「後免許蒙可執行火術方且曆道方之命。家督之後火曆方共可執行之命猶旧」と見え、この下命は曆道方のみならず火術方(砲術)も合わせてのものであった。峰家の人々が代々砲術を行っていたことは、峰文庫資料から明らかであり、この二つの学問は近世大村では非常に密接な関係にあった。

39 淵山の生年は『九葉実録』第四冊、四頁所収の上申書の内容から元文五年(一七四〇)と確定できるが、没年は未詳であるため、同上申書の成立年である文化十五年(文政元・一八一八)を一応の上限としておく。

40 「宝暦十三癸未十一月、七曜暦 手二而可仕旨被 仰付。尤當時勤方有之故、急ニ成就可被難間、二三ヶ年送候而不苦、何レ一手二而出来候儀専一之事二候条、其心得ニ而可仕趣被仰渡。依而翌申年ヨリ考、今年明和四丁亥七月成就。同月九日於御役所御月番御用人針尾縫殿助殿江本書相渡候事」。

41 中尾博二「伊能忠敬と大村藩測量」(前掲「大村史話」中巻 二二四～二四二頁)参照。

42 峰家墓地(大村市上諏訪町の墓碑銘によると、宇右衛門厚と比定し得る人物として「眞成院宗清日淨信士/明治元年三月十九日」若しくは「上[常]在院觀月日體信士/明治十四年五月六日」の二人がある。また本経寺が安政七年(一八六〇)三月付で作成した峰家の宗門手形には「七拾式 宇右衛門」とあり、明治二～三年(一八六九～七〇)の宗門改帳控にはその名が見えない。「宗門御改帳・宗門手形(峰家)」長崎歴史文化博物館収蔵、一三五七八〇―三。以上から、墓碑銘の前者を宇右衛門厚と比定し、没年を明治元年(一八六八)としておく。

43 峰文庫に現存する「甲戌七曜暦」文化十一年(峰文庫四四〇―四〇)がこれに該当すると思われる。

44 伊能忠敬記念館所蔵(書状類三五三)。伊能勘解由宛、土屋右衛門之丞書簡、三月五日付。

〔口上覚〔曆法稽古料辞退の件〕〕(峰文庫四四〇―五五―四九)参照。この覚書は、内容から判断して、宇右衛門厚が嘉永五年(一八五二)に執筆したものと推定され、「書簡〔断簡〕」(同四四〇―五五―一八)と本来一続きの文書である。

47 同様の状況は、前掲「口上覚〔曆法稽古料辞退の件〕」及び前掲「書簡〔断簡〕」にも詳しく記されている。なお淵山の天文学の弟子には、天明五年(一七八五)入門の河野團右衛門・池田小太郎がいた。『九葉実録』第二冊 二七八頁。また伊能の弟子となった前掲の「瀬悦右衛門も、宇右衛門厚とともに淵山の元で彗星観測を行っており、淵山の弟子であった可能性が高い。淵山伴治〔星見控 八月二十七日〕(峰文庫四四〇―五五―一五)参照。

48 前掲「書簡〔断簡〕」。なお宇右衛門厚の弟子の一人は淵山の孫の淵山増兵衛(庄平)貞音、神近の弟子の一人は曾孫の淵山半平貞行だった。「新撰土系録」巻四上 四〇〇―四二頁。

49 渋川景佑については、渡辺敏夫『近世日本天文学史』上巻(恒星社厚生閣 一九八四) 三五一―三八九頁参照。特に源助との関係については、伊藤節子『幕府天文方渋川景佑と大村藩天文学者峰源助の学問的交流』(国立天文台編『国立天文台報』第七巻 国立天文台 二〇〇四 一五―二八頁、及び伊藤節子『大村藩測量方 峰源助について』(日本科学史学会編『科学史研究』第四七巻(二四六号) 日本科学史学会 岩波書店 二〇〇八) 一一二―一五頁に詳しい。

50 「暦作測量御用留」(東北大学附属図書館・林文庫二八五六、九段坂測量所印あり)、第三冊・嘉永四年辛亥、一四才―一五ウ。なお該当本文には、後代の補筆とみられる書き込みが随所に見られるが、源助に関するものと判断されるテキストのみを掲げた。峰源助『船中日録』(峰文庫二九〇―一、二、三ウ。翻刻テキストは、春名 徹・峯潔の上海経験「船中日録」と「清国上海見聞録」)〔調布学園女子短期大学編〕調布日本文化』第八号 調布学園女子短期大学 一九九八) 二七―一〇〇頁、特に四五頁を参照。ただし同テキストは少なからぬ誤脱を含むもので(その詳細と限界については既に春名が詳しく論じている。同上、三四―三六頁)、本稿の引用では原本の読みに従ったことを明記しておく。

51 「食食実測記」(東北大学附属図書館・林文庫二八五三、九段坂測量所印)、第五冊、八五才―八六才、九七才―九八才、一一九才―一二〇才。

52 前掲註(49)伊藤(二〇〇四) 二五―二六頁。

53 景佑の著作「暦学聞見録」(国立天文台三鷹図書館蔵、天文・暦書五〇九)を、源助が再編して同名の著作「見聞録」(暦学聞見録〔峰文庫四四〇―一八、及び同四四〇―一九にまとめていることは、その一例である。前掲註(49)伊藤(二〇〇四) 二四―二五頁、及び伊藤(二〇〇八) 一一三―一四頁)。

54 景佑の管理下にあった資料の一覧については、渋川景佑編「暦書目録(明時館図書目録)」、大崎正次編「天文方関係史料」(私家

版 一九七二） 九九～一二七頁参照。

56 なお峰家伝来資料の「天学書出し入レ控帳」（大村市立史料館所蔵・大村藩名家文書、B5、文化九年申十一月）に、「二、天経或問 三冊」と見えるため、このうちの一部は、源助が大村から江戸に持参したものかもしれない。

57 峰文庫四四〇―四、序図巻、序八才、及び天巻、九才。同四四〇―八、天巻、四三ウ。

58 峰文庫四四〇―四、序図巻、序九才、及び天巻、三七才、三九ウ、四九ウ、五〇ウ。同四四〇―八、天巻、三才、九才、一〇ウ、一一ウ、一六ウ、一九ウ、二三ウ、二五才、三七才、三九ウ。

59 比較には「校正天経或問」（東北大学附属図書館所蔵・林文庫二七七三。景佑の蔵書印「明時館図書印」あり）を用いた。なお峰文庫に同書の架蔵はないが、佑賢が同書に続いて翌嘉永六年に編纂した「校正天経或問国字解」（峰文庫四四〇―一三）の写本があり、また「天経或問備忘録」（同四四〇―四三。表紙墨書「峰潔筆記」）のよつな備忘録もある。

60 前掲註(49)伊藤(二〇〇八) 一一四頁参照。

61 これらの著作と関連する写本・雑記類に以下のものがある。篠原善富「曆象考成法七曜推歩名目解」（峰文庫四四〇―一七）、「後編新法」推歩法雑記」（同四四〇―一九）、「五緯曆指解義」（同四四〇―三五。奥書「嘉永四年十二月廿一日会読了」）、「日躔曆指解義」（同四四〇―四二。表紙墨書「峰潔蔵書」）、「恒星曆指解義」（同四四〇―四五）、「交食細艸 曆象考成下編法」（同四四〇―四八）、「曆象考成熟読雑記」（同四四〇―四九）、「月離曆指解義」（同四四〇―四五〇）。

62 有坂隆道「享和期における麻田流天文学家の活動をめぐって―「星学手簡」の紹介―」（有坂隆道編『日本洋学史の研究』第一巻 創元社 一九六八）二〇五～二〇七頁。また吉田 忠「高橋至時と西洋天文学」、『天文月報』第九八巻第五号 二〇〇五 二九二頁も併せて参照のこと。

63 これは前掲「曆作測量御用留」に名前の見える、江戸留守居役の稲田隼人であろう。「新撰土系録」巻二十二 二二五頁。

64 本書簡は志筑忠雄「曆象新書」（峰文庫四四〇―一五三）の表紙裏張り文書として利用されていたもので、長崎歴史文化博物館における二〇〇六年の修復時に確認されたものである。本項目の執筆者は、これを含む峰文庫の裏張り文書群に関する共著報告を別途準備している。

65 志田一夫「大村純熙と洋学」（前掲『大村史話』下巻 八六～一〇二頁）参照。該当写真は九一頁掲載。同論文には「今回初めて世に公開した峰家の貴重な古文書は、戸主であつて筆者とは玖島学館時代同級生であつた峰 浩氏が見せて下さつた文献であるが、逝去された今では惜しくも散佚してしまつて回収不能の状態にある。これを歎かれた伯父の山下 篤氏（長崎在住）は、東西に奔走して探索しておられるが、史話に峰家のことを書き残すことになつたので、資料を発見する毎に写真まで添えて届

けて下さった」とあり(九九頁)、そうして届けられた写真の一つであったと思われる。

- 66 「気朔簡法」については、東北大学附属図書館・岡本文庫本(写本九三二)。高橋景保の印記「高橋蔵書」「求己堂圖書記(あり)」を、「新考交食法」については峰文庫本(同四四〇―五二)をそれぞれ参照した。なお天保七年(一八三六)に岡山藩の命で景佑に入門し、翌年に免許皆伝となった片山金弥(一七八八―一八五二)が伝授された法も、「新考交食法」と「気朔簡法」であった。竹林栄一・田村啓介「窪田家資料(一)」(岡山県立博物館編「岡山県立博物館研究報告」第二号 岡山県立博物館 一九九一 一―六七頁 特に五七―五八頁)参照。

- 67 この「日本地図」は、「沿海地図(伊能小図)」(長崎歴史文化博物館収蔵、図一七三)を指すと思われる。

「郷村記」の最終編纂過程を伝える資料に、峰文庫所収の草稿群(同二九〇―一――三三)と山下文書(長崎歴史文化博物館収蔵)がある。後者の概要については、長崎県の郷土史料編纂委員会編「長崎県の郷土史料:長崎県立長崎図書館所蔵郷土史料解題」(長崎県立長崎図書館 一九八八) 七九―八〇頁参照。

- 70 前掲註(51)「船中日録」、一才―三才、及び春名(一九九八) 四二―四四頁参照。

前掲註(49)伊藤(二〇〇四) 二五頁、及び伊藤(二〇〇八) 一一四頁。以下に、今回参照した写本六点の一览と相互の関係をまとめる。景佑著作:①狩野本(東北大学附属図書館所蔵・狩野文庫七―二―一九六、四冊・本編上・同下・附録上・同下、明時館図書印)、②林集書本(同館・林集書一七二七、一冊・本編上下附録上下合一冊)、③峰文庫本(同四二〇―三二、二冊・本編上下・附録上下)。源助著作:④大村本(大村市立史料館所蔵・史料館史料一〇五―三三、一冊、源助の印記「潔」印あり、原外題「遠鏡町見手引草」、序・表なし、内題「遠鏡町見手引草」、⑤大村御厨本(同館所蔵・御厨家史料一〇二―三五、一冊、外題「遠鏡町見手引草」、序題「遠鏡町見表引」(安政五年二月源助序、内題「遠鏡町見手引草」、⑥峰文庫本(同四一〇―一五、一冊、外題「遠鏡町見手引草」、序題「遠鏡町見表引」(安政五年二月源助序、内題「遠鏡町見手引草」)。①は推敲の朱書や下ケ札が多数付された草稿の類で、②③は完成稿の写本。④には推敲の書き込みが縦横に見られ、源助の印記「潔」が捺されることから、源助著作の自筆草稿(序・表なし)と見られ、⑤⑥は完成稿と見られる。

- 71 前掲註(49)伊藤(二〇〇四) 二五頁。

なお源助が「郷村記」七九巻と共に藩に献上したという「地理細測記 全部 六十六冊」(大村郷村記 第一巻、五頁)は現存が確認できない。類似した標題を持つ写本「地勢細測記」の峰文庫本(同四一〇―一七、表紙墨書「峰潔蔵書」と国立天文台本(測量二七六四、明時館図書印)を検討したところ、二本とも内容は共通で、五島・久賀島の測量結果をまとめたものであるが、「郷村記」「地理細測記」との関係だけでなく、著者・成立年代も不明であり、後考を俟たねばならない。なお源助が大村藩の諸台

場(寄船、面高、松島、三重、式見、神浦、手熊、福田)とその周辺を測量した際の野帳と見られる写本「御台場町見取調子草稿」(峰文庫三二〇—)が現存している。

73 尾本については、深川農堂『大村藩の医学』(大村藩之医学出版会 一九三〇) 四七〜五一頁及び六三〜六四頁、及び田崎哲郎『在村の蘭学』(名著出版 一九八五) 一七〜一九二頁参照。

74 前掲註(51)春名(一九九八)に両者の翻刻テキストが、田崎哲郎「峯潔『清國上海見聞録』」(愛知大学国際問題研究所編『愛知大学国際問題研究所紀要』第二三八号 愛知大学国際問題研究所 二〇一一) (一)〜(四)頁に後者の新翻刻テキストが収録される。また峰文庫架蔵の「雑事録」(同二九〇—三二)も上海見聞の関連資料である。なお源助は、上海見聞の報告書を後日藩に録上しており、『九葉実録』第四冊 二〇八頁、上の両記録はその草稿と位置づけ得るが、録上された正本の現存は確認できない。

75 前掲註(51)春名(一九九八) 三〇頁。なお源助が上海の文人と交わした筆談の中には「清朝曆方今猶從曆書考成後編歩法乎」(北京欽天監有早前西洋人教者之人)といった近世日本の曆学者ならではの質問もあり、興味深い。前掲「船中日録」、五一ウ及び前掲註(51)春名(一九九八) 七六頁参照。

76 前掲「船中日録」、三ウ、及び前掲註(51)春名(一九九八) 四五頁。金子半七郎・豊太郎親子については、前掲註(49)渡辺(一九八四) 三七〜三七二頁参照。

77 前掲「交食実測記」、第五冊、八五才、九七ウ〜九八才、一一九才〜ウ参照。

78 前掲「船中日録」、三ウ〜五ウ、及び前掲註(51)春名(一九九八) 四五〜四七頁。

79 掲載される数値には、長崎から上海に向かう航海期間に当たる四月三十日から五月三日の東経・北緯値などがあるが、原本には「推測」と併記されるため、実測値とは考えにくい。前掲「船中日録」、五一才、及び前掲註(51)春名(一九九八) 七六頁参照。

80 前掲「清國上海見聞録草稿」、四才〜九ウ。前掲註(51)春名(一九九八) 二九頁 八六〜八九頁、及び前掲註(74)田崎(二〇一一) (五)〜(七)頁。

81 前掲註(51)春名(一九九八) 二九頁参照。

82 『九葉実録』第五冊、二二七頁。なお源助は、その直前の同年十一月二日に、旧知の仲であった勘定奉行・中尾静摩の元を訪問し、この増加のことを告げている。前掲註(51)春名(一九九八) 三三〜三四頁、及び中尾博一「中尾静摩日録(四)」(大村史談会編『大村史談』第十六号 大村史談会 一九七九) 九九頁参照。また文久四年(元治元・一八六四)三月十日と四月二十三日には、当時郡奉行として瀬戸大番所に詰めていた中尾の元を、「采地」を見るため来訪している。同「同日録(八)」(同第一八号

一九八〇）七三頁、七五頁。更にやや時代は下るが、源助が慶応二年（一八六六）に西彼杵郡下岳村（現西海市西彼町下岳郷）に田畑、屋敷を賜った高土石加増文書の存在が知られる。前掲『大村史話』下巻 九二頁参照。

前掲註(36) 松井（一九九〇）九三〜一〇〇頁、特に九七頁参照。

なお現行目録には、同絵図の成立年、作者として「明治二年八月。稲毛惣左衛門、吉村極人、福田弘人作」と見えるが、絵図本体にその種の情報は確認できなかった。

平岡隆二「長崎の印章―蔵書印を中心に―」〔長崎歴史文化博物館編『長崎歴史文化博物館研究紀要』第五号 長崎歴史文化博物館 二〇一一〕 五一〜六五頁、特に五七〜五八頁参照。

石川松太郎「藩校」〔国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十一巻 吉川弘文館 一九九〇〕など

藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』〔高科書店 一九九四〕

金谷 治著、吉川幸次郎監修『中国古典選』8「孟子」上〔朝日文庫〕〔朝日新聞社出版局 一九七八〕

大村史談会編『九葉実録』第一冊〔大村史談会 一九九四〕 九三頁

唐通事に関しては、盛山隆行「長崎唐通事 林三郎太 親茂 敬立の「石欄」」〔長崎談叢〕編集委員会編『長崎談叢』第九十五輯

長崎史談会 二〇〇六）など

前掲註(89) 一〇二頁

〔徳川實紀〕〔常憲院殿御實紀 卷二十七〕〔黒板勝美編』新訂増補國史大系』第四十三巻『徳川實紀』第八篇（新装版） 吉川弘文館 一九九九〕

①木下義春「五教館」〔大村史談会編『大村史話』中巻 大村史談会 一九七九〕、②前掲註(88) 二四八頁、③大村史談会編『九葉実録』第二冊〔大村史談会 一九九五〕 七二頁など

前掲註(93) ③ 三二〇〜三二五頁、以下「五教館学規」の典拠はこの箇所による。

福井久蔵「諸大名の学術と文芸の研究」〔厚生閣 一九三七〕

大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰士系録」四十二上（複写）に収載される山口氏系譜の十八丁（頁）には、天保六年（一八三五）頃、五教館に学び同十二年（一八四一）に同館表定詰、嘉永六年（一八五三）のロシア船長崎来港の際には七口固を務めたようである。七口固とは大村藩による幕府領長崎の出入口に設置された番所七カ所の警衛のこと。清水紘一執筆第一章第三節第五項を参照されたい。

前掲註(93) ④ 二八三頁

- ⑨8 笠井助治『近世藩校に於ける学統学派の研究』下(吉川弘文館 一九七〇) 一六七七八頁
 前掲註(88)
- ⑨9 前掲註(93)③ 三四七頁
- ⑩0 大村史談会編『九葉実録』第三冊(大村史談会 一九九六) 二五四〜二五六頁
- ⑩1 藤井專英『新釈漢文大系』5「荀子」上(明治書院 一九六六)
- ⑩2 劉向編『説苑』(王雲五主編『四部叢刊正編』第17卷 台湾商務印書館 一九八〇所収)
- ⑩3 前掲註(101)
- ⑩4 頼 惟勤「朝川善庵」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第一卷 吉川弘文館 一九七九)など
- ⑩5 長崎県教育会編『長崎県教育史』上巻(長崎県教育会 臨川書店 一九七五復刻) 一三五〜一三八頁。同書の初版は昭和十七年(一九四二)である。
- ⑩6 松井保男「大村藩校」『五教館』小史(私家版 一九九〇) 八三頁
- ⑩7 前掲註(106) 二二九〜二四〇頁
- ⑩8 前掲註(107) 八三〜八四頁

第二節 大村藩の文化

一 歌道

個人の心情を五・七・五・七・七で表現する和歌は、奈良時代以降、日本独自に発達した文芸である。中世以降、和歌は武士層にも受け入れられ、戦国時代までには支配層の主な教養の一つとなった。中でも、戦国期の細川幽斎(藤孝)は、武将でありながら三条西実枝から『古今和歌集』の秘伝、いわゆる「古今伝授」を受けたほどの歌人である。近世和歌の源流は、この細川幽斎と言っても過言ではない。

近世初期の和歌史を概観すると、一般的に堂上から地下へ、上から下への和歌の浸透という流れがある。すなわち、近世前期は中世以来の伝統を継承し口伝を重視する、皇族や公家層の、いわゆる堂上歌人を中心とした堂上歌壇(二

条派歌学)が隆盛した。近世中期以降は、堂上歌壇への批判を行った地下歌人や国学派歌人が登場し、彼らを通じて全国的、かつ様々な階層に和歌が受容され、日本の代表的な文化の一つとして定着した¹⁾。

このように和歌が受容されていく背景には、交通網の発達による人や地域間の交流の活発化や、出版技術の向上といった情報手段の発達など、様々な要因が考えられる。しかし、和歌が社会的に広がる上で大事なものは、人と人とのつながり、一般的な師資相承の関係だけでなく、共通の趣味や嗜好を同じくする集団の存在であろう。和歌を詠むという行為は、単に一個人の行為だけではなく、人と人をつなぐ重要なツールでもあった。

多くの近世大名も、自身の教養の一つとして和歌を学んだ。これは大村家も例外ではない。近世以前では、戦国時代の当主、純前が和歌を嗜み、室町幕府政所執事時代の蜷川氏と和歌の交換を行っている²⁾。また、大村家史料の中には、多くの和歌関係の史料が残されており、大村家と和歌との関係は決して浅くはないと言えるであろう。しかし、大村の和歌に関する研究は少なく、まだ不十分な状況と言える。ここでは、大村市立史料館が所蔵する藩主とその一族の作品に注目して大村藩の和歌について述べたい。なかでも、その作品が生まれる背景や人間関係等に焦点を当てて述べていきたい。

一、「純長公御詠歌 八十首」(御厨家史料)

本史料は四代藩主純長の詠歌八〇首を収めたもので、縦二六・七センチメートル×横一八・五センチメートル、楮紙九丁の綴りの冊子である。序文や跋文はなく、成立年や経緯は不明であるが、「顯了院殿」の尊称があることから、純長没後に編集されたことが分かる。内容は「春霞」「庭雪」などの歌題に対して歌を詠む、いわゆる題詠和歌の形式である。冒頭の三首を見ると、

月前梅



写真5-9 「純長公御詠歌 八十首」
(大村市立史料館所蔵 御厨家史料)

これも又人に見せはやかすむ夜の梅咲庭の春の月影

梅の花咲きし庭に霜のおけるを見て

さえかへり今朝置霜ハよのほとにちり敷梅の花と見てまし

鶯を聞て

老らくの耳にももれぬ鶯の初音うれしき今朝の一声

「梅」「鶯」の季語から、ともに早春の景色を詠んだ和歌で、一首目は夜の庭に咲く梅に月が照らされる見事さを、二首目は春先に降りた霜を散った梅の花に見立てて詠んだもの、三首目は年老いてもなお早朝に聞いた鶯の声に春の喜びを詠んだ歌である。収録されている八〇首のほとんどが四季の情景を織り込んだものとなっている。これらの歌がいつ詠まれたものかは不明であるが、三首目に「老らくの」とあることから、純長晩年の頃の作品かと推測される。

残念ながら、純長が誰に和歌を学んだのか、これをうかがう史料は管見の限り見当たらない。しかし、藩政記録「九葉実録」巻之五には、「公又風流国歌を嗜ム」とあり、また、側近が献上した蕎麦粉などの返礼に、「側子」と「蕎麦粉」を懸けた和歌を詠んだというエピソードも記され③、純長の和歌の技量は優れていたようである。

そこで注目したいのが、本史料の「中院大納言通躬卿御点」の記述である。これは、近世初頭の公家、中院通躬（一六六八〜一七四〇）が純長の和歌に点を加えたことを示している。大村家には、通躬が純長の七〇歳を祝った和歌（大村家史料「中院大納言通躬書」）も残されており、通躬と純長は親しい関係にあったものと思われる。

中院家は久我通親五男の通方を祖とする村上源氏系の公家で、歴代当主は和歌に長じており、特に通躬の父通茂は、御水尾天皇（在位一六一一〜一二九）から古今伝授を受け、後水尾・靈元歌壇の中心人物として活躍した歌人であった。その子の通躬も優れた歌人であり、通茂没後は、靈元歌壇の主要メンバーとして活動した④。

右の後水尾天皇や中院家らによる堂上歌壇とは、既述のように、近世初頭から元禄年間までの和歌の主流をなし

た天皇・公家を中心とする宮廷歌壇のことである。細川幽齋から古今伝授を受けた八条宮智仁親王は、寛永二年（一六二五）に、これを後水尾天皇へと伝えた。古今伝授者となった天皇は、精力的に公家たちの指導を行い、宮廷歌壇の指導者として御所伝授を創始して宮廷歌壇を隆盛に導いた。その特徴は、口伝や書写による秘伝（権威主義）とされている⁵⁾。

この後水尾天皇が率いる堂上歌壇では、問答や添削による指導を主にしていたという。なかでも後水尾天皇の添削方法の特徴は、①初句の工夫、②懸詞の使用、③本歌取りの三点で、美しい和歌の世界をいかに作り出すかという点に重きがおかれたという⁶⁾。中院通躬もその薫陶を受けたことは間違いなく、通躬の純長への添削も同様であったと思われる。また、御水尾天皇との関係では、純長は天皇宸筆による三十六歌仙の和歌を、宝永三年（一七〇六）五月に書写している⁷⁾。後述のように、大村家には後水尾天皇の和歌がいくつか残されており、大村家が積極的に堂上歌壇を学んでいた様子が見える。

以上を踏まえれば、純長は中院通躬を通じて堂上歌壇の歌学を学んでおり、通躬は純長の和歌の師の一人であった可能性が考えられる。また、歌の表記がいわゆる国学の歴史的仮名遣いに従わず、堂上歌壇の「定家仮名遣い」に従っている点も指摘できることから本史料は大村家と京都の堂上歌壇との関係を示す格好の史料と言えよう。

このように、堂上歌壇は、その権威と和歌の指導を通じて全国の大名家に影響を有して、大名家の方も積極的につながりをもった。これは、単に学問的な向上心だけでなく、自身の職務とも密接にかかわることであったからである。例えば、陸奥一関藩の初代藩主で、元禄期に活躍した大名歌人の田村建頭は、中院通茂や日野弘資を歌学の師として研鑽に励んだ。建頭は、外様の小藩ながら勅使・院使の館供役（馳走役）や奏者番などの役職を歴任し、特に後者は、江戸城内の礼式を司り、江戸幕府から皇室や公家への上使も務めるため、公家衆との接触も多かった。当然、建頭はこの機会に彼らと和歌の交流を行ったであろう。公家衆と共通の教養を有することは、自身の職務をより有利に遂行できたと推測され、事実、建頭は奏者番を長く務めることになった⁸⁾。純長の場合、中院通躬と

の関係がいつ生まれたのかは不明だが、藩主在任中（一六五一～一七〇六）、四度の勅使・院使の饗応役を務めており⑤、このような機会に通躬ら公家衆との関係も生まれたのであろう。このように、大名が和歌を学ぶ背景には、自身の教養の向上だけでなく、職務上の理由もあつたのである。

二・藩主大村純鎮・純昌と正室恭容院の和歌

大村家史料に「和歌 恭容院二首、丹後守二首、信濃守二首」という一枚物の史料がある。これは、九代藩主純鎮、一〇代藩主純昌、純昌の正室恭容院の和歌を記したもので、縦三七^{テリ}×横五〇^{テリ}の料紙に記されている。「御箱之内ニ而見へ不申候」、「御見出し候ハ、御箱之内へ御添被下度」と記されていることから、もともと短冊などに記されて箱に納められていたものを、後年に別人が筆写したものと考えられる。

（恭容院）

身の程をたまさかにかえり見よ日々に三度はよしかたくとも
あきらけき御代にあふみのか、み山くもりなしとは人もみるらし

（純昌）

梅の花それとはかりに久方の雲井に見えて香に匂ひける

（純鎮）

神代にもかくとそあらめ今朝の春

純鎮は、藩主在任中に藩校五教館を設立し、教育に力をいれた藩主である。純昌は、絵画をはじめ文事に優れた藩主で、大村家史料中にも何点かの純昌の絵が伝わっている。恭容院は、石見国津和野藩主（現島根県津和野町）の亀井矩賢^{かめいのりかた}の娘で、純昌と同じく絵や和歌等に優れていた。恭容院には、自筆の読本の筆写本が残されており、学問を愛した人物であることがうかがえる。

三人の和歌の師は不明であるが、その和歌には堂上歌壇の技法が用いられている。例えば、恭容院の二首目では、

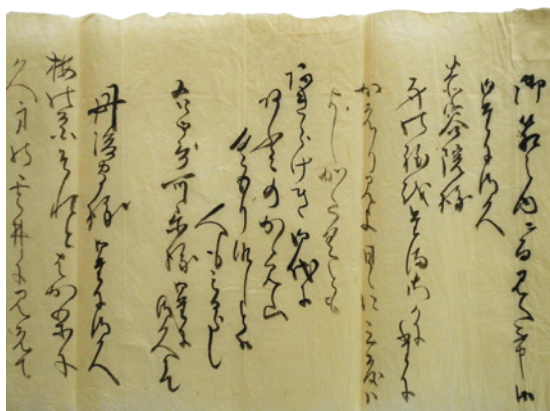


写真5-10 「和歌 恭容院二首・丹後守二首・信濃守二首」
(大村市立史料館所蔵 大村家史料)

二句目の「御代にあふみの」は「逢う身」と「近江」という掛詞を、三句目の「か、み山」は近江の歌枕で、その後が続く「くもりなし」や「人もみるらし」と言った「縁語」を詠み込んだものである。このように、歌枕や掛詞・縁語などが使われている。

純鎮、純昌の藩主在任中（一七六〇～一八三八）の全国的な和歌界は、地下歌人と呼ばれる歌人らが登場し、彼らとその門人たちによって全国的に和歌が広まっていった時期である。元禄期以降、下河辺長流や戸田茂睡、僧の契沖、荷田春満などの地下歌人たちは、堂上派歌学を口伝に縛られ硬直化したものと批判した。彼らの主張は次第に多くの支持を得て、近世後期にはそれぞれの歌人が独自の歌学を展開し、相互に批評や添削などを行いながら幅広く門人を獲得していった。折しも、国学研究が盛んになり、和歌はその一分野として研究され、国学系の私塾等では国学と共に歌学も指導されるようになった。特に国学を思想背景に和歌の革新を行った賀茂真淵、真淵門下で『源氏物語』などの古典研究を通じて日本古来の本質を「もののはれ」に見出した本居宣長や、真淵の歌論を批判し、『古今和歌集』に基づく現代的な詠歌を主張した香川景樹は、それぞれに多くの門人を抱えた。特に、宣長門下の「鈴屋派」、景樹門下の「桂園派」は、近世後期から幕末にかけて和歌界をリードした。彼らは、それぞれの宗匠の詠風を受け継ぎながら、他派の門人たちと交流や批評を繰り返しながら、和歌人口を拡大（歌学の「大衆化」）していった。

三、藩主大村純顕と弟阿部正備の和歌

幕末では、一一代藩主純顕（淡笑）の和歌短冊が三首、その弟で陸奥白河藩の四代藩主阿部正備（一八二三～

七四)のものが二首、残されている。いずれも縦三五×三六センチメートル×横約六センチメートル。純蹟のものは一・二首目が金地下絵の短冊、三首目は下書きの短冊に記されている。まずは純蹟の和歌を見てみよう。

(ア) 題「御返し」村雲はきえて月のみ墨田河あかすや人の詠あかさん

(イ) 題「御返し」思やる心をなかれほと、きすとをきあつまに聞人のため

(ウ) (題なし)五年の君か情の末かけてやかれの涙せきもあへせず 純蹟

前の二首には、いずれも裏側に異筆で「淡笑様御筆」との書き込みがあることから、純蹟の自筆の和歌であることが分かる。頭に記されている「御返し」とは、相手の歌に対して返す、いわゆる返歌であることを示す。(ア)は、隅田川にかかる月の情景を飽かずに詠む人を詠んだもの。(イ)は、夏の訪れを告げるホトトギスの声を、東(遠き東に)、江戸のことか)にいる人に聞かせよとの歌。(ウ)は、「君」との五年もの交流を別れ悲しむ歌である。目の前の情景や心の機微を歌にしたものと言えよう。

次の二首は正備のものである。ただし、現存する正備の筆跡とは異なることから、ともに別人による写しと思われる。

正備は一〇代純昌の五男で、天保九年(一八三八)、若死した白河藩主阿部正瞭あべのまさあきの養子となり、同年六月二十八日に一六歳で跡を継いだ。白河藩では文武を奨励し、藩校修道館を大村藩の五教館と同じく武士以外にも開放し、自身も和歌に長じた大名歌人でもあった¹⁾。

(エ) (題)「初雁の声を聞侍りて」心あらは都へつけよ

天津雁われ白河の関を守と 正備

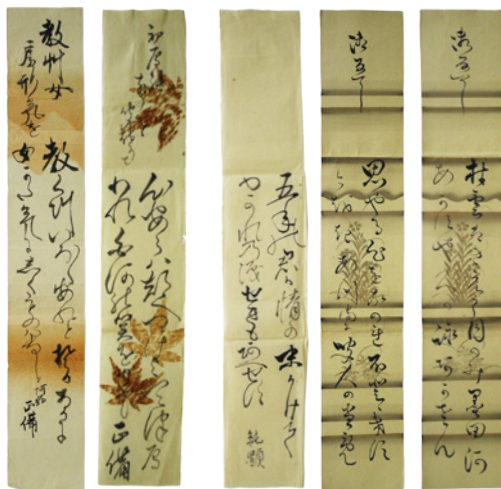


写真5-11 (右3首)「大村純蹟和歌短冊」、(左2首)「阿部正備和歌短冊」(大村市立史料館所蔵 大村家史料)

(才) (題)「教草女房形氣を」 教くさいろくあれとそがなかに女かた気にしくものはなし 阿部正備

(工)は、白河藩主として入封した際に詠まれたものであろうか。藩主としての心意気を詠んだ歌と思われる。短冊の紅葉は、白河の紅葉を染めたものであるうか。(才)は、山東京山(一七六九―一八五八、黄表紙作家山東京伝の弟)の『教草女房形氣』(弘化三年刊)を歌題にしたものである。この本は、女子を対象に書かれた教訓書で、その平易な文章は人気を博したという。世間を知るための書物はたくさんあるが『教草女房形氣』が一番である、という意味であろう。正備の学問への素直な心情を吐露したものなのか、又は藩主として学ぶべき学問や教養に対する一種の皮肉なのか、その真相は不明だが、巷間の書物を歌題としたところにこの歌のユニークさが出ている。

四、藩主家が所蔵する和歌及び和歌集

以上、これまでに取り上げた史料以外にも、大村家には多くの和歌作品が残されている。

純長が堂上派の和歌を学んでいたことは既述したが、堂上歌壇とのかかわりを示す資料が残されている。まず、古今伝授に特にかかわるものでは、原典である『古今和歌集』(文化八年刊、大村家史料)と「古今口伝之書」(大村家史料)がある。後者は、古今伝授での切紙伝授について記したものである。後水尾天皇と中院家に関するものは「後水尾院詠草」(大村家史料)や「堂上人和歌集」(大村家史料)、「中院御前様御自詠御自筆之写」(大村家史料)などがある。「堂上人和歌集」は、江戸後期の堂上歌人の和歌を筆写しており、中には香川景樹の和歌も見える。また、後水尾院、霊元院をはじめ烏丸光広、中院通村ら江戸初期から中期にかけて活躍した堂上歌人の歌九四一五首を収録した「新題林和歌集」(史料館史料)もある。このように、大村家では近世を通じて堂上派の和歌を意識し、学んでいたことがうかがえる。

右に挙げた以外にも、近世初頭に出版された『類題和歌集』や『和歌呉竹集 下』(大村家史料)などがある。特に前者の『類題和歌集』や先の「新題林和歌集」は、最後の藩主大村純熙が収集、筆写したものである。

純熙も和歌が堪能であったようで、死去した明治十五年(一八八二)に、高崎正風の序文、小出繁の跋文による

『歎露集』という歌集が上梓されている¹²。本書は、純熙の詠歌二六二首を、春・夏・秋・冬・恋・雑の六部に分類して採録している。更に「付録」として和歌一〇首と漢詩三首が収録されている。純熙は書や絵画、有職故実なども幅広く学んでおり、特に安政六年（一八五九）には『犬追物勤学集』（大村家史料）という、犬追物の形式や作法などを解説した初心者向けのテキストも著しており¹³、その豊かな教養がうかがわれる。

このほかにも、和歌を学ぶ際、重要なテキストとなるのが歌論書である。大村家には、『詠歌大本秘訣 全』（大村家史料）や『桐火桶』（大村家史料）などが残されており、大村家の人々が作歌する際のテキストとなったのであろう。

五、類題の撰集にみる地方歌壇の様子と大村藩

幕末期の和歌界は、個性的な地方歌人の輩出、女流歌人の活躍、地方歌壇の活躍という状況が挙げられるが、地方歌壇の活動で注目すべきは、各地での類題の撰集の出版と各歌壇での盛んな和歌指導である¹⁴。

類題の撰集とは、全国の歌人から投稿や推薦によって歌を収集し、出版したものである。その端緒は七編まで編まれた加納諸平『類題鯁玉集』（紀伊、一八二八年刊）であり、それに便乗して五郎集まで刊行された長沢伴雄『類題和歌鴨川集』（紀伊、一八四八〜五四四年刊）など、各地方で当代歌人の歌を集めた類題集が多数出版された。長崎では、中島広足『瓊浦集』（一八四〇年刊）が早くに出版されている。これら類題集の特徴は、各地の歌人の歌を広く集め収録した点にある。例えば、『類題鯁玉集』の場合、全国の歌人が応募しており、しかも各地の歌壇が社中という単位で出詠している。その背景には、各地での歌壇の成立と、その盛んな活動があつてこそ可能であつた。

また、類題の撰集の出版が進むにつれ、歌人たちの中でも類題の撰集に採用されることを名譽と認識するようになってきた。そのため、歌人たちは自身の歌が収録されるよう、それぞれの歌壇内で研鑽し、競つて和歌を投稿するようになった。では、大村藩の状況はどんなものであつたのか。残念ながら、大村藩内の歌壇とその活動状況については不明な点が多いが、右のような和歌界の状況と必ずしも無縁であつたわけではない。

先述の長澤伴雄『類題鴨川集』三郎集（嘉永四年十一月刊）には、大村藩士の大野一郎滋遠の歌が三首採用されて

いる。また、同年刊行の長門の鈴木高輅『類題玉石集』にも、滋遠の名が見える。ほかにも佐々木信綱『類題千船集』初編(万延元年刊)には大邑(村)源之進武定の歌が採用されている。幕末に多数出版された類題の撰集の数に對し、出詠者や採用された和歌の数などは少ないものの、確かに大村藩関係者の名前を見出すことができる。

右の二名の内、大村武定の経歴は不明であるが、大野滋遠は「新撰士系録」にその名が見える。これによると、滋遠は元は城戸氏と称し、父の城戸治八は長崎の町年寄で西洋砲術家として著名な高島秋帆に仕えた長崎町人であった。大村藩の内用向を扱う関係から大村藩邸に出入りし、滋遠も藩邸の用達を命じられていた。弘化四年(一八四七)、小給に取り立てられた際に大野に改姓し、以後、大村藩士として浦上村番所兼類役や津留目付を歴任した人物である(15)。

ところで、右の『類題玉石集』と『類題鴨川集』三郎集の編集においては、撰者の高輅と伴雄が、全国から集まってきた和歌を相互に交換して編纂したという。特に、『類題玉石集』では、先述の中島広足が協力している。同集に寄せた広足の序文によると、広足は「おのが歌、また長崎の人々其外西の国をも聞きしりたらむは書つめものし」て「おくりつかはし」たとある(16)。広足は肥前歌人の和歌を取りまとめ、高輅に送り、高輅はそれらの中から『類題玉石集』に収録すべき和歌を選び、選から漏れた分を伴雄に送付する。同じく伴雄も集まった和歌の中からまず収録分を選び、残りを高輅に送付した。恐らく、広足が高輅に送った和歌群の中に滋遠の和歌が数首あり、最初に高輅が滋遠の一首を選び、その後、伴雄が高輅の撰から洩れた分から滋遠の三首を採用したようだ。滋遠の和歌が収録された背景には、中島広足の存在があったのである。

中島広足(一七九二〜一八六四)は、肥後熊本出身で、文政十二年(一八二九)に長崎に移住して「檀園社中」を結成して肥前歌壇に大きな影響力を有した。先の『瓊浦集』は檀園社中による歌集で、長崎の歌人たちを中心に、約一七〇名、八五〇首もの歌が収録されている(17)。しかし、『瓊浦集』には滋遠の和歌は見当たらず、また出詠者中に大村藩士と思われるものは見当たらない。残念ながら、広足や檀園社中と大村藩との関係は不明であるが、滋遠

は大村藩士となる以前が長崎の町人であったことを考えれば、彼が広足らとかかわった可能性は否定できない。むしろ、何らかの交流があったからこそ、広足が高輦に送った歌の中に滋遠の和歌が含まれていたものと考えられる。このように、類題の撰集の盛行と各地の歌壇の活動は、和歌の全国的な広がりやを解明する重要な問題であるが、大村藩と檀園社中との関係、藩内の歌壇の成立状況などの解明は、今後の研究課題として残されている。

以上、大村藩主の和歌作品等を通じて、近世大村藩の歌道を見てきた。近世を通じて日本全国に浸透した和歌は、日本を代表する文化となった。和歌は単に個人的な営みだけでなく、歌壇の形成や歌会の開催など集団的な行為でもあった。歌壇や歌会は、趣味や嗜好を同じくする者たちが一つのサークルを形成し、他者と緊密な関係をつくる重要な場であった。ゆえに、和歌を嗜むことは、自身の教養のためだけでなく、田村建頭のように、公私にわたる人脈形成の重要な手段になった。前近代の和歌は優れて政治的な意義を有していたといえよう。

大村藩の藩主たちも、当時の大名たちと同じく教養として和歌を嗜んだ。しかし、家老以下の家臣層や領民など、藩内の各層にどの程度まで和歌が広まり、どのような歌壇などが形成されていたのか、未解明な部分が多い。大村藩の文化史における和歌の位置付けや、文化の側面から見た大村藩政史の再評価などは今後の研究に期待したい。

(山下和秀)

俳諧

一・大村純庸

大村純庸まうらつねは第四代藩主大村純長の四男として、寛文十年(一六七〇)に玖島城くしまに生まれた。正徳二年(一七一二)に兄の純尹まうらつひの逝去にともない、第六代大村藩主となり、伊勢守を名乗った。時代は享保の改革期に当たり、大村藩でも大きな藩政改革が断行された時代であった。特に家臣への食禄の支給が、地方知行制(知行地支給)から俸禄制(蔵米支給)に切り替えられた時期に当たり、将にその時の藩主が純庸であった。

こういう藩政手腕とともに俳諧を嗜み、俳号を蘭台と称した。俳句を好んだ大名として陸奥磐城平藩主の内藤義慨よしむらた（俳号・風虎）、備中松山藩主の安藤信友（俳号・冠里）がいるが、これらと肩を並べる大名俳人といってよいだろう。純庸は俳諧同好の士を居館蘭台館に招いて句会を催すことが多かった。幸いその館図が現存する¹⁸。その絵図によると南側は海（大村湾）に面し、建物南側の庭のすぐ近くには波戸が描かれ、波戸までの距離を九間二尺と記す。その波戸は貞享三年（一六八六）に造られた新蔵波戸のことと思われる。とすれば板敷浦に面し、新蔵の隣地辺りにあったものと思われる。風光明媚な場所である。

屋敷構えは東側に長屋門を構え、中門を入ると玄閤、居間（二間）、寝間、次間・二畳間、中廊下を伴った五部屋程、玄閤奥の庭には東屋も伴った瀟洒しょうしやな建物であった。西側には裏門、番所もあり、その海手には大松も繁り、この松を起点に屋敷周りの寸法を記しているのが、屋敷のシンボルの存在であったのであろう。

蘭台がいつの頃から俳諧を志したのか。飯倉洋一によると元禄十六年（一七〇三）年八月晦日に蘭台宅で行われた百韻があり、これが初期のものという¹⁹。藩主の座に就く一〇年程前のことである。この時の句帳は大村市立史料館の御厨家史料に「俳諧句帳」として収められている。

蘭台による俳諧興行は飯倉の調査によると、襲封した正徳二年には二七回、享保五年（一七二〇）には四〇回余を数えるという。一月に三、四回は開いたことになり、その熱心が偲ばれよう。

大村純庸は大村藩襲封以前から、江戸にあって精力的に俳諧興行を行っていた。宝永五年（一七〇八）十二月二十一日の蘭台主催の「窓の雪」と題した歌仙には、初中・隣水・里雲と蘭台の四吟が収められ、翌六年十二月の夜水仙を題とした句会では連句六〇韻を収録する。宝永七年六月から九月にかけては、「弥之加」・「久母喜」・「喜農久」・「津農可」・「千代之幾久」と題した連句の会・歌仙をしばしば営んでいる。

その後、正徳二年の襲封により国元に下るが、享保十二年（一七二七）に次男の純富に家督を譲るまで、將軍への隠居御礼拝謁を含めて参勤交代により九度江戸に上っている。この東勤は江戸俳人と旧交を温める絶好の機会であつ

た。前掲の風虎（内藤義慨）の次男露沾の門人で、江戸俳諧の大御所・沾徳を点者として度々招き、宝永から享保期にかけて刷られた歳旦帳には、沾徳や当時の女流俳人として名高い秋色、江戸座重鎮の貞佐らと名を連ねている²⁰。隠居する七年前、享保五年（一七二〇）七月二十五日の俳句会・百韻「崎陽」に収められた蘭台の発句と脇・第三句には、江戸俳壇との交わりから生まれたのであろうか、純庸の洒脱な句が見られる。

かびたんの初長崎や鯺鮓の粉 蘭台

かはれし牛の月に寝かねる 隣水

満作にうかれ立たる踊にて 連柳

オランダ人が長崎出島に構えたオランダ商館長をカピタンといった。そのカピタンを句に詠むなど、港町長崎に隣接した大村藩主ならではの句である。

大村純庸は自らが編んだ俳書二冊を刊行した。宝永八年（一七一―）の「誰袖」（巻頭写真、写真5-12）と、享保十一年（一七二六）の「夜桜」である。「誰袖」の沾徳の発句と蘭台の脇が次のように収められている。

紅梅やかなの銀閣寺やぶれ垣 沾徳

心の杉葉あらふ掘井戸 蘭台

この沾徳の句に見られるように、「誰袖」は梅を詠んだ百韻・歌仙・発句を収める。「目には青葉山ほと、ぎす初がつお」の句で有名な山口素堂が序文を寄せ、英一蝶の梅の画を施している。二冊本からなる。

「夜桜」は、大村湾に面した蘭台館で催された花見の宴での歌仙と発句を収めている。飯倉によると、享保の時期から色摺りの表紙をもつ俳書が始め、純庸の前記二冊の

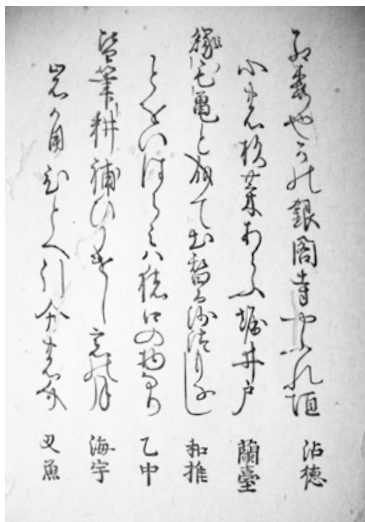


写真5-12 蘭台（大村純庸）「誰袖」 沾徳と蘭台の連句
（大村市立史料館所蔵 御厨家史料）

俳書も時勢の影響を受けて装丁にも凝り、大名俳書らしく高級感を感じるといふ。

大村純庸は元文三年（一七三八）五月十三日、六九歳で没し、大村家菩提寺の本経寺に葬られ、ひときわ大きい五輪塔の墓所に眠る。

■二、長月庵若翁

一、出自と大村藩士時代

寛政十二年（一八〇〇）頃に発行された全国俳人番付には、東方の前頭三枚目には若翁（とくごう）という俳人が位置している（写真5-13赤枠）。俳号の下には大坂との居所が記されるが、

実はこの若翁、大村城下に生まれた大村藩士であった。先の番付表によると全国で一手指程に数えられた。

信州柏原（現長野県上水内郡信濃町）で本陣を営んだ中村家の「中村家命日帳」^②には、若翁が次のように登場する。

文化十年酉十二月八日

肥前國大村上総介純保公

之臣

長月庵若翁居士

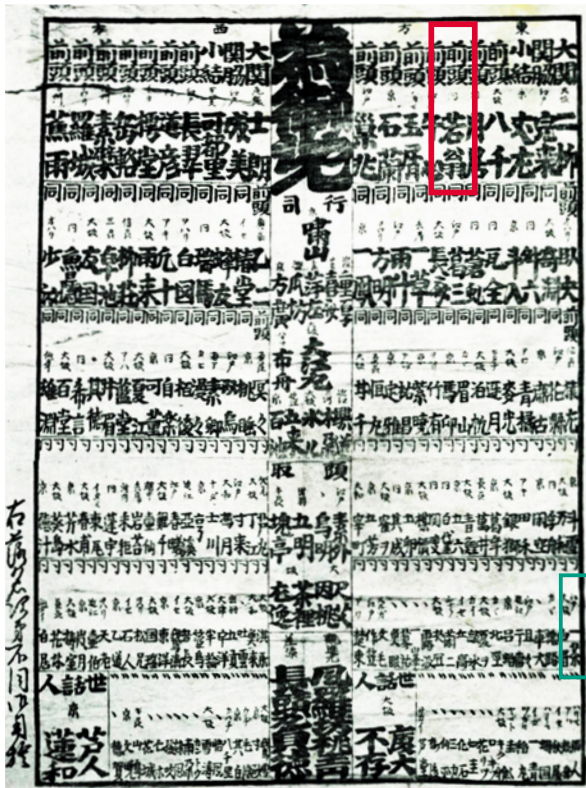


写真5-13 若翁掲載の俳人番付（寛政十二年頃）下から2段目には一茶とある（緑枠）。

【註】 矢羽勝幸「寛政俳人番付の一茶」（長野県郷土史研究会編「長野」第七十号所収）から転載。

堀孫左衛門徳輝

八十才

俳諧師也、初風蝶又桃国後長月庵若翁ト号、此人先祖ハ伊豫尉純友也、主家大村ノ別家ニテ初ハ大村若狭ノ守ト云、後故有テ堀氏ト稱ス、若翁實ハ大村太左衛門之子ニテ、同家之因ニ依テ堀氏之養子ト成、豫州今治之城主松平内膳正定奉号甘棠公之師也、主人純保公没後俳人ト成、明和之初頃遁世ス、當時俳諧之上手若翁は事ある毎にこの中村家からの庇護を受け、その生涯も中村家において閉じる。中村家人のように扱われたために、同家の「命日帳」にその履歴が記されたのである。

藩主家別家の大村太左衛門の子供として生まれ、姻戚関係にある堀家の養子となり堀孫左衛門徳輝と名乗った。明和年間（一七六四～七二）の初期に遁世し、当時には俳諧の上手として名をなしていた。伊予今治藩主松平定休（初名・定奉、俳号・甘棠）の俳諧の師匠を務めるほどであったという。

この記録が若翁の大村藩士時代を伝える最も詳細な史料である。第八代藩主大村純保すみのりの時代を生きた人物であった。

前掲の記録を基に、在地史料によつて若翁の出自を検証すると、「大村姓宇多家系図」[22](#)に大村太左衛門徳祇の六男に徳允という人物が登場し、「命日帳」が記すように堀家に養子に入っている。養子先の堀家系図[23](#)によると、堀孫左衛門徳英の養子として孫左衛門徳之という人物が存在する。事蹟記事に「有故離祿」とあり、命日帳に言う「遁世」したために離祿に至つたと解釈される。

「命日帳」や宇多・堀両家系図によると、藩士時代の名前が「徳輝」「徳允」「徳之」と三様に異なるが、それぞれの事蹟から同一人物と考へて良い[24](#)。そうすれば宇多家系図により、享保二十年（一七三五）九月十八日に生まれている。大村藩士時代の役目について、「新撰士系録」六十三巻奥書に次のように記される。

右士系録者蒙 命松田左次兵衛藤原宣美、横山森助藤原氏貞、堀孫左衛門藤原徳之同編述之、山口仙太郎菅原庸

喜校之

大村藩士の家系集「新撰土系録」の編纂に宝暦八年（一七五八）から二年間従事している。尚、ここに見える横山森助氏貞は実兄であり、兄弟で同じ役目に当たっていた。

「命日帳」に「遁世」、堀家系図には「有故離縁」とあって、その身上に大きな変化が生じたことがうかがわれた。それは「九葉実録」宝暦十二年（一七六二）七月条(25)の次の記事と関連するものと思われる。

堀孫左衛門今ノ勝衛門 出奔ス

堀孫左衛門という人物が出奔、すなわち脱藩しているのである。「孫左衛門」は養父も名乗ったが、養父徳英は本経寺過去帳により、既に延享四年（一七四七）五月に没したことが確認されるから(26)、ここにいう孫左衛門は若き日の若翁であった。中村家の「命日帳」では、遁世の時期を明和年中と記していたが、それ以前の宝暦十二年には脱藩していた。「命日帳」ではそれを遁世と記したのである。時に二八歳であった。

脱藩の理由は分からないが、「命日帳」に「主人純保公没後俳人ト成」とあった。藩主大村純保は宝暦十年（一七六〇）に二七歳の若さで亡くなる。跡目相続したのは純保の次男純鎮であったが、未だ三歳の幼君であった。その幼君を支えるために大幅な人事交替が断行され、その人事抗争に敗れたのではないか。文官として積み上げてきた実績・立場を失ったのではなかったのか。そのあたりが出奔の理由と推測される。妻・一男・二女を残しての大村藩から出奔であった。

二、俳祖芭蕉を追善して各地を行脚

脱藩後の堀孫左衛門の行方は漠として分からず、ただ一三年後の安永四年（一七七五）に信州柏原（現長野県上水内郡信濃町）、中村家の「中村家系譜」の中に次のように突然に登場する。

安永四年大村浪人長月庵若翁堀氏明専寺に逗留、学塾を開く、学ぶ者多数来る

江戸と加賀を結ぶ加賀街道の一宿・柏原に姿を現し、当地の明専寺に一室を借り、寺子屋を開くと多数の者が学

び集ったという。更に「中村家系譜」には「明和年中、柏崎陣屋柳川義右衛門長月庵若翁に文筆、俳諧を学ぶ」とも記し、柏原に出現する直前の明和年間（一七六四～七二）には、越後柏崎（現新潟県柏崎市）の本陣柳川氏に文事の手ほどきを行っている。

この経緯からすると大村藩を出て程なく越後柏崎に赴き、その後信州柏原に転じたもようである。恐らく本陣間の交流の中から、柏崎本陣の紹介により柏原本陣の中村家を頼って、信州に赴くことになったのではないか。時に若翁四一歳となっていた。この後、信州柏原、当地の中村家とは深い縁をもつこととなる。

若翁が柏原で寺子屋を開いた当時、その地には一三歳になった後の小林一茶がいた。その一茶は若翁が開いていた寺子屋に学んだとの説もある（後掲・柏原雲龍寺境内若翁墓碑銘）。二八歳の年齢の隔たりがある両者は、成人後には確かに交流があった。一茶の「七番日記」（『一茶全集』第三卷所収）の文化八年（二八一）一月二十八日と閏二月十二日の記事には、「長月庵若翁ニ入ル」、「随齋ニシテ若翁ニ会ス」とあり、一茶は江戸の若翁の許を訪ね、また一茶の師匠・浅草蔵前で札差を営んだ夏目成美（随齋）の居宅でも会っている。また、若翁は寛政四年（一七九二）から尾道に滞在していた。一茶はその尾道の若翁を訪ね、その様子を「たびしうゐ」（『一茶全集』第六卷所収）に次のように残している。

菊の虫姝に取らせて夕涼み 尾之道若翁

こういった両者の交流は、かつて信州の山間の狭地で同じ時を過ごしたことから芽生えたのであろう。

この一茶との交流でも分かるように、若翁は柏原での活動後に江戸・大坂・松山・今治・尾道・伊賀上野の各地を行脚する。その行脚の原点となったのは、各地での俳祖松尾芭蕉の追善供養であったと言っても過言ではない。

寛政四年（一七九二）四月には大坂遊行寺において、一座六一名の俳人を率いて芭蕉一〇〇回忌を催し、更に同年十月には尾道に戻り、同様に一座五二名による追善句会を行った。翌年には先の句会に寄せられた句を纏めて『其蔓集』（天理大学附属天理図書館所蔵）として刊行している。尾道での活動は実に精力的で二基の芭蕉塚を建立

する。一基は今も尾道市の千光寺境内に立つ次の句碑である。

うきわれを寂しがらせよ閑古鳥

もう一基は済法寺境内に建てたという次の芭蕉塚であった。

名月に麓の霧や田の雲

この塚は句中の「麓」にちなんで麓墳と名付けられたが、現在は所在不明である。芭蕉の命日が十月十二日であることから、毎月十二日には若翁が願主となり中国地方一円の俳人から句を募り、それを麓墳に供えて月供養を行ったのである。寛政九年付の投句案内が広島市の岩室家に現存する。木版刷りのビラであるが、本文は次のようである。

栗原済法禅寺中芭蕉翁の碑ハ近來長月菴社中の造立する所也、其景地あたれるによりて名月に麓の霧や田の雲の絶章を刻しふもと墳と称す、八月十二日これを祭りて高德を謝し奉る、この故に年々月供養の小集を上梓して不朽に備ん事を願ふ、社中是不洩社外たりとも同門の睦ひハ、一句を手向て小子等が微志をたすけたまへと、こひねかふのミ再拜

発句の題は麓墳の句にちなんで「四季の月」とあり、一句につき銀二匁を徴し、句を纏めた句帳への収録を望む者は銀三匁であった。歌仙の場合は「月の発句にて一卷料金二百疋」とある。この芭蕉月供養の募句刷物からも、芭蕉への強い追慕の念が読み取れよう。加えて寛政期には、中国地方を代表する蕉風俳諧の師匠として、不動の立場を築いていたのである。

このような若翁にとつて、芭蕉の生誕地伊賀上野に住むことが最終の望みであった。そして享和二年（一八〇二）から文化七年（一八一〇）までの八年間、この上野の地に庵を結んでいる。もう七〇歳ちかくの老境に入っていた。松尾芭蕉家の菩提寺・愛染院（現三重県伊賀市）に残る芭蕉の過去帳には、若翁の上野での活動を次のように伝えている。

元禄七年十月

芭蕉桃青 五尺四方ハ松尾氏買地也以上

句碑

金二分 文化七年庚午七月十日掃除料長月庵若翁寄附之

辻石建立

愛染院には芭蕉の高弟・服部土芳はつとりとほうによつて芭蕉句碑が建立され、故郷塚と呼ばれていた。若翁の上野移住時には建立から約一〇〇年が経過し、塚は荒れるにまかせた状態であった。当寺に残る板額には、若翁が周辺諸国の俳人に一万句勸進を呼びかけ、その点花料で故郷塚の改修を発起したことを記す。その結果、前記過去帳に見えるように集まった金二分を掃除料として寄進し、故郷塚の改修を果たすに至った。その由来を記す板額には、その喜びを次のように詠んでいる。

新しき垣にむかしの月夜かな

芭蕉の過去帳に「辻石建立」とも記されるが、若翁は芭蕉の故郷塚案内の辻石をも上野の市中に立てたのである。

現在は故郷塚右手前に移設してある。

この辻石に相面して、若翁の句碑も故郷塚の手前に立っている。

落つる身を花に啼入る 鶴かな 長月庵若翁

これは若翁の門人蓬室が、師匠の故郷塚改修の事蹟を称えて、若翁の三三回忌に当たる弘化三年（一八四六）に建立したものである。俳祖芭蕉の追善供養に心血を注いだ若翁の労は、更にその弟子によつて報いられたといえよう。

伊賀上野（合併して現伊賀市）の大西家には、長月庵若翁の自画像写真写真5-14が現存する。七七歳と記された細身姿の上部には、故郷塚前の若翁句碑に類似した次の句が記される。

感懐

落る時花に啼込雲雀かな 七十七歳 長月庵若翁



写真5-14 長月庵若翁自画像

(三重県伊賀市 大西正晴所蔵)

若翁碑では「落つる身を」、自画像では「落る時」と異なるが、「落(つ)る」には、芭蕉追善をやり遂げ、既に老境に入った我が身を重ねたのであろう。

三、望郷の旅

堀孫左衛門(若翁)は、妻・子供を残しての脱藩であった。故郷を出た後、一時も妻子のことは忘れたことはなかったであろう。それから二五年が経った天明七年(一七八七)、望郷の念は押さえることはできず、遂に故郷への旅に出で立った。五三歳になっていた。

その紀行文は『曇華囊』雲・水の二巻(28)として、寛政二年に大坂において出版されている。

この『曇華囊』雲巻によって望郷の旅を辿ってみよう。当時、大坂に長月庵を構えていた若翁は、その出で立ちを次の句で表している。

見て来はや神と君との秋ふたつ

ここに見える神とは、若翁自身も本文中で触れているが、大村藩士時代に訪ねたことがある太宰府天満宮を指す。そして君は大村侯、ひいては侯が治める故郷大村を意味している。太宰府天満宮と郷里大村の二つの秋をもう一度見てみたい、この一心での旅立ちであった。

天明七年九月十三日に大坂湊橋から船出し広島に至り、以後は陸路をとり岩国の錦帯橋、赤間ヶ関を経て、九州小倉に入ったのが十月一日であった。年が明けた天明八年三月までは、飯塚・直方・博多の俳人各所に招かれ、地元俳人達の指導に当たっている。殊に二月二十三日には飯塚の俳人舎丁の亭に迎えられるが、実は「此の亭や三十

とせ以前、予が官袴に有し時やどりたる處」と記し、三〇年程前、大村藩士時代に投宿したことがある懐かしい宿であったのである。屋敷は様変わりしたもの、若き日に見た梅木はそのままに残り、その感慨を、

やり梅の老いても花はむかしかな

と詠んでいる。「新撰土系録」所収の堀氏系図によると、二八年前の宝暦十年（一七六〇）に参勤交代に陪従して飯塚宿を通っているのです、その折に投宿したのであろう。

三月十八日には、この旅の目的の一つであった太宰府天満宮に参詣して、次の句を残す。

何事もなくて社頭の春の色

武雄・俵坂を越えて三月二十三日には彼杵宿に入り、懐かしき大村領へ二五年ぶりの帰国であった。しかし脱藩者の負い目からそれ以上、大村城下への足は進まず、逆に彼杵宿での旧知の再会を次のように記す。

其後旧遊親族追々に来て対して再会に驚き新謁に歓ふ、殊に我しらぬ孫とも膝のもとにすりよりて、ものさへ得いはず只うち涙くみたるすかた、稚こゝにも何おもひけむ、いとあはれなり

むら雨に小百合なでしこうつつふきぬ

訪ねた者の中には残したままの子の姿もあり、子供を連れての訪問であった。初めて見る孫の膝元にすり寄り姿に、年月の経過をしみじみと噛みしめ、唯々涙するばかりであった。

若翁には前述のとおり一男二女があったが、堀氏系図によると父親の脱藩により娘二人は若翁の兄・片山祇文と横山氏貞の養女として育てられた。堀家自体は長男徳能の元服までは絶家となり、元服後に再興されて若翁の妻も堀家に復している。

彼杵から大村湾の内海に渡り、この地で約一カ月の間、旧知の人物や地元の俳人達から歓待を受けることとなった。殊に徂東と峻翹という俳人が若翁を歓待し、内海の遊興にも同行している。次の両名の句を『曇華囊』には収録する。

松陰やみしまの夏にいきのびる 徂東

風薫るしまやゆるぎのさ、ら波 峻翅

この事情から察すると、当時、若翁の名は郷里まで届いていたのであろうか。飯塚や郷里に入ってから若翁の周辺には、多くの俳人たちが集っていることから、その俳人としての名声は九州まで聞こえていたと考えてよい。

内海の島巡りに興じた一ヵ月であったが、六月十五日には長与に至る。ここでは竹馬の友との出会いがあった。

十五日 恵了院の琴睡をたつね月下の門をうちたたけは、おとろき歛ひてあるしす、此僧や我と竹馬の友たり

しかは、四十とせあまりへた、りし疎意をうらみ、且かたみに老やつれたるすかたをかなしみて涕うちかみぬ

長与・法妙寺の第九代住職恵了院日解との四〇年ぶりの再会であった。「郷村記 長与村」の法妙寺歴代住職譜によると、日解は「当国久原の産」とある。幼き日の若翁も十三歳まで久原小姓小路の城に向かい右二番屋敷に育ったから(29)、共に城下久原の地で過ごした仲であった。この再会を、

うちとけて語らんこころ涼しき夜

と詠み、竹馬の友との語らひは、若翁の積年の負い目がやわらぎ心和むものであった。

六月二十三日には長崎に入り、大徳寺(現廃寺・長崎市西小島一丁目 大徳寺公園一帯)に旅装を解いた。この度の旅の目的の一つは郷里大村の秋を楽しむことであった。しかしそれは果たし得ず、その悔しさを、

ふるさとちかく瓊の浦に在ながら、帰る事の時いまた至らざるを嘆して

旅ならで月見る宿はなきものか

と、郷里を目の前にその悔しさを察するに余りあろう。しかし間もなくおとずれた長崎の盃蘭盆わばんぼんの行事を「十四・十五日の両夜は、この浦の例として山岳の墓所に燈籠の火夥し、はじめて見たる人は、まことに目を驚しはべる」と記し、次の句を寄せている。

長崎や盆の二夜もから錦

この日、長崎の港には紅毛船（オランダ船）二艘、中国船十余艘が入津した。その賑わいを「から錦」と詠んでいる。孟蘭盆が明けた十六日には、「はらからのむすめ来る、三十とせをへてあひけるに、夫にさへおくれしと語りければ」と、彼岸宿に続けて我が子・娘との再会があった。同行した婿もよそ目に、三〇年間を埋め尽くす程の娘の話しっぷりであった。

この直後、七月二十五日から若翁は病に伏し、一時は危篤状態にまで陥り、病は年が明けた春にまで長引く。病が癒えると一年半も留守にした大坂の長月庵が気掛かりとなり、九ヵ月に及んだ長崎を後にすることとなる。寛政元年（一七八九）三月二十四日であった。出立に当たって次の句を残している。

町をはなれ里をはなれて日は遅し

四・俳人としての業績と柏原での最期

若翁の世間からの評価を端的に示すのは、冒頭に提示した俳人番付であろう。東方の前頭三枚目に位置する。年代の記載がないが、矢羽勝行はこの番付が関西で出されながら京都俳壇の大御所・高桑蘭更の名が見えないこと、更に中央柱立にあるように（松露庵）鳥明が頭取を勤めていることをもって、両者の没年の間、すなわち寛政十一年（一七九九）から享和元年（一八〇二）の間に発行されたものとする³⁰。若翁六五歳頃の当時の世評である。尾道での芭蕉追善に奔走して大坂に戻った時期であり、この数年後の享和二年（一八〇二）にはいよいよ伊賀上野に乗り込む、その直前の時期に当たる。

番付は東西の大関には二条家から中興宗匠の称を与えられた勝見二柳、寛政の三大家と称えられた井上士朗、関脇には伊勢津の第四代雪中庵主の大島完来、井上士朗と肩を並べ一茶の庇護者でもあった夏目成美、小結には鳥明門下で蘭更とも親しかった一無庵丈左、蘭更門下の五味可都里と、この時代を代表する俳人たちである。若翁の一枚上に位置した江森月居は、大坂の俳人で二〇歳頃から与謝蕪村に入門し、寛政二年には二条家からの俳諧宗匠の朱印免状を与えられている。こういった俳人たちに互して、若翁が前頭三枚目、東西通じて一一指に数えられてい

ることは当時の俳人としての立場を知るには余りあるう。

この番付には奇しくも一茶の名も見え、東方下から二段目の筆頭に「江戸一茶」とある。

一茶三七歳頃の関西俳壇での位置づけであり、当時は若翁との格付けは相当な差があった。

この番付の行司役にあった三宅嘯山が安永八年（一七七九）に編んだ『たたび越』³¹には、「ヒゼン大村 桃國」の句を収めている。桃國は「中村家命日帳」に記すように若翁の早い時期の俳号である。この句集が出た安永八年といえ、一三年ぶりに信州柏原にその所在が確認された安永四年から四年後のことである。嘯山はその時期から若翁（桃國）を肥前大村の出身として認識していたようである。

この番付の年代設定に欠かせぬ存在は蘭更であった。蕪村没後に京都俳壇に一大勢力を築き、寛政十年（一七九八）五月三日に没している。その蘭更が番付に見えないことは、その没後以降の番付と矢羽は考えたのである。関西ではそれほど大きな存在であった。

その蘭更は若翁が天明七年から帰郷の旅に出るに当たって、送別の序文を『曇華囊』雲巻に次のように寄せている。

送別 小序

洛東 芭蕉堂 蘭更

長月庵のあるじ旅に星霜をふる事、三十とせあまりあるは三絶にやつれあり、時には三都に腹ふくる、といへとも千盃に知音を求す、一盞の古茶に知を忘れされは、ことしこの秋ふる里に帰んことを告来るに、崎陽のなめも遠からされは、槇桑の外の風流もあらむと

後の月にもろこし人もみちひけよ

かく蛙鳴をしるして餞のはしめにをく

若翁は郷里への旅に先立ち蘭更の許を訪ね、そのことを告げていた。その境遇を熟知していた蘭更も、若翁の出走後の郷里への思い、千盃の美酒より一盞の古茶を好む真摯な姿に共感し、この小文を寄せている。蘭更の「もろ

こし人もみちひげよ」の句は、まさに饒に相応しい。

若翁の尾道時代のものと思われる『時代不問歌仙行』⁽³²⁾には多くの若翁の句を収録するが、その末尾には若翁の人となりを次のように書き込んでいる。

若翁ハ住所さたまらず、産ハつくしなる大村となん、和漢にわたる達伯なり、手記見事也、人からよく、人品よく殊勝なる宗匠と云

ここに見える若翁評も先の蘭更序文と共通するものがある。

冒頭の「中村家命日帳」にあったように、文化十年（一八一三）十二月八日に若翁は柏原中村家の賓客として同家で没した。八〇歳であった⁽³³⁾。芭蕉の追善供養を行った伊賀上野を辞して三年後のことである。年齢的に考えて、若翁の足は上野からそのまま柏原に向いたものと思われる。

若翁の没後直ぐの墓所は不明であるが、明治二十九年（一八九六）に本陣中村家末裔の中村利賓によって建立された若翁墓碑^{写真5-15}が、柏原の雲龍寺境内にある。その墓石は巨大で碑文は次のとおりである。

長月庵若翁墓、翁諱德輝、称孫左衛門、姓藤原堀氏、別號桃国又桂国、長月其庵號也、為旧大邑藩士、善俳諧兼數書法飄然來遊于信中、乃以其技教弟子、一茶翁出於其門、斯人之器可推矣、以文化十年十二月八日没于我家、歲八十、因録其概以罔不朽云、門人中村利賓撰于立石

若翁没八三年後に建立されている墓碑であるから、「一茶翁出於其門」など検討を要する記述もある。しかし、「柏原本陣や一茶とのかかわりが深い俳諧師がこの地で没したことを伝える



写真5-15 長月庵若翁墓碑（長野県上水内郡信濃町柏原の雲龍寺境内）

貴重な文化財」[34](#)として、平成十九年(二〇〇七)十二月二十五日付で長野県上水内郡信濃町の文化財に指定された。若翁編の句集として『其蔓集』と『この花』がある[35](#)。いずれも尾道在住中に発刊したものである。前書は奥付に「寛政五癸丑歲晚種日 尾道 長月菴藏板 彫刻 浪華 山本清右衛門」とあり、後書には「京三条通寺町江入ル 蕉門俳諧書林 菊舎太兵衛」とある。

■三、川原悠々

一、大村藩士としての悠々

大村市片町の稲荷神社境内には次のような句碑写真5-16が立つ。

槐窓悠々翁

常ならはいひけすほとよ初霞

ここに見える「悠々」とは俳人川原悠々であり、悠々は俳号である。「槐窓かいそう」は木場に構えた庵名であり、その庵は現在の旭が丘小学校の南手にあった。大村藩の俳諧を語る時、常に筆頭に論じられてきた俳人である。この句碑建立の詳細は不明であるが、明治期に鈴田村の門人によって建立されたと伝えられる。

その川原氏の家系は「新撰士系録」三十六巻に収録されるが、まずこれらによって悠々の大村藩士としての履歴を明らかにしたい。

悠々は「大夫梅の記」[36](#)という記録を残し、その末尾に安政三年(一八五六)をもって八一歳とし記しているので、これから逆算すると安永五年(一七七六)の生まれである。

川原元治忠良と名乗り、幼名は幸太郎である。父此右衛門直考の事蹟に、「天明七未年於元メ所為朝長右亮横死」とあり、天



写真5-16 川原悠々句碑(大村市片町の稲荷神社境内)

明七年（一七八七）に朝長右助との抗争により役目場所であった元ノ所で不慮の死を遂げている。川原元治（悠々）の事蹟記事では、その年に川原家の家督を継いだ。一二歳の若さであった。

前掲の「大夫梅の記」は、上小路の緒方家屋敷にあった梅を歴代藩主が愛で、その花の可憐さに藩主から大夫梅の称を賜った由来などを、悠々が記したものである。そこには大夫梅とかかわった幼き日の思い出を次のように記している。

はた緒方家世々梅と等しく君思を蒙り、折々禄を増し賜はり、終に家格をも転じ賜る事、梅と相共に千歳を契る祥瑞なるべし、予童子たりし時、今の惟信うしより四世の祖丁梅先生を初め学びの師とし、膝下にある事四歳ばかり、此木を洒掃し薪水の勞に代へたり、されば君公の入らせ給ふ御時、有難くも物陰より拝し奉りし事共近き頃の様に思ひ侍れど、はや七むかしを経たりけるに、万昔の忍ばしく今年も花咲くころ押しはかり扉を叩くに主人悦び、古き事共云ひ出でられ、懇に需めらるるままに任せて新しく筆を執れり

箒もつ子に戻りたし花の陰

幼き頃にこの緒方家に四年ほど住んだという。その間には大夫梅の根元を掃き清め、藩主の緒方家来訪の時には物陰から拝する希な体験もし、それから七〇年余も経た今日でも梅の季節には緒方家を訪ねていると。家人の求めに応じて詠んだ句は、幼年時代の悠々を彷彿とさせる。

緒方家に四年ほど寄寓した時期は何時なのか。それは七〇年ほど前と記すから、八一歳で「大夫梅の記」を記したその年齢から逆算すると、一一歳のころである。とすると父が横死した天明七年に一二歳で家督相続したものの、元服するまでは緒方家に身を寄せていたものと思われる。

その緒方家から学ぶことは多く、「四世の祖丁梅先生を初め学びの師とし」と記す。ここに見える「丁梅」とは、「大夫梅の記」に登場していた緒方惟信から四代前の小方一郎兵衛広忠に当たる。藩主大村純保の側近として仕えた重臣である。この代以降、小方弘義・弘光そして緒方惟信と、幼少期に寄寓した同家との縁は四代に及んだ。恐らく

小方(緒方)家において俳諧の手ほどきを受けたものと思われる。

藩校五教館入学の時期は不明ながら、一七歳になった寛政四年(一七九二)には二階詰の学生となり、その後は寮生・表詰・会頭と学年をあげていった。藩校を終えた後は横目役・年番江戸納戸元メ附代官と江戸詰の役目に就く。「九葉実録」文化二年五月十四日の条には、江戸藩邸の造作に際して、作事役の原口恵兵衛に用材横領や藩邸内樹木の無断伐採の疑義が懸かり、その調査役を福田長左衛門と共に命じられ、門番や中間から聞き取り調査を交え詳細な報告を藩に上げている。その結果、原口恵兵衛は家禄・屋敷没収の上、大島村黒瀬へ配流となった。この時、悠々は江戸詰め役であったから、この調べ役が回ってきたのであろう。

文政八年(一八二五)の五〇歳の時には、五石の増禄により家禄一五石となる。この増禄のことは「九葉実録」の同年八月朔日の条にも見え、「勉職ヲ以此褒ヲ受ク」と見え、勤勉な仕事ぶりへの褒美であった。

天保元年(一八三〇)には城下大給に列せられ元メ附、吟味役を経て、翌二年には藩主大村純昌の長男伊織と次男弾正の傅育役を仰せつかり、同四年、両君の江戸住まいに伴い陪従を命じられているが、疾病により果たせなかった。しかし平癒後に江戸詰めとなり、江戸の大村藩屋敷作事の吟味役を務めている。

「九葉実録」天保十一年(一八四〇)二月十八日の条には、川原元治の藩士としての役目の終わりを次のように記す。
川原元治ノ致仕ヲ許シ、且ツ公ノ幼時ヨリ奉職スルヲ以テ、一口俸ヲ賜ヒ、時ヲ以テ便殿ニ入り公ノ起居ヲ問ハシム

六五歳で隠居願いを出し、永年の勤めに俸禄を賜り、隠居の身で藩主近くに侍る役を引き続き仰せつかっている。川原元治、俳号悠々の大村藩士としての役目ぶりは極めて実直であった。

東彼杵町瀬戸郷には、川原悠々の藩士時代の役宅跡が残る。『東彼杵町誌 水と緑と道』³⁷によると、千綿村に生まれた悠々は、川棚村で書道を教えていたが、村人が藩に願ひ出たことから文化十四年(一八一七)には、千綿村横目として帰村した。文政二年(一八一九)から天保元年(一八三〇)まで彼杵・千綿・江の串の代官として、役

宅を瀬戸郷に構えた。その役宅跡の深江隼夫宅は東彼杵町史跡に指定されている。

二・廣瀬淡窓との交遊

廣瀬淡窓は豊後日田で諸藩の御用達商を営んだ博多屋に、天明二年（一七八二）に生まれるが、病身のために家業を離れて、徂徠学派の筑前の亀井南冥に学んだ。文化四年（一八〇七）には書塾瓊林荘を開き、同十四年にはこの塾を日田郡堀田村に移し咸宜園と号して、子弟の教育に当たった。この門からは大村益次郎・高野長英など名だたる者を輩出し、塾生は四〇〇〇人を数えた。

この廣瀬淡窓は大村藩主大村純鎮に招かれて、天保十三年（一八四二）と弘化二年（一八四五）の二度にわたり大村を訪れ、藩校五教館で講じている。淡窓の『懷旧樓筆記』四七卷³⁸にはその折の川原悠々との交流が記され、殊に天保十三年十月五日の次の記述は、俳人悠々を客観的に見たものとして貴重である。

是日川原悠々来り訪へり、通稱ハ元治、三十五六年前、國事ニ因ツテ魚街ニ来り、数旬留レリ、其時相見セリ、當時隱居シテ、俳師トナリ、悠々ト稱ス、今歳六十七ナリ、昔年魚街ニ来り止リシ人ヲ問訊スルニ、一人モ存在スル者ナシ、是人尤モ少年、故ニ今ニ至レリトソ、是人昔年逢ヒシ時、頗ル文字アリ、今ハ俳諧ヲ以テ、九州ノ一家家タリ、君侯ニ保傳ノ如クニシテアリシ由、前年ヨリ昇進シタリ

悠々との再開は三五、六年ぶりであった。悠々は三〇歳頃に藩の役目により日田に赴き、その折に魚町の淡窓を訪ねていた。淡窓は往時の悠々を「頗ル文字アリ」と記し、文学に優れていた悠々に殊の外印象深かったのであろう。更に三〇年以上を経た悠々を「九州ノ一家家タリ」と、九州俳壇を代表する俳人として大成していたことを称える。両者の年齢差は、悠々が六歳年上であったが、当時、九州の碩学として著名であった廣瀬淡窓をして、こう言わしめたことは、悠々の立場を客観的に評価した史料として注目される。

このとき悠々は既に六七歳、家督を長男忠正に譲り二年が過ぎていた。その当時の悠々の立場を淡窓は、「君侯ニ保傳ノ如クニシテアリシ由」と記し、隱居の身ながら藩侯の側近くに仕える役にあると、前掲の「九葉実録」の致

仕記録と一致する。

これから三年後の弘化二年（一八四五）、廣瀬淡窓は再び五教館に招かれる。その三月には藩主純鎮と千綿村の八間滝（龍頭泉）に清遊するが、ここでも悠々との交遊があった。『懐旧樓筆記』五十四卷には次のように伝える。

十九日卯時、鱗苔室ヲ発ス、勝左衛門・朝太従行ス、予輿ニ乗レリ、辰巳ノ際、千綿ニ至ル、（中略）公先ニ至ツテ一館ニ息ヒ玉ヘリ、此日公ハ馬ニ乗リ玉ヘリ、従者四十八人、ミナ馬ニ乗ス、僕従ヲ合セテ、百人ニ過キタリ、（中略）悠々昨日ヨリ千綿ニアリ、老人ノ故ヲ用テ、轎ニテ来レリ、亦予ト前後ニ進ム、（中略）日入ツテ千綿里正ノ宅ニ息フ、公此處ヨリ舟ニ乗シテ歸リ玉フ、予甚疲レタリ、請ウテ里正ノ宅ニ宿ス、公乃チ悠々ニ命シテ、予ト同宿セシメ玉フ、（中略）畫師雲仙相見タリ、雲仙ハ溪ノ圖ヲ造ラシメンカタメニ、公ヨリ召連レラル、ヨシナリ

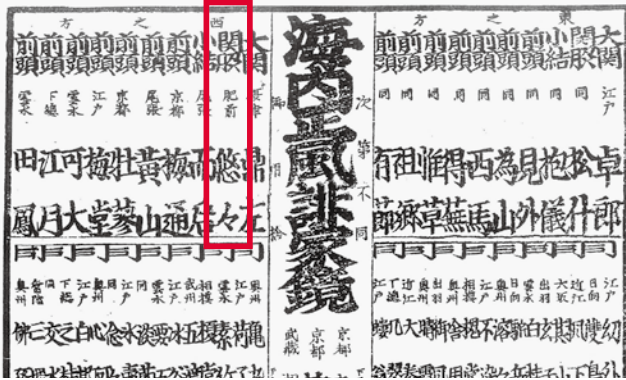
廿日辰時、千綿ヲ発ス、悠々・雲仙ハ舟ニ乗レリ、予ハ陸行、（中略）午後。鱗苔室ニ達ス、悠々又至レリ、酒食ヲ供ス

三月十九日から二十日にかけての千綿溪谷遊行は、藩主自ら一〇〇名余の従者を伴つての盛大なものであった。淡窓はその新緑の宴に招かれ、悠々も同席し、藩主の指示により両者はその夜は千綿村里長宅の賓客となった。加えて大村藩お抱え絵師の山崎雲仙までもが同宿している。殊に淡窓は悠々と千綿八間滝までの道を共にしたことを触れ、「予ト前後ニ進ム」と記し、共に肩を並べ前後して歩いている。

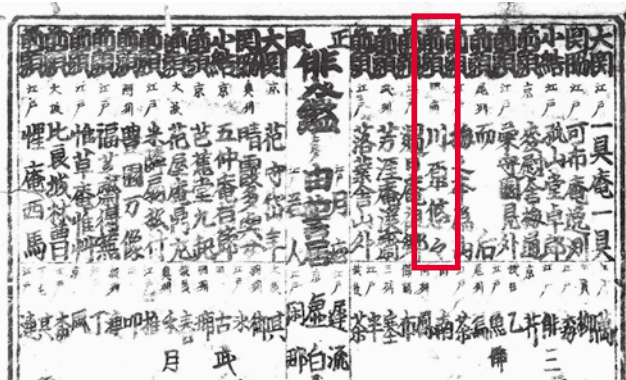
こういった事情から察すると藩主純鎮には、九州きつての学者を大村藩選り抜きの人でもてなすといった意図があったのであろう。その場に立ち会った悠々は、九州の碩学に互角に渡り合える文人重鎮としての風格を備えていたのである。

三、俳人・川原悠々

全国俳人の中での川原悠々の立場がうかがえる史料として、三枚の俳人番付が現存する（写真5-17-①・②・③）。一



① 俳人番付表1(部分) 西方関脇に悠々



② 俳人番付表2(部分) (東方)前頭5枚目に川原悠々



③ 嘉永5年俳人番付表3(部分) (東方)5位に川原悠々

一枚には嘉永五年(一八五二)の銘があるが、他の二枚には作成年の記述がない。ただ二枚とも行司役を京都の桜井梅室が務めており、その梅室は嘉永五年に没しているから、それ以前のものであることに違いない。嘉永五年番付に登場する俳人達が網羅されている点から嘉永期頃の番付と推測される。

悠々は番付(1)では西方の二番手関脇、番付(2)では(東方)八番手の前頭五枚目、番付(3)では(東方)の五

写真5-17-①・②・③ 川原悠々掲載の俳人番付三様(部分)

番手にそれぞれ位置している。悠々は安政四年（一八五七）に八二歳で没するが、この三番付が嘉永五年を上限とするものであれば、晩年の七七歳頃の全国評価ということになる。全国で一〇指前後に教えられていた。

悠々の前後に位置する俳人達は、次のように錚々たる顔ぶれである。

由誓居由誓―豊島由誓、寛政元年（一七八九）―安政六年（二八五九）、江戸蔵前の札差井筒屋番頭、夏目成美

に学び成美没後は宗匠として独立、多くの序文・跋文を記す、編著に『其角発句集』『成美発句集』、

七一歳没。

一具庵一具―高梨一具、天明元年（一七八一）―嘉永六年（一八五三）、陸奥福島の大円寺住職岩間乙二の門下、

四三歳で寺を弟子に譲り、江戸で俳諧に専念、別号に夢南・十夢・断橋、編著に『茶すり小木』、

七三歳没。

花守岱年―生年不詳―嘉永五年（一八五二）、讃岐丸亀の生まれ、京に上り四条烏丸西入に住した。臥鵬門下

の俳人、初号北映、後三露園・無時庵、羽実相寺に葬る。

麦慰舎梅通―堤梅通、寛政九年（一七九七）―元治元年（一八六四）、京都で紅屋を営む成田蒼虬の門人、通称は

俵屋六兵衛、別号に花の本九世、著作に『舍利風語』『麦慰舎梅通句集』、六八歳没。

弧山堂卓郎―小森卓郎、寛政十年（一七九八）―慶応二年（一八六六）、伊豆の三島出身、江戸で大島大梅に学ぶ、

名は拓朗とも書く、現在の俳諧年表原型ともいえる『俳諧道の杖』を著す、明治二年に行われた追

福法要には各派の宗匠が流派を越えて列席したという。通称は久助、六九歳没。

可布庵逸淵―久米逸淵、寛政二年（一七九〇）―文久元年（二八六一）武蔵国児玉村の生まれ、春秋庵川村碩布

の弟子、江戸木挽田に開庵し小林一茶らと交わる、郷里の八幡神社に鉄製の芭蕉碑建立、句集『す

みれ塚集』、晩年は帰郷、七二歳没。

花屋庵鼎左―藤井氏、俗称不詳、享和二年（一八〇二）―明治二年（一八六九）、備後の生まれ、別号鳳棲居・桃の木、

浪華の花屋庵奇淵に師事、後にこの庵号を継承、著書に『浪花五百韻』『四季部類大全』『俳諧海内人名録』、六八歳没。

晴霞多與女―市原多與女、多代女とも書く、安永五年（一七七六）～慶応元年（一八六五）、陸奥国須賀川の富商市原寿綱の娘、岩間乙二門下、三一歳の時に婿に迎えた夫と死別、家政と育児の心労を癒やすために俳諧を学ぶ、四八歳の時に江戸に出て多くの俳人と交わる、編著に『浅香市集』『菅笠日記』『晴霞句集』、九〇歳没。

菊守園見外―小林見外、文政五年（一八二二）～明治六年（一八七三）、甲斐国猿橋宿の生まれ、江戸に出て田舎庵護物に俳諧を学ぶ、金陵編著『糸川集』に序文を寄せる。明治二十七年、仁科義比古により郷里猿橋に見外の句碑建立、五二歳没。

無有庵松什―鈴木松什、寛政十年（一七九八）～嘉永六年（一八五三）、葛飾柴又村の生まれ、通称安五郎、瓦製造業を営み、若くして俳諧の道に入り、江戸の俳人寒松の門人、書画にも優れる、編著に『芭蕉翁発句類題集』、五六歳没。

梅之本為山―関為山、文化元年（一八〇四）～明治十一年（一八七八）、江戸の出身、桜井梅室の門弟、幕府の御用左官、明治六年教部省の俳諧教導職、翌年俳諧結社教林盟社の社長、本名は永蔵、初号は千輅、編著に『続今人五百題発句集』、七五歳没。

三枚の番付中に度々登場する一一名の俳人としての事蹟を挙げたが、いずれも江戸末期を代表する俳人達である。三番付の最上段に位置する延べ六六名の居所を示すと、江戸が三三名と最も多く、京都一一名、大坂六名、尾張三名、武蔵と陸奥二名、摂津・下総・阿波・伊勢が各一名、雲水二名という状況である。江戸と京都・大坂の俳人が八割ちかくを占めるなかで、畿内以西では摂津の大関鼎左、阿波の豊園万像、そして九州肥前の悠々といった顔ぶれである。

廣瀬淡窓が悠々をして、「今ハ俳諧ヲ以テ、九州ノ一名家タリ」と述べていた。この番付表からもうなずけるところである。

この番付表が示す江戸末期の俳壇は、天保十四年（一八四三）には芭蕉一五〇回忌に当たった。それに合わせ中世以来歌壇の主流派であった二条家から「花の本大明神」の神号が下され、ここに至って芭蕉は神威を帯びた絶対的存在となった。

栗山理一はそういった江戸末期の俳壇を、「ひたすら芭蕉という絶対の権威を光背とすることによって、その伝系に就し、これを俳諧宗匠としての職業的地位に利用することになったのは、自然の成行といえよう」と指摘する³⁹。更に前掲の番付表にも登場していた梅通の『舍利風語』を次のように引用して、当時の俳諧師の実情を述べる。

扱て今の世の行脚をなす者芭蕉のをしへを尊み、風雅風流をしたひ、月花の名境をもとめ、故人の事蹟をさぐる事は名のみにして、ただ豪家遊民をたづね、遊里翫間に類するのみ、詮ずる処は衣鉢を飾り、魚鳥に飽き、淫酒をほしきままにして生涯をおくる望みにて、大かたは墮落放蕩の者どもなり

当時、俳諧宗匠と称された者達への手厳しい批判である。

悠々の大村藩での俳諧指導については、志田一夫の研究によると⁴⁰、藩内には悠々門弟の組（社中）として、浜松組・えくぼ組・指月組があった、殊に波佐見社中には悠々が自筆で添削し、句評を加えた五〇〇句と六三〇句を収めた句帳が残るといふ。

現在の諫早市城見町の日蓮宗本清寺境内には、次のような松尾芭蕉の句碑写真⁵⁻¹⁸が残る。

（正面） 槐窓悠々俳之



写真5-18 本清寺（諫早市）境内の芭蕉塚 嘉永3年に川原悠々によって建立。

夏来ても只一葉の一葉哉

(裏面) 嘉永三庚戌三月 古友棠雨の志を嗣て槐窓敬建之

この碑文によって、嘉永三年(一八五〇)に川原悠々が古友棠雨の遺志を継いで建立したことが分かる。刻される句は芭蕉の『笈日記』に収録される。

今は夏、周囲の草木は枝葉を茂らせているのに、一つ葉(常緑シダ植物)だけは、この季節になっても一葉のままであると、独り身の芭蕉自身の境遇を一つ葉に託して詠んだ句である。

古友の棠雨という人物は不詳であるが、その遺志を継いで建立とあるから、昵懇の間柄であったのであろう。悠々七五歳時の建碑である。

本清寺の創建は明治十三年(一八八〇)であるが、嘉永三年の銘をもつこの芭蕉碑がなぜこの本清寺境内に立つのか、その経緯はよく分らない。寺伝によると当時の開山には大村の本経寺が深くかかわっている、その縁で大村からこの地に移設されたのか、あるいはこの場所は明治初年に廃寺となった真言宗天龍院の敷地であったから、建碑当時からこの地にあつたものとも考えられる。

悠々はこの芭蕉塚を建立した七年後の安政四年(一八五七)十二月に八二歳で没した。

松林飯山墓所近くの吹上場所に眠り、自然石に「槐窓翁之塚」と刻される。

悠々は『荻苞集』という俳書を刊行したといわれるが、現在その存在は確認されない。

■四 藩内の芭蕉塚と俳人達

一・二 墓の芭蕉塚

「郷村記 大村久原之部 寺院」は田融寺の境内には、かつて芭蕉塚があつたことを次のように伝える(4)。

芭蕉塚 在観音堂側路傍、野石高三尺五寸程、天保六年從當藩俳人中建之、碑銘二曰

この種は何てとしよる雲に鳥 はせを是高良山主亮忠筆也

高さ約一丈二〇寸程の野面石の芭蕉塚が境内観音堂側の路傍に立っていた。天保六年（一八三五）に藩内の俳人達によって建てられたという。

刻された句は芭蕉の元禄八年（一六九五）の『笈日記』に収録される。元禄七年に大坂で詠んだ句であるが、奈良から大坂に入って間もなく寒気を覚え、それを押して俳句指導に当たっているうちに、漂白の身が寂しく老いを感じたその心境を詠んでいる。

藩内ではもう一基、下波佐見村の東前寺境内に次の芭蕉塚写真5-19が立つ。

鶴の巢もみらるる花の葉ごしかな

この句碑は裏面の碑文から、寛政八年（一七九六）に連香舎到右が発起主となり、上・下波佐見、川棚、宮村の四浦連衆の俳諧仲間呼びかけ、東前寺二世住職寛龍が供養導師となり建立されたことが分かる。芭蕉は元禄七年（一六九四）に五一歳で没するが、この芭蕉塚の建立がその一〇二年後であることから、芭蕉一〇〇回忌を意識して建立されたのであろう。

刻された句は、貞享四年（一六八七）に芭蕉の高弟・其角が編んだ『続虚栗』に収録される。「近頃の桜は山桜のように花と葉が同時に出てくる。そんな桜を見に行ったら桜の木のでっぺんに鶴が巢を懸けていて、花見ではこの巢も一緒に見られる」と、思いもがけず鶴の巢まで見られた花見を詠んでいる。

この二基の芭蕉塚を通して、俳祖芭蕉への篤い憧れがこの大村藩内にも及んでいたことは確実である。二基の句碑建立に際して藩内俳人、また四浦連衆がどういふ思いと基準で、この二句を選定したのか知る由もないが、藩内には多くの俳



写真5-19 東前寺(波佐見町岳辺田郷)境内の芭蕉塚
(東前寺提供)

諧の同好者がおり、その層の厚さが芭蕉塚建立に到ったのであろう。

二、松岡双輪

芭蕉の句碑が残る波佐見村での代表的俳人が、上波佐見村の安楽寺一二世大成の次男・松岡双輪まつおかさうりんであった。

波佐見社中の句帳から双輪(俳号・逐浪)の句二句を拾うと次のとおりである。

大池を廻れば蝶も廻りけり 逐浪
流れ出て川の名もある紅葉かな 逐浪

双輪は行年五九歳で没し、弟子たちによって建立された墓が安楽寺に残る。

三、白雲戸一路

従来、大村藩の俳人として埋没していた人物に白雲戸一路という人物がいる。『秋の風』という句集写真5-20を編んでいるが、羅簾陳人という人物が明和八年(一七七二)付で序文を記している。そこには唐津の生まれで鈴木氏を名乗るとあり、また一節には、

大村に俳僧一路あり、(中略)其の住める山を白龍と稱し、梵刹を長安と呼ぶ

とも記され、大村城下池田分の浄土宗長安寺の住職であったことが分かる。

更にこの句集『秋の風』は一路の二三回忌に靈前に供えるべく編んだとも記すから、一路は宝暦九年(一七五九)に没したことになる。「長安寺住職歴代略譜」[42](#)によって、このような経歴をもった住職を探すと、次の第一二世が浮かび上がってくる。

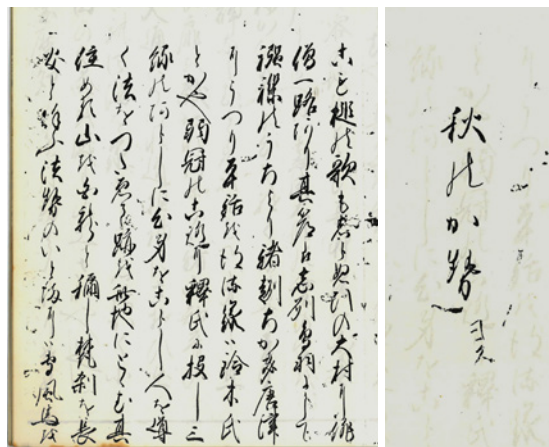


写真5-20 白雲戸一路句集『秋の風』表紙(右)と序文(左)

第十二世 起蓮社獨譽上人義統

肥州唐津之産、同所城主土井侯藩鈴木權兵衛男、享保二十年住職、延享四年隱居、寛延三年再住職、
宝曆七年隱居

生地・姓ともに一致し、この義統に間違いない。次の第一三世が急遽、江戸の傳通院に転じたために二度住職に就いている。隱居二年後に没したことになる。

序文には一路が俳諧を志すに到った事情を、元文の頃に安楽坊の筑紫行脚の影響を受けたと記す。安楽坊は伊勢山田の人であるが、芭蕉門で美濃国出身の各務支考かがみしこうが率いた美濃派の俳人で安楽坊春波と称した。美濃派は俗談平話を唱え、平俗な俳風を良しとし俳諧を広く普及させた一面、質的な低下もまねいた。

大内初夫の研究によると(43)、安楽坊春波は享保十九年に伊勢を立ち、元文元年(一七三六)頃には九州に入り延享四年(一七四七)まで九州各地を行脚し、美濃派の普及に努めている。ただ肥前大村まで足を伸ばした形跡はない。しかし序文が記す元文の頃に安楽坊から刺激を受け俳諧の道に入ったとする時期は一致する。このような事情から一路は安楽坊の美濃派の系統を引く俳人であったと思われる。

一路は宝曆九年の八月始めから病に伏し、高弟柳右を始め社中の神仏への祈願の甲斐もなく、八月二十日に他界する。その病床で詠んだ句が、

急佛に姿をそえて秋の風

であった。一三回忌を期して編まれた句集『秋の風』はこの辞世の句に因むものであった。

巻末には明和八年八月二十日付の跋文が添えられ、その撰文は片山祇文が記している。実はこの人物は、本項でも触れた長月庵若翁(堀孫左衛門徳輝)の実兄に当たる。若翁が脱藩した後、残した娘二人のうち長女はこの片山祇文の養女として育てられた。

『秋の風』を改めて見ると、表紙左下には「西肥唐津□□氏」と記され、唐津住某氏の所蔵本であったことが分かる。

そして巻末には「安政六己未五月修藏之 松尾栄」とある。表紙氏名の跳ねの一部が確認され、巻末の「松尾」の用字を勘案すると、「□□氏」は「松尾氏」と判読できる。したがって筆者手元にある『秋の風』（複写本）は唐津の松尾氏の蔵書であった。

したがって明和八年（一七七二）に編まれた『秋の風』は、安政六年（一八五九）に至っても俳書としての評価は落ちることなく、唐津の地で書写されたのである。この経緯からすると、白雲戸一路は西肥前において美濃派を率いる地位を築いていたのであるう。

京寺町通二条下ル町蕉門俳書所橋屋治兵衛板『蕉門俳書目録』(44)によると、一路は『轟瀧集』一冊を刊行している。価格は一匁六分と値が付けられ、二匁代の俳書が多い中でやや低価である。今、その所在は確認できない。

四・山添素風と渡辺昇

幕末から明治にかけて活躍した俳人として山添素風がいる。吹上墓所、通称町墓の長与俊達の墓地の近くにこの素風の墓がある。墓碑銘には「宗匠秋林舍素風居士 明治三十二年七月廿四日」とあって、「宗匠」と見えるから地元における俳諧の指導者であった。志田一夫によると素風は武部の八幡神社の神職を務め、素風句集「初春の巻」には、雲外・一様・螢火・葉翠・花滴・露香・梅山・二葉の俳人たちが見えるという(45)。志田は手元の控えから素風の次の句を紹介している。

夕顔や星より早き宿の膳

一声を路より聞くや夜半の鹿

渡辺昇もこの素風の門人であり、次の句を残している。

聞き馴れし声も雑るや田植哥

何処迄も見覚へのある新樹哉

（久田松和則）

■ 一・能楽と謡曲

能楽^{のうがく} 46 とは、南北朝時代に始まった日本の代表的な古典芸能の一つの歌舞劇であり、猿楽の能をさす。足利將軍家の保護の下、観阿弥・世阿弥親子の活躍によって発展していき、武家文化の一つとなり、戦国時代や安土桃山時代を通じて武家の嗜みとして大いに流行した。江戸時代に入っても徳川將軍家はもとより、各大名家においても能楽の会が催された。能楽には流派が形成され、現在シテ方(主人公)には室町時代から続く観世流・宝生流・金春流・金剛流の四流と江戸時代初期の喜多流の計五流があり、ワキ方(相手)・狂言方・囃子方には計一八流派がある。

大村藩において能楽が催された例として、「九葉実録」卷之二十九 47 によると、文化元年(一八〇四)冬に大村藩主一門、大村龍松(右近直貞(後に昌貞)。両家の一つ松浦系大村氏。高一〇二五石)の屋敷において能楽の興行がなされ、一〇代藩主大村純昌の御部屋様(室)や御子様が見物したと記述される。

また、能楽に関する記事として、九州初の鯨組を組織した西海捕鯨の開祖、深澤儀太夫勝清を祖とする大村藩士深澤氏の系譜 48 によれば、深澤儀太夫勝清が「勤能御相手」とあり、藩主の能の御相手を務めたと解される。年次の記載はないが、当記事の直後に「寛政五年因願帯刀免許」とあることから、少なくとも寛政五年(一七九三)以前、つまり九代藩主大村純鎮の治世に純鎮の能の御相手を務めたことになろう。いずれにしても、管見による限り、これが深澤家において能の御相手を務めたことを記す初見記事であり、以降、儀太夫勝清が寛政九年(一七九七)、太郎三郎勝憲が文化九年(一八一二)に能の御相手となり、鐵五郎勝芳が文化十三年(一八一六)に能の御相手の命を蒙り、兵太郎勝継が天保三年(一八三二)後に能方の御相手となったことが分かり、勝賢は九代藩主大村純鎮、勝憲・勝芳・勝継は一〇代藩主大村純昌の能の御相手を務めたことになる。

大村藩主大村家においては、現時点でシテ方の五流のうち、何流を御家流としたかは不明である。旧大村藩士一瀬家の史料(大村市立史料館所蔵「一瀬家史料」)の詩・俳諧 49 には、「喜多流獨吟集」上・中・下及び「謡 喜多流

和氣清麻呂」などがあるが、いずれも近代に刊行されたものであり、近世に刊行されたものは見当たらないので大村藩の御家流を喜多流と断定することはできない。因みに喜多流⁵⁰とは、金春流又は金剛流から派生したと伝えられ、幕末期に一四代將軍徳川家茂が自身が御三家の一つ紀伊和歌山藩の出身のため、ゆかりのある喜多流を特に保護し、井伊直弼(近江彦根藩)・山内容堂(土佐藩)・藤堂高潔(伊勢津藩)たちの大藩はこぞつて喜多流を学んだとされる。

能楽に付随するものとして謡曲⁵¹が知られる。「うたい」ともいい、室町時代初期に成立した能楽の台本である。本来、一種の歌舞劇である能楽の音楽部分を「うたい」といい、謡曲という言葉はこれと同義であった。大村藩では正月夜に恒例として玖島城中において謡曲を行っていることが「九葉実録」卷之六十四⁵²に記されている。なお、前掲「一瀬家史料」の詩・俳諧には、謡曲の書籍が多数所蔵されている⁵³ことから、藩内でも盛んに行われたことが推測される。

■二、散楽(猿楽・申楽)

散楽⁵⁴とは、能楽の源流となつた芸で猿楽・申楽とも書き、散更ともいう。七世紀後葉(西暦六五〇年以降七〇〇年まで)頃、唐楽の一つとして「散楽」が渡来した。「散楽」と記した場合は、本来、中国唐王朝時代に盛行した戯芸を総称する。つまり、「散」は「雅」の対立概念で、正格でないことを意味し、雅楽の末尾で付属的に演じられた。曲芸・奇術ないし滑稽技などが含まれていたようである。大村藩ではいわゆる滑稽な物まね芸「猿楽」が盛んに行われていたことが史料によって分かる。

大村藩に散楽が行われた史料上の初見は管見による限り「九葉実録」卷之十七⁵⁵宝暦十年(一七六〇)三月十八日条で、「散楽ヲ城中ニ張ル城下大給以上礼服之ヲ観ル 本寺及ヒ観音寺祝人致仕者ニ及フ」^{写真5-21}とある。玖島城中で散楽が催され、城下大給以上の藩士が礼服を着用して観覧したことが分かる。また、本寺(宝円寺か)及び観音寺の祝人や致仕者すなわち藩

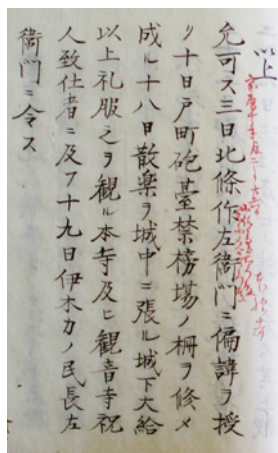


写真5-21 「九葉実録」卷之十七に記される散楽の記事

(大村市立史料館所蔵 大村家史料)

職を辞した者たちも招待されている。

以下、「九葉実録」から「散楽」の記事を左記に抽出する。

①天明四年（一七八四）五月三日 「散楽ヲ城中ニ張り、給人以上及ヒ祝僧ノ嫡子、致仕者ニ至ルマテヲシテ、

平服縦観セシム」⁵⁶

②享和三年（一八〇三）八月二十三日 「散楽ヲ城中ニ張り、城下大給以上及ヒ其嫡子、致仕人ニ礼服拝観ヲ命シ、

又本寺祝人ニ縦観セシム」⁵⁷

③文化元年（一八〇四）一月二十六日 「散楽ヲ城中ニ張り、城下大給以上・本寺及ヒ観音寺祝人且嫡子・致仕人

礼服縦観ヲ命ス」⁵⁸

④文化二年（一八〇五）一月二十二日 「散楽ヲ城中ニ張り、城下大給以上嫡子・致仕人ニ至ルマテ礼服縦観セシム」

⁵⁹

⑤文化二年（一八〇五）四月十五日 「散楽ヲ城中ニ張り、城下給人以上嫡子・致仕人ニ縦観ヲ命ス」⁶⁰

⑥文化三年（一八〇六）一月二十二日 「散楽ヲ城中ニ張ル、太公臨覧ス」⁶¹

⑦文化三年（一八〇六）三月六日 「散楽ヲ大村右近ノ家ニ張り、諸有司ノ縦観ヲ命ス」⁶²

⑧文化三年（一八〇六）四月十日 「散楽ヲ城中ニ張り、城下大給以上平服入観ヲ命シ、其嫡子・致仕人ニ縦

観ヲ許ス」⁶³

⑨文化五年（一八〇八）一月二十八日 「賀正式畢ルヲ以テ散楽ヲ城中ニ張り、城下大給以上本寺祝人ニ礼服縦観

セシメ、又其致仕人ニ三男ニ及フ」⁶⁴

⑩文化五年（一八〇八）四月十三日 「散楽ヲ大村右近ノ家ニ張り諸有司ニ縦観セシム」⁶⁵

⑪文化六年（一八〇九）五月十九日 「散楽ヲ城中ニ張り、城下大給以上嫡子致仕人ニ至ルマデ縦観セシム」⁶⁶

⑫文化七年（一八一〇）六月七日 「散楽ヲ城中ニ張り、城下大給以上、致仕人・嫡子ニ至ルマテ命シテ縦観

セシム」⁶⁷

⑬文政元年（一八一八）二月七日

「賀正式全ク終ルヲ以テ散楽ヲ城中ニ張り、城下大給以上ニ命シ礼服ヲ以テ之ヲ縦觀セシメ又致仕及ヒ子弟等ニ及ハシム」⁶⁸

⑭弘化二年（一八四五）十一月十一日「散楽ヲ大村五郎兵衛環ノ更名ノ家ニ習フ、士族及ヒ、其子女ニ縦觀セシム」⁶⁹

右記のうち、①～⑥、⑧、⑨、⑪～⑬は玖島城中において散楽の興行がなされ、観覧人は礼服用が多いが、①と⑧は平服用となっている。

⑥は太公が臨覧したとある。当該期は一〇代藩主大村純昌の治世であり、純昌は同史料には公と記されている。純昌の父で前藩主大村純鎮が隠居の身で当時存命中なので太公とは純鎮であり、自身が散楽を鑑賞したことになる。純鎮は文化十一年（一八一四）に没している⁷⁰。

⑦、⑩は大村藩主二門で両家の一つ松浦系大村家の当主大村右近昌貞（高一〇二五石）の屋敷で散楽が興行されていたことが分かり、更に⑭も同家の当主大村五郎兵衛の屋敷で散楽を興行し、藩士とその子女が鑑賞しているが、「習フ」と表現しているので、散楽を藩士子女に教授したと解される。⑨と⑬は正月が終わった区切りとして散楽を催していることが分かる。

以上のことから、大村藩においては能楽よりも散楽が盛んであったといえる。

■三、笛・太鼓と箏

能楽や散楽において必要な楽器類は笛や太鼓である。旧大村藩士で三浦村（大村市日泊町）居住の城下大給（高一〇石）福田家に伝来した史料は「福田家史料」として、現在は大村市立史料館に所蔵されているが、この中に楽舞部 能の史料として、「（森田流笛譜）一点^享貞5-22、「太鼓頭附二点、「太鼓頭附謡」上一点^文がある。これらから大村藩士の間でも笛・太鼓の教養を持っていたことが推測できる。

次に箏(琴)についてであるが、「九葉実録」雜誌四の元治元年(一八六四)十二月朔日令條 町方の中に「一稽古琴不相成候事」

とあり、大村藩においても町人の間では箏を稽古することが流行っていたことが分かる。旧大村藩士で久原分(大村市久原二丁目)に居住した御厨家(高二五石)に伝来した史料は「御厨家史料」として、現在は大村市立史料館に所蔵されているが、この中に楽舞部として、山田松黒「箏曲大意抄」新曲・表・裏・中・奥・奥書写真5-23

の計六点があること②③から、大村藩士家の女子を中心に箏を教養の一つとして身に付けていたことが推測できる。

■四、香道
香道とは、一定の香木を伝統的作法で聞き(嗅ぎ)、その香味を文学的雰囲気のもとで鑑賞する情操教育の分野をいう。一定の香木というものは、古来、伽羅・羅国・真南蛮・真那伽・佐曾羅・寸間多羅の六種のことで、香木には幾種類もあるが、そのうちで、この六種が鑑賞に値するものとして選ばれた。香木の香りを聞き、鑑賞する聞香と、香りを聞き分ける遊びである組香の二つが主な要素である。『源氏物語』によって創作された組香を源氏香といい、何種類かの香りを組み合わせてその香木の香りを聞き当てる遊びの一つである。なお、香道を家業とした公家が三条西家(藤原北家)である。

この香道、取分け聞香に関する文献(香書)が前掲の旧大村藩士福田家に伝来した「福田家史料」遊戯部 聞香の中



写真5-22 「(森田流箏譜)」 (大村市立史料館所蔵 福田家史料)

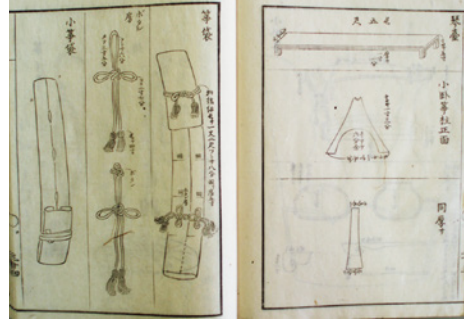


写真5-23 「箏曲大意抄」奥書 (大村市立史料館所蔵 御厨家史料)

に計一八点存在する⑦。同史料は香書研究家によって貴重な史料とされている⑧。それは左の史料である。

- ①「香筵玩具」〔享保十四年 一七二九〕一点、写真5-24、②「香志」〔享保十八年 一七三三〕全二点、③「香道秋乃光」上・中・下三点、④「香道奥之栞」上一点・「香道奥の栞」〔元文四年 一七三九〕下一点、⑤「香道聞書」一点、写真5-25、⑥「香道滝之糸」〔享保十八年 一七三三〕上・下二点、⑦「香道滝之糸」〔享保十九年 一七三四〕上下一点、⑧「香道千代ノ秋」〔享保十八年 一七三三〕下一点、⑨「香道秘伝書」上〔天正元年 一五七三〕・下〔天正三年 一五七五〕二点、⑩「香道部」〔暗か〕山一点、⑪「香の玉」〔延享二年 一七四五〕一点

基本的に香道を嗜むのは、藩主家の近習か富裕な町人の身分の者であるとされる。では、なぜ大村藩士福田家に右の史料が伝来したのか、「新撰士系録」巻之八上の福田氏系譜⑨と『九葉実録』別冊⑩を参考に考えたい。

まず、同家六代当主の福田八百右衛門義長が七代藩主大村純富の坊主、九代藩主大村純鎮の中小姓などを勤務していることが分かる。

八代当主の福田八百右衛門義遠は一〇代藩主大村純昌の中小姓などを勤務し、純昌の娘つまり姫である操（肥後人吉藩主相良長福正室）と訓（三河西尾藩主松平乗全四男乗懿室）の側近として江戸へ赴いている。

幕末最後九代当主の福田郡左衛門義質が一一代藩主大村純顕と一二代藩主大村純熙の中小姓などを勤務し、純顕の娘つまり姫である于涓（近江の住持

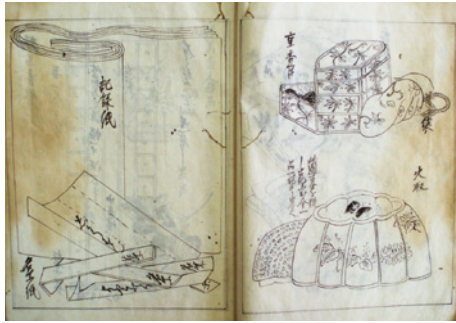


写真5-24 「香筵玩具」
(大村市立史料館所蔵 福田家史料)



写真5-25 「香道聞書」
(大村市立史料館所蔵 福田家史料)

藤谷静徳夫人、後帰家、美和と改名後、大村家用人横山寅一郎夫人の誕生の際の用懸を勤務している。その後、江戸で純熙と正室の嘉庸（大和小泉藩主片桐貞信三女）の婚礼の際に正室の実家片桐家への用懸を勤務し、純昌の息子で純顕・純熙の弟である大藏（栄純。後の植村家興）が大和高取藩主植村家貴の養子となる際、用懸を勤務している。また、純熙の江戸参勤に陪従し、純顕の娘つまり姫である整（静。蝦夷福山（松前）藩主松前徳広室、ただし婚姻前に卒去）の側近となっている。

以上のことから、福田家当主は大村藩主や姫君の側近を勤務したり、姫君誕生の際や藩主の婚礼の際、若君が他家へ養子となる際の役目を命じられている家ということになり、江戸時代中期以降、大村藩主大村家の近習的な性格を有した家として捉えられる。特に姫君の側近を多く勤務していることが香道に関する文献が福田家に伝来した由縁と考えたい。

（盛山隆行）

四 書道

書道とは今日では文字の書き方を、毛筆で文字を正しく巧みに書く法をいう。現代の中国では、書法と呼んでいる。しかし、もともと書道という言葉は中国において生まれたものであり、既に唐の張懷瓘の『文字論』の中にみえる。次いで元の鄭杓の『衍極』という書法の源流を述べた本にも「書道」の字を掲げている。我が国における最も古い用例は、『扶桑略記』天平七年（七三五）四月辛亥（二十六日）条にみえ、入唐留学生として渡航した吉備真備が一九年間の留学中に学んだものを列記した中に書道ということがある。これは、既に奈良時代には我が国においても使用されていたことを知る。

しかしながら、平安時代に入ると、書をかくことに対して「筆とる道」（『源氏物語』絵合）ということばを用いている。我が国に文字が渡来した確かな時期はつかめないが、既に一世紀の半ばには、「漢委奴国王」の金印（福岡市博物館所蔵）

が伝えられているので、かなり早い時期が想定される。現存する肉筆遺品の最古のものは聖徳太子の書いた『法華義疏』(宮内庁所蔵)である。このことから、六〜七世紀の飛鳥時代には、中国の書法が将来されていたことが想像されるが、その書法の実体は明らかではない。しかし、当時の我が国の書は、全て中国書法に頼っていたことは事実である。次いで、奈良時代に入ると仏教の信仰が盛んとなり、写経が国家事業として大規模に営まれるようになる。写経では写経体という整然たる楷書に終始し、唐時代の書法を踏襲するものであった。現存する奈良の正倉院宝物の中には聖武天皇や光明皇后の書が伝えられている。わけでも光明皇后の『楽毅論』は王羲之のそれを模写したもので、当時、将来された拓本の臨写であることが想像される。このほか、欧陽詢や顔真卿など唐代の能書の書跡が、我が国にもたらされていた。

しかし、奈良時代以来江戸時代末期まで、我が国の書道の根源は王羲之書法に尽きる。平安時代の公家藤原行成は、小野道風を介して王羲之書法に習熟したが、当時の貴族生活の美意識を踏まえて我が国独自の書法を完成した。これを和様(日本風)と呼び、我が国書道の黄金期をつくった。行成の書法は子孫が一子相伝し、行成が創建した世尊寺の名を取って、後に書流を世尊寺流を称した。また、平安時代末期十二世紀半ばに摂政関白を勤務した藤原忠通は能書の才を発揮し、忠通が晩年に法性寺に隠退したことから、忠通の書流を法性寺流と呼んだ。忠通の子兼実、その子良経と、能書に恵まれ、良経の書流を後京極流と称したが、世尊寺流と法性寺流が、貴族階級を中心に永く我が国の二大書流として栄えた。

鎌倉時代に入ると禅宗の渡来によって、新たな中国書法(宋・元)がもたらされ、禅宗様という書流が芽生えた。

これは、宮廷と結んで天皇の書に大きな影響を与え、十三〜四世紀に宸翰様を生むに至った。伏見天皇の皇子尊円入道親王は稀有な能書の才を発揮し、晩年に京都粟田口の青蓮院に住持したが、その歴代住持がこの書型を守り青蓮院流を称した。この書流は多くの階層の支持を得て、貴族・僧侶・武家と広い範囲に広がった。青蓮院流から庶民層向けに変容し分派したのが御家流となった。

江戸時代初期に入ると本阿弥光悦・近衛信尹・松花堂昭乗の「寛永の三筆」らが活躍したが、書法は平安時代の上代様に眼を向け、いずれも一代限りで、その命脈は一世紀にも満たなかった。江戸時代に徳川政権の儒学奨励によって明・清の書法が尊ばれた。人々はこれを唐様と呼んで、一大流行となった。自然、和様の書道が衰退した。唐様書⁸⁰は儒者や文人たちの間に、中国趣味を好むアイデアとして次第に広がっていた背景がある。唐様書は肥後熊本の家北島雪山が遠江出身の儒学者細井広沢に伝え、広沢が普及に励み、江戸を中心に儒学者・文人たちの間で広く行われた。大村藩において書道がいかに発展したか、書法と書流を含め、判然とせず不明である。本項では大村藩と関係があったと思われる「幕末の三筆」の一人市河米庵の足跡と幕末の大村藩士で書家の北村修蔵政治(如堂)の足跡、現在、大村市立史料館に所蔵される書を筆いた藩主について言及したい。

■ 一・書家 市河米庵と大村藩 扁額「微神堂」

唐様書道の学習形態をたどってみると、まず渡来した中国人から直接その書法を学んだ時期から、やがて中国との貿易が活発になり、書道資料が多く輸入されるようになると、これら中国伝来の書論や技法書、法帖類をもとに学習するようになっていった。更に我が国内でも各種法帖が刊行され書論が述作されるに至り、江戸時代も後期になると、我が書学も単に書論の学修だけでなく、中国の書の本質の探究、文字学的な研究、碑版法帖の精査、文房具類の整理等と高度な発展を遂げた。書作品も売買されるようになり、書を書き、書を教えることよって生計が立てられるようにもなった。つまり書を職業とする専門書家が現れ、大いに活躍することになった。こうして、経済面では文化の商品化が広く進行し、書の作品や文房具類の商品価値も高まり、唐様書道も社会の経済体系に組み込まれつつ発達を続けたのである。

この時期、巻菱湖、貫名海屋(松翁)と並んで「幕末の三筆」の一人に数えられたのが市河米庵⁸¹である。米庵は安永八年(一七七九)九月六日、儒者・詩人である市河寛齋(一七四九〜一八二〇)の子として江戸京橋(現東京都中央区)桶町に生まれた。幼名は才太郎。三歳の頃、その誕生が亥年・亥日(九月六日)・亥刻であったことから、三亥に改名

したという。寛斎の父で米庵の祖父好謙（一七〇二～六三）は細井広沢の門人で蘭台と号し、書をよくした。父寛斎は、幕府官学の昌平黌（昌平坂学問所）に学んで越中富山藩主前田家の藩校教授を務めた。寛斎は詩才をもつて知られ、江戸に江湖詩社を開いて多くの門弟を育てあげ、当時の詩風を一変させた人であった。米庵は寛斎や幕府の儒者林述斎、柴野栗山らについて儒学を修めた。

書は父の手ほどきを受けたが、幼少の頃に持明院流の使い手に和様書を習っていたとも伝える。しかし、次第に流行していた唐様書に心が傾き、とりわけ青年期を迎えた頃から中国北宋の書家米芾（一〇五一～一一〇七）の書に私淑したという。自身の号（米庵）も米芾によつたものである。更に進んで唐の書家顔真卿（七〇八～八四）にも習い、およそ晋唐の書法を中心に学んで書業を積んだという。

やがて二〇歳を迎える頃には、「小山林堂」と名付けた書塾を開いて門弟の指導に当たった。書塾門弟名簿である『小山林堂及門録』は、この時から記入が始まっている。その後、二五歳を迎えた米庵は享和三年（一八〇三）から文化元年（一八〇四）にかけ、京都を経由して長崎まで遊歴している。遠く足を延ばした長崎の地では、清の胡兆新という人物から唐様書法を直伝されたと伝える。また、この遊歴によつて多くの明清の書画を入手して学び、新たな境地を開眼したことは想像に難くなく、米庵の書業にとつてこの遊歴は大きな転機となつたに違いない。

ところで、米庵は文化八年（一八一）に父の跡を継いで、同じく越中富山藩主前田家に能書をもつて招聘された。その後、文政四年（一八二）には加賀金沢藩主前田家に任せ、江戸と金沢を往復して指導に当たった。加賀金沢藩では三〇〇余石の扶持を給され、七二歳を迎えた嘉永三年（一八五〇）、老齢によつて致仕（職を辞すること）するまで務め挙げた。既に当時の米庵は唐様書の大御所として知られ、致仕した後にもその名声はますます高まり、隠居の暇なく活躍した。その晩年には、江戸の和泉橋（現東京都千代田区）近くに大きな屋敷を構え、大名・町人・僧侶・女性に至るまで、その門弟の裾野を広げて指南した。伝えるところによれば、内弟子二〇〇余人、遠近の門人は五〇〇〇余人に達したという。このように江戸で大活躍した米庵の唐様書は、のちに巻菱湖・貫名海屋らとともに「幕

末の三筆」と称されるようになった。ただ、その一方で骨太で剛健な米庵の書風に対して、いささか品格を欠くという評価もあり、その書風の流行が長く続くことはなかった。また、門下にあってもその書風を受け継ぎ、新たに進展させるほどの傑出した弟子の輩出をみることはなかったものの、門下の山内香雪からは肥前小城藩（現佐賀県小城市）出身の書家中林悟竹が出ている。

また、米庵の書業で特筆すべきは、書論・書法・書体・書材・文房具などに関する基礎的な研究を行い、これを著述刊行によって後世に伝えたことである。その代表的な著述には、二三歳の時に著した『米家書訣』をはじめとして、漢籍や詩編のなかから揮毫に適した語句を抜粋した『墨場必携』は現在でも机辺（まきべ）に置かれ、多くの人に愛用されている。更に、扁額・長幅・横幅などの形式別に書式を示した『略可法』も知られている。

なお、米庵所蔵の中国書画や碑版法帖類と、父寛齋の収集した日本金石の拓本類は、東京国立博物館の収蔵となり、また書籍類の大部分は独立行政法人国立公文書館の内閣文庫の史料として保管されている。安政五年（一八五八）七月十八日コレラ病で没した。年八〇歳。墓は東京都荒川区西日暮里の本行寺にある。

ところで、市河米庵の書である扁額「徽神堂」写真5-26が大村市に存在する。

幕末江戸の剣術三大道場に数えられた神道無念流の練兵館道場、その館主齋藤弥九郎の三男として生まれたのが齋藤歛（かみ）之助である。歛之助は、幕末の江戸三劍士の一人で、練兵館において父弥九郎から剣術を習い、荒技で強く、人々から「鬼歛」と呼ばれた。激動する幕末の中、大村藩は齋藤歛之助を、藩の師範役として俸禄一五〇石で迎えた。従来の小野派一刀流と柳生新陰流を廃し、実戦に適した神道無念流に統一することになった。嘉永七年（一八五四）



写真5-26 市河米庵筆 扁額「徽神堂」
（徽神堂道場所蔵 大村市教育委員会写真提供）

に、大村城下、上小路に入った左手（片町）に三九〇坪（約一二九〇平方メートル）の土地を賜り、そのうちに剣術道場を建て「微神堂」と称し、神道無念流の本拠となった。門弟の数は、藩校五教館（文館）に併設された武術道場「治振軒」（武館）と合わせ一〇〇〇余人に上り、柴江運八郎、渡辺昇などが見られ、門弟たちは、戊辰戦争の際に新政府軍として各地で活躍した⁸²。

その道場に掲げられた扁額が市河米庵の書「微神堂」^{写真5-26}であるが、なぜ米庵が扁額を製作したのか不明であり、米庵と大村藩との関係は史料上不明である。ただし、考えられる点として、大村藩の絵師鏗木雲潭⁸³が実は市河寛齋の次男であり、絵師鏗木梅溪の養子となっている事実である。つまり米庵の実弟が鏗木雲潭ということになる。米庵と大村藩をつなぐ存在として鏗木雲潭があり、この関係で米庵の扁額「微神堂」が製作されたと推測したい。しかし、鏗木雲潭は嘉永五年（一八五二）に没し、「微神堂」が建てられた嘉永七年（一八五四）には既にいなかったことを付言しておく。鏗木雲潭については、本章第二節第五項を参照されたい。その後、扁額は斎藤歆之助の弟子に受け継がれ、現在、大村市杭出津二丁目の微神堂道場に掲げられている。^{写真5-26}を見ても明らかのように力強く堂々とした字で大書されたものである。

■二、北村修蔵政治（号 如堂・琴岳）の書道

一、江戸における備後福山藩士（書家）小島成斎への修学

北村修蔵⁸⁴は、文政十一年（一八二八）に大村藩士北村兵左衛門政久（道助）の長男として、大村領川内浦村（現西海市西彼町川内郷）に生まれた。初めは李太郎と言い、諱を政治、通称を修蔵、号を如堂、琴岳と称した。地元では書家北村如堂として有名である。また、同地の虚空蔵山の麓に住んだことから、後に自ら木石居、虚空山人と号した。父の政久は天保四年（一八三三）に家督を相続し、同十三年（一八四二）に衣食住目付を勤務している。北村家の食禄は一石七斗六舂という微禄で、学費を支出することが困難であったため、修蔵は一〇歳で大村城下池田分の藩主大村家菩提寺、日蓮宗萬歳山本経寺（古町一丁目）の下働きとして入山した。修蔵は寺務の余暇、僧徒に

就いて句読を受け、儒学など学問に励み、その中で習字つまり書道に一番の魅力を感じた。

修蔵の書道の才が藩の中枢に知られることになったのか、嘉永元年（一八四八）に郷村記筆役となり、藩から八米五俵を拝戴している。修

蔵が筆役を務めた「郷村記」**85**とは、延宝九年（天和元年・一六八一）、四代藩主大村純長の命によって家臣の安田長恒が編纂し、天和三年（一六八三）に一応完成したが、この第一回の編纂は疎漏が多く、間違いがあったことが理由で、元禄元年（一六八八）、第二回の編纂が行われ、家臣の村部長英に校修させたが、長英の死亡によって、これまた未完成に終わった。その後、五代藩主大村純尹、六代藩主大村純庸の時、それぞれ校修の命があったが完せず、その後一〇〇年余経過した天保六年（一八三五）に一〇代藩主大村純昌が継纂を意図してその陣営を整え、一二代藩主大村純熙が安政三年（一八五六）に最終編纂に着手し、藩領各地を踏査し、七年の歳月をかけて文久二年（一八六二）に全七九巻として完成したものである。「郷村記」第一巻首巻の序**86**は、文章は五教館助教であった儒学者の松林飯山が撰（作文）し、それを実際に書いたのが書教授の修蔵であった。その末尾には「五教館助教臣松林漸敬撰」とあり、「書教授臣北村政治謹書」とある。修蔵の字は堂々とした楷書体で書かれてある。

嘉永二年（一八四九）に藩主大村純熙から抜擢され筆道執行の命を蒙り、江戸へ赴き、備後福山藩主阿部家の家臣小島五一（成斎）の門弟となった。『長崎縣人物傳』**87**によると、修蔵が江戸留学したのは嘉永六年（一八五三）としており、「新撰士系録」の北村氏系譜と時期の相違が認められる。

ところで、修蔵が江戸において書道の師として仰いだ小島五一とは、小島成斎**88**の名で日本書道史の中では名

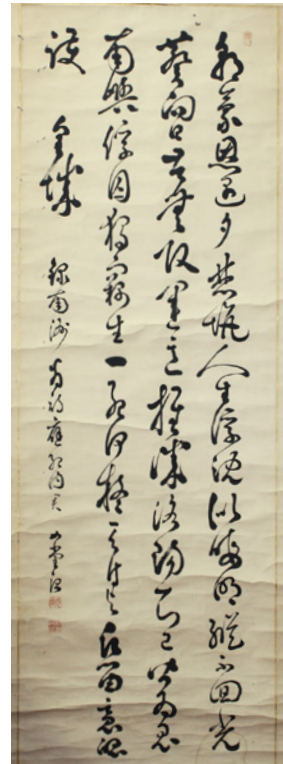


写真5-27 北村如堂書
(大村市史史料館所蔵)

が知られた人物である。成斎は寛政八年（一七九六）十二月十日に備後福山藩士小島俊威親戚の子として江戸に生まれた。初め親長と称し、通称は五一、号を成斎とした。父親咸は福山藩江戸藩邸内にて祐筆を務め、能書家として知られた人物であった。成斎は幼少から学を好み、書法をよくして瘠せて骨が飛び出し、眼光炯々、曲がったことが嫌いで人におもねることをしなかった。

成斎の学書歴は、初め経学や漢詩を市河寛斎（一七四九～一八二〇）に手ほどきされ、そして書を寛斎の子の市河米庵に学んだ。米庵は北宋の米芾を慕いつつも、明清の新書風を取り入れた使い手として、当時、江戸で最も有名な唐様書の第一人者であった。しかし、成斎は米庵の目指したこの新書風に魅力を感じなかったのか、やがて魏晋の書を第一と主張する考証学者の狩谷掖斎（一七七五～一八三五）に従った。もとより掖斎は書家としては世にその名が聞こえた人ではなかったが、文字に精通する達識の人として、また学識万般の高いことは当代随一の誉があった。成斎はこの点に心が惹かれたとされる。掖斎と交わした書状のなかに『設文解字』に関するやりとりがしばしば見える。成斎は掖斎の下で『説文解字』をはじめとする文字学に加えて、秦漢の金石文を研究し、更に晋唐の碑版法帖を学んで、独自に書法を自得したとされる。したがって成斎の書は、学問に裏付けされた骨格のある書風といえる。掖斎の没後は、やはり文字学に詳しい松崎慊堂（一七七一～一八四四）に学んだ。なお、狩谷掖斎の墓碑は碑文を松崎慊堂が撰（作文）し、その文を小島成斎が書したものである。

福山藩内における成斎は文化十年（一八一三）供番格書吏となり、文政八年（一八二五）家督を相続し、後に公用方右筆頭取などを経て奥詰となる。嘉永六年（一八五三）藩主阿部正弘が老中となり、二代將軍徳川家慶の命でロシアへの幕府の返書を清書執筆した。これにより、時服一襲を賞賜される。これ以後、書家としての名声が高くなり、書法を学ぶものが常に堂に満ち、藩主正弘も師礼をもって厚遇した。晩年中風となり、筆が執れなくなったが、たまに酒を飲んで揮毫した。書体は上品で風雅であり、人から楷書を請われると、顔法（中国唐代の書家、顔真卿の書法）にならって書いた。文久二年（一八六二）十月十八日に享年六七歳で没し、東京都文京区の長元寺に葬られた。

北村修蔵はこの小島成斎の門弟として一〇年間、一意専心に書を学び、成斎の唐以前の書法を会得した。この間、於菟丸（二代藩主大村純顕の子、純一）の書の御相手役（先生）を命じられた。

二、藩校五教館における習書教師としての足跡

修蔵はやがて病を發して大村へ帰藩後、安政七年（一八六〇）に家督を相続し、同年城下大給に列して廩米一五石、かつ修蔵一代に限り三口の俸禄を賜り、禄高の合計は一六石七斗六升となった。藩校五教館習書教師を勤務し、同じ五教館教授の松林飯山とは常に往来して議論を行い、酒を酌み交わして共に風流を楽しんだとされる。

文久元年（一八六一）藩主大村家の御家譜書継を勤務したことを賞せられ、目録を賜り、同年、池田分に宅地一段を賜っている。同二年（一八六二）に五教館齋長席に進み、同年異変方を勤務し三度浦上へ出張し、翌三年（一八六三）に与力席となった。

三、維新後の足跡

・八木原小学校への勤務

廢藩後、修蔵は現在の西海市西彼町八木原郷の八木原小学校の教師を務めた。たまたま、新潟県知事に就任した元大村藩士の楠本正隆と旧知の間柄であったため、楠本が修蔵に対し新潟県の属官として招聘しようとした。修蔵はこのことを母親に相談したところ、母が喜ばなかったため、仕官の途を絶つたとされる。



写真5-28 北村如堂書「習字手本」〈前書〉

〈後書〉
（大村市立史料館所蔵 福田家史料）

・駐長崎清国領事 蔡軒の評価

明治十九年（一八八六）三月、修蔵は眞行草三體を書き、長崎駐在の清国領事、蔡軒さいけんに対してその鑑識を依頼した。蔡軒は、

楷書則銀鈎鐵畫玉潤珠圓、行書則意到筆隨卓然、名墨草書則鸞飄鳳泊渾化無痕、先生筆墨固萃諸名家之妙而集其大成者也佩服々々。

と評している。蔡軒は修蔵の妙手に感じ入り親しく訪問しようという気持ちを抱いたが、結果的に果たせず、修蔵は明治二十年（一八八七）一月二日に享年六〇歳で没した。修蔵の性格は温厚実直で上級下級の身分を問わず信愛される人物であったとされる。その筆法は専ら古聞を主とし、流行に左右されず、自分の書の能力を誇らなかつたので名声が東京へ上がることなく、つまり日本中に知られることがなかつた。

■三 藩主の書

一 大村純長

大村純長⁸⁹は、甲斐徳美藩主で幕府勘定奉行の伊丹勝長の四男として、寛永十三年（一六三六）に生まれた。やがて、三代藩主大村純信すみののぶの養子となった。藩主在任中には、領内におけるキリシタン大発覚事件「郡崩れ」が起こり、事件後、藩内の宗教政策が強化された。純長は自身が好学だったこともあり、大村藩の文教政策を推進し、藩校集義館ぎぎん（後に静寿園せいじゅえん、五教館ごこうかん）を開き、自ら御前講義を行った。純長は幕府大学頭の林信篤のぶあつ（鳳岡ほうこう）や山鹿素行もとゆきなど当時著名だった儒学者とも交流した。そして、領内総合調査書「郷村記」の編纂を開始した。純長は文化に造詣が深く、三六人の歌人の作品「新三十六歌仙」を自ら筆写している写真⁵⁻²⁹。そして、宝永三年（一七〇六）に七一歳で没した。

二 大村八太郎（純宣）

大村純富⁹⁰は六代藩主大村純庸の二男として、正徳元年（一七一）に生まれた。幼名を八太郎と称し、その

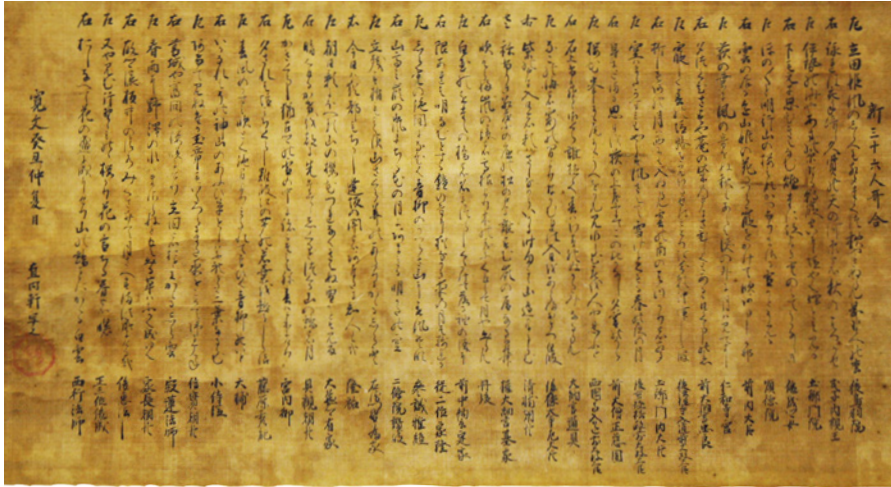


写真5-29 大村純長書

(大村市立史料館所蔵 大村家史料)



写真5-30 大村八太郎(純富)書「福」

(大村市立史料館所蔵 大村家史料)

時期の書が写真5-30であり、堂々とした書風である。一七歳で大村家を相続し、七代藩主となった。藩主在任中の享保十七年(一七三二)西日本一帯がウンカの害で大飢饉になるが、大村藩は琉球芋(甘藷)サツマイモを栽培していたため、餓死者はなく、幕府の注目を浴び、八代將軍徳川吉宗は江戸南町奉行大岡越前守忠相ただすけに命じて、大村藩の芋を江戸へ送らせることになった。寛延元年(一七四八)に三八歳で没した。

三、大村純熙

大村純熙(9)は、一〇代藩主大村純昌の八男として、文政十三年(一八三〇)に生まれた。初名は利純で、その時期の書が写真5-31で、力強い行書体の書風である。一八歳の

時、実兄で一二代大村藩主大村純
頭の養子となり、大村家を相続
し、一二代藩主となった。大村藩
最後の藩主である。藩主在任中は
大村藩の軍制改革を実施し、銃隊

を編成。沿岸に砲台を設置した。幕府の長崎奉行、長崎惣奉行を歴任した。幕末の政治動乱期に藩論を

勤王倒幕(討幕)に統一し、大村藩は薩摩藩・長州藩とともに新政府軍として戊辰戦争を戦い、その功績

で新政府から三万石の賞典禄を賜った。維新後、大村藩知事に任命された。明治十五年(一八八二)五三歳で没した。
養嗣子純雄は純熙の功績により、最初子爵、後に伯爵に陞爵した⁹²。

(盛山隆行)

五 絵画

■一・御用絵師 早瀬家(狩野派)

早瀬家は「新撰士系録」巻之三十八の早瀬氏系譜⁹³によると、最初、姓を三岳氏と称した。初代の三岳右近は肥前
藤津において二〇〇町を領していたが、後に佐賀の戦国大名龍造寺隆信によって同所領が奪われ、同地の領主岩永和
泉(守)と共に彼杵村田之原(現東彼杵町太ノ浦郷太原・太ノ原池)に移り居住したとある。なお、右近の妻は岩永和
泉(守)忠茂の娘である。右近の子は源右衛門で、岩永久右衛門前忠の采地のうちから新田二八石を与えられ、鳥加村(現
西海市西彼町鳥加郷)に移住している。源右衛門の子が彌左衛門で、父が岩永前忠から受けた新田二八石を食禄とし
た。妻は神近太郎左衛門信久妹である。彌左衛門には子がなく、弟の五兵衛の子で甥の利助を養子とした。この利助
が姓を三岳から早瀬と改めた人物である。利助は中年牢人後に新田二八石のうち、半地(二四石)を賜っている。なお、

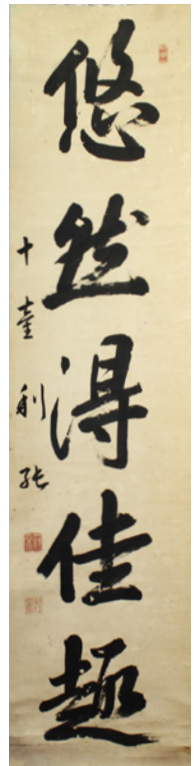


写真5-31

大村純熙(利純)書
「悠然得佳趣」
(大村市史立史料館所蔵)

利助の妹は平戸藩士神戸藤右衛門の妻となり、弟は大村藩王家菩提寺、本経寺の住職日了となったとある。利助には子がなく、杵尾八兵衛の次男利兵衛が養子となり、利兵衛の子が常福（緑竹・縁喜）で、幼年から江戸幕府御用絵師の狩野常信の門弟となり、画術を学び、六代藩主大村純庸の時代に七人扶持を賜り、画師となり、席次は医師席つまり医師と同列になっている。常福は早瀬家で最初に画師となった人物である。

次代は早瀬常範（縁徳）で実は森段右衛門三男とある。初め養父常福の門弟となり画術を学び後に江戸幕府御用絵師の狩野家から常の一字を得て字を常範と改めている。ただし、早瀬家の中で名前に常の一字を付けて名乗ったのは、先代の常福であることから、常福自身も師の狩野常信から常の一字を得ていたと考えられる⁹⁴。そして、八代藩主大村純保の治世に画業に精を出して務めた功績で扶持として廩米二八石を賜った。

次代の早瀬常禎（幸森）は初め坊主を務め切采かつ宗範という字を賜り、画業の稽古をすべきという命令を受けて、坊主務めを免許されている。藩主は常禎を江戸詰として画術又は画術稽古のため、江戸に伴い、狩野常川（幸信）から画を学ばせた。常禎は、安永四年（一七七五）、九代藩主大村純鎮が初めて大村入りの時に付き従い、加恩として一〇石を賜っており、侍医格となった。寛政年間（一七八九〜一八〇二）廩米一〇石を采地に転じて広間の絵を画すべきの命を蒙っている。

次代の伊齋（文禎）は、江戸へ行くように命じられ、狩野家において画を学んでいたが、江戸において病死したので、伊迪（榮雅）は食禄三八石四斗三升、享和元年（一八〇一）画修行を命じられ江戸で、狩野伊川院（榮信）の門人となり、享和二年（一八〇二）遺跡を賜り、文化四年（一八〇七）藩に帰り、同十年（一八一三）再び江戸へ行き、文政四年（一八二二）に帰藩している。同十二年（一八二九）持高の内廩禄五石を知行地として賜った。天保三年（一八三二）に亡くなったが、この時、実子が幼年だったために実弟の一人、昇（養真）が養嗣子となった。伊迪のもう一人の実弟で、昇の兄に、伊舟（宗範）という人物がいる。伊舟は命によって画修行として江戸に行き、画を狩野家において学び、後に陸奥白河藩中の竹澤養溪の養子となった。

伊迪の次代昇は春山と称し、最初は養親、最終的に養真と名乗った。養嗣子となる前は画修行として江戸の狩野家において学び、文政五年（一八二二）城下大給として三口俸を賜い、中小姓に列し、玖島城内火焼間で勤務した。天保三年（一八三二）遺跡を賜り養嗣子となり、同八年（一八三七）近習となつて、同十五年（一八四四）阿蘭陀船及び長崎諸官府絵図一切を描いた功績を賞され、恐らく長崎奉行からと思われるが金を賜っている。後、高木家（幕府勘定奉行支配の長崎代官高木家）から借用した禽獣絵図を写した功績により、白銀五枚を拝戴した。養真（養親）の作品は写真5-32であり、大村藩の俳人・川原悠々が賛として、自身の俳句「今朝の秋風は付ても来さりけり」と記している。

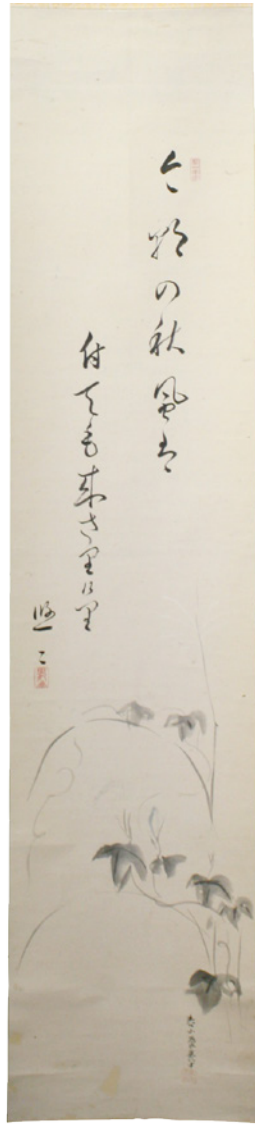


写真5-32 川原悠々賛・早瀬養真画
(大村市立史料館所蔵 史料館史料)

養真の次代は実弟の茂吉である。弘化四年（一八四七）藩から命を受けて画法修行のため、江戸の狩野勝川（雅信）の門弟となつて稽古料として方金一五圓を藩から賜り、翌年遺跡を継ぎ江戸において病死した。

茂吉の次代は実弟の寛吾である。寛吾は、径雅とも称し、守業と名乗った。嘉永元年（一八四八）遺跡を賜り、安政三年（一八五六）画法修行の命を藩から蒙り、江戸の狩野探原の門弟となつて稽古料として毎年方金一五圓を藩から賜り、狩野家から守探の字を授けられ、後に探英と号した。文久三年（一八六三）大村藩へ帰藩し、近習かつ当勤となった。

■二、大村藩と絵師 鑄木家(南蘋派)

一、鑄木梅溪

鑄木梅溪(95)は寛延三年(一七五〇)長崎で誕生した。

名字は初め田中氏。名を世胤・世融。字を君胄。通称を弥十郎と言ひ、号を梅溪とした。梅溪は最初、中国・

オランダの外來文化によつて生まれた多用な画派の総

称「長崎派」(96)の中における洋風画派「荒木派」(97)の

画人で唐絵目利の荒木元融(一七二八〜九四)(98)に画

法を学んだ。その後、來舶清人の画家沈南蘋(一六八二〜?) (99)に画法を学んだ。沈南蘋は花鳥画の影響を受けて

長崎に生まれた、鮮麗な賦彩と細緻な筆法による写生的な花鳥画を主とする画派「南蘋派」の元祖であり、同派は「長

崎派」の中に入る画派である。梅溪は花鳥画に堪能であり、後に江戸へ出て、鑄木氏の養子となった。この時、梅

溪の門人となったのが、前掲の大村藩御用絵師早瀬養真と後述の絵師峯経山である。梅溪は享和三年(一八〇三)

に没した。享年五四歳。江戸三田の長運寺に葬られた。なお、梅溪を大村藩の絵師とする研究も存在する(100)。

二、鑄木雲潭と鑄木雲洞の足跡

鑄木雲潭(101)は天明二年(一七八二)儒者・漢詩人市

河寛斎の次男として江戸で誕生した。書家市河米庵の

弟である。名、祥胤。字、三吉。通称、初め米蔵、の

ち祥蔵。号を雲潭・実斎・当尚)左生と称した。最初、

画人谷文晁に画法を学び、後、鑄木梅溪に画法を学び、

梅溪に見込まれて、寛政十二年(一八〇〇)に養子と

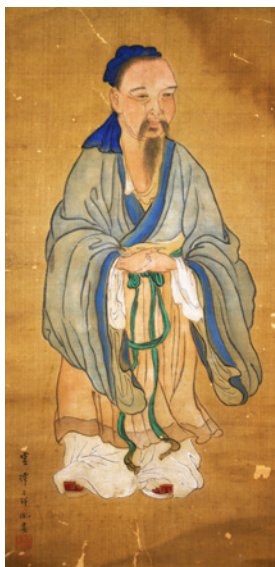


写真5-34 鑄木雲潭筆「孔子像」
(大村市立史料館所蔵)



写真5-33 鑄木梅溪筆「諸葛亮孔明」
(大村市立史料館所蔵)

なった。雲潭の門人となったのが後述の大村藩絵師山崎雲仙である。雲潭は嘉永五年（一八五二）に没した。享年七十一歳。江戸三田長雲寺に葬られた。雲潭の子は鑄木雲洞（しゅうもくうんどう）であり、最後の太田藩絵師として出仕し、明治になって大村を去った記録があるとされる¹⁰²。

■三・絵師 峯経山の足跡

一・早瀬常禎（狩野派）と鑄木梅溪（南蘋派）への修学

峯龍之丞通は、「新撰士系録」巻之二十の峯氏系譜¹⁰³によると、峯直助通清の長男として生まれた。当峯家は宮村家から派生した家で、龍之丞通は、初め宇太八と称し、寛政元年（一七八九）遺跡を賜い、享和元年（一八〇一）本経寺において、戦国時代に大村純伊が加々良島へ退避した際に先祖が供奉をした功績により、廩禄一二石を加賜され、都合二三石六斗九升となり、藩の命によって、早瀬氏（常禎）

に画を学んだ後、藩主の近習として江戸への参勤に陪従して、江戸の鑄木梅溪の元で画を学び、経山（けいざん）と号した。文化十年（一八一三）雄ヶ原（おすらがはら）練兵の時、後機目付を務め、供奉している。写真5-35は、経山の弟子である大村藩御用の絵師山崎雲仙が描いた峯経山の肖像画であり、経山の作品が写真5-36である。



写真5-35 山崎雲仙筆峯経山絵像
(峯 知則所蔵)



写真5-36 峯経山筆山水画
(峯 知則所蔵)

二、峯経山による江戸から盛岡までの旅絵日記

この峯経山は、旅絵日記¹⁰⁴を残している。復路陸奥盛岡を出発して、花巻—金ヶ崎—水沢—一関—陸奥築館—田尻—中卒—松山—松島—塩釜—仙台—愛子—長袋—秋保—馬場—野尻—二口峠—出羽山寺—天童—寒河江—大谷—大船木—枋窪—飯豊—米沢—綱木—桧原峠—桧原—大塩峠—大塩—会津若松—糸沢—山王峠—上三依—五十里—高原—大原—高德—今市—鉢石—裏見滝—歌ヶ浜—宇都宮—古河—栗橋—草加—千住—上野を経て江戸に辿りついたのが九月二十八日のことであった。絵は克明に写実されており、大村藩士で残る日記体としては極めて異色のものであり、かつ絵師として峯経山の数少ない遺品の一つとして非常に貴重なものである。日記に登場する風景は真に奇観とされる。

■四、絵師 山崎雲仙の足跡

大村藩御用絵師の山崎雲仙の家系は「新撰土系録」卷之五十七の山崎氏系譜¹⁰⁵によると、戦国武将で後の土佐藩初代藩主山内一豊（かみよ）の末子の右衛門豊繁の後胤とある。「新撰土系録」によれば山内豊繁は、天正年中（一五七三—九二）に諸国を遍歴（かつかよ）の末、西国へ赴き、終に大村へ居住することになり、姓氏を山内から山崎へ改めた。豊繁から数えて八代目の子孫が山崎斧右衛門豊賢である。豊賢は、明和元年（一七六四）に鉄砲問足軽となり、後に庭方及び普請方を務めた。寛政七年（一七九五）、多年の精勤により、廩米五石を賜り、享和二年（一八〇二）、中尾別荘を建造する時には、普請方及び賄奉行等を務めた。翌年の享和三年、小給に列し、廩米三石を加増され、食禄は八石となる。しかし豊賢は同年、天然痘（痘瘡）に罹り、山（痘瘡小屋）に隔離され、九代藩主大村純鎮は侍医を派遣して、問診を受けさせ、看病人を付けている。文化八年（一八一二）、家大工棟梁の格が与えられ、後に普請手代になる。山崎豊賢の長男が山崎忠助豊久である。豊久は食禄八石で、文政五年（一八二二）に家督を相続し、大納戸下役になり、後に新徒士席となっている。この豊久の弟が、山崎豊央すなわち山崎雲仙であり、最初、兄である豊久の養子になっていたが、天保十年（一八三九）、別家取立となった。

山崎雲仙は、寛政八年（一七九六）に父、山崎斧右衛門豊賢と母、林岡右衛門の娘の次男として、後木場（大村市木場一丁目）で生まれた。雲仙は名を豊央、字を図南、通称を利吉と称し、後に画号として、雲仙と名乗る。文化四年（一八〇七）、豊後日田（現大分県日田市）の儒学者、廣瀬淡窓が大村藩へ来遊した時、雲仙は俳人でもあった川原悠々と共に、一〇代藩主大村純昌の相伴をして、千綿（現東彼杵町）の溪谷（千綿溪・八間瀧・龍頭泉）を見物に行っている。その時、雲仙が描いた千綿溪の屏風が東彼杵町歴史民俗資料館に残されている。ちなみに川原悠々は隠居後、玖島城下の武家屋敷通りの一つである草場小路近く長崎街道筋（玖島二丁目・三丁目の境界、町墓の入口付近）に「三時庵」という庵を建てて、俳句作りに専念し、多くの弟子を指導しているが、この「三時庵」に、雲仙が四対八枚の間仕切りの板戸を描いたとする日本画が残っていた¹⁰⁶。文化九年（一八一二）、一七歳で、大村出身の絵師である峯龍之丞こと峯経山を師として、漢画を学び、藩主大村純昌の側近くで仕え、筆や墨と俸禄を賜った。

文政元年（一八一八）二三歳の時に藩の命令により、江戸へ上り、約三年間、長崎出身の絵師であり、峯経山の師でもあった鏑木梅溪の子、同じく絵師の鏑木雲潭を師として絵の描き方を学んだ。雲仙が鏑木雲潭に絵を学ぶ機会を得たのは、師の一人でもある峯経山の紹介と考えられる。

鏑木梅溪は、長崎に渡来した清国（中国）の沈南蘋という師から写生的で優れた花鳥画を描く方法を学び取り、鏑木雲潭はその作風を継承している。したがって、山崎雲仙の画風は、中国の水墨画を軸として、江戸幕府御用絵師の狩野派の系統を引く写生画を得意としていて、絵の描き方も細かい点まで特徴を詳しく捉え、とても美しく描くことを心掛けた写真⁵⁻³⁵、写真⁵⁻³⁷。

文政四年（一八二一）には、玖島城備蓄の米改めとして、江戸幕府御勘定役人の佐藤氏が江戸から大村へ下向した時には、絵師として付き添っている。後に国絵図認方という大村藩の領地の絵図を作成する役職も務めている。

天保四年（一八三三）大村伊織（後の一代藩主大村純顕）、大村弾正（純顕の弟、後の陸奥白河二三代藩主阿部正備）の兄弟が江戸へ出府する時には、兄弟の教育係である藩士の岩永前弼に従い、再び江戸へ上っている。実際に伊織・



写真5-37 山崎雲仙筆十二支屏風(左隻)

(大村市立史料館所蔵)

弾正兄弟の側近くに仕え、俸禄も賜っている。天保八年(一八三七)に大村純顕が一代大村藩主として初めて江戸から大村へ入る「お国入り」の時には、純顕の側近くに付き添っており、後に純顕の近習(側近)となり、俸禄も賜った。

天保十年(一八三九)、藩から廩禄一二石を賜り、村大給に列し、兄豊久の養子となっていたが、別家して、絵を描く仕事を代々する家という意味での家職の称号が与えられている。天保十一年(一八四〇)、全国の港の巡見を行う江戸幕府の役人が江戸から大村へ下向したおりには、玖島城下から大村藩領宮村(現佐世保市南風崎町ほか周辺一帯)までの付き添いを命じられている。また、天保十二年(一八四一)、寄船(現西海市西海町横瀬郷寄船鼻一帯)から順々に、戸町(現長崎市戸町一帯)までの大村藩領外海方面の海岸を防衛するための地図などを作成するように命じられた。

安政二年(一八五五)隠居後、大砲を備え付ける台場並びに大村藩と他藩との領地の境界を明らかにした絵図などを作成する役目をたびたび務め、藩から数度、白銀を賜った。

安政六年(一八五九)雲仙の養嗣子である山崎雅豊が若くして亡くなったので、雲仙は再度、御用絵師として復帰し、二人扶持の俸禄を増加されている。万延元年(一八六〇)中小姓に昇進し、その手腕を存分に発揮し、藩から家職として代々、雲仙特有の画法を末代まで継

承するようにとの命を受けた。

二代藩主大村純熙すみのの治世の元治元年（一八六四）六九歳になった雲仙は、先代の藩主大村純顕の幼い時から、とても熱心でまじめに御用絵師としての仕事に励んできた実績が評価され、加えて老年でもあることから、城下大給に昇格している。

明治四年（一八七二）十二月二十一日に山崎雲仙は七六歳をもって没した。墓は、木場一丁目の野田墓地の中央付近、山崎家墓地にある。雲仙の屋敷も、同じく現在、木場一丁目に鎮座する野田神社（旧三天社並びに天台宗円融寺の末寺、指月山円成院城東寺）の東の隣接した所にあった。

■五・絵師 山崎勝眠（雲仙の長男）

山崎雲仙の養嗣子の山崎雅豊¹⁰⁷は初め、濟二・豊茂と名乗っている。天保十五年（一八四四）、徳川将軍家御用絵師の狩野派画法修業の藩命を受け、加えて稽古料を賜り、翌年江戸へ上がり、和田探意に画法を学んだ後に狩野勝川法眼に数年間師事して、勝川から「勝」と「雅」の字を許されて、山崎勝眠雅豊と改名した。

安政二年（一八五五）大村へ帰藩し、養父である雲仙以来の絵師としての家職を継承した。同年、中小姓席に列し、数度御用絵師として絵を描いた。その後、安政六年（一八五九）、雅豊は父雲仙に先立ち若くして亡くなった。

■六・絵師 和田探意・探誠

「新撰士系録」巻之五十の和田氏系譜¹⁰⁸によると、和田家初代、和田探意（守能）は丹波園部藩士和田小三郎英任から二代後裔の文左衛門正就の弟である。初め、高木探古と称した。初め画業に達していたことから、天保八年（一八三七）一代藩主大村純顕に召し抱えられ、七人扶持及び年々金五両を賜り、中小姓席に列した。同十年（一八三九）名字を和田に復し、同十四年（一八四三）に医師席となった。次代、探誠（守俊）は初め良之助、また淵碩と名乗っている。元々は俊光と



写真5-38 和田探誠筆「犬追物絵馬」
（大村市東本町 八幡神社所蔵）

名乗っていたが、師匠から守探の字を免許され、守俊と改めた。実は安房勝山藩士勝浦真益惟志二男である。嘉永五年（一八五二）遺跡を賜り、安政六年（一八五九）近習となって在所勝手しよの命を蒙った。この時命によって養母の江戸滞在のために、二口俸を賜っている。同年医師並に列し、古賀村絵図えずを認めたした労によって目録を拝戴した。文久三年（一八六三）草場において居屋敷及び家作を賜った。同年、玖島崎別荘の絵を認めたことによって目録を賜っている。

■七. 岩永左傳次勝彬の絵

「新撰士系録」巻之十六下の岩永氏系譜¹⁰⁹によると、岩永左傳次勝彬は、作奉行諸役所や年番諸村手代役兼間役を歴勤した岩永忠左衛門勝芳の長男で、初め辰三郎、また齊助と称した。文政五年（一八二二）五教館表日勤生から定詰となっている。学問に精を出したことから白銀を賞賜した。後に病氣願によって辞職を許された。嘉永三年（一八五〇）に家督を相続し、積掛勘定人溝陸浦間役兼作奉行諸村手代、万延二年（一八六一）厩牧方大儀によって白銀二両を賜る。文久二年（一八六二）同前、翌三年（一八六三）また同前、元治元年（一八六四）硝石丘用掛となった。その後、波佐見へ引退後、学問所を開いて子弟の教育に励み、慶応四年（一八六八）に没した。

左傳次勝彬が手代を務めた長与村（現長与町）には本人が住んだ屋敷が残っており、その屋敷を代々引き継いだ古賀家には左傳次が描いた「七福神」の絵が代々受け継がれていた¹¹⁰。

■八. 藩主の絵画

歴代藩主の絵画は決してまとまって所蔵されていないが、大村市立史料館に所蔵されている代表的な藩主及び正室の絵画に触れてみたい。

一. 大村純昌と正室 恭容院

大村純昌¹¹¹は、九代藩主大村純鎮の長男として、天明六年（一七八六）に生まれた。一八歳で大村家を相続し、一〇代藩主となった。藩主在職中にはフェートン号事件が起こり、事件後、海岸警備の再整備。五教館を本小路に移転。産物会所を設立し、古田山砲瘡所を開設した。また、藩の軍備を増強させ、五〇歳で隠居した。天保九年（一八三八）五三歳で没した。大村純昌筆「不二山・日の出」写真5-39の左端には、「文化十三丙子年中秋 大村城



写真5-39 大村純昌筆「不二山・日の出」

(大村市立史料館所蔵)



写真5-40 恭容院筆
「秋草絵と御歌」

(大村市立史料館所蔵
大村家史料)

二、大村純熙

主従五位下上總介藤原朝臣純昌畫 印 印」と落款が認められ、文化十三年（一八一六）の（陰曆）八月の作品であることが分かる。不二山（富士山）からの日の出の様子を描いたとても迫力のある作品である。純昌の正室は石見津和野八代藩主亀井矩賢のりかたの娘であり、恭容院と号し、その時期の作品が写真5-40である。夫婦ともに画道に長じ、文化に造詣があり、合作として恭容院が賛を書き、純昌が画を描いた作品がある写真5-41。亀井矩賢も画道に通じていた写真5-42。

大村純熙¹²は、一〇代藩主大村純昌の八男として、文政十三年（一八三〇）に生まれた。一八歳の時、実兄で一一代大村藩主大村純頭のりかたの養子となり、大村家を相続し、一二代藩主となった。大村藩最後の藩主である。明治十五年（一八八二）五三歳で没した。この純熙が明治十二年（一八七九）に賛を書き、七福神を描いた作品が写真5-43である。

(盛山隆行)



写真5-43 大村純熙筆「七福神之図」
 (大村市立史料館所蔵 大村家史料)



写真5-42 亀井矩賢筆
 「須磨」
 (大村市立史料館所蔵
 大村家史料)



写真5-41 恭容院賛大村純昌筆
 「雉と月」
 (大村市立史料館所蔵 大村家史料)

六 庭園文化

日本の庭園は、全国的には古代に発生し、中世に京都を中心に発達したといわれる。江戸時代には、各大名が、江戸に饗応用の大規模な回遊式庭園を造営し、また、それを領国にも造り、これがいわゆる大名庭園と呼ばれるものとして現在残っている。江戸時代は、日本全国に庭園文化が拡大した時代であった。ここでは、大村市内に残る江戸時代の庭園を紹介し、藩政時代の庭園文化を俯瞰したい。

■ 一・ 旧円融寺庭園

〔庭園の概要〕

市内玖島にある庭園で、庭園の様式としては、寺院御堂奥の斜面に作庭された枯山水庭園である。約四〇〇の石を主に立石として斜面全体に配しており(写真5-44)、その中には、大きな立石の両脇にやや小さな立石を配す三尊式の石組みが見られる(写真5-46)。また、斜面に向かって左上から中央にかけて白小石で川を表す枯流が設けられ(写真5-47)、また、斜面中央と向かって左側には、白色石を複数組み合わせ滝を表した枯滝が造られており(写真5-45)、庭園の造形の立体感を増している。このように全体として山河を表現した枯山水庭園となっている。斜面の幅は約五〇m、高さは約八mになり、江戸や京都から遠く離れた地方においては、規模及びその造形とも傑出した枯山水庭園と評されている。円融寺があった時代、庭園が造られた斜面の前面には寺院の建物があり、庭園は、この建物から鑑賞する形であったと推測される。いわゆる定点鑑賞型の庭園であり、江戸時代の大名庭園に多い回遊型庭園とは趣が異なる。

〔発見の経緯〕

旧円融寺庭園は、円融寺跡の斜面に昭和四十四年(一九六九)に発見された枯山水の庭園であり、その経緯を紹介したい。

円融寺は、承応元年(一六五二)に建立された寺院である。その建立の背景には、大村藩四代藩主純長の相続があつ



写真5-44 旧円融寺庭園全景



写真5-45 枯滝



写真5-46 三尊方式石組



写真5-47 枯流

た。純長は、幕府旗本伊丹勝長の子で、大村藩三代藩主純信の養子となった人物である。しかし、大村家の相続は、容易に幕府に認められず、大村藩は存続の危機となった。そして、ようやく純長の跡目相続が認められた際に、將軍家へのお礼として、歴代將軍の霊を祀るために建立されたのが、円融寺である¹¹³。京都の曼珠院を本山とする天台宗の寺院で、檀家は大村家のみであった。このような特殊な目的と藩主大村家のみを唯一の檀家とする寺であったため、明治維新によって、幕府と藩がなくなると、その役目を終え、廃寺となった。その後、戊辰戦争以降の戦没者を祀る場所となり、招魂社（しやうこんしゃ）、旌忠塋（せいちゆうえい）を経て、現在、大村護国神社となっている。

現在見られる境内奥の庭園は、実は長らく地元の人にさえ知られていなかった。明治以降、斜面はツツジが生い茂り、ツツジの名所として知られていた。ツツジの中に立石が存在するのは知られていたが、庭園としてはほとんど注目されていない状態であった。そして、この庭園が再認識されるのは、昭和四十四年に、円融寺跡に近くの出身であった東京農業大学生であった為永一夫が庭園研究家へ持ち込んだ話がきっかけとなった。為永は、当時、東京農業大学の一年生で、農大日本庭園研究会に属していた。為永と研究会会長の小鷹芳昭は、日本庭園研究会会長であった吉河 功の元を訪れ、為永の地元の神社の斜面に荒れているが庭園らしきものがあるため、その価値を判定してほしいと斜面の写真を持って行った。吉河は、この写真と為永の話聞き、非常に興味を持ち、現地調査を行うこととなった¹¹⁴。

調査の結果、江戸時代の石組庭園が確認され、大村市指定文化財となり、その後の昭和五十一年（一九七六）に国指定名勝とされ、昭和五十三年（一九七八）から五十五年（一九八〇）にかけて大規模な保存修理が行われ、斜面を覆っていたツツジの撤去と枯流の復旧などの保存整備が行われ、現在の形となっている¹¹⁵。

また、平成十七年（二〇〇五）度から二十一年（二〇〇九）度に再び保存整備が行われ、景石の傾斜補正や枯流の復旧を行っている。

〔作庭時期〕

しかし、旧円融寺庭園の作庭時期は確定していない。その時期については、現在、おおむね二説が存在する。その一つが、発見時にこの庭園の調査を行った吉河が提唱する江戸時代初期の円融寺建立時の作庭とするものである。吉河は、調査の結果、斜面全体を使った豪快な石組みの様式から、桃山時代の様式を組む庭園と評価した。しかし、桃山時代の石組みの豪快さと比較すると、やや弱さを感じ、また、石組みの連続性が主要部に偏っていることから、桃山時代からやや後ろの江戸時代初期の様式としている。ちょうど、この時期に円融寺が建立されたことから、建立時の承応元年（一六五二）に近い時代の作庭としている。また、吉河は、石組みを配した斜面の前面に池があったと推測し、この庭園を、本来、池泉鑑賞式庭園であるとしており、これも江戸時代初期の寺院庭園に多く見られる様式としている¹⁶。

もう一つは、『日本庭園史体系』で重森三玲が提唱した江戸後期の天保三年（一八三二）の作庭とするものである。重森は、「郷村記」に「假山在□院庭十二世法院傳龍代天保三年大村丹後守純昌築之」¹⁷とあることから江戸時代後期の天保三年（一八三二）の作庭としている。庭園の様式からも、重森は、全体的に石組みの豪華さは、江戸時代後期的としながらも、やや江戸時代末期的な弱さや乱雑さがある点、そして、枯滝の具象的構成から江戸時代末の要素が強いとしている¹⁸。

吉河、重森とも、石組みの豪快さの中に、弱さや乱雑さを見ており、石組みの本来の豪快さの基準を桃山時代とするか、江戸時代初期とするかに違いがあり、様式の崩れから時代を下っている点は共通している。また、吉河も「郷村記」に記される天保三年（一八三二）の記事には注目しているが、記載にある「假山」については、境内のどこに作庭されたものか不明であり、境内奥の斜面に石庭を指しているとは断定できないとして、庭園様式から江戸時代初期の作庭としている¹⁹。

双方いずれも、作庭時代において、その規模や石組みの豪快さから、国内でも有数の庭園であり、また、これが

地方に存在することからも、庭園史上非常に価値が高いものと評価している。

なお、昭和五十五年に、庭園の保存修理に伴って、斜面前面にトレンチをいれる調査を行っているが、池の存在を示す痕跡は見つかっていない。また、この昭和五十五年の調査及び平成二十一年の保存修理に伴う調査においても、作庭年代を特定するような結果は検出されていない⁽¹²⁰⁾。

■二、玖島城内の庭園

〔桜田屋敷 花林軒〕

大村公園内に大村家の居城玖島城に付随する庭園が残る。その一つが桜田屋敷に造られた庭園である。「郷村記」⁽¹²¹⁾によると、

一 花林軒 櫻田

本小路にあり往昔此所海濱なり黒石原蘆生ひと云ふ慶長四己亥年玖島城築之後埋之屋鋪として櫻田と唱ふ大

村右衛門純宣喜前弟也領鈴田村 純宣無嗣子跡絶 住居す角堀は慶長十九甲寅年 本小路口爲大手時堀之武部傳左 衛門奉行す純宣住居の御は此場所まで屋鋪の内に入と云 爾後大村右近頼直屋鋪となる 松千代純

信幼年の間 母堂壽徳院石右近頼直妻子 内匠政直姉と共に此屋鋪に同居す故に爰を館と云傳ふ正保元甲申年純信玖島城へ移住

の後も大村右近純心内匠政直男 暫く住し本小路へ宅地を構ふる後明地と成る因幡守純信代寛文年中爰に集義館を

建 諸士に文武を習はしむ 元禄七甲戌年静壽園先是延寶年中此所の庭面に數百株の櫻樹及 千草萬花を種て是を櫻田の花園と号す を營む 志村三左衛門正包其記

を作る同十五壬午年 筑後守純尹假山を築泉水を堀 花晨月夕遊宴の地とす今の花林軒是なり

とある。ここは、玖島城の築城当時に海浜を埋め立て、大村家の一族が住んだ場所である。一時期、幼少時代の三代藩主純信が住んだこともあるとされる。寛文十年(一六七〇)に藩校集義館を設立し、学問の場となった。その後、元禄七年(一六九四)に静寿園を設けている。「郷村記」によると、この静寿園の設立に先立つ延宝年間(一六七三〜八一)に「この所の庭園に桜數百株と千草萬花を植え、櫻田の花園と号する」とあり、庭園の基礎となる植樹がなされたことが分かる。更に元禄十五年(一七〇二)に「假山を築き、泉水を掘り、花晨月夕遊宴の池とする」とあり、

ここに現在見られる庭園の形が形成されたと考えられる。

庭園の形態は、池を中心に中島に石橋などが配され、小規模ながら池泉回遊式となっている(写真5-48)。また、奥には青石(結晶片岩)などの立石を配した築山がある(写真5-49)。この築山は、石材の種類なども含め、前述の旧円融寺庭園に類似しているといわれるが、旧円融寺庭園の作庭時期が確定していないなか、現段階でどちらが先に作庭されたものかは判明していない。

この場所は正式には城内ではないものの、城に付随した藩主家に関連した屋敷の庭園であり、小規模ながら、池泉回遊式という形態を持ち、江戸時代の大名庭園の流れを組む庭園として評価して良いのではないだろうか。残念ながら、国道三四号線の拡幅により、半分ほどが失われているが、現在でもその名残を見ることができ。

『千年潟堀横庭園』

玖島城跡の奥、テニスコートの横に四〇〇〇平方メートルほどの日本庭園がある。前述の桜田屋敷花林軒よりも大きな池を配した池泉回遊式の庭園である(写真5-50)。中島や海水を取り入れる潮入口(写真5-51)や浜辺を表す州浜が見られ(写真5-52)、江戸時代に発展した潮入りの庭の形態を有する。潮入りの庭は、海水の満ち引きによって、その景色を変化させる庭園で、東京都に残る浜離宮や芝離宮が代表的な事例として知られる。しかし、現在、庭園をよく観察すると、石組みなどに新しさを感じる部分もある。この庭についての作庭や修理に関する記録が皆無であり、作庭時期については、全く判明しない。しかし、明治初期の玖島城跡の様子を描いた「大村城郭全図 大村県」(写真5-53)⑫には、庭園らしき池や島が描かれており、おおむね庭園自体は、江戸時代末には存在していたものと考えられる。近代以降の大規模な改修が行われた可能性もあるが、玖島城跡に付随する庭園として紹介しておきたい。

■三. そのほかの庭園

このほか、城下武家屋敷街跡の屋敷地にいくつかの庭園が残る。最も大規模なものとしては、家老屋敷跡に残る築山庭園である。形態は旧円融寺庭園と同様の築山に立石を配した庭園である。大村の武家屋敷の庭園としてはその規



写真5-48 桜田屋敷花林軒跡庭園



写真5-49 築山の景石



写真5-50 千年潟堀横庭園全景



写真5-52 州浜



写真5-51 潮入口



写真5-53 「大村城郭全図 大村県」に見られる庭園

(長崎歴史文化博物館収蔵 県書 3 162-2)

模は傑出しており、大村の庭園文化を残す一つである。現在では、個人宅となっており一般公開はされていない。

また、武家屋敷の建物に付随した小庭園もいくつか見られたが、その多くは屋敷の解体とともに失われており、残存するのは一部のみである。

(今村 明)

註

(1) 近世の和歌史については、山本嘉将『近世和歌史論』(ハルトス社 一九九二)などを参照のこと。なお、近世和歌史に関するこのような通説に対し、近年では地下歌壇登場後も堂上歌壇の影響力を評価する見解が出されている。

(2) 「蜷川親俊日記」天文七年十月二十九日条(竹内理三編『続史料大成 親孝日記・親俊日記』第一三巻 臨川書店 一九七八)

(3) 大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会 一九九四)。その返礼の和歌とは「三石濃 以輪尾與奈留越 古登不気天 祝惺子輪 目出太志登志礼(みつしいのいわおとなるをことほぎていわいそはこわめでたしとしれ)」である。

- (4) 中院家及び中院通躬については、鈴木健一「中院家の人々」(鈴木健一『近世堂上歌壇の研究』増補版 汲古書院 一九九六)参照。
- (5) 針原孝之「近世の和歌概説」(針原孝之ほか編『和歌文学の流れ』新典社 二〇〇五)
- (6) 鈴木健一「後水尾院の和歌添削方法」(前掲註(4) 第一章第二節三)
- (7) 「歌仙」(大村家史料)。なお、純長はこの年の八月二日に死去している(「九葉実録」巻之五 前掲註(3))。
- (8) 渡辺憲司「田村建頭と堂上歌壇」(渡辺憲司『近世大名文芸圏研究』八木書店 一九九七)
- (9) 大村市立史料館所蔵「大村家譜」、「大村家覚書」ほか。
- (10) 久保田啓一「堂上和歌の伝統と文化圏」(中野三敏編『日本の近世 12 文化と美術の成熟』中央公論社 一九九三)
- (11) 白河市編『白河市史』第二巻 通史編2 近世(白河市 二〇〇六)、白河市編『白河市史』第十巻 文化・旧町村沿革・人物 各論

編2(白河市 一九九二)。なお、戊辰戦争で白河藩は、奥羽列藩同盟の一藩として新政府軍の一翼である大村藩兵と戦った。この時、正備は藩主の座を退いていたが、白河藩の今後の処遇を新政府軍の参謀、渡辺清に相談したという(山路彌吉編『臺山公事蹟』田川誠作 一九二〇—一九八五復刻)

〔12〕大村市教育委員会所蔵。福井久蔵『諸侯と和歌(福井久蔵『諸大名の学術と文芸の研究』(下)(明治百年史叢書第二五一巻)原書房 一九七六、初出は一九三七)

〔13〕なお、福井久蔵『諸大名の学術と文芸の研究』(上)(明治百年史叢書第二五〇巻)原書房 一九七六では、『犬追物初学集』となっており、大村市立史料館編『大村市立史料館所蔵史料目録』(大村市立史料館 一九八〇)と史料が異なっている。原本を確認すると、内題は目録の史料名が付けられているが、もともと「初学」と記してあったのを「勤学」と訂正してあった。福井が確認した時、訂正前であったのか、既に訂正されていたか、現段階ではいずれとも判断できないため、ここでは資料目録の史料名を採用した。

〔14〕近世後期の類題の撰集など、この項については中澤伸弘氏の御教示による。

〔15〕「新撰士系録」巻六十五(大村家史料)大野氏項。なお、天保十四年(一八四三)、治八は高島秋帆事件に連座して江戸送りとなっている(「九葉実録」巻之五十二(大村史談会編『九葉実録』第四冊 大村史談会 一九九六)天保十四年一月二十日条)。この事件が、滋遠が大野姓を名乗り、大村藩士となった理由であったと考えられる。

〔16〕鈴木高輔「類題玉石集」(防府市立防府図書館編『防府史料第二〇集 類題玉石集 上』防府市立防府図書館 一九七二)、兼清正徳「類題玉石集」編輯の意図と成果(一七)(芸林会編『芸林』第二四巻第二号 芸林会 一九七三)

〔17〕中島広足に関する記述は、岡中正行「中島広足の研究」上・中・下巻(私家版 二〇一一)を参照。

〔18〕神宮文庫所蔵(架蔵番号一門一七〇七)「大村伊勢守隠居所之図」
飯倉洋二「大村藩 大村純庸」(雅俗の会編『西国大名の文事』葦書房 一九九五)

〔19〕前掲註(19)

〔20〕長野県上水内郡信濃町柏原中村家所蔵、中村 昶「柏原宿本陣問屋中村家略系譜」(長野郷土史研究会編『長野』第七十号 長野郷土史研究会 一九七六)にも収録

〔22〕大村市東三城町宇多家所蔵

〔23〕大村市立史料館所蔵 大村家史料「新撰士系録」二

〔24〕久田松和則「俳人長月庵若翁の出自と出藩年代について」(皇學館大學人文學會編『皇學館論叢』第十二巻第六号(通巻七十一号))

- 皇學館大學人文學會 一九七九)
- 〔大村史談會編「九葉実録」第二冊(大村史談會 一九九五)一七一頁
「本経寺過去帳」には次のように記される〕
- 延享四丁五月 空月院義成日勅 小姓小路 堀孫左衛門
- 桃井隆康「伊賀における長月庵若翁」(俳文学会編『連歌俳諧研究』第五十三号 俳文学会 一九七七)
- 天理大学附属天理図書館所蔵(架蔵番号)一八〇—五九—一
- 久田松和則「俳人・長月庵若翁追考―その生年月日と屋敷―」(大村史談會編『大村史談』第四十八号 大村史談會 一九九七)
- 矢羽勝幸「寛政末期俳人番付の一茶」(長野郷土史研究会編『長野』第七十号 長野郷土史研究会 一九七六)
- 天理大学附属天理図書館所蔵(架蔵番号)二五三—一九
- 京都府立資料館所蔵(ZDC分類記号)九一—三〇八
- 若翁の没年齢を「中村家命日帳」に八〇歳と記すことから、逆算して生年を享保十九年とすることが多い(信濃町役場総務課・博物館編 広報『しなの』二〇〇八年二月号(信濃町役場 二〇〇八)の若翁墓地町指定文化財記事等)。しかし宇多家系図にその生年を享保二十年九月十八日と記す。そうすれば没年齢は七九歳である。
- 信濃町役場総務課・博物館編 広報『しなの』二〇〇八年二月号(信濃町役場 二〇〇八)
- 天理大学附属天理図書館所蔵(架蔵番号)綿屋文庫一八三—四三『其蔓集』、同館所蔵(架蔵番号)和露文庫わ九九五—二二『乙の花』
- ①大村市上小路緒方家所蔵、②志田一夫「大村藩の俳諧」(大村史談會編『大村史話』中巻 大村史談會 一九七四)にも収録
- 東彼杵町教育委員会編『東彼杵町誌 水と緑と道』上巻(東彼杵町 一九九九)一〇九六頁
- 日田郡教育會編『淡窓全集』上巻(日田郡教育會 一九二五)
- 栗山理「俳諧史」(塙書房 一九七八)
- 前掲註(36)②
- 藤野 保編『大村郷村記』第一卷(国書刊行会 一九八二)一九八頁
- 前掲註(41) 一四八頁
- 大内初夫「九州俳壇史の研究 九州俳壇と美濃派・特に安楽坊春波の俳業について」(鹿児島大学文学部編『鹿児島大学文学部報告』第十二号 鹿児島大学文学部 一九六三)

慶應義塾大学蔵本Googleブックス(電子書籍判)

前掲註(36)②

片桐 登「能楽」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十一卷(にたーひ) 吉川弘文館 一九九〇 第一版第一刷)

大村史談会編「九葉実録」第三冊(大村史談会 一九九六) 五六頁上段

大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰土系録」卷之十五中 複写 深澤氏系譜

大村市立史料館編「大村市立史料館所蔵史料目録」続編一(大村市立史料館 一九九二) 九四頁

草深 清「喜多流」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第四卷(きーく) 吉川弘文館 一九八四 第一版第一刷)

「謡曲」(高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典』 角川書店 一九九五 第二版26版)

大村史談会編「九葉実録」第五冊(大村史談会 一九九七) 七〇頁上段 慶応三年(一八六七)正月三日条

前掲註(49)

小西甚「猿楽」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第六卷(さまーしと) 吉川弘文館 一九八五 第一版第一刷、河野

忠博「散楽」(大村史談会編「九葉実録」第四冊 大村史談会 一九九六 二二頁 評釈(2))

大村史談会編「九葉実録」第二冊(大村史談会 一九九五) 一五一頁上段

「九葉実録」卷之二十一(前掲註(55)) 二五〇頁上段

「九葉実録」卷之二十七(前掲註(47)) 八頁上段

「九葉実録」卷之二十八(前掲註(47)) 二一頁下段

「九葉実録」卷之二十九(前掲註(47)) 五〇頁下段

「九葉実録」卷之二十九(前掲註(47)) 五九頁上段

「九葉実録」卷之三十一(前掲註(47)) 九六頁下段

「九葉実録」卷之三十一(前掲註(47)) 九七頁上段

「九葉実録」卷之三十一(前掲註(47)) 九八頁上段

「九葉実録」卷之三十三(前掲註(47)) 一四一頁上段

「九葉実録」卷之三十三(前掲註(47)) 一四六頁下段

「九葉実録」卷之三十五(前掲註(47)) 一九〇頁下段

「九葉実録」卷之三十七(前掲註(47)) 二二三頁上段

- 〔九葉美録〕卷之四十三(大村史談会編「九葉美録」第四冊 大村史談会 一九九六 二頁上段)
 〔九葉美録〕卷之五十三(前掲註(68) 二五二頁上段)
 勝田直子「校訂 大村氏系譜」(大村史談会編「九葉美録」別冊 大村史談会 一九九七)
 大村市立史料館編「大村市立史料館所蔵史料目録」(大村市立史料館 一九八〇) 二二九頁
 前掲註(52) 三四五頁下段
 前掲註(71) 二〇五頁
 三条西公正「香道」(国史大辞典編集委員会編「国史大辞典」第五卷(けーこほ) 吉川弘文館 一九八五 第一版第一刷)
 前掲註(71) 一三三―一三三三頁
 翠川文字(香書研究家)の示唆
 大村市立史料館所蔵 史料館史料
 前掲註(70)
- 79 日本の書道の歴史については、小松茂美『日本書流全史』全三冊(講談社 一九七〇)が詳しく、同書は後に三分冊され、小松茂美『小松茂美著作集』第15巻「日本書流全史1」(旺文社 一九九九)、小松茂美『小松茂美著作集』第16巻「日本書流全史2」(旺文社 一九九九)、小松茂美『小松茂美著作集』第17巻「日本書流全史3」(旺文社 一九九九)として再版された。小松茂美「書道」(国史大辞典編集委員会編「国史大辞典」第七卷(しな―しん) 吉川弘文館 一九九七 第一版第五刷)、堀江和彦「唐様」(国史大辞典編集委員会編「国史大辞典」第三卷(か) 吉川弘文館 一九九七 第一版第六刷)、鈴木晴彦「第八章 江戸中 後期」(名児耶明監修「決定版 日本書道史」 芸術新聞社 二〇〇九)、井垣清明他編著「書の総合事典」(柏書房 二〇一〇)、水田紀久「10 唐様の世界」(中野三敏編「日本の近世」第12巻「文学と美術の成熟」 中央公論社 一九九三)
- 80 鈴木晴彦「第八章 江戸中 後期」(名児耶明監修「決定版 日本書道史」 芸術新聞社 二〇〇九)
 前掲註(80)、鈴木晴彦「市河米庵」(井垣清明他編著「書の総合事典」 柏書房 二〇一〇)、樋口秀雄「市河米庵」・梅谷文夫「市河寛齋」(国史大辞典編集委員会編「国史大辞典」第一卷(あ―い) 吉川弘文館 一九九八 第一版第九刷)、「市河米庵」・「市河寛齋」(市古貞次他編「国書人名辞典」第一卷 岩波書店 一九九三)、水田紀久「10 唐様の世界」(中野三敏編「日本の近世」第12巻「文学と美術の成熟」 中央公論社 一九九三)
- 82 大村市教育委員会編「城下町大村」(武家屋敷街の面影)(大村市教育委員会 一九九八 第2版)、大村市教育委員会編「大村市の文化財」改訂版(大村市教育委員会 二〇一一)

〔錦木雲潭〕(市古貞次他編『国書人名辞典』第一卷 岩波書店 一九九三)
①大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰土系録」卷之三十八 複写 北村氏系譜、②北村猪作「北村修藏(西彼杵郡)」(古川増壽「長崎縣人物傳」長崎縣教育會 臨川書店 一九七三 復刻版)、③笠井助治「大村藩・五教館」(笠井助治「近世藩校に於ける学統学派の研究」下 吉川弘文館 一九八二 第二刷)

藤野 保「郷村記」と大村藩(藤野 保編「大村郷村記」第一卷 国書刊行会 一九八二)

前掲註(85)の巻頭写真

前掲註(84)②

平井隆夫「備後国」(広島県 福山藩 小島成斎「家臣人名事典編纂委員会編『三百藩家臣人名事典』第六卷 新人物往来社

一九八九、「小島成斎」(市古貞次他編『国書人名辞典』第二卷 岩波書店 一九九五)、鈴木晴彦「小島成斎」(「狩谷椋斎 松崎慊堂」(井垣清明他編著「書の総合事典」 柏書房 二〇一〇)

大村市教育委員会編「大村の歴史」(大村市教育委員会 二〇〇三)

前掲註(89)

前掲註(89)

霞会館華族家系大成編輯委員会編『平成新修旧華族家系大成』上巻(社団法人霞会館 一九九七 第一版第二刷)

大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰土系録」卷之三十八 複写 早瀬氏系譜

武田恒夫「狩野派絵画史」(吉川弘文館 一九九五) 二六六頁によると、竹川町家では、尚信の後を嗣いだ養朴常信の代にいたって、門弟多数が養成され、名目よりも画技自体を修得する意欲ある画人たちが集まった。「小毛利家」に仕えた笹山養意常

傳^ト「大村家画員」となった早瀬理齋常裕、「越後牧野家」に仕えた林養清常喬、「津島家画員」となった今村朴元常慶などが挙げられる。この場合も、狩野姓はなく養もしくは朴、常の一字を与えられたことが分かる。」とある。なお、「大村家画員」早瀬理齋常裕については、前掲註(93)には見当たらず不明である。

古賀十二郎「長崎画史彙伝」(大正堂書店 一九八三)、「錦木梅溪」(市古貞次他編『国書人名辞典』第一卷 岩波書店 一九九三)

坂本 満「長崎派」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十巻(と)にそ 吉川弘文館 一九九七 第一版第四刷)

菅瀬 正「荒木派」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第一巻(あーい) 吉川弘文館 一九九八 第一版第九刷)

辻 惟雄「荒木元融」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第一巻(あーい) 吉川弘文館 一九九八 第一版第九刷)

鶴田武良「沈南蘋」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第七巻(しなーしん) 吉川弘文館 一九九七 第一版第九刷)、鶴

- 田武良「南嶺派」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第十卷(と)にそ) 吉川弘文館 一九九七 第一版第四刷)
- 101 河野忠博「史料 大村藩絵師峯経山旅日記(2)」(大村史談会編『大村史談』第十五号 大村史談会 一九七八)
- 102 「鑄木雲潭」(市古貞次他編『国書人名辞典』第一卷 岩波書店 一九九三、前掲註(100))
- 103 前掲註(100)
- 104 大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰士系録」卷之二十 複写 峯氏系譜
- 105 河野忠博「史料 大村藩絵師 峯経山旅日記(1)」(大村史談会編『大村史談』第十四号(創立40周年記念号) 大村史談会 一九七八、前掲註(100))
- 106 大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰士系録」卷之五十七 複写 山崎氏系譜
- 107 深草静雄「三時庵にあつた山崎雲仙の絵」(大村史談会編『大村史談』第二十二号 大村史談会 一九八二)
- 108 前掲註(105)
- 109 大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰士系録」卷之五十 複写 和田氏系譜
- 110 大村市立史料館所蔵 史料館史料「新撰士系録」卷之十六下 複写 岩永氏系譜
- 111 奥川光義「岩永左傳次の絵」(大村史談会編『大村史談』第四十五号 大村史談会 一九九四)
- 112 大村市教育委員会編『大村の歴史』(大村市教育委員会 二〇〇三)
- 113 前掲註(11)
- 114 「郷村記」(大村久原之部寺院(藤野 保編『大村郷村記』第一卷 国書刊行会 一九八二 一九八頁)
- 115 吉河 功「円融寺跡庭園の考察」(大村史談会編『大村史談』第六号 大村史談会 一九七二)
- 116 前掲註(114)
- 117 前掲註(113)
- 118 重森三玲「圓融寺址庭園」(重森三玲・重森完途著、大橋治二撮影、日本庭園史大系刊行会編『日本庭園史大系』第三十二卷(補巻第二巻) 江戸末期の庭園) 社会思想社 一九七五)
- 119 前掲註(114)
- 120 庭園研究会「円融寺跡調査報告」(大村市教育委員会編『国指定名勝旧円融寺庭園保存整備報告書』 大村市 二〇一〇)
- 121 「郷村記」(大村之部小路)(前掲註(113)) 一六四頁)

参考文献

- 大村市立史料館所蔵 大村家史料「新撰士系録」六十三
小林一茶著・信濃教育会編『一茶全集』第三卷(信濃毎日新聞社 一九七六)
小林一茶著・信濃教育会編『一茶全集』第八卷(信濃毎日新聞社 一九七六)
大村史談会編『九葉実録』第三冊(大村史談会 一九九五)
大村史談会編『九葉実録』第四冊(大村史談会 一九九五)

第三節 大村藩の宗教

一 再編された神道・仏教

■ 一・大村領でのキリスト教禁教のきざし

大村領へのキリスト教の導入者であった大村純忠は、晩年は大村地方の山間地・坂口に隠居していたが、その当時は純忠の体調について、宣教師アフォンソ・デ・ルセナは「ドン・バルトロメウは五四歳の時に重病になり、最後には肺病になった。二年間患っていた」と記す⁽¹⁾。またフロイスは純忠の最後について、

彼には扁桃腺炎のようなものが咽喉に生じ、数ヵ月にわたる長期の病臥(を余儀なくされた後)、彼からその生命の活動を奪っていった。

とも記し⁽²⁾、純忠は扁桃腺炎の悪化によって五五歳の生涯を閉じた。天正十五年四月十八日(陽暦一五八七年五月二十五日)のことであった。

更に大村純忠の没後二ヵ月後には、宣教師達の行動を大きく制限することとなる最初の禁教令が發布された。天正

十五年（一五八七）六月十九日に豊臣秀吉によって出された、いわゆるバテレン（伴天連）追放令である。主たる内容はキリシタンバテレンに対して、発布から二〇日以内に国外退去を命じるものであった。

この追放令の発布によって宣教師達の行動には実際に変化が生じた。発布当時、大村に駐在していたルセナは、その回想録の中で天正十五年の追放令の後、大村領の教会の多くが破壊され、ルセナを含めた大村駐在の宣教師達の行動も制限され、昼間は控えて夜に行動したという。また専用の住院にいることは不可能となったために、領主大村喜前の夫人と喜前の姉（フク）の二カ所の屋敷に匿われたともいう⁽³⁾。

そして、レオン・パジェスは『日本切支丹宗門史』において、バテレン追放令の発布から一八年後の一六〇五年（慶長十年）に、大村領でキリシタンにとって次のような大異変が生じたことを記している⁽⁴⁾。

大村の大名はイエズス会の神父と交を断ち、その若干を監禁した。同時にこの大村の教会のキリシタンの多くが、恐怖のために棄教した。従つて或る者は信仰を堅くするため、さしずめ宣教師の必要を感じた。全く悪い張本人は、ロームで叙品された日本人の神父（アラキ・トマス）で、彼は日本に帰つて棄教し、教会に対して猛烈な戦いを開始した。これにより大村領では、慶長十年（一六〇五）に領主・大村喜前とイエズス会との間に亀裂が生じ、神父数人が監禁されるといふ事件が起こっている。この監禁事件が大村領で下されたキリシタン統制の初例であった。

ルセナの回想録によつてもその監禁・禁圧の様子は更に具体的に分かつてくる。まず慶長十年にルセナ一行は七、八カ月間にわたり彼等の住院に監禁され、翌十一年には大村からの退去を命じられた。結果として有馬氏所領の古賀村（現長崎市古賀町）に逃れた後、大村喜前の姉の手配によつて西彼杵半島の戸根村（現長崎市琴海戸根町）に落ち着いた。ルセナは慶長十九年（一六一四）にマカオに追放されるまでの七、八年間は、この戸根に潜み、毎年三、四回は密かに大村を訪れ宣教活動を行っている。ルセナを戸根村に匿った大村喜前の姉とは、喜前のすぐ上の姉に当たり大村純忠の三女の自証院、洗礼名マリーナのことと思われる。

天正十五年（一五八七）四月の大村純忠の没後、丁度その二カ月後には豊臣秀吉によつてバテレン追放令が発布され、

キリスト教を取り巻く状況は徐々に厳しくなり、大村領では早くも慶長十年（一六〇五）には宣教師に対する禁圧が始まった。ルセナを始めとするイエズス会宣教師は大村の城下から追放され、その活動は極めて制限された。そして江戸幕府は慶長十九年（一六一四）には、キリシタン大名高山右近を含む一四八名のキリシタン信者をマカオ、マニラに追放するのである。その中には三六六年間にわたって大村領に駐在し、宣教に当たったアフォンソ・デ・ルセナも、また大村純忠が天正年間（一五七三〜九二）に派遣した遣欧使節の一人・原マルチも含まれていた。

■二・幸天社・富松社の再興と本経寺の創建

一・幸天社の再建

慶長十年頃からの大村領内でのこういった宗教事情の変化に伴い、天正二年（一五七四）にキリシタンによって焼失・破壊焼失した社寺が再建・創建される動きが芽生えてきた。

中世以来、彼杵郡の総社としての歴史をもつ幸天社（現昊天宮・大村市宮小路二丁目）の再興について、「郷村記」は次のように記す。

天正二年耶蘇の徒蜂起して社寺を破却す、当社も亦焼亡の間へあり、時に極楽寺住持阿金法印時に太良岳へ轉住、未入院なし竊に當社の神躰并極楽寺本尊毘沙門天、黒丸の八幡宮を奉負、嬉野へ隱遁す、阿金立去し後終に灰塵となる、其後二十九年を経て慶長七壬寅年、丹後守喜前再興す、導師本経寺日眞上人なり、時に神躰は未嬉野大定寺ニあり、

同十九甲寅年神躰無恙還入矣、民部少輔純頼代元和四戊午年八月拜殿建立、按ずるに、慶長七年の再興、蓋し神躰のみにて、拜殿の造営此時乎。

キリシタン蜂起の際、別当職を務めた極楽寺の阿金法印によって神躰は運び出されたものの社殿は焼失し、二九年後の慶長七年（一六〇二）に再興されたことを伝えている。ところがこの再興の時には、未だ幸天社の神躰は難を逃れた嬉野の大定寺にあったと記し、そしてそれから二二年後の慶長十九年（一六一四）に神躰は幸天社に還御したとする。更に元和元年（一六一五）に拜殿が造営されたこと、続けて慶長七年の再興の時には神殿のみの造営であったと、慶長七年の再興を記しながらも、齒切れの悪い記述である。

この「郷村記」の記述どおりに解釈すると、建物(神殿)は再興されたものの、神衾はまだ嬉野の永定寺に遷ったままであり、神衾が大村に還御したのは慶長十九年であったという。

慶長十九年に神衾を嬉野から大村に迎えたことは、その役目を負った妙宣寺住職・日順の事蹟の中にも次のように見えている(5)。

慶長七壬寅年喜前の招に應し、日眞上人と同じく肥後の國本妙寺より當國に來り、法花宗門を弘通し、領内の臣民を教化し、邪法を去て正法に入しむ、是全く日順の力なり、依て同十九年甲寅年寅年寺地を給り、一字の道場を建立し、深重山妙宣寺と號し、乃日順を以て開基とす、同年丹後守純頼、昊天大明神の神衾を嬉野永定寺より奉迎、日順及朝長與左衛門を使す

日順は肥後國の加藤清正の侍僧として朝鮮出兵にも從軍し、その際に大村領主・大村喜前と昵懇となった。慶長三年(一五九八)に朝鮮から帰國後大村喜前の招きにより、後に本經寺の開山となる日眞と共に大村に赴き、當時、領内に広く浸透していたキリスト教を一掃するため法花宗(日蓮宗)の布教に従事することとなった。当初、竹松村の極樂寺の地に仙乘院と号して草庵を結んだが、慶長十九年には草庵を福重村矢上に移し、深重山妙宣寺と号しその開山となった。すなわち現在の大村市福重町の妙宣寺がこれである。

この日順の事蹟にも二代藩主・大村純頼の命を受けて慶長十九年に朝長與左衛門と共に嬉野の永定寺に赴き、幸天社の神衾を大村に遷したことを記している。殊に日順が大村に招かれてすぐに草庵を結んだ場所は、極樂寺の地であった。焼失前、幸天社とこの極樂寺との関係は、極樂寺の僧が幸天社の別当役としてその神務をも兼ね行うという具合に、両社寺は極めて密接な関係であった。その極樂寺の地に草庵を構えた日順は、幸天社の神衾を嬉野まで迎えに赴く役目としては最適任であっただろう。

これらの史料に幸天社神衾の大村還御の時期を共通して慶長十九年とすることから、この年に幸天社の神衾は実に四〇年ぶりに大村に遷されたことはまず間違いないだろう。とすれば慶長七年の再興から神衾の遷座が行われた

慶長十九年までの一二年の間は、どういふかたちでの祭祀が行われたのか。その間は仮の神躰が奉安されたのか、この点については関係史料に恵まれず明らかになし得ない。

幸天社が再興された時の社地について「郷村記」は次のように記している。

今の社地は慶長七年の再興なり、此時境内新に構營ありしや不詳、一説に今の土地は往古の御旅所なりと云かつて焼失以前の幸天社は、「郷村記」に「極楽寺の戌亥の方、田の中に」ありと記され、極楽寺の北西方面、すなわち郡川に近い方向に鎮座した。現在の昊天宮の位置からすると約五百^里北西の方向に当たる。それが再興された時に現在地に遷ったことを「郷村記」は伝えている。一説には現在の社地は焼失前の幸天社の御旅所であったともいう。いずれにしても焼失前と異なった現在地に幸天社は再興されたのである。

二・富松社の再建と飛神明信仰

富松社（現富松神社・大村市三城町）の再興については、「郷村記」の富松大権現は次のように記す。

大村丹後守藤原喜前之を再興す（中略）然るに天正二甲戌年耶蘇の徒蜂起して神社寺院を焼亡す、此の時當社亦其の災いに罹る（中略）、其の後星霜二十九年にして、喜前當社を今の社地に於いて再興す、是往昔より富松宮鎮坐の舊蹟也

焼失のまま二九年が経過した慶長七年（一六〇二）に領主・大村喜前によって富松社は再興され、その場所も従来の境内、三城城の北側下手であったという。更に「郷村記」はその再興に至る経緯を「社傳に曰く」として次のように伝えている。

喜前當社再興の時、神號飛松大権現と改唱す、其の由来は先には是の富松の舊社地に古松一株有り、然るに或る夜一團の靈火飛來し此の梢に止まり光赫々たり、此の奇瑞に依り喜前當社を此の所に再興すと云々、其の後元禄年中に舊に復し、富松大権現と奉稱す

焼失したままの富松社の境内に一本の老松が残っており、ある夜その老松に一団の靈火が飛來し辺りを煌々と照



写真5-54 「飛松宮」の銘が記される水盤台石、延宝8年(1680)

らし出したという。この不思議な現象を聞いた時の領主・大村喜前は富松社の再興を思い立ち、再建が実現した後は松の木に霊火が飛来した故事にちなみ、社名を「飛松大権現」と改称したと伝える。この社号は元禄年間(一六八八―一七〇四)まで使われ、その後旧社名の富松大権現に復したと記す。したがって慶長七年の再興から元禄の頃までは、「飛松大権現」という社名を用いたというのである。

「郷村記」に伝える老松への霊火飛来という現象が、実際に起こったのか否かそれを傍証する他の史料に恵まれないが、ただその故事に由来して飛松大権現と社名が改称されたことは事実として確認できる。現在、富松神社の境内に残る延寶八年(一六八〇)銘の水盤台石写真5-54と、貞享三年(一六八六)の石灯籠には明確に「飛松宮」との社名が見える。

また大村藩は明暦三年(一六五七)に郡崩れという潜伏キリシタンの発覚事件が起きるが、その事件の後処理として藩内の家臣達に起請文を提出させ、キリシタン発見の際は直ちに逮捕して藩へ差し出す旨を誓約させている。その中で明暦三年十月晦日付で内海・外海の家臣衆が差し出した起請文には、神仏の名に懸けて誓う神文の部分に、地元的神社として「飛松権現」の社名が見えている(6)。

また萱瀬村「郷村記」には同村鶴王丸に「飛松権現」が鎮座したことを次のように伝える。

往古大村の飛松権現を勧請したるよし、天和の記にあり、

ここに見える萱瀬村鶴王丸に勧請された飛松権現とは、明らかに富松(飛松)社を指し、それは天和三年(一六八三)に纏められた天和本「郷村記」に記されているという。天和期にも明らかに「飛松」の呼称は使われていた。

更に「九葉実録」元禄三年(一六九〇)八月十二日の条には、富松社神主が出した官位免許の願文を受けて、「十二

日飛松社人ノ請ヲ許ス」とその許状が記される。ここにもやはり「飛松社」と見える。

このように石造物・起請文・大村藩政記録に登場する元禄年間までの富松社の呼称は、総てが「飛松」と記録され、従来の「富松」の表記はいっさい見られない。このことから「郷村記」に言う老松への靈火飛来という故実にちなみ、「富松」から「飛松」への社名改称は事実であったことに疑いはない。その時期も先の「九葉実録」の記事により、元禄三年（一六九〇）までは確実に「飛松」の社名が使われていた。

ところが再興後の「飛松大権現」の社名は、既に中世の頃からあったように思われる。伊勢御師の「橋村家文書」の「肥前藤津彼杵両郡御参宮人拔書」②には、永禄二年（一五五九）の六月・七月に大村「とひ松衆」三八名が、六回にわたり伊勢参宮を行ったことを記録する。

先の「橋村家文書」の「御参宮人拔書」の慶長十五年四月二十一日にも、肥前国彼杵郡の「宮せうし衆」が参宮したと見える。この「宮せうし」は竹松の「宮小路」であることは明らかである。ここでも「宮しょうじ」の濁音を「宮せうし」と清音で記録し、濁音を清音で表記する例はよく見られる。

同様に「とひ松」も本来は「とび松」であり、飛松社（富松社）の氏子衆をしているものと思われる、そうすれば、天正二年（一五七四）の焼失以前に、富松社という正式な神社名と共に「とび松社」という別称があったことになる。富松社再興時の靈火飛来の伝承は、恐らく俗称の「飛松社」の「飛」に因んで生まれ、その背景には飛神明とひしんめいの信仰が深く関わっているように思われる。

飛神明とは伊勢の皇大神宮信仰が広まっていく信仰の一つであるが、神明（伊勢皇大神宮の祭神・天照大神）が飛んで来たと称して、そこに神明社（大神宮）を建立し崇敬するというものであった。古くは伊勢神宮の古記録である「太神宮諸雜事記」の宝龜十年（七七九）の条、また延暦二十年（八〇一）の条に伊勢大神宮の正殿が焼亡した時に、正殿また左右相殿の神躰が猛火の中から飛び出し、光明を放ちながら神前の松の木に飛来したとの記述がある。室町時代の中期頃にはこの飛神明の思想が広く流布し、伊勢の神が飛来したとして神明社、大神宮を勧請することが

各地で多く見られた。中でも延徳元年（一四八九）に伊勢皇大神宮の神器が、吉田神社が鎮座する京都吉田山に光と共に降臨したとする飛神明は最も著名なものである。

このように飛神明は伊勢の大神が他所へ飛来して鎮座するという信仰・思想であるが、富松社の靈火飛来の伝承の中にはただ「靈火」とあるだけで、それが神であったか否かの記述はない。また富松社も伊勢の祭神を祀る神明社の系統ではない。しかし神が光を放つものであったり、神器であったりという違いはあるものの、そういったものが飛来するという点で、富松社の靈火飛来の伝承は飛神明の形態と極めて類似している。殊に前述した古代において二度の伊勢神宮焼亡の時、猛火から発した光が飛来した先は松の木であり、同様に富松社の場合も老松であった。こういった類似点を考えると、富松社再興時に生まれた靈火飛来の伝承は、中世以来広く伝播していた飛神明の信仰を背景にしたものと思われる。

九州地方への飛神明信仰の伝播について「飛神明沙汰文」⁸は、正保三年（一六四六）に天領長崎（現長崎市中部）に飛神明が起こり伊勢宮（長崎市伊勢町に鎮座）が建立されたことを伝える。このように飛神明信仰は確実に九州長崎の地まで伝わっていた。大村藩領と隣接する長崎にまで飛神明信仰は伝播していた点からも、富松社の靈火飛来の伝承は飛神明信仰と結びついたものと思われる。

こういった伝承を伝えながら、「郷村記」は富松社の再興を慶長七年であったと記している。

三、本経寺の創建

キリシタン禁教策が進むなか天正二年の寺院の廃絶後、大村領内で最初に建立された寺院は法華宗（日蓮宗）の本経寺^{写真5-55}（大村市古町一丁目）であった。その建立時期は「郷村記」に、「慶長七年壬寅年大村丹後守藤原喜前創建之、開基日眞上人也」と見え、本経寺の建立も富松社・幸天社同様に慶長七年（一六〇二）のこととされる。更に続けてその建立の経緯を次のように記している。

先には、天正年間に耶蘇徒蜂起して神社仏閣を焼滅するの後、耶蘇大寺を數箇所に於いて造建す、邪徒領内に



写真5-55 本経寺（古町1丁目） 本堂は天明7年（1787）に再建。市内最古の木造建築物。

充滿し、妖教遂に日盛也、喜前密かに彼の宗門の傳法を見聞す、総じて人を恠誕かいたんに導き欺き詐わり殆ど實無く疑わし、必ずや妖妄の術也（中略）因つて茲に喜前一族舊臣と相議して、領内一圓厳しく耶蘇邪教を禁止し、悉く彼の堂塔を焼滅し、且つ居住の伴天連を放逐す、其の比喜前故有り加藤肥前守清正と相親しく、嘗て清正の勸に依り家臣福田采女・峯新兵衛を肥後國熊本に遣わし、同國本妙寺住持日眞上人を請て、普く法花の宗門を領内に弘通し時に臣民信服を誓い、當宗門授法の輩既に大半に及ぶ、茲に於いて喜前一梵宇を杭出津の里に建營して法性山（後に萬歳山と改む）と號す、（中略）以て日眞上人を開基と為し、大村家菩提所と定む

本経寺の創建を伝えるこの記事は、領内からのキリシタンの一掃を意図して当寺が建立されたことを述べている。キリシタンを禁止する一方において、天正二年の杜寺焼き討ち以来、根絶の状況にあった仏教信仰の復活を意識してこの本経寺が建立されたのは明らかである。

朝鮮出兵以来、昵懇の間柄であった肥後の加藤清正の勧めによつて日蓮宗の領内導入を意図し、熊本の本妙寺の住持・日眞を招聘し、杭出津の里（本経寺現在地）に堂宇を建立し法性山本経寺と号したという。先の記事中に「領内一圓耶蘇邪教を厳しく禁じ、悉く彼の堂塔を焼滅し」とあり、それまでであったキリスト教の教会を焼滅させたとも記す。本経寺が建立されたこの地は、かつて彦山末派の日藏坊という修験の坊が建ち、その坊が天正二年に焼き討ちされた後はキリスト教の教会が建てられた。その教会を焼いて本経寺は建立された。したがってこの場所は、日藏坊・キリスト教の教会・本経寺と三宗教の施設が時代を異にしてめまぐるしく建て替わり、大村地方の複雑な宗教事情を象徴的に表している場所である。

本経寺は日蓮宗をその宗派としたが、かつて大村地方の仏教宗派は真言宗・禅宗が主流であり、日蓮宗寺院の建立はこの本経寺が初例であった。先の「郷村記」の記事にもあったように、大村領内への日蓮宗導入、また本経寺建立に深くかかわったと思われる肥後の加藤清正について、レオン・パジェスは『日本切支丹宗門史』の中に次のように記している(9)。

加藤肥後守清正は、近時主計殿を名乗り、既に肥後半分を領有し、更にアウグスチノ(小西行長)の所領をも合わせてゐた。然るに、法華宗の頭目となつてからは、彼は公然イエズス会・キリストの教の敵たるを名乗り出た。彼は、先ず第一に、如何なる宣教師も領内に來り住むことを禁じ、兵卒や一般民衆はさて置き、重臣その他、家臣が轉び證文に署名することを命じた。

加藤清正は慶長十六年(一六一一)に亡くなるが、その翌年の一六一二年三月十日付けで長崎から発信された「一六一一年度イエズス会日本年報」には、清正の死亡を次のように報じる(10)。

(加藤)主計(頭清正)殿の死で、かなり一息ついている。大勢の者を処刑したり流罪にしたりしたことから明らかに証明されるように、私たちの信仰にとって彼より大いなる敵はいなかった。そして、新たに大迫害を再開しようと考えていた矢先に亡くなった。

外国人宣教師が見た加藤清正の信仰、あるいはキリスト教に対する態度について、「法華宗の頭目」と記し、自らキリシタン・イエズス会の敵たることを公然と名乗り出たともいい、イエズス会にとつても「彼より大いなる敵はいなかった」とも記す。これらの報告によつて法華宗(日蓮宗)信仰のもとに徹底的なキリシタンへの攻撃を行つていたことは明らかである。このような加藤清正の勧めを受けて日蓮宗が導入されたことは、大村領においてもかなり過激な宗教政策が暗示されるのである。

その加藤清正が日蓮宗の寺院として熊本に建立したのが、前記「郷村記」の記事中にも見えていた本妙寺であった。本来、本妙寺は加藤清正によつて天正十三年(一五八五)に大坂に建立されたが、清正が天正十六年に京都本国寺

系の発星院はつしやういん日真を伴い肥後に入国した後、慶長五年（一六〇〇）に熊本に移築した寺院であった。この本妙寺のことは同じく『日本切支丹宗門史』の中に慶長八年（一六〇三）のこととして次のように登場する。

法華宗の一佛僧は領主から法の華の書といふ經本を、武士の頭上に戴かせることをいひつかつてゐた。本妙寺といふこの佛僧は、十一月二十三日に八代に着いた。役人達は、皆この佛僧の説教を聴聞に来るようにとの通知を受け、役人達は領主に對する禮儀から自分達の目に何等罪を作らせない限り、佛僧の説教に出席する事を承認した。

熊本に本妙寺が移設された三年後の慶長八年に本妙寺の僧が八代に赴き、檀徒になつた証として行われる法華經を頭上にかざす「お経戴き」という説法を行つて廻つたことを記している。ここに見える「本妙寺といふこの佛僧」こそが、加藤清正に伴い肥後に下つた僧・日真のことと思われる。また「郷村記」に大村の本經寺開基とされる日真人とは、この人物である。

さて本經寺の建立年代について慶長七年（一六〇二）としながらも、「郷村記」のその由来記事の後半においては、「造營慶長七年従り始まり同十三年に至り成就す」と、堂宇の完成は慶長十三年（一六〇八）のことと記す。開基僧・日真の事蹟にも「同（慶長）十三年堂殿成就」とあり、寺院としての建物の完成はここでも慶長十三年としている。

本經寺建立年代については、『大村記』[①](#)にも次のように記録がある。

一、同十一年、日蓮宗僧日信加藤清正に申越、肥後より呼寄本經寺建立之事、日真の用字が「日信」と異なるものの、ここでは慶長十一年（一六〇六）としている。

「郷村記」の前半記事に記すように慶長七年に当寺が建立されたとした場合、先の『日本切支丹宗門史』にも見えたように、翌年の慶長八年には本經寺開山の日真はいまだ肥後本妙寺の僧として、肥後八代において説法を行つていた。加えて本妙寺が大坂から熊本に移設されたのは慶長五年であり、その僅か二年後に大村に赴き本經寺開山となり得ただろうか。このような事情を勘案すれば、本經寺の創建年代は再考する必要があるが、今は保留し後述する。

■三、慶長七年当時の大村の宗教事情と社寺の復興時期

前述のように「郷村記」は幸天社・富松社の再建、及び本経寺創建開始の時期を慶長七年とし、この時期から社寺の復興が大村領内で始まったことを伝えている。一方においてこの時期の状況を、外国人宣教師の記録によっても見る必要があるだろう。まずレオン・パジェスは『日本切支丹宗門史』に慶長七年のこととして次のように記す。

大村領内では、五人の司祭と六人の修士とで、成年の改悛の秘蹟を受ける者二萬二千人を數へる隆盛なキリシタンの二團體を世話してゐた。聖體を拝領する者は夥しく、殊に、大赦の時は盛んであつた。何人も之等信者達が、如何に神に仕えるかに熱心であつたかを述べる事は不可能であらう。そして一般の聖體の秘蹟を授かつた者は、實に我が身を清く持し、告白者で大罪を犯す者は稀であつた。他の諸國から來た未信者で洗禮を受けた者が、百八十五人あつた。

この記録による限り慶長七年当時、キリシタン勢力の陰りは見られず、むしろ盛況であつた。また「一六〇一、〇二年の日本の諸事」としたイエズス会年報¹²第六章には、「大村と有馬の諸事について、その司祭館」として慶長六・七年頃の¹³大村領内のキリシタンの様相が次のように記される。

大村の司祭館には(イエズス会)會員十一名が居住しており、皆がこの領国のキリシタンを助けることに従事している。改悛の秘蹟を受けるものも二万二千人にのぼり、彼らは毎年告白している。四百人以上が受洗した。新たに幾つかの教会が建てられ、殿(大村喜前)の弟が自費をもつて(三)教会を建てた。(大村の)市が、殿の援助をもつてきわめて壯麗なのを一つ建てつつある。(中略)

この報告によると、領内の信徒数は二万二〇〇〇人を數え、領主・大村喜前の弟、大村何右衛門純宣すみのぶのことと思われるが、この純宣によつて三つの教会が建てられ、加えて大村の町衆が大村喜前の援助を得て、極めて壯麗な教会をもつ一つ建設中であつたという。

また『日本切支丹宗門史』は一六〇三年(慶長八)の様子を次のように伝えている。

大村の駐在所と傳道所には、十一人のイエズス會員がゐた。住民は悉くキリシタンで驚くべきほど熱心であり、又四つの新しい天主堂が建てられた。その天主堂の一つは、日本に於けるイエズス會の三つの主要なるもの、一つであった。大村のドン・サンチョ(喜前)は、極力宣教師のために盡した。

一六〇三年の時点では四つの天主堂が新たに造られ、信者は二万二〇〇〇人を教えた。更に『日本切支丹宗門史』の翌一六〇四年(慶長九)には、「大村とその傳道所には、十二名のイエズス會員がゐた。新たに二つの天主堂が建立された」とあり、前年のイエズス會員数から一名増員し、教会も更に二つ建立されている。

しかし翌年の一六〇五年(慶長十年)には前述のとおり、大村純忠の長男として三歳の時に洗礼を受けた大村藩主大村喜前は、「イエズス會の神父と交を断ち、その若干を監禁した。同時にこの大村の教會のキリシタンの多くが、恐怖のために棄教した」と『日本切支丹宗門史』は記していた。大村領にあつては慶長十年を契機として宣教師の監禁、信徒の棄教と急速にその勢力に衰えが見え始めるのである。

一六一二年(慶長十七)の『イエズス會日本年報』にはそれを裏付けるように、次のような記述が見られる¹³⁾。

大村に幾つかの偶像寺院を建立して仏僧たちがいるようになって七年ほどになろうか、彼らは利益ばかりを見て寺院からほとんど外出せず、たまに葬儀に呼ばれると、その多くを悪用している。というのは、死亡(当)日や、毎年の命日、また月に数日提供されるお布施と食事の外に、故人の武具や珍品を手に入れてくる。これは、キリシタンが仏僧らの愚行と不誠実さを見ては、司祭たちの模範的生活と彼らの困窮を助けている私心のない愛を思ひ越し、そのキリシタン信仰を守るのに十分役立っている。

この記述は大村地方の仏教寺院復活の時期を知る史料として極めて重要である。一六一二年から七年ほど前に寺院が建立され仏僧がいるようになったと記すことから、一六〇五年(慶長十)には大村地方に寺院が建立されて仏教が復活し、当然僧侶による活動も再開されたということになる。

『イエズス會年報』に大村地方の寺院が建立・復活したと記す一六〇五年は、大村喜前により宣教師の監禁が行わ

れた年でもあった。これらの経緯から一六〇五年、慶長十年という年は、領主・大村喜前がイエズス会から離反する行動をとり、一方においては仏教寺院が復活するという大きな転換期であった。

さて、「郷村記」は幸天社・富松社の再建、及び本経寺創建の年代を慶長七年（一六〇二）としていた。しかし宣教師の記録では、慶長六年から同八年の間に四つの教会、翌九年には二つの教会が立て続けに建立され、その内の一教会は日本での主要な三教会の一つであったという。この双方の記録のとおりとすれば、キリスト教の教会が次々と建立される一方で、仏教寺院も平行して建てられたことになる。しかしこのような教会と仏教寺院との並存は現実的ではない。

「郷村記」がかたくなに社寺復興の年を慶長七年とする点について、池上尊義の指摘がある¹⁴。池上は徳川氏による江戸幕府の開府が慶長八年（一六〇三）であることから、大村藩はその開府一年前の慶長七年に富松社を始めとする二社一寺の建立時期を設定することによって、幕府開設以前からキリスト教とは既に絶縁していたとする立場を表明したのではないかと推測する。

先の宣教師の記録と池上尊義の指摘を勘案すると、大村領での社寺復興は慶長十年以降のことと思われる。この点で注目されるのは、「郷村記」が本経寺住職二世・日恵の事蹟について、「肥後國の産、慶長十年喜前の請待に依り大村に下向す」と記す点である。

日恵は大村喜前の招きにより慶長十年に大村に下向したという。「郷村記」の本経寺由来では、この日恵に先立ち肥後本妙寺の日真を開山とするが、前述のように日真は慶長五年に熊本の本妙寺を開山し、慶長八年には肥後八代での布教に従事していた。この日真が慶長七年に大村に赴いたとは考えがたく、実際はこの二世の日恵が本経寺創建に深くかかわったと思われる。その日恵の大村への下向時期を慶長十年と記していることは、イエズス会年報で見た寺院建立の開始年代と一致し、実質上の開山役を務めた日恵の大村来訪時期が、実は本経寺建立開始年代を伝えているものと思われる。これにより本経寺の創建開始年代は慶長十年（一六〇五）であったと考えられる。

一方、幸天社と富松社の再興年代はどのように考えればよいのか。両者の再建に当たって「郷村記」は共に「(勧請)導師本經寺開山日真也」と記し、両社再建の勧請役を本經寺開山の日真が務めたとする。そうすれば二社の再興時期は本經寺の完成以降としなければならない。その完成時期は「郷村記」の「慶長七年従り始まり同十三年に至り成就す」との記事から、慶長十三年(一六〇八)であったことが分かる。

以上の考察から幸天社・富松社の再建時期は、本經寺の造営時期から勘案して早くとも慶長十年から同十三年の間であったと推測される。

■四、諸神社の建立

幸天社、富松社の再興に引き続き領内には神社、あるいは神道の小祠が相次いで建立されていく。各村「郷村記」によつて江戸初期の寛文年間(一六六一～七二)までに建立された神社・小祠を地域を分けて編年的に一覧化すると表5-5のとおりである。江戸幕府は寛永十七年(一六四〇)にキリスト教を禁止し、更にその完璧を計るために寛文四年(一六六四)にはキリシタン宗門改めを行うなど、寛文年間を以てキリシタン禁教政策が整っていく。そういった意味から寛文期までの領内での神社建立を見ることによつて、大村藩の宗教施策が見えてくるように思われる。

地域毎に分けた地方とは現在の^{むえし}大村市・東彼杵郡・現在は佐世保市最南部の宮村までの一帯、すなわち大村湾の東部一円を指している。向地は^{むえし}大村湾の一番奥まった地域、時津・長与を中心とする一帯、内海は^{うちめ}西彼杵半島の中でも大村湾に面した内側一帯、^{そとめ}外海は西彼杵半島の外側一帯とその沿岸部の諸島・それに上五島にほど近い江島・平島の一円をそれぞれ指している。

表5-5を見ると如來・菩薩・観音といった仏教的名称をもった社が数多く含まれている。しかし「郷村記」ではこれらも「神社之事」の項目に収録され、神仏習合のこの時代には神道的観念で把握されていた。

まず表5-5によつて建立された神社・小祠の数を地域別に概観すると、地方が九七社、向地が一社、内海が二三社、外海が二〇社、合計一五一社を数える。大村城下を含む地方が最も多く、内海・外海の両地区は二〇社代のほぼ同数、

向地が内海・外海数の約半数といった状況である。

年代的な推移は慶長・元和・寛永の大村藩が開藩した初期には、地方を中心に神社建立が始まり、ただその時期にも外海の中浦、多以良にそれぞれ八大竜王と薬師如来が建立されているのは注目される。地方の中でも大村領の最北に位置する宮村では、この時期に宇都宮大明神、妙見菩薩、谷山大権現の三社が建てられている。その内の宇都宮大権現は天正二年のキリシタン蜂起の際に焼失し、その再建であった。

寛永九年（一六三二）・十年頃以降からは領内全域にわたって神社の建立が始まっている。特に寛永年間（一六二四～四四）には、天正二年のキリシタンの被害に遭い焼失・破壊された神社が一〇社再興された（表5-5再興神社には★印）。それ以前に慶長年間と元和五年に富松社・幸天社・宇都宮社の三社が既に再興されているので、再建の社は一三を数え、天正二年の焼失・破壊された神社数一七社と比較すると、寛永年間までにほぼその殆どが再興され復活したことになる。

殊に正保四年（一六四七）には竹松・福重・松原のいわゆる郡地域において一〇の御堂が再建されているが、実はこれらの御堂はかつて郡地区に宗勢を誇った郡七山十坊の再建であった。「郷村記」はその再建の事情を次のように伝える¹⁵⁾。

右拾ヶ寺郡七山拾坊とて、暦代久しき傳燈の地なり、(中略)天正年中耶蘇の徒蜂起して堂宇を破却し、寺蹟久しく斷絶に及びしなり、然るに丹後守純信生質病身なるゆへ、身の安全且子孫繁栄・領内豊饒の冥助を祈らんか爲に、神社・仏閣を再興あり、爰に正保四年の春、大村彦右衛門、富永宮内及び寛盛法印の三人に命し、領内寺社の舊蹟を探索せしむ時に、所々巡見の砌、葛木浄宮寺の境内に村老を集め、七山の古蹟を尋問ありしに、村老詳に辨之、依て屋舗主に其地を開發せしめ、堂宇を建立し、以来掃除の為、屋舗島物成并郡役・郷役・山手銀・家別芋・駄口銀等の懸物は、七山何れも永代免許あり、

七山十坊の再興にあつては、藩の要人と観音寺住職の寛盛法印の三名が、竹松村黒丸の葛木の旧浄宮寺の境内に村

表 5-5 大村藩内江戸初期神社・小祠建立一覧

(各村「郷村記」から作表。★印・再興された社・祠)

西暦	年号	地方	村名	向地	村名	内海	村名	外海	村名
1605 ～08	慶長10 ～13	富松大権現★ 幸天六社大明神★	池田分 竹松						
1614	19							八大魔王	中浦
1615	元和元	秋葉大権現	久原分						
1619	5	宇都宮大明神★	宮村						
	元和年間	妙見菩薩	宮村						
1625	寛永2	釈迦如来	彼杵						
1626	3	聖観音	彼杵						
1627	4							薬師如来	多以良
1629	6	谷山権現	宮村						
1630	7	八幡宮 妙見菩薩	池田分 福重						
1632	9							長濱大明神	瀬戸
1633	10					智津大権現	形上		
1634	11	森大権現	竹松						
1635	12	八幡宮★	池田分	住吉大明神	浦上北	三所権現 釈迦如来	日並 伊の浦	天満宮	福田
1636	13	宮崎大明神★ 稲荷大明神 岩松権現★ 薬師如来★ 薬師如来 熊野三社大権現★	三浦 三浦 鈴田 福重 萱瀬	岩淵大権現	長与	熊野大権現	子々川		
1637	14	彦山大権現★ 山田権現 三社権現	池田分 池田分 江串			住吉大明神 八幡宮 毘沙門天王 観世音 釈迦如来 辨財天	下岳 下岳 西海 中山 横瀬浦 伊の浦	矢ノ倉大明神 大権現宮	三重 陌刈
1639	16								
1640	17	春日大明神 松尾権現	久原分 福重	八幡宮 薬師如来	時津 浦上木場	春日大明神	下岳		
1641	18	三十番神	彼杵						
1642	19	諏訪大明神★ 豊姫大明神 禊権現	池田分 池田分 福重						
1643	20	高尾権現 聖観音 山王権現	久原分 萱瀬 彼杵						
	寛永年間	大神宮★ 金谷山大権現★ 幸天三所大明神★ 恵美寿	竹松 波佐見上 波佐見下 宮村			草富権現 聖眞寺観音	戸根 亀の浦	川上大明神 松嶋大明神 羽黒権現	雪浦 松嶋 雪浦
1644	正保元			六地藏★	浦上北	白鬮宮	福田		
1645	2	十一面観音 三社大権現★	久原分 千綿						
1646	3	矢房権現 宮崎大明神 歳宮大明神 天満宮 熊野十二社権現 聖観音 六地藏	三浦 三浦 三浦 三浦 彼杵 彼杵 江串	白鬮大権現	長与				
1647	4	毘沙門★ 大日如来★ 釈迦如来★ 薬師如来★ 千手観音★ 弥勒堂★ 釈迦如来★ 六社大権現★ 熊野大権現 大日如来 阿弥陀如来★ 熊野権現★	竹松 竹松 竹松 福重 福重 福重 福重 福重 福重 福重 松原 松原						

西暦	年号	地方	村名	向地	村名	内海	村名	外海	村名
	正保年間	熊野大権現 高野権現 豊姫大権現	福重 福重 福重					志自伎大権現	嘉喜浦
1648	慶安元	三社権現 祇園牛頭天王 辨財天	久原分 福重 江串	毘沙門	小迎			恵美寿	神浦
1649	2	文殊菩薩 弥勒菩薩	三浦 三浦						
1650	3	八幡宮	池田分						
	慶安年間					千手観音	亀の浦		
1653	承応2			三社権現	時津	山王権現	白似田		
	3	天満宮	江串						
	承応年間					聖真寺権現 八幡宮 山王権現 大神宮	中山 下岳 下岳 亀の浦		
1657	明暦3					鹽釜大明神	形上		
	明暦年間	山王権現	久原分					羽黒権現 諏訪明神	雪浦 雪浦
1658	万治元	三社権現 薬師如来 矢房大権現 観世音 本蔵権現 矢房大明神 赤山大明神 米山大明神 薬師如来 矢房大明神 十一面観世音	久原分 竹松 竹松 福重 福重 萱瀬 萱瀬 萱瀬 萱瀬 萱瀬 萱瀬 萱瀬					八王子権現	大田和
1659	2	三社権現 春日大明神 八幡宮★ 三社権現	久原分 池田分 竹松 江串						
1660	3	多羅山大権現★ 辨財天 天満宮 天満宮 貴船大明神	池田分 池田分 池田分 宮村 宮村	岩屋山大権現★ 大神宮	浦上北 滑石	七面大明神	河内浦		
1661	寛文元	辨財天	久原分					松尾大明神	神浦
1662	2	地藏★	萱瀬			八幡宮 三社大権現	河内浦 横瀬浦		
1663	3	住吉大明神 辨財天	久原分 松原						
1664	4	長濱大明神 天満宮	川棚 久原分						
1665	5							岩倉権現	多以良
1666	6	祇園牛頭天王	池田分						
1668	8			大神宮	時津			十一面観音	七ッ釜
1669	9							天満宮	黒崎
1671	11	大神宮	福重					羽黒大権現	神浦
1672	12	八幡宮	池田分						
	寛文年間	岩屋権現 若宮大権現	福重 福重						
小計			97社		11社		23社		20社
合計					151社				



写真5-56 東光寺跡<大村市指定史跡> (松原1丁目) 正保4年(1647)に薬師如来が祀られた。

の故老を集め聞き取り調査を行い、寺蹟を明らかにした上で記述された。再建地の屋敷主は掃除等の管理を負うこととなるが、その代償として様々な出目銭・労役が免除された。しかし再建された旧郡七山十坊はかつての真言宗・禅宗を誇った寺院としてはなく、小規模な御堂としての再建であった。

万治年間(一六五八〜六一)に入ると特に地方での建立が相次ぎ、三年間で約二〇の神社・御堂が建立され、その勢いは寛文年間にまで及んでいる。この時期の八幡宮・多羅山大権現・岩屋山大権現の三社は天正二年の焼失以来の再建であった。万治・寛文期の神社建立については、郡崩れとの関係で項を改めて後述する。

こういった江戸初期の大村領内での社寺建立の実態は、大まかに三つの時期に分けることができる。第一期の慶長・元和・寛永初期の頃は、地方を中心に建立が進んだ時期であり、その数は一二社に留まった。第二期は寛永九・十年頃から始まり、神社・小祠の建立は領内全体に行き渡り、地方を除く地域では承応・明暦年間までの間にその大半が建立された。約二五年間で実に九六神社・小祠を数える。特にこの間には郡七山十坊の跡地に再建された一〇の御堂をも含めると、キリシタンの被害に遭った二〇の社・堂が再建されており、天正二年の社寺破壊以前の現状に復そうとする意図がうかがえる。第三期は万治年間以降寛文年間までの時期であり、特に地方内の城下、及びその周辺諸村で万治年間に多数の社・堂が建立され、約一五年間では四三社を数える。

神社・小祠の建立といった面からうかがえば、かつて一掃されて壊滅状態であった神社は、寛永年間の中頃から領内全域に建ち始め、それに伴いこの時期から神社への信仰が次第に戻っていったものと推測される。

■五. 布教僧の活動と寺院の建立

前項の神社と同様に寛文年間（一六六一～七三）までに建立された寺院を宗派別に一覧化すると表5-6のとおりである。宗派別には浄土真宗・一八カ寺、日蓮宗・一〇カ寺、真言宗・六カ寺、浄土宗・五カ寺、天台宗・二カ寺と約七〇年間に四一カ寺が建立されている。

一六一二年（慶長十七）のイエズス会年報により、慶長十年頃から社寺復興の兆しが見えていた。仏僧の活動もその頃から確かに「郷村記」に見出すこ

表5-6 大村藩内江戸初期寺院建立一覧

（各村「郷村記」から作表。★印は再興寺院）

西暦	年号	日蓮宗	村名	浄土真宗	村名	浄土宗	村名	真言宗	村名	天台宗	村名
1605	慶長10	本経寺 仙乗院	池田分 竹松	正法寺草庵	池田分						
1608	13							東前寺★	波佐見下		
1609	14					長安寺	池田分	伏行院★	久原分		
1614	19	妙宣寺	福重								
1616	元和2			正法寺道場 安養寺	池田分 千綿						
1623	9			経法寺	波佐見上			長久寺★	池田分		
	元和年間			正蓮寺	宮村						
1624	寛永元	妙経寺	下岳								
1627	4	妙法寺	彼岸								
1628	5			正定菴 浄土寺	松島 三浦						
1632	9			正法寺号免許	池田分						
1637	14			光明寺	瀬戸			観音寺★	池田分		
1638	15			帰命寺	天久保						
1639	16			西福寺	七ツ釜						
	寛永年間			西教寺 西園寺 安楽寺	萱瀬 波佐見上 波佐見上						
1644	正保元					専念寺	鈴田				
1646	3			照円寺	神浦						
1647	4	法妙寺	長与	満行寺	時津						
1650	慶安3			福浄寺	川棚						
1652	承応元									円融寺	久原分
1653	2			光照寺	神浦						
1657	明暦3			西光寺	福田						
1658	万治元	自證寺 実相寺	戸根 川内浦								
1659	2			真光寺	雪浦						
1660	3	常在寺	川棚	正林寺号免許	三重	無量寺	松原	宝円寺★ 神通寺★	池田分 浦上北		
1663	寛文3									城東寺	久原分
1669	9	本地寺	江串								
1671	11			浄専寺	平島						
小計			10寺		18寺		5寺		6寺		2寺
合計							41寺				

とができる。まず前述したが日蓮僧の日真・日恵・日順の三僧の活動である。日真と日恵は「本経寺住職歴代略譜」^⑮には日蓮宗本経寺の開山と第二世として、略譜には次のように記録される。

開祖 日眞上人

其の比喜前故有り厳しく領内の耶蘇宗門を攘斥す、茲に於いて日眞與日順上人郡深重山の住持と相議し、會下僧徒を集め領内諸邑を巡廻して之を教化す、臣民共に誓い法華之宗門に歸依す、授法之輩既に大半に及ぶ

第二世 日恵上人

肥後國之産、慶長十年喜前之請待に依り大村に下向す于時二、十六歳、然れども若年に依り住職遲滞す、之に依り三箇年之間日順上人を以て看坊と為す、同十四年住職、元和二年退院寺務十四年、肥后長崎に至り耶蘇宗門を破折せんと欲し教化す、同所之諸人而して災いに遭う

本経寺開山の日真が大村に常駐しての説法活動には、肥後本妙寺の開山から間も無いことから先に疑問をもったが、恐らく同時に肥後から大村に赴いた日順等が実際の活動に当たったものと思われる。特にそれをうかがわせるのは日真の事蹟の中に「會下僧徒を集め領内諸邑を巡廻して之を教化す」と記される点である。この中の「會下僧徒」の會下とは修行中の門下僧を意味し、日真は門下の修行僧を集めてキリシタン宗門一掃の活動を行っている。その會下僧徒に当たるのが日恵・日順であろう。日順については「郷村記」の妙宣寺「當寺世數」に次のように記される^⑯。

慶長七年壬寅年喜前の招に應し、日眞上人と同じく肥後の國本妙寺より當國に來り、法花宗門を弘通し、領内の臣民を教化し、邪法を去て正法に入しむ、是全く日順の力なり



写真5-57 妙宣寺（福重町） 本堂は明治初年廃寺となった宝円寺本堂を移築したものの。

日順は前述のとおり竹松の極楽寺の地に草庵（仙乗院）を結んだ後、慶長十九年（一六一四）に福重村矢上に日蓮宗妙宣寺を建てその開山となった僧である。日真・日順の大村への下向時期を慶長七年と伝えるのは別として、これら三名の日蓮僧が、キリシタン勢力の一掃を図って領内への日蓮宗布教に着手した。その結果、日蓮宗寺院が地方に四カ寺と一院、内海に三カ寺、向地に一カ寺がそれぞれ建立されていく。

日蓮宗寺院数を超えて建立されたのは浄土真宗であった。この浄土真宗の僧として注目されるのは、後に正法寺住職となる道閑である。その道閑の経歴と活動を「正法寺住職歴代略」⁽¹⁸⁾は次のように伝える。

肥後國熊本の産、俗姓林小七右衛門と曰う、嘗て肥後國主加藤主計清正に奉仕す、故有り浪人大村に來たり玖嶋城下水主町に住す、常に浄土真宗を崇信し、然るに或る日新城漁夫等數拾人徒党し、而して小七右衛門を殺害せんと欲す、茲に於いて小七右衛門三人を斬り貳人を傷つく、時に城下奉行頭人馳せ來たり而して之を鎮め、丹後守喜前之を糺明す、彼の漁夫等耶蘇徒為るを以て、深く小七右衛門の佛法を尊信するを憎嫉して讐敵と為すこと露頭す、之に依り彼の漁夫等を放逐し、小七右衛門殺人の科を宥す、且つ彼常に浄土真宗を信守し、而して専ら近隣の庶民を教化す、又今度漁夫等邪徒の殺害の時、彼の悪徒を斬り戮し旁に避難す、深く感じ其の挙動を賞し祿を以て扶助を再三に乞う、然れども固辞して肯かず、其の後又喜前小七右衛門を城中に招き、真宗の安き心を開き之の主旨を了解す、益々深く帰依し謂て曰く、今我故有り耶蘇の妖教を攘斥す、汝以て往きて力を盡しに真宗を領内弘通すべし、然るに於いて汝を以て真宗の法頭と為すを約す、然る後元和二年喜前逝去す、時に小七右衛門哀傷特に深し、其の恩徳に報謝して薙髮し而して道閑と號す、同年嫡男民部大輔純頼其の深志を感じ且つ亡父喜前の遺旨を継ぎ、道閑を以て真宗の法頭と為し道場を草創す、同三年純頼の命を奉じ、真宗を領内に弘通せ



写真5-58 妙宣寺丹投石 妙宣寺建立に際し、キリシタンが堂宇の破壊を図って裏山から転がしたとの伝承をもつ。

んが為諸邑を巡廻す

林小七右衛門は俗人であった頃から浄土真宗を篤く信仰していた。しかしそれが災いしてキリシタンであった新城漁師の攻撃を受け刃傷沙汰を引き起こすこととなったが、小七右衛門の信仰・行動が領主大村喜前に聞こえるところとなり、大村藩士として取り立てもあつたものの、それを固辞し、喜前の他界後その恩徳に報わんと思ひ剃髪して道閑と号した。新領主大村純頼は先代の遺志を受け継ぎ、道閑を浄土真宗の法頭となし道場を草創するに至つた。更に道閑は浄土真宗を広めるために領内の諸村を巡廻したという。

道閑の領内巡廻についても「郷村記」は詳細な記述を残し、物頭ものびと井石作左衛門・小佐々久左衛門、及び足軽數十人が随従して警固し、最初の巡廻地を横瀬浦と記している。この横瀬浦はかつて永禄五年（一五六二）に南蛮貿易港として開港され、同時にキリスト教が伝わり大村領キリシタンの発祥の地であつた。そこを手始めに浄土真宗の説法を開始していることは、道閑の活動がキリシタンを意識しての布教であつたことがうかがえる。

道閑はその後、面高・天久保・大田和・中浦・大嶋・蛸浦たづのぼ・崎戸・江嶋・平嶋・多良良・松嶋・瀬戸・雪浦・神浦・黒崎・三重・陌刈あぢかり・式見の外海一帯を経て戸町に入り、それから向地の浦上・滑石・時津・壱岐力いさきりき・佐瀬を巡廻した後、地方の三浦・鈴田・萱瀬・千綿・波佐見・川棚と三ツカ村を廻っている。

寛永二年（一六二五）には大村純頼から大村城下の田町に寺地を賜り浄土真宗の一寺を建立し、同九年（一六三二）には上京し西本願寺門主からの許可を得て専念山正法寺と号した。その後大村純頼の命により再び領内諸村の教化に廻り、この二度目の諸村巡回は単なる説法に留まらず、各村に真宗寺院を建立し、慶安二年（一六四九）に八四歳で亡くなるまでの間に一一カ寺を建立した。



写真5-59 正法寺（杭出津2丁目）

（正法寺提供）

この一カ寺とその後寛文十一年（一六七二）までの間に建立された浄土真宗寺院を地域毎に分けて列挙すれば次のようになる。

地方―安養寺（千綿村）・経法寺（波佐見上村）・正蓮寺（宮村）・西教寺（萱瀬村）・西圓寺（波佐見上村）・安樂寺（波佐見上村）・福浄寺（川棚村）〔計七カ寺〕

向地―満行寺（時津村）・照円寺（浦上西村）〔計二カ寺〕

外海―光明寺（瀬戸村）・帰命寺（天久保村）・西福寺（七ッ釜村）・光照寺（神浦村）・西光寺（福田村）・真光寺（雪浦村）・

正林寺（三重村）・浄専寺（平嶋村）〔計八カ寺〕

この立地具合を見ると、特に西彼杵半島では寺院の配置が意識的に行われたことがうかがえる。当半島内で真宗寺院が建てられたのは総て外海地区であり、大村湾に面した内海には一寺も見ることができない。逆に表5-6でも分かるように内海には、下岳村の妙経寺、戸根村の自證寺、川内浦村の実相寺と総て日蓮宗寺院で占められている。これからも外海は浄土真宗、内海は日蓮宗とこの二宗派が住み分けして配置されたことは明らかである。

道閑が最初に真宗の説法を行った所は、大村領でいち早くキリシタンが伝わった横瀬浦であった。またかつて天正年間にはヨーロッパに派遣された天正遣欧使節の一人・中浦ジュリアンは外海の中浦出身であったし、現長崎市外海町の黒崎・出津地区では江戸時代を通じて潜伏キリシタンが残った地域であった。こういった事例から、外海一帯ではキリシタン浸透度が高かったために、浄土真宗という信徒を集団で確保していく腰の強い宗派を、この地方に導入してキリシタン信仰を一掃し、団結力の強い真宗門徒の定着を図ったものと思われる。寺院数も内海の日蓮宗の三カ寺に対して外海は八カ寺を数える。

復活した仏教寺院の宗派に注目すると、天正二年のキリシタン蜂起事件以前の宗派は真言宗・禅宗の二派であったが、江戸期以降は日蓮宗・浄土真宗の二宗派が大勢を占めた。再興された真言宗多羅山宝円寺は、大村藩祈願寺として格式は高かったものの、旦那寺としての性格は弱かった。禅宗寺院は一寺も再興されることはなかった。

日蓮宗、浄土真宗が宗勢を競うなかにもう一派、浄土宗の寺院が寛文年間までに五カ寺建立されている。江戸期を通じて浄土宗寺院はこの五カ寺のみである。この宗派の法頭は慶長十四年（一六〇九）に創建の長安寺であった。開山は礫道上人であり、「長安寺住職歴代略譜」¹⁹にはその事蹟を次のように記す。

筑前國那珂郡博多の産、天正十九年冬安譽虎角上人下總國の生れに隨從し而して法に附す、文祿二年光明寺相州に於いて勉學す、同四年歸國し博多西方寺に住す、慶長十年九品院肥前國高に住職し慶嚴寺と改號す、同十四年大村に於いて一字を開き開祖と為る、長安寺是也、寛永の始め圓應寺豊前國企に轉住す、同五年大村に歸り松嶋正定菴に隱棲し、同十年同菴に遷化す、礫道住職中、喜前及び長安寺殿歸依し渥く恃む、又喜前の命に依り耶蘇の邪教を廢する為、常に諸村を巡廻し勸化す、万民を遂に正法に復せしむ云云

礫道は筑前博多の生まれ、下総國の大嚴寺・鎌倉の光明寺こうみょうじに仏法を学んだ後、博多の西方寺さいほうじ、諫早の慶嚴寺けいがんじを経て大村に赴き長安寺を開いた。大村喜前の命によりキリシタン一掃のために領内諸村を巡廻し仏法の教化に当たったという。寛永五年（一六二八）には外海の松島に正定菴を建立し、五年後の寛永十年に同菴で他界した。他の浄土宗寺院が大村城下・三浦村・鈴田村・松原村と地方に建てられたのに対し、正定菴のみが外海の松嶋に建立されている。そこには外海のキリシタン一掃の意図があったのであろう。

大村藩の開藩当初から日蓮宗・浄土真宗・浄土宗の各布教僧の活動が見られ、慶長年間から寛文年間までの約七〇年間に大村藩領内で四一カ寺の建立があった。こういった実状と江戸幕府の寺院政策とを照らし合わせてみると、これ程の寺院が建立されたのは異例のことであった。

例えば元和元年（一六一五）七月付けで出された「浄土宗法度」²⁰の一項目には、

一、大小之新寺、為私不可致建立事

とあり、これが浄土宗寺院の範囲に限ったものか、各宗派全体に及ぶものかは不明であるが、大小にかかわらず新寺の私的建立を禁止している。元和八年にも京都において「新寺建立制止事」という触れが出され、寛永七年（一六三〇）、

同八年と引き続き新寺の建立禁止が発せられた。更に江戸幕府は寛永九年から同十年に各宗派の本山に末寺調べを命じ報告させているのは、新寺建立を禁止する為の措置といわれる²¹⁾。

そして寛文三年(一六六三)八月五日で発した二十三カ条の法度の十七カ条目に、次のような寺社建立制止を達している²²⁾。

一、新地之寺社建立彌之停止す可し、若し據無く子細之有らは、奉行所に達し、指圖を受く可き事

ここでは新地への寺社建立を禁止している。そのために寺社がかつて建っていた古跡を買い求めて、寺社を建てることが行われた²³⁾。

このような江戸幕府の寺院政策を見ると、元和・寛永・寛文年間に、新しい寺院を建立することは幕府の法度に抵触することであった。例えば元和元年の浄土宗法度が浄土宗寺院にのみ適用されたとしても、これを大村藩に当てはめると慶長十七年に建てられた長安寺を除いて、正定菴、浄土寺、専念寺、無量寺の一庵・三カ寺はいずれも元和元年以降の建立であり、浄土宗法度に背いての造営に当たる。にもかかわらず他宗の寺院も含め元和元年以降に建立の寺は三四カ寺を数え、これ程多くの寺院が大村藩領に建立されたのは、十六世紀末期からのキリシタン流布による寺院空白地帯という特殊事情のために、新寺建立禁止の原則が緩和されたものと解釈されよう。それは幕府のキリシタン禁止・一掃という施策を進める上で、大村藩の場合はキリシタンに代わる信仰、すなわち従来の神仏信仰を定着させるには新寺の建立は必要不可欠なことであったのである。

■六、郡崩れ後の宗教政策

大村藩は開藩当初からキリシタンの一掃策として、神社仏閣の再興・創建を積極的に行ってきた。それにもかかわらず明暦三年(一六五七)には、郡崩れという思いもよらぬ潜伏キリシタン発覚事件が起こる。大村喜前のキリシタン撲滅の着手から既に五〇年、江戸幕府による寛永十七年(一六四〇)のキリシタン禁教令からしても二〇年が経っていた。この事件を契機として大村藩はより強固な宗教政策が迫られた。その施策として「村々制法」を發布して領

民へ神仏信仰を推奨し、信仰の場として社寺の建立を更に進めていく。

一、「村々制法」の発布と神仏信仰の推奨

まずその一つとして郡崩れの翌年・万治元年（一六五八）には、「村々制法」²⁴という藩令を定めて、領民の生活を厳しく規定した。全二七カ条からなり、五人組・葬礼・寺手形・神社祭礼・出生死亡届け・縁組み・庄屋役目・年貢取納・船賃駄賃など村人の生活一般に関わる多岐な内容に及ぶ。信仰に関わる規定は次の八項目である。

- 一 村中・五人組中随分念を入れ、切支丹宗門改吟味仕る可き事、
 - 一 五人組の内切支丹の心一人にても之れ有る節、組外の者より申し出、又は穿鑿の上相知る者に於いては、組中五人ながら同罪に申し付く可き事、
 - 一 五人組の内切支丹の心之れ有る者候は、組の者は申すに及ばず、其の外にも存じ候者之れ有るに於いては、時日移さず奉行所へ申し届くる可き事、
 - 一 死人葬礼の儀火葬に仕る可き事、殊に出家のふして取置く間敷き事、
 - 一 切支丹宗門の道具見出し候は、早速宗門奉行迄持参仕る可き事、
 - 一 寺手形の儀、諸宗共に其の寺之住持に之れ申し請い所持致す可き事、
 - 一 諸宗の檀方改宗の志之れ有る者、奉行所に相達し下知次第に仕る可き事、
 - 一 鎮守大小によらず、しめをはり掃除等怠る間敷き事、
- 附り、其の所々の祭礼懈怠無く仕り、祭の日は商売耕作一切無用、祭一篇に社参致し仕る可し、并其の日の儀は鎮主道筋に於いて商売苦しからず事、

冒頭から三項目までは五人組の強化によるキリシタンの探索、また組内での相互監視、四項目はキリシタンの土葬習俗に対して葬送時の火葬の義務、五項目はキリシタン道具の届け出、六・七項目は旦那寺からの寺手形の所持、旦那寺宗旨替えの心得と続く。そして最後の項目には村々の鎮守の神社には大小によらず、注連縄を張り掃除を怠

りなく行うこと、そして村の神社の祭礼も怠りなく行い、その日は商売・耕作も一切休み村中が祭り一辺倒に、この日だけは神社の道筋で商売をしても構わないと、神社の保持と祭りの推奨を定める。ここには領民を神仏信仰に近づけることにより、キリシタンの再発を防ごうとする意図がうかがえる。

この藩令を發布すると同時に、村横目にそれが厳守されているか監視させ、村況を毎月報告することを命じた。その報告が「村横日月書上」として「見聞集」に収録されている。一例として宮村の月書上を示すと左記のとおりである。

毎月上之書

宮ノ村

- 一 壹月に両度充て御法度書之趣、慥に村中の者一人にても残り申さず候様申し渡し承引仕り候、
- 一 同月一度充て、村中一人にても残り無く大明神江社参仕り候、
- 一 同月両度充て、村中一人も残らず寺参り致し候事、
- 一 同月壹度充て、村中一人にても残らず所々江坊主申し請け、茶講仕り候てす、め承り候事実正也、仍て月上件の如し

万治貳年

宮村横目

亥ノ霜月廿八日

松尾九左衛門

藩法を月に二度村人に申し聞かせてその徹底を図り、月に一度の村鎮守神への参詣、月二度の旦那寺への寺参り、月一度の僧侶を招いての念仏講浄土真宗と、藩が意図した村人の信仰生活であった。

また「見聞集」の万治三年「楠本七郎左衛門廻村書上之事」には、楠本七郎左衛門による西彼杵諸村の検分巡回の結果が報告されている。検分は浦上村から始まり長崎・福田・式見・畝刈・三重・神浦・雪浦・瀬戸・松島・崎戸・蛸浦・大島・多良・七ツ釜・中浦・大田和・黒口・天窪・面高・横瀬浦・水ノ浦・川内浦の二二カ村に及んだ。注目されるのは、村民の神仏信仰と共に各戸の仏壇の検分である。例えば内海の川内浦村の様子は次のようである。[25](#)。

一 村中懸り共にどれどれも信心に相見へ申し候、一軒も残らず仏段を拵へ申さず所御座無く候、宮寺参り余
村に何様も相替らず仕り候由承り申し候、題目号弥油断無く所々^江寄合申し候由承り候、

諸村検分にはここに見えるように、「仏段(仏壇)」を祀っているかが注視され、仏教による先祖崇拜・供養の定着を確認しているのである。明らかにキリシタンを意識しての検見であった。

大村藩は、郡崩れを教訓として村人の生活を規定した「村々制法」を發布し、加えて村在地の村横目に村人の生活が法度に背いていないか月々の報告を義務付け、また藩役人の領内巡廻によって更に監視に念を入れるという徹底ぶりであった。村横目・藩役人の報告をみる限り、村人の暮らしぶりは神社・寺院を身近にした生活ぶりであった。

二・再び社寺の建立

もう一つの宗教策として更に各所への寺院配置を進めていく。しかし前述のとおり江戸幕府は元和・寛永・寛文期と度々、新寺院の建立を禁止していた。幕府のこのような措置に対し、大村藩「見聞集」は次のような長崎奉行からの書状を掲げ、新寺建立に許しを得たことを伝えている²⁶。

先日御物語被成候寺なども所々ニ御申付候由、いかにも御尤存候、寺無之在々ニは御たて御尤候、百姓共計^ニは出家をはこくミ申候は所ニより迷惑仕、いよいよ心ニ者きりしたんヲ存し出し候儀も可有之候間、百姓之さのミいたみ不申候様ニ、貴様御太儀ながら少そんを被成候而可然かと存候、しうしハ日本之しうし^ニ候ハ、何ニても其所之者このミ申候ニ被成可然候、御領分をしなへ法花宗計^ニ候者、かたをち候様^ニ、脇合ハ何かと申者も自然可有之かと存候、日本上様之御宗旨計^ニ無之候、きりしたんをのけ候而はいつれも御たて候、貴様御領分も式万石程ニ候得者、片落候^而は如何ニ存候、御心安存寄之儀申候へと御申候故、先我等与風存し出し候故申進候、以上、

亥ノ七月十五日

甲斐庄喜右衛門

表5-7 「見聞集」新規御建立之寺々之事」

No.	①宗派	②建立地	③寺院名	④建立年代
1	たらたけ山真言宗	池田分	宝門寺	万治3年
2	大御堂真言宗	彼杵村	安全寺	万治3年
3	岩屋山真言宗	浦上村	神通寺	万治3年
4	法花宗	三浦村		
5	浄土宗	鈴田村	専念寺	正保元年
6	浄土宗	松原村	無量寺	万治3年
7	法花宗	宮村		
8	法花宗	川内ノ浦	実相寺	万治元年
9	法花宗	戸根村	自證寺	万治元年
10	法花宗	鹿川村		
11	一向宗	江ノ島	善行寺	
12	一向宗	平島	浄専寺	寛文11年
13	一向宗	戸町村	妙行寺	万治元年
14	一向宗	伊木力	円満寺	万治2年

この書状は郡崩れ二年後の万治二年（一六五九）七月十五日付けで四代藩主大村純長に発せられている。実はその前の六月二十三日に大村藩から提出した新規寺院の願いに対する返書であった。寺がなく百姓ばかりであればキリシタン発生の土壌となり、そうならないように、その所の者達が好む宗旨の寺院を建てること、ただ領内総てが法華宗となれば「片落」ちになるから、徳川将軍が信仰している宗旨に偏らないよう、キリシタンを排除して様々の宗旨の寺をたてるのが好ましい。大村藩も二万石を数える藩であるから「片落」ちがあつてはいいがなものか、と新規寺院の建立を認める内容であった。殊に日蓮宗寺院に偏らないように諫めている。

この長崎奉行からの書状に続けて、「見聞集」は表5-7のように一四カ寺の新規寺院名を挙げ、長崎奉行の許しを得てこの一四カ寺を新しく建立するという意図であった。

まずNo.4、No.7、No.10によって三浦村、宮村、鹿川村（子々川村）には、法華宗寺院の建立が意図されていた。しかし実際にはこの三カ村に法華宗寺院は建てられず、計画のみに終わった。

また万治二年の長崎奉行の書状によって新寺建立が許されているので、新寺院の建立年代はその万治二年かそれ以降でなければならぬ。ところが鈴田村の専念寺は、それより一五年も前の正保元年（一六四四）には既に建立されていた。また川内浦・戸根村・戸町村の実相寺・自證寺・妙行寺の建立年代は、長崎奉行の許可が下りる前年の万治元年となっている。この三寺については、長崎奉行への新寺建立の伺いとほぼ平行して建立が

進められたために、許可と前後したのであろう。不可解なのは既に一五年も前に建てられた専念寺を、この新規寺院の中に入れてある点である。専念寺以外に浄土宗寺院をもう一カ寺鈴田村に建てようと計画したとも考えられず、正保元年の建立時に正式な手続きを行っていなかったために、この際に一緒に含めて許しを得ようとしたのか。いずれにしても郡崩れの後、鈴田村の専念寺は別として一〇カ寺が建立されることとなった。これらの寺院は前記の長崎奉行の書簡にもあったように、郡崩れを教訓にキリシタン一掃・再発を強く意識したものであった。

前掲の表5-6によるとこの時期の万治・寛文年間には、前記の一〇カ寺以外に常在寺(川棚村)、本地寺(江串村)、真光寺(雪浦村)、正林寺(三重村)、城東寺(久原分)の五カ寺も建立されている。これらの寺院も郡崩れの後の対策として配置された。

万治・寛文年間のこのような宗教政策は仏教のみではなかった。表5-5の藩内神社・祠建立一覧を改めて見直すと、地方を中心に数多くの神社・祠が建てられている。万治・寛文期の一四一年間に地方で三一社、向地・三社、内海・三社、外海・六社と計四三社を数える。特に郡崩れが起こった地方では、郡崩れ以前の慶長期から明暦三年までの約五五年間に建てられた社・祠数は六六社であるのに対して、万治・寛文年間の一四一年間の建立社数は三一社を数える。郡崩れ前後の一年間に建立された平均社数は、郡崩れ前が一二社、後が二・二社であり、事件以後の年間の建立率が高いのである。

郡崩れ後に建立された寺院の中で最大の寺として注目されるのは、表5-7 No.1の多羅山宝円寺である。「郷村記」はその建立の事情について次のように記している(27)。

因幡守純長の治世明暦三丁酉年、郡村復耶蘇徒蜂起す、彼の宗門を信服



写真5-60 宝円寺跡石段 「郷村記」に記される当時の石段が残っている。

する所の土民凡六百餘人、忽ちに發露して悉く斬戮さる、(中略)茲に於いて純長一族・舊臣及び觀音寺法印寛盛と相議して、武運長久・領内靈謚の祈願の為、萬治三庚子年太良山大権現及び神宮寺太良岳山金泉寺を玖島城良池田山北に再興す、神多羅山大権現と改稱し、寺多羅山千手院寶圓寺と改號す、(中略)舊例に准じ大村家世々の祈願所と為す、開祖大阿闍梨法印尊覺、祈願師宮司権大僧都法印寛盛也、後寛盛の請に依り長久寺を廢して寶圓寺に聚合し舊す

この由緒中に「領内靈謚を祈願し」という文言が見える。「靈謚」とはキリシタン信仰を取り去り、神仏信仰による信仰の沈靜化を意味する。

宝円寺はかつて多良岳山中にあった金泉寺を再興した寺院である。金泉寺は中世には真言寺院として当地方最大の宗教勢力を誇ったが、天正二年のキリシタン蜂起により焼失した。再興の場所はかつての多良山中ではなく、玖島城から見て鬼門に当たたる大村城下の池田山が選ばれた。金泉寺は多良山の時代から太良山大権現の別当役を務め、金泉寺と太良山大権現は神仏一体の関係にあった。万治三年の宝円寺の建立に当たり、この大権現も池田山に再建された。かつての太良岳山中の神仏は天正二年以来、八六年ぶりに池田山で復活することとなった。

■七. 神社の勸請役と寺院

慶長年間から寛文年間までの約七〇年間に、大村領内には一五一の神社・祠と四一の寺院とが建立された。その神社と寺院の間で、寺院が神社を「支配」するという特殊な関係に注目したのは池上尊義である⁽²⁸⁾。大村藩領で最初に建立された日蓮宗本経寺は、京都本圀寺(ほんくわじ)の末寺となるが、天明六年(一七八六)の『法華宗本圀寺派下寺院帳』⁽²⁹⁾には次のように記載される。

同郡大村

神社八ヶ所
末寺八ヶ所 萬年山本経寺

肥前大村

本經寺末寺

肥前国郡村

一 神社二十五社 深重山 妙宣寺

同郡彼杵村

一 神社二十一社 番守山 妙法寺

同郡長與村

一 神社十三社 長昌山 法妙寺

同郡大串村

一 神社十七社 法輪山 妙經寺

同郡川棚村

一 神社二十二社 要法山 常在寺

同郡川内浦村

一 神社十二社 不滅山 實相寺

同郡長浦村戸根

一 神社八社 本住山 自證寺

同郡江串村

一 神社二社 壽量山 本地寺

以上八箇寺

本經寺 神社支配神主

平野七右衛門

林 主水

小寫勘左衛門	同	彌左衛門
同 庄兵衛	同	金左衛門
同 備前	同	池田清次太夫
同 壹岐	同	土佐
同 與太夫		

まず本経寺末寺八カ寺が列挙され、末尾には「本経寺 神社支配神主」として一二名の神主名が挙げられる。上段の平野と小寫姓を名乗る六人は、富松大権現『大宮司小嶋氏略系』³⁰によると、富松社の歴代宮司である。下段の林姓と池田姓の五人は、幸天六社大明神「幸天社人略譜」とほぼ合致し³¹、幸天社の歴代宮司であった。とすれば本経寺が支配した神社・神主とは、富松社と幸天社のことを意味している。

この「支配」の意味は、富松社と幸天社の再興時の事情を「郷村記」は「(勧請)導師本経寺開山日真也」と記し、本経寺開山の日真が勧請導師を務めて両社の再興が成ったことを伝える。この縁によって本経寺が両社を支配するに至ったものと思われる。「郷村記」によると本経寺はこれ以外に六社³²の勧請役を務め、前記二社を合わせると八社の建立に関わっている。先の『法華宗本圀寺派下寺院帳』に末寺八寺と共に「神社八ヶ所」とあるのは、勧請役を務めた八社のことに違いない。

したがってこの「支配」とは、寺院が神社の創建時に勧請役を務めた宗縁によって、寺院での本末関係のように神社を自らのもとに帰属させたことを意味するのであろう。その具体的な例として、大村藩「九葉実録」巻之四に富松社神主から本経寺宛の元禄三年(一六九〇)七月晦日付の願状に見ることができ³³。富松社神主が京都吉田家から官位を得るために、本経寺を通して申請提出の許可を藩へ願ひ出ている。富松社神主が申請許可を藩に直接行わず本経寺を介しているのは、富松社が本経寺に付属する立場であったからである。「支配」の一面をここに見ることができ。他の地域でも寺院の神社支配という関係が存在するのか『本圀寺派下寺院帳』には全く見当たらず、大村藩領に限つ

た特異な例であった。

神社を支配したのは本経寺のみではなかった。前掲の『法華宗本圀寺派下寺院帳』には本経寺末寺の八カ寺の寺名上部に、例えば妙宣寺の場合には「神社二十五社」と記され、この数は妙専寺の支配神社数である。妙宣寺は二〇社の勧請役を務めているが⁽³⁴⁾、その数と支配神社数が接近し、勧請役を務めた神社を末寺の如くに支配したのであろう。本経寺末寺の七寺もそれぞれに表記のような支配神社数を有し、総数では一二〇社を数える。

仏教寺院が神社創建時の勧請役を務める例は、日蓮宗に限らず真言宗・天台宗においても見られる。大村藩領各村の「郷村記」によると、真言宗の宝円寺・長久寺・観音寺・安全寺・東前寺・神通寺の六カ寺が、江戸時代を通じて勧請役を務めたのは、実に二〇二社を数える⁽³⁵⁾。天台宗の円融寺は徳川將軍歴代の位牌を祀り、徳川家の武運長久を祈る祈願寺として承応元年（一六五二）に建立されるが、同寺は三社の勧請役を果たしている⁽³⁶⁾。双方合わせると二〇五社に上る。その構えは社殿等を有するものから、石祠、自然石に神名を刻んだだけのものと、規模においては様々であった。

「勧請」は仏教語であるが、本来は十方の諸仏に身を留めて修行し、常に経文を讀経して人々の救護を請い願うことを意味した。日本ではそれから転じて神仏の霊、あるいは神仏像を招請して奉安すること、具体的には新たに設けた社殿に祭神を鎮め祀ることを勧請といった。こういった意味からも神社創建に関わる極めて大事な役目である。池上尊義は日蓮宗の立場から寺院が神社勧請役を務める効果について、日蓮宗寺院不在の村にあっても、勧請役を務めた村の社・祠の祭祀を通して日蓮宗信仰を拡大していったと推測する⁽³⁷⁾。

大村領でのもう一つの勢力は浄土真宗であったが、真宗寺院による社・祠の勧請例は見当たらない。この宗派は「神祇不拜」・「神棚下ろし」などの行動を行い、神道・神社に対して一線を画する性格があるために、神社勧請には関与しなかったであろう。神社神主の勧請役の例は、新城波戸の恵美須小祠の建立の際に、城下の八幡社神主が務めたことが僅かに知られるのみである。

江戸期に入り神社復興が進められるなか、専従の神主が置かれたのは僅かに富松社・春日社・八幡社・幸天社の四社であり、神主数は僧侶数と比較して絶対的に少なかつた。この宗教者の数の点からも、僧侶すなわち寺院によって神社・祠の勧請を行わざるを得なかつたのである。大村領諸内には江戸時代を通じ、主に日蓮宗・真言宗の寺院の勧請役により二五四の神社・祠・石神が建立されている³⁸。

それらの社は村人達の信仰生活の核となり、神仏習合の時代にあつて勧請役を務めた寺院の宗旨も、その社の祭事等を通してその地に定着していったものと思われる。

■八、大村藩村別仏教宗旨人数

文久二年（一八六二）に完成した大村藩「郷村記」には、村毎に「竈数男女数并宗旨分之事」という項目を収録し、安政三年（一八五六）に調査した村単位での竈軒数・男女別人数・仏教宗旨別人数を記している。村の人口構成を見る際に極めて貴重なデータである。

特にここでは仏教宗旨別の人数に注目し、村毎に宗旨人数を一覧化したものが表5-8である。これによって大村藩全体での宗旨人口、また地方・向地・内海・外海と分けられた四地区での仏教宗旨定着の特徴が一目瞭然である。

その結果、当時の一一万七〇九七人を数えた大村藩人口の内、大半の五三割が浄土真宗、三八割が日蓮宗と、この二宗派が全体の九二割を占めた。浄土宗は六割、真言宗・天台宗合わせて三割にとどまつた。キリスト教の流布以前の中世期には真言宗と禅宗が定着していた大村地方の宗教的様相は、近世には全く一変し真言寺院は大村藩の祈願寺として存在したものの、禅宗に至っては全く姿を消した。キリシタン流布に伴う天正二年（一五七四）の社寺焼打ち以降、約三〇年間の神仏信仰の消滅は、これ程に大村領の宗教事情を変化させたのである。

（久田松和則）

表5-8 大村藩六八カ村村別宗旨人数(単位:人)

安政3年(1856)調

地区	村名	竈数(軒)	男女数	天台宗	浄土宗	真言宗	法花宗	浄土真宗
地方	大村	2,569	9,478	135	2,745	271	5,214	1,113
	竹松村	705	2,528	8	219	12	1,746	543
	福重村	667	2,421	7	32	6	2,085	291
	松原村	410	1,505		285	3	1,058	159
	萱瀬村	508	1,867	2	272	111	395	1,087
	鈴田村	531	2,242	5	1,183	5	957	92
	三浦村	398	1,621		1,268	2	201	150
	江串村	349	1,347	2	99	6	1,002	238
	千綿村	609	2,412	3	416	10	1,406	577
	彼杵村	1,133	4,662	1	3	8	3,950	700
	川棚村	1,203	5,585		6	305	2,356	2,918
	上波佐見村	1,161	5,531		2	1,174	365	3,990
	下波佐見村	659	3,099		8	1,079	249	1,763
	宮村	519	2,556		9	56	389	2,102
小計	11,421	46,854	163	6,547	3,048	21,373	15,723	
向地	伊木力村	219	949		27	3	144	775
	佐瀬村	110	519		2	1	39	477
	長与村	947	4,544	1	1	6	4,428	108
	幸田村	90	451		1		345	105
	時津村	852	4,347	1			1,752	2,594
	滑石村	140	608				608	
	浦上西村	74	322			2	44	276
	浦上北村	160	786		5	8	387	386
	浦上家野村	48	226				70	156
	浦上木場村	227	1,066				113	953
	戸町村	278	1,133				13	1,120
小計	3,145	14,951	2	36	20	7,943	6,950	
内海	日並村	146	803				31	772
	西海村	159	873				588	285
	村松村	115	608		5		565	38
	子々川村	120	669				615	54
	長浦村	192	1,038	2			1,036	
	戸根村	91	466				466	
	形上村	189	1,066				1,066	
	尾戸村	136	764				741	23
	小口浦村	47	245				245	
	三町分	324	1,344		2	8	1,326	8
	下岳村	359	1,678			2	1,673	3
	亀浦村	135	733				733	
	中山村	117	667			1	665	1
	宮浦村	85	467				467	
	白似田村	60	327				327	
八木原村	116	559				546	13	
小迎村	150	747	2	1	15	729		
川内浦村	321	1,459			3	1,441	15	

地区	村名	電数(軒)	男女数	天台宗	浄土宗	真言宗	法花宗	浄土真宗
内海	伊ノ浦村	115	544				544	
	畠下浦村	73	327				327	
	横瀬浦村	305	1,456				859	597
	小計	3,355	16,840	4	8	29	14,990	1,809
外海	面高村	151	721				128	593
	天久保村	80	413					413
	黒口村	85	397					397
	大田和村	224	1,191				135	1,056
	中浦村	223	1,018		21		118	879
	多以良村	228	1,210				88	1,122
	七ッ釜浦村	201	1,019					1,019
	瀬戸村	679	3,931		16	1	20	3,894
	雪浦村	471	2,339			4	45	2,290
	神浦村	1,081	5,460		26	3	106	5,325
	黒崎村	257	1,457				29	1,428
	三重村	629	3,430		3	6	62	3,359
	陌苅村	280	1,564		1		79	1,484
	式見村	778	4,616			5	3	4,608
	福田村	536	3,026				5	3,021
	大島村	193	1,007		6		14	987
	黒瀬村	153	933			23	15	895
	嘉喜浦村	138	704		3		5	696
	崎戸浦村	121	585		1		1	583
	松島村	397	2,007		183		16	1,808
江島村	168	757		18	3	1	735	
平島村	170	667		20		15	632	
小計	7,243	38,452	0	298	45	885	37,224	
合計	68カ村	25,164軒	117,097	169	6,889	3,142	45,191	61,706

【註】 藤野 保編『大村郷村記』全六巻(国書刊行会、1982年)、大村史談会編『大村藩戸町村郷村記』(大村史談会、2010年)から作表。

◆ 伊勢信仰の展開

■ 一、領内における伊勢御師の活動と伊勢参宮

一、復活した伊勢参宮

大村領では天正二年(一五七四)以降、約三〇年間の神仏信仰の空白期間を経て、前述のように慶長年間から徐々に神社・仏閣が再興され神仏信仰が蘇っていく。同じく天正二年以来永らく停止していたと思われる伊勢神宮への信仰、すなわち伊勢信仰は、こういった情勢の中でどのような状況であったのか。江戸期に入り伊勢と大村藩との関わりを記す最も早い記録は、大村藩「見聞集」二十九巻に収録される次の記述である³⁹。

一、伊勢え一年二忝度充代参
仰せ付けられ、銀子百弍
松千代様御祈禱之事

拾匄蒔銭は貳貫文歟、但し七八月の間いて候、代参の衆ハ一月前より精進にて候

一、近江多賀大明神え銀子杓枚ニテ候、但し御伊勢え参いられ候衆、多賀えも参い被れ候、代参の衆は上下式人三拾目の路銭駄耆正の代渡し候、

右は毎年の事候条、御失念無く成される可く候

元和六年申十二月三日

すなわち元和六年（一六二〇）には、伊勢神宮と多賀社両宮への代参を年に一度行うべきことが定められている。この定めが出されたのは十二月三日であり、代参の時期はこの史料中に七月あるいは八月とあって発布の時がその代参する月を既に過ぎていたので、この年の元和六年に代参が行われた否かはこの史料のみでは判然としない。これを補う史料として同じく「見聞集」二十九卷に次のような記事がある⁴⁰。

然処松千代純信公御病氣之節、伊勢・多賀^江洪江吉右衛門儀、御代参相勤候処、以前之御由緒不案内^三、三ヶ年之間は肥前大夫方^江参宿す、此事を三頭大夫聞付け、先年之由緒申立、二ヶ年之御初穂は肥前大夫方より三頭大夫請取候由、其以来先年之ことく御上を奉始、家中惣別之御祈祷之ため年々御祓進上之する也

第三代目の藩主・大村純信が幼少の頃（幼名松千代）病気を患ったために、洪江吉右衛門が幼君の病氣平癒を祈願して伊勢・多賀の両社へ代参役として遣わされている。この代参が先に掲げた元和六年十二月三日で記された「松千代様御祈祷之事」に当たるものと思われる。この病氣平癒の代参を先例として両社への参宮は恒例化し、そのために冒頭の史料に見える代参時の路銀・蒔き銭・代参の時期・参詣人数等を定めたのである。

その際に洪江吉右衛門は「肥前大夫方^江参宿す」とあり、伊勢では肥前大夫という御師家へ投宿した。この御師・肥前大夫とは、寛保三年（一七四三）の『山田師職名帳』⁴¹に見える伊勢山田上中之郷の橋村肥前大夫である。この橋村家文書の「永祿〆寛文九迄 肥前藤津彼杵両郡御参宮人拔書」には、中世末期から江戸初期までの藤津郡・彼杵郡からの伊勢参宮者が克明に記録されている。その元和六年の参宮者には、

元和六庚申八月十五日

一 肥前國彼杵郡大村衆 三人

とあり、元和六年の八月十五日に大村衆三名が伊勢参宮を行い、橋村肥前大夫屋敷へ投宿している。この三名は恐らく大村側の史料「見聞集」に記される洪江吉右衛門一行三名の可能性が極めて高い。幼君松千代の病氣平癒を祈願して伊勢へ代参した者を、橋村家では「大村衆 三名」として記録に書き留めていたのである。この両史料の一致によっても、元和六年（一六二〇）には大村藩役人の伊勢参宮が行われたことは間違いない。

先の「見聞集」を改めて見ると、「以前之御由緒不案内^二而、すなわち以前の事情がよく分からずに三年間は橋村肥前大夫の屋敷に投宿している。そのうちに大村藩からの参宮を聞き付けた（宮後）三頭大夫が、大村領は従前から自分の旦那地域であることを申し出た。その結果、橋村家に納められた三カ年分の初穂料の内、二カ年分は宮後三頭大夫へ戻されている。これは慶長十年（一六〇五）に制定の「御師職式目之條」⁴²に基づく措置であった。元和六年の参宮の際に、なぜ「以前之御由緒不案内」であったのか。それはとりもなおさず、大村地方からの伊勢参宮が永らく途絶えていたからである。こうして天正二年（一五七四）の社寺の消滅以来、久しく途絶えていた伊勢参宮、また大村領と伊勢御師との関係は、元和六年に実に四六年ぶりに復活するのである。これを受けて伊勢御師の大村への下向、あるいは伊勢大麻（神札）の配布はいつから再開されたのであろうか。神宮文庫（伊勢市）所蔵の宮後三頭大夫文書の中に次のような記録がある写真5-61⁴³。

元和八年

肥前國彼杵郡大村へ御旦那廻二三頭弥十郎下り申し候時、大村殿御家中御祓取越之御人数かなた々書被下候帳

編集上の都合により
掲載できません

写真5-61 「元和八年大村領伊勢大麻配帳」 (神宮文庫所蔵)

この記録によって元和八年（一六二二）には、御師宮後氏の三頭弥十郎が大村に下向し、伊勢大麻を配り始めたことがわかる。元和六年の大村藩役人の伊勢代参から、二年後の元和八年から大村領で宮後三頭大夫の活動が再開されたこととなった。大村藩代参者が以前の由緒を知らず、橋村肥前大夫に投宿したのは元和六・七・八年の三カ年であった。その三年目の元和八年に、宮後三頭大夫は大村領からの参宮が復活したのを知り、その年のうちには大村に下向し伊勢大麻配りを再開するという機敏さであった。ただ大村領との永年の疎遠のために、伊勢大麻の配布先が分からず、大村藩から提出された名簿によって活動を始めている。

元和八年の記録には、御師の活動復活後に最初に伊勢大麻を受けた六五名を記す伊勢大麻配り帳が付けられている。大村藩内でのような位置にあった者達であろうか。各人の石高（食禄）は大村市立史料館所蔵「大村家史料」慶長十七年壬子「諸士高帳」と「新撰土系録」により、五二名が判明し、一覧すると表5-9のとおりである。石高が最も低い者で四〇石、高禄者は九七〇石余に及んでいる。この江戸初期に大村藩家臣団がどの程度の石高を得ていたのか、「慶長十七年壬子諸士高帳」

表5-9 元和八年伊勢大麻配帳に記される旦那衆と石高

旦那氏名	石高(石)	旦那氏名	石高(石)	旦那氏名	石高(石)
大村万(松)千代	藩主純信	大村六右衛門	250	今道長兵衛	134
大村善次郎	973	内海茂左衛門	186	今道茂右衛門	158
大村右京亮	661	朝長勘十郎	200	小佐々孫作	155
大村彦右衛門	400	福田采女正※	400	小川元隆	不明
今里三郎四郎	70	栗田権兵衛	不明	堀内長介	100
福田近右衛門	47	永田兵内	不明	式見六之介	230
陣内長吉郎	162	佐々木理左衛門※	100	長崎惣兵衛	103
雄城久七郎	80	渋江作十郎※	600	堀内隼人	220
豊野九郎八	85	福田勝兵衛	400	小佐々市右衛門	108
村津市介	90	富長四郎左衛門	264	長与性三郎	125
内海加兵衛	100	浅田左門	300	宇多兵藏	150
一瀬四郎介	140	針尾道本	242	折敷瀬善七	174
原八左衛門※	150	川口弥三兵衛※	150	野上孫四郎	不明
富永姓九郎	100	長岡半介	120	北兵内	不明
岩長作内	121	嬉野清十郎	不明	田崎兵右衛門	40
富永治介	150	井石作左衛門	300	井石患兵衛	不明
疋田武左衛門	100	井崎左太八	202	林三左衛門※	50
清水弥兵衛	不明	芦塚権内	200	福田弥太郎	不明
岩永九右衛門	200	吉川近蔵	200	朝長与介※	24
一瀬七右衛門	150	神浦源七郎	不明	富長次左衛門	40
峯権左衛門	不明	陣内左近亮	不明	朝長清吉郎	不明
庄与右衛門	100	田川弥右衛門	160	合計	65人

【註】 ※印者は「慶長十七年壬子諸士高帳」に記載がなく、石高は「新撰土系録」による。

によって二〇石取り以上の全藩士について、高禄の順にその人数を調査すると表5-10のA覧のとおりである。

更に元和八年に伊勢大麻を受けた者(六五名)で石高が分かるのは五二名である。その内に四五名までが「慶長十七年壬子諸士高帳」に記載され、両記録には一〇年間の隔たりがあるものの、あまり世代の交替がなかった。石高が判明する五二名を、表5-10で設定した石高毎に当てはめると、表5-10のB覧のとおりである。石高毎のA・Bの人数を対比するとほぼ同数であり、元和八年に伊勢大麻を受けた者達は、「慶長十七年壬子諸士高帳」の上位石高者のほとんどを網羅していることになる。したがって御師の活動の復活に伴い最初に伊勢大麻を受けた者達は、大村藩きっての高禄取りの上級家臣達であった。再開された伊勢御師の活動は、こうした上級家臣への伊勢大麻配りから始まっていった。

二・元和六年前の庶民の伊勢参宮

元和六年(一六二〇)の渋江吉右衛門による伊勢代参に先立ち、「橋村肥前大夫文書」の「永禄分寛文九迄 肥前藤津彼杵両郡 御参宮人抜書」は、庶民層の伊勢参宮が既に慶長期からあったことを次のように記す。

慶長八癸卯年三月九日	肥前国彼杵郡大村衆	壹人
慶長十五庚戌年三月廿日	同国同郡大村衆	壹人
同年卯月廿一日	同国同郡宮せうし衆	壹人
慶長十六辛亥年三月廿八日	同国同郡大村内はさみ村衆	壹人
慶長十七壬子年三月八日	同国同郡大村衆	貳人
慶長十九甲寅七月十五日	肥前国彼杵郡はさみ村衆	二人
元和五己未年卯月廿六日	同国同郡大村衆	壹人

表5-10 大村家臣団の石高分布と元和八年旦那衆石高との比較(単位・人)

記録名・石高	～500石	～400石	～300石	～200石	～100石	～50石	～20石	合計
A 慶長十七年壬子諸士高帳	2	3	1	13	23	14	49	105
B 元和八年伊勢大麻配帳	3	3	2	10	25	6	3	52



写真5-62 「肥前藤津彼杵両郡御参宮人抜書」

(天理大学附属天理図書館所蔵)

同八月十九日

同国同郡はさみ村衆

壹人

元和六年庚申八月十五日

肥前国彼杵郡大村衆

三人

慶長八年(一六〇三)の三月九日に「大村衆」一人、その後慶長十五・十六・十七・十九年に計五回・七名、元和五年に二回・二人、すなわち大村・宮小路・波佐見の大村領内から合計八回・一〇人が伊勢参宮を行っている。

参宮者の数は決して多くないが、この一連の参宮時期が、「郷村記」が社寺の復興の年とする慶長七年(一六〇二)、また『日本切支丹宗門史』が大村喜前による宣教師弾圧が始まったとする慶長十年(一六〇五)、この両時期とほぼ符合する点は注目される。この時期に大村領からの伊勢参宮があったことは、大村領の宗教

事情が神仏信仰の方向に戻りつつあったことを表している。またこの一〇人の参宮者も橋村家の「御参宮人抜書」に記録されているので、橋村御師屋敷に投宿したはずである。この点からも中世に大村領を旦那地域とした宮後三頭大夫との関係は、江戸初期には完全に忘れ去られていた。

前掲史料末尾の「元和六年八月十五日 大村衆 三人」が、大村藩幼君の病氣平癒を祈願した洪江吉右衛門一向の伊勢参宮に当たるとは前述した。この後に大村領と伊勢御師との関係は、中世来の宮後三頭大夫との関係に復していく。橋村御師家の参宮者受入名簿「御参宮人抜書」には、この元和六年大村衆三人を最後に大村領からの参宮記録は全く見当たらない。大村地方はこれ以降宮後御師との師且しだ関係に復していったことを物語っている。

三. キリシタン一掃を意図して始まった伊勢大麻の配札

元和八年(一六二二)に始まった宮後三頭大夫による伊勢大麻の配布は、大村藩士の上層家臣団のごく一部に限

られていたことは前述した。その後の配札について「見聞集」二十九卷には次のような注目すべき記事がある⁴⁴。

元禄年中之記に 伊勢御祓以前は御城并御城下奉公人中外二町中二計參候処、岩永太郎右衛門役内御領内不
残、御祓參候、夫より此方凡四十七・八年程二相成候

伊勢大麻の配札範圍が当初は領内ごく一部の城下衆に限られていたのが、元禄年間から遡ること四七、八年前から領内各戸に残らず配札するようになったという。逆算するとその時期は、寛永十八年（一六四一）頃から明暦三年（一六五七）頃までの約一七年のある時期となるが、あまりに漠然としている。

先の記事中に「岩永太郎右衛門の役内〆」領内一円に配札が始まったとも記す。岩永太郎右衛門前知の事蹟は大村藩「新撰士系録」十六卷によると次のようである。

慶安年中継家督ノ後六石ヲ加賜ニ拾石ト成、勘定奉行ヲ勤後又ニ拾石ヲ増賜ヒ惣役人^{略百}トナル、且五人扶持ヲ賜ハル、寛文三年六拾石加恩為百石（中略）

大神宮御祓ハ寛永年中勢州御代參再始ノ時ヨリ城下居住ノ諸士及市中ノ者ノミ受ル前知惣役ヲ勤ノ時相議シ夫ヨリ統テ拝受ス

岩永太郎右衛門の事蹟中に確かに「見聞集」に言う御祓大麻の領内一円配布のことが見え、太郎右衛門の施策であった。その時期は「見聞集」にいう岩永太郎右衛門の惣役在任の時であった。岩永太郎右衛門の惣役について、「九葉実録」卷一の寛文二年（一六六二）の条⁴⁵に「寛永年中總役人」として次のように記される。

今ノ元締役、諸局ノ事務ヲ總ルヲ以テ總役ト名ク、寛文中岩永太郎右衛門之ヲ為スト云フ

これにより岩永太郎右衛門の總（惣）役在任時期は寛文年間であった。そうすれば「見聞集」によつて知られる寛永十八年（一六四一）から明暦三年（一六五七）までの期間と、「九葉実録」にいう寛文年間（一六六一〜一六七三）とを重ね合わせれば、一円領布の時期を絞り込むことができる。ところが両年代から重複する期間は見い出せず、むしろ両年代には三年間の空白さえ生じている。恐らくこれは「見聞集」の四七・八年を逆算する起点の年が、元禄年

中と漠然とした年代であること、加えて「九葉実録」が記す惣役在任時期も寛文年間とこれまた漠然とした時期であること、ここから生じたものと思われる。

このように考えれば、「見聞集」で求めた最後年の明暦三年（一六五七）から、「九葉実録」にいう寛文年間の最初の年の寛文元年（一六六一）までの五年間、この頃に大村藩では伊勢大麻を領内一円に広く配札し始めたと考えられる。注目すべきは今導き出した時期の冒頭の年、明暦三年には郡崩れという多数の潜伏キリシタンが発覚・処刑される事件が起こっていることである。大村藩はこの事件を教訓として村人の生活を厳しく規定した「村々制法」を定め、社寺の建立により領民を神仏信仰へと推奨していく。伊勢大麻の全領内への配札もこの施策の一つではなかったのか。その意味で「見聞集」四十三巻の「寛文以来村横目江御達書之事」[46](#)において、村横目に次のような村人の監督を命じているのは注目される。

覚

- 一、御祓諸寺諸社札守慥ニ受用候哉、古札納様龜末ニ無之様可申付事、
 - 一、欠落人且又立帰者有之候ハ、早速宗門奉行方江無油断相届可申事、
 - 一、横目之儀、宗門事為吟味被仰付候役儀ニ候得者、宗門奉行差図少も疎略ニ不仕堅相守可申事、
- 右之趣横目中為心得申聞候、宗門奉行方江罷出、委細可被承候、以上

西二月十日

家老中

村横目江

第一項に諸社寺の「札守」と共に、「御祓」を村人達が相違なく受けているか否か、そして古くなった御祓・社寺の札守を粗末にしないように、その監督を村横目に指示している。ここに見える「御祓」とは、「見聞集」二十九巻に伊勢大麻を「御祓」と記していたので[47](#)、明らかにここでも伊勢大麻のことである。この覚が布達されたのは「西二月十日」とあり、村横目への指示内容が「宗門吟味」を強いている点から、明暦三年の郡崩れ後のキリシタン一掃策

の一つと思われる。とすれば郡崩れ後の酉年は寛文九年（一六六九）であり、この年の二月十日の達書であろう。

ここに「御被慥に受用候や」と、村人達が伊勢大麻を定めどおりに受けているかの監視条項が含まれるのは、伊勢大麻を領内一円に広く配り、神社への信仰を醸成しようとする意図がうかがわれる。これはキリシタンの根絶を図って、伊勢大麻が配られるという比類のない施策であった。

その後の領内での伊勢大麻配札について眺めると、大村藩は御師・宮後三頭大夫の要請を受けて安永四年（一七七五）四月五日付けで次のような布達を出している⁴⁸。

一、宮後三頭大夫願い出で候は、御領分中へ御被配当の帳面相改め惣竈数引き当て候、餘程不足之有り在々に於いては釵先御被にて受け来たり、箱御被受用の者は稀に之有り候、之に依り以来一統御被受け候儀は勿論、部屋住み且つ隠居宅等は釵先御被申し請け、本竈の儀は惣て箱御被・新曆受用仕り候様仕り度候、右の趣御領分一統今度仰せ付けられ候様相願い候、併せて古来より右の通り受用候は今更願いに任せ新規に仰せ付けられ難く候、尤も在々に於いては近年相立て候新竈の内御被申し請けざる者も数多く之有り候故、是らは残らず申し請け候条仰せ付けられ候

宮後三頭大夫の願い出によると、近頃、大村藩内で伊勢大麻を受ける家の数が減少傾向にあり、それも釵先御被⁴⁹を受ける者が多く、箱御被^{写真5-63}を受けている者はごく稀である。これによって本家（本竈）は総て箱御被と伊勢曆、部屋住み・隠居宅は釵先御被を、また新家を構えた者も必ず伊勢大麻を受けるよう義務づけている。

幸いにこの藩布達から二年後の藩内での伊勢大麻数を知ることができる。「安永六丁酉年師職檀家諸国家数帳」⁵⁰に大村領内での旦那数（伊勢大麻配札数）が次のようにある。



写真5-63 御師によって配られた江戸時代の伊勢大麻（箱御被）
（長崎市 松添君子所蔵）

藤井求馬

御祓名 宮後三頭大夫

白川宮様

大村信濃守殿

有馬大之進殿

(中略)

一 肥前國

凡九千五百五十

大村一圓

安永六年(一七七七)の大村領での伊勢大麻配札数約は九五〇体であった。この当時の領内総軒数は、享保十二年(一七二七)の人口が八万四四九〇人⁵¹⁾、安政三年(一八五六)の人口が一二万七〇九七人、竈数二万五一六四軒⁵²⁾であり、この二つ時期の人口推移から安永六年頃の大村藩の人口は約九万七〇〇〇人、安政三年の人口・竈数により、一竈⁵³⁾の平均家族員数は約四・七人と求められ、これを基準にすると安永六年の領内総軒数は約二万一〇〇〇軒と推測される。この軒数と対比すれば、安永六年の九五五〇体は藩内全軒数の約五割に当たり、領民の約半分ほどが伊勢大麻を受けていたことになろう。

各村「郷村記」は一竈⁵⁴⁾に課せられる種々の「出目」の一つとして、「伊勢屋鋪納」を収録する。大村城下にあった大神宮^{写真5-64}の御師屋敷に納める出目銭である。この出目額に応じて一定の伊勢大麻が配られたから、伊勢大麻の初穂料と考えてよい。村毎の「伊勢屋鋪納」銭額を一覧化したのが表5-11である。松原村「郷村記」には、

伊勢屋鋪納

但、大神宮初穂、村浦竈之内倒者引、残竈壹軒二付百文より拾貳文まで出之

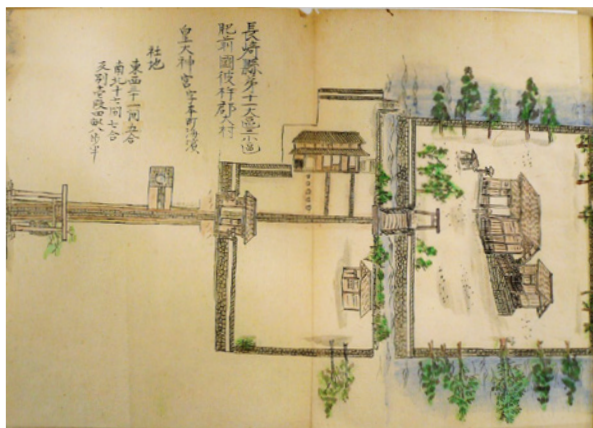


写真5-64 「神社明細調帳 第十一大区／東彼杵郡」に掲載の大村城下大神宮境内図(明治8年) 境内下手の中央が御師屋敷 (長崎歴史文化博物館収蔵 県書 11 202-1)

表5-11 大村藩村別伊勢屋鋪納初穂

村名	一竈初穂料	村高合計	村名	一竈初穂料	村高合計
大村	100～12文	12貫 182文	三町分	120～12文	7貫 596文
竹松村	200～12文	15貫 720文	下岳村	200～12文	8貫 910文
福重村	200～12文	20貫 642文	亀浦村	100～16文	4貫 742文
松原村	100～12文	11貫 430文	中山村	100～30文	5貫 900文
萱瀬村	110～12文	17貫 962文	宮浦村	120～32文	4貫 592文
鈴田村	120～12文	22貫 404文	白似田村	80～30文	3貫 50文
三浦村	100～15文	13貫 645文	八木原村	150～12文	6貫 914文
江串村	100～12文	11貫 36文	小迎村	200～12文	9貫 684文
千綿村	96～12文	17貫 692文	川内浦村	100～16文	13貫 868文
彼杵村	400～12文	33貫 542文	伊ノ浦村	100～50文	6貫 620文
川棚村	400～15文	45貫 130文	畠下浦村	96～26文	3貫 300文
上波佐見村	200～18文	45貫 804文	横瀬浦村	300～25文	15貫 570文
下波佐見村	360～18文	20貫 921文	面高村	150～50文	10貫 540文
宮村	120～16文	20貫 598文	天久保村	100～12文	3貫 368文
伊木力村	100～12文	7貫 424文	黒口村	100～12文	5貫 110文
佐瀬村	80～16文	3貫 359文	大田和村	80～12文	6貫 543文
長與村	100～14文	8貫 352文	中浦村	200～12文	10貫 580文
幸田村	100～14文	3貫 68文	多以良村	100～15文	9貫 400文
時津村	2匁～1匁6分	22貫 984文	七ッ釜浦村	200～12文	8貫 690文
滑石村	350～32文	8貫 59文	瀬戸村	500～12文	29貫 144文
浦上西村	96～16文	2貫 824文	雪浦村	96～16文	15貫 712文
浦上北村	96～16文	6貫 62文	神浦村	100～12文	36貫 789文
浦上家野村	96～16文	1貫 807文	黒崎村	200～12文	9貫 96文
浦上木場村	96～16文	8貫 547文	三重村	200～12文	22貫 612文
戸町村	100～12文	不明	陌刈村	100～15文	9貫 920文
日並村	124～12文	4貫 152文	式見村	300～18文	24貫 236文
西海村	100～12文	3貫 642文	福田村	100～40文	30貫 548文
村松村	100～12文	9貫 363文	大島村	100～16文	6貫 360文
子々川村	100～50文	4貫 816文	黒瀬村	120～12文	6貫 956文
長浦村	80～16文	6貫 300文	嘉喜浦村	100～25文	7貫 325文
戸根村	100～16文	1貫 155文	崎戸浦村	100～25文	5貫 785文
形上村	100～50文	11貫 850文	松島村	200～20文	26貫 970文
尾戸村	80～16文	6貫 357文	江島村	100～50文	8貫 860文
小口浦村	120～20文	1貫 755文	平島村	100～12文	6貫 100文
			合計		822貫 964文

とあり、「倒者」、すなわち破産した潰百姓は出目の対象にはならなかった。安永六年の領内大麻配札率を約五割と推測したが、倒者が対象外となると全体数が減少し配札率はもう少し高率になるだろう。

村毎に伊勢屋敷に納める銭高にはかなりの幅がある。波佐見上村「郷村記」にはその相違を次のように記す⁵⁵⁾。

但、大神宮初穂、村中惣竈之内貳百文分六拾文まで納候者ハ箱御被曆添、四拾文納候者ハ箱御被計、拾八文納候者ハ剣先

御祓計也

銭二〇〇文から六〇文は箱大麻と伊勢曆、四〇文は箱大麻、一八文は剣先大麻と、出目銭の額によって御師により配られる伊勢大麻等が三段階に分けられていた。

江戸初期に活動を復活させた伊勢御師・宮後三頭大夫は、毎年年末には大村領に下向し、伊勢大麻を配ると同時に村人達に伊勢参宮をも勧誘して回った。この活動は明治三年まで続いた。

■二・藩主大村純昌の伊勢参宮と御師の接遇

一・御師による受入準備

大村藩主の伊勢参宮は、『大名参宮名寄』[56](#)に見える大村純富の元文六年（一七四〇）四月の例を始めとして、大村純鎮の安永六年（一七七七）の二月[57](#)、及び享和三年（一八〇三）三月[58](#)、本論で扱う大村純昌すみよしの天保二年（一八三二）三月と計四回確認できる。

殊に天保二年の大村純昌の参宮は、それを接遇する立場にあった御師・黒瀬主馬[59](#)によって書き取られ、「大村丹後守様御参宮諸事控」[写真5-65](#)として神宮文庫に残る[60](#)。以下「御参宮諸事控」と略称するが、以下この記録によって大村純昌の伊勢参宮を見ていく。

「御参宮諸事控」の冒頭は、

二月朔日出二而江戸詰有瀧平兵衛お太守様御参宮之旨出状
来ル、尤表向被仰出二者無之趣也

と始まり、江戸詰の大村藩士有瀧平兵衛から伊勢の黒瀬主馬の許へ、天保二年二月一日付の一通の書状が届く。大村藩主の伊勢参宮を伝える第一報であった。これより三月十九日の参宮に至るまで、大村藩御用役と黒瀬主馬の間では頻繁に書状が交わ

編集上の都合により
掲載できません

写真5-65 [大村丹後守様御参宮諸事控]
(神宮文庫所蔵)

され、準備万端に整え大村藩主の参宮を迎えることとなった。この第一報でも明らかのように、大村純昌の伊勢参宮は江戸から帰国の途中に行われたものであった。

大村藩主伊勢参宮の第一報を受けた黒瀬主馬は、その八日後の二月九日には早速に一統仲間衆一〇人に対して、「座敷間狭二付鞠場を座敷取繕可申」とした次のような廻状を廻している。

拙者方御旦那大村上総介様此節御参宮ニ御座候、就^而御仲間分御預り申居候雨垣之處^江急々ニ座敷一間相建可申候處、(中略)右御参宮中雨垣へ床張、障子之所^江板張天井等取付、当座座敷ニ致し相用申度奉存候、右雨垣破却致し候^而跡々世話も有之申候、以旁御一統於御承知^者早々取斗申度奉存候、尤御参宮相済申候上^者即座ニ取放し元之雨垣ニ致し返上可仕候

黒瀬主馬屋敷は宮後町にあったが⁽⁶⁾、その屋敷の規模は相当狭く、大村藩主を迎えるため、雨垣の部分に床・壁・天井を張って当座の座敷を設けねばならなかったのである。

そしていよいよ二月二十七日には、江戸から大村藩御蔵扱役二名が黒瀬主馬の屋敷に入り、御用人及び御宿割役からの正式な沙汰状(二月十九日付)を持参し、一行の参宮の詳細が示された。大綱は次の七項目に及ぶ。

一、旅程と止宿

桑名分津泊、津より小俣御泊^三御参詣、懇貴宅江立寄、御潔斎御衣装被為召直候、両宮御拜禮相済猶又貴宅御立寄有之候、小俣御旅館^江御帰、貴宅^江者御止宿無御座候

二、先例に倣う

御先代信濃守様享和三亥年之御例之通諸事取調子候間、貴様御方^二茂右之節之御心得^二御取調可被成候

三、親類中の挨拶断り

当朝貴宅^江御立寄之節、貴様御親類中并出役之面々^江御逢之儀被成御断候、尤門前玄関前等^二御道懸御會積者其御元御仕来通^三も可然之間、御間内^二者御逢者弥被成御断候

四、潔斎、手水

御潔斎之御風呂御手水等神事之御式ニも御座候ハ、其式ニ可成候、此節貴宅御類焼後仮普請之趣ニ相聞候間、湯殿桶等新規御取立も候ハ、一坪之仮屋さつと御取立可然候、手狭念入候義者必御断申候、若風呂ニ不及、御手水斗ニ而御清可相濟候ハ、湯殿御立者御無用可成候

五、御供人数と立継不要

格別御略式之方御治定御座候間、萬端其御心得ニ而悦候、御手当可被下候、貴宅仮住居手狭と申添を以御立継有之候而者誠無宜之事ニ御座候、別両度御立寄のミニ而、其節之御供廻も御先供七人、御駕佑六七人、御先番式三人、御家老壹人、御用人三人、其外五六人位之事ニ候間、決而御立継無之様候

六、大村侯着座の間の詠

大守様御着座之間、御奥ニ障子堅等御取繕、其外者有来ニ而不苦候、右堅御断申達候義者貴様ニ茂近来勝手向御不如意之趣ニ而、(中略)格別見苦場所少々之御手入者勝手次第可被成候、御住居向手狭之儀者、大守様にも申上置候間、決而御懇念被成間敷候

七、両宮拝礼後の昼食と出迎え不要

両宮御拝禮相濟候頃、御昼支度之御刻ニ茂相成候ハ、都合宜敷場所茶屋借受御弁當被召上筈ニ御座候、依之貴様ハ御料理等ハ一切不及猷上候、御供中江者猶更御取構無之様ニ存候、今度者諸事格外御省略ニ而御参詣之儀ニ候間、御途中江御出迎衆其外所々御出役御先拂等被成御断候間、貴様ハ其先々程よく御通達御座候様存候、尤御拝禮式其外御取調御前宿へ御手代御差越可被下候

要約すると、桑名、津を經由して小俣泊、その翌日、黒瀬主馬宅で潔斎、衣装召し替えの後に両宮参拜、その日は再び小俣泊、したがって主馬宅への宿泊の予定はなかった。諸事は享和三年(一八〇三)の大村純鎮の参宮例に倣うというものであった。主馬宅への藩主立寄りの際には親類中への接見もなく、参宮に先立つ潔斎用の風呂を新

設するのならば一坪の仮屋でも良い、もし手水のみで済むのならば湯殿新調の必要もない。主馬宅手狭との理由で他の御師屋敷に立継ぎを頼む必要もなく、参宮総人数は二五人前後である。主馬宅での藩主着座の間は奥に障子など取り繕い、その外は現状のままで宜しい。参拝後の昼食は、都合良い茶屋で弁当の手筈であり、主馬からの料理献上も不要、この度は諸事略儀での参宮であるから、出迎や先拂等も必要なく、ただ拝礼の式については主馬方を取り調べ、前もって大村侯の宿へ手代を差し向けて伝えること、このような内容であった。

黒瀬主馬はこの指示に基づき接遇の準備を進めることになる。早速、二月二十八日には返書を送り、次の四項目について細かな詰めに入った。

両宮拝礼の後、藩主の主馬宅立ち寄りに際して祝膳の準備のあること、前記四項目にあった潔斎・手水については、「湯殿御手水所仮二相續候様可仕候」と記し潔斎は省略せず、その構えとして仮の湯殿・手水所を設ける旨、その際、火災類焼によつて屋敷が手狭であることを示すために、「私方座敷之儀絵図面墨引之通^三」として屋敷図面をも示している。更に先の七項目での途中の出迎え・先拂は不要との指示に対して、「御立願之御参宮ニ御座候者、於土地御内分之御参詣之振ニ者難相成、惣而御大名之振合御座候^者、其式ヶ所々合出勤仕候、尤享和度モ御同前ニ御座候」と述べ、「諸事格外省略」と言つても伊勢においては大名の参宮はそれなりの振り合いがあるので、道中折々の出迎えは行う旨、享和三年の先代の参宮の時もそうであったと伝えている。

そして最も肝心な両宮内院拝礼の有無を次のように尋ねている。

両宮内院^三御拝礼被為遊候趣、享和三年大守様御参宮之節^者内院御入無御座候而、玉串門と申前^三御拝被遊候、
尤安永寛政両度御参詣之節^者内院^三御拝御座候御事ニ御座候、此儀御窺申上度候、内院御拝禮之節^者、階下^三御式合之祢宜申物忌中等へ御祝儀物御座候、何ニ御座候

享和の時には玉串門拝礼、安永・寛政時は内院拝礼と先例を挙げ、内院拝礼の場合には両宮祢宜以下への御祝儀が伴うこと、ただその御祝儀について、大村氏参宮の先例記録は自宅の火災によつて焼失して現存しないために、

同職の山田大路家の旦那であった美作国勝山藩主・三浦氏の先例を示している。勝山藩が二万三〇〇〇石と大村藩二万七〇〇〇石の朱印高に近似したために、この先例を借り受けたのである。

参宮の詳細は黒瀬主馬と大村藩役人との間で早急に詰められ、主馬は二月晦日また三月朔日付で「諸方届左之通」として、御役所、外宮会合、外宮長官、外宮政所大夫、内宮会合、内宮長官、内宮政所大夫の各所へ参宮の行程等を報告し、必要に応じた許可を願ひ出ている。そして行程は次のように決定した。

私旦那大村丹後守様来ル三月六日小俣御泊、翌七日拙者方へ御入、外宮北御門口へ御参入、一之鳥居江御退出、夫今内宮御参拝後下向、中之地藏二而御小休、御帰路又々拙者方へ御入被遊置様御発駕小俣御泊之旨被仰下候。また山田会合衆へは「御通行之節宮川屋形船御差出し被成下候様奉願上候」と、宮川渡しに屋形船を手配している。三度に亘る書状の往来によつて、三月六日小俣着、翌七日手配した屋形船で宮川を渡り、一旦、黒瀬屋敷へ入り、外宮北御門から参入して外宮内院拝礼の後、一の鳥居へ退出、その後内宮の内院拝礼、古市近くの中之地蔵で小休止、昼食の後に再び黒瀬屋敷に入り、その夜は小俣泊まり、このような行程で準備が進んだ。参宮前後の小俣の宿舎は野呂久兵衛が営む宿であった。

二、藩主の伊勢入り

大村藩主の三月六日到着に備え、黒瀬主馬は三月三日に伊勢を発ち、桑名まで出迎に向かう。しかし当の三月六日になつても一行の姿は全く見えない。実は川留めに遭つていたのである。その後の様子を次のように記す。

三月十六日主馬帰宅、桑名迄御出候迎二罷出候處、御川支類一切振合相分り不申候二付宮宿^江渡、夫今日々先々江立越、金谷宿迎罷越見附宿^{二而}御目見へ諸事御駈合申、(中略)、夫今夜通し^{二而}罷帰り候、太守様御義三月十八

日小俣御泊、十九日御参宮二相成候事

桑名で一行と出会えない主馬は、七里の渡しを経て東海道の宮宿(熱田)に出て、更に大井川上宿の金谷宿へと向かう。途中、その六宿手前の見附宿(静岡県磐田市)でやっと出会うことができた。掛け合いの結果、三月十八

日に小俣泊、翌十九日参宮と決着した。主馬は大井川手前の金谷宿を目指しているので、川留めは大井川で遭ったものと思われる。

当初の予定から一二日遅れの参宮となった。主馬はそれから夜を徹して伊勢へ戻り、帰宅したのは三月十六日、大村氏参宮の三日前であった。参宮の遅延に伴いその旨を内宮・外宮、公儀御師の春木家・山本家に届ける、そして十七日には宿割役の大村藩家臣・原鉄弥が小俣に入るなど、諸事準備に忙殺された。

いよいよ参宮当日、その詳細は次のようであった。

夜九二時主馬小俣引取、八ツ時宮川為御出迎中河原綿屋方江行、下宿七ツ時小俣發駕宮川^二御目見、其儘御先^江駈抜候、儲宮川^二三方^三壺人同役人宇治年寄同役人御出合、御役所^江御駈方御案内之義者、兼大村様^江御断二付其段御役所^江申上越候處、押^而御出帳有之候事

明早々御着、主馬者門迄御出迎家来者扁々躑踞、親類中者玄関二着座此所^二親類中御目見、御丁寧^二御挨拶有之、夫^江此度取繕候御座之間^江御入、主馬直二御手掛のし差上、御雑煮・御酒・御吸物・御視蓋差上候、御給仕御例衆也、此時主馬へ御盃頂戴、七人よ輩御潔斎其間二両宮御遙拜所御座之間へ相侍り、高案を柳にて巻、其下へ切机を置紙薦を敷、切机へ麻をのせ置、高案之上二両宮御備御酒土箸二盛置候、御潔斎後寛々御遙拜畢、而白練薄御狩衣紫綾御差、豊緋単緋下袴御風折えぼし御太刀、夫より御参宮也、主馬北御門橋前へ御先二行、此所^江御案内両宮無滞相勤、御小休中之地藏大田屋正助方也、諸事大村様請真用也、膳^一壺人前^二壺^三匁式分、割籠^一壺人前^二七分式厘ツ、膳救四十七ん、割籠八十人前也、此所^江小俣江發駕也、最内分者御例三四人^二御步行^一

^而一見^江御越被遊候、此儀者極内分也

黒瀬主馬は八ツ時、午前二時に宮川渡しで出迎えのために中河原の綿屋で待機し、午前四時に小俣を出発した大村藩主一行を宮川で迎えている。その出迎えの中には地元御師の世話役である会合衆・御師年寄役、そして山田奉行所役人の顔ぶれもあった。

夜明け早々、主馬は宮後町自家屋敷に家来、親類中共々に大村侯を迎えた。この度の参宮のために急ぎ繕った座敷に藩主を迎え、のし鮑、雑煮・吸い物・硯蓋の朝食を差し上げている。藩主は潔斎後に両宮遙拝を行っている。その遙拝の間の詠えは、柳材で巻いた高案の下に紙薦を敷き麻をのせた切案を置き、高案には御供えと酒、土箸を盛っている。その後藩主は、狩衣に風折烏帽子に太刀という出で立ちでの参宮であった。

外宮参拝に際しては、主馬は北御門橋に先回りし、ここから案内をしている。両宮無事参拝の後、古市近くの中之地蔵の大田屋正助の茶屋で食事をとる。膳料は一人前一匁二分、割籠一人前七分二厘、割籠は八〇人前とある。この割籠の数が大村藩一行の参宮人数を示しているものと思われる。大村藩主随行家臣三三名が黒瀬主馬に初穂を供しているが、この三三人に加えて四七人程の使役衆が随行していたことになる。この内三、四人は二見浦へ廻っているが、これは事前の手続きとは異なるために極内分にと記す。

三月十九日明け方からの参宮は、「七ツ比御参宮被為濟候」とあり、午後四時頃に無事に終了した。黒瀬主馬は小侯宿の大村侯を訪ね、参宮終了の祝詞を申し述べている。

三、「出納勘定帳」から見た御師の接遇

「御参宮諸事控」の巻末には、「諸入用出納勘定帳」とした大村氏接遇に関わる金銭出納帳が綴られている。一〇一費目に及ぶ支出が記されるが、その内の主要な七七費目⑥を抽出し、金銭面から御師黒瀬主馬による大村藩主接遇の様相を明らかにしてみたい。詳細は表5-12のとおりである。

まず支払い惣高は表下段に記したように、金三七両三步と銀五匁三分であった。

単独の費用として最も要したのは、川留めのために大村藩主一行の行方を探すために東海道を下向し、金谷宿を目指したその路銀である(No.1)。五両三朱と十匁かかっている。

大村藩主を迎えるため雨囲の鞠場の座敷改造費が、No.2からNo.11に当たり一五両と一四匁三分二厘、この作事費用が全経費の約四割を占める。No.4は座敷を詠えるために鞠場の地直し費用に銀四〇匁、No.8・9・10・11の費

表5-12 大村藩主伊勢参宮に関わる出納勘定帳

No.	費目	金・銀額	No.	費目	金・銀額
1	主馬金谷行路銀	5両3朱・10匁	23	小俣野呂	7匁
2	鞠場取繕大工	4両3步2朱	24	村嶋様御家来泊り分	8匁4分3厘
3	鞠場座敷取繕大工	3両3步2朱	25	遠藤主水へ鯉節・巻紙	13匁3分
4	鞠場地直し	40匁	26	本田内藏へ巻紙二百枚	7匁2分
5	鞠場格子燻し	6匁8分	27	堤刑部へ鯉節・鯛・酒	24匁6分
6	惣通口燻し	2両5步	28	久保志ん巻紙	4匁8分
7	大工座敷廻り入方作料	83匁7厘	29	春木へ巻紙二百枚	4匁4分
8	畳差し替え	11匁	30	中川相模へ巻紙百枚	2匁2分
9	畳表代	53匁	31	巻紙型紙	6匁6分6厘
10	庭二敷き砂代	5匁1分	32	御祈禱定紙御費	20匁7分
11	垣直し竹	2匁2步5厘	33	御祓用木地屋	20匁4分1厘
12	殿様へ差上菓子箱	6匁6分	34	役目料(31人分計)	6両2朱・11匁5分
13	菓子御家中	16匁2分	35	六尺四人駕代	3步
14	小林当町下宿祝儀	3匁	36	川金手拭木綿	11匁3分
15	中之地藏大田屋へ祝儀	18匁	37	上下拾利	7匁3分
16	小俣人足宿入用	12匁3分	38	提灯張り替え	3匁4分
17	小林下宿源四郎の用	2匁3分	39	蠟燭	16匁
18	川崎釜くと損料	13匁	40	三本鯛	5匁3分
19	料理者九兵衛へ祝儀	2朱	41	米代	2両2步
20	中川原主馬下宿祝儀	4匁	42	八百屋	6匁4分3厘
21	小林下宿中之地藏茶屋	8匁5分	43	魚屋	77匁5分
22	中川原小林下宿の用	16匁6分	44	酒代	22匁4分3分
支払惣高			金37両3步	銀5匁3分	
大村様御祝儀惣高・家中御初穂惣納り高			金24両2步	銀5匁7分5厘	
山本右内へ借入			金10両		
出納差引不足			金13両	銀15匁2分8厘	

目から畳替えが行われ、庭には新たに砂が敷かれ、竹垣も直されて、藩主接遇のための屋鋪整えが、慌ただしく進んだ様子がうかがえる。

No.12からNo.30は饗応費・各所への祝儀費であり、合わせて三両二步と一一匁八厘である。中でもNo.15は藩主一行の昼食茶屋への祝儀、No.18は釜竈の修理費として河崎商人への支払い、No.20は宮川を渡った中河原宿の綿屋への祝儀である。『伊勢参宮名所図絵』はこの中河原宿を、「諸国の参詣人を御師より人を出し爰に迎ふ、其御師の名、講の名、組頭の姓名を書して此所家毎に招招牌を出せし事竹葦のごとし」と記す。この中河原宿は参宮者が待機して御師の出迎えを待つ茶屋・旅籠が軒を並べた所であった。

No.23は藩主一行の参宮前後の宿屋となった小俣の野呂久兵衛への祝儀である。

No.25からNo.30は、遠藤・本田・堤・久保・春木・中川の各氏へ世話礼品として贈った鯉節、鯛、酒、巻紙の代金である。No.32・33は伊勢大麻奉製のための紙・板の費用、「御祈

「樽用木地屋」とあることから、伊勢山田の町には、大麻内部に納める神木や箱大麻用の木箱を作る専門の業者（木^じ地屋）がいたのである。

No.34とNo.35は接遇諸役に就いた御師手代達への役目料であり、三二人分の合計で金五兩二步二朱と銀四三匁五分に上った。No.37の「上下拾列」分の七匁三分は、一一名の者が袴を着用して役目に就いているが、その袴一〇着分の借用料である。提灯も張り替え、蠟燭も準備し、米・魚・野菜・酒の代と支払っていくと、収支は欠損となった。表下段に収支・差引を記した。大村藩主及び同家臣からの祝儀・初穂の収入額が、金二四兩二步・銀五匁七分五厘、支払い額が金三七兩三歩・銀五匁三分と支出が上回ったために、山本右内から金一〇兩を借り入れている。結果、収支不足は金三兩と一五匁二分八厘と減じたものの、実際の不足額は一三兩と一五匁二分八厘となった。これらの算定を通じて、金銀の換算は金一兩＝銀六四匁の相場で行われている。

大村藩主の伊勢参宮が決定した早い時点で、黒瀬主馬は親類中への回状中に「兼御倉金可被下候」と記し、接待に見合う程の大村藩主からの御藏金を期待していた節もうかがえる。しかし大村藩主接遇費の収支は不足を生じ、金一三兩を上回る程の手出しであった。

殊に西国大名は参勤交代の帰路に伊勢参宮を行うことが多かった。しかしその詳細はほとんど不明である。大村純昌の参宮は、大村地方にとっては当藩主の伊勢信仰をうかがう例として貴重であるが、加えて諸大名の伊勢参宮を見ようとする時、御師間との手続き、御師による接遇など、その雛形を提示しているといえよう。

（久田松和則）

◆ 近世の石造文化

■ 一、本経寺大村藩主大村家墓所（国指定史跡）（巻頭写真、写真5-166）

大村藩主の墓所は、大村家菩提寺である萬歳山本経寺（法華宗・日蓮宗）の境内南側に築かれている。その造成は

菩提寺院の付帯設備としてあり、いわゆる寺墓的性格の墓所である。墓域は約二〇〇坪あり、その中に藩主一三基、正室側室一六基、一族三九基、家臣六基、法華塔四基の計七八基、それに各墓所に奉獻された石灯籠四八一基を加えた総計五五一基が林立している⁶²。特に六段を超える棹石塔(笠塔婆)形式の墓塔は白練堀越しに近くを通る長崎街道からも目にすることができ、かつては往来の人々に巨大な仏塔を通して藩主の権威と藩挙げての仏教崇拜の姿勢を顕示していたように思われる。

本経寺の建つ地所は、もと彦山末派山伏の日藏坊があつた旧地で、天正二年(一五七四)耶蘇徒の蜂起によって焼亡し、坊跡にキリスト教の大教会(「耶蘇大寺」)が建てられた⁶³。その後、初代藩主大村喜前は、慶長十一年(一六〇六)に領内でのキリスト教禁教を断行すると、同所に本経寺を建て、大村法華の本寺・大村家菩提寺として仏教復教のシンボルとしたのである。現在の墓域内で、一五〇〇年代前半から半ば頃の五輪塔(残欠)が確認されるが、これらは日藏坊時代に関係した遺品と思われ、石造物からも当地所のもつ複雑な歴史環境の変遷をうかがうことができる。

一・本経寺大村家石塔群

本経寺大村家石塔群、特に藩主の石塔は、表5-13「本経寺大村藩主石塔一覽」に示したように、その石塔の種目は複雑である。

本経寺石塔群で、藩主の逝去年と石塔制作時期がほぼ一致するものは大村家二〇代(二代藩主)大村純頼の有耳五輪塔からで、その逝去年である元和五年(一六一九)期の形態・彫出にほぼ一致する⁶⁴。ただ、木造靈屋に立つ一六代純伊と一九代(初代藩主)喜前の二基の有耳五輪塔は、その形態・彫出からみて明らかに後代(文化二年、



写真5-66 本経寺大村藩主大村家墓所<国指定史跡>

表5-13 本經寺大村家石塔一覧

代(藩主)	被葬者	石塔種目 (製作時期)	石材	逝去年	法名	付随石塔籠	備考
14代	のりまみ 徳純	笠塔婆 (竿石塔)	◇ 安山岩	(貞享3年3月8日 再興・1686)	慈眼院殿宗 福日量大居士		
(15代)	すみはる 純治						
16代	純伊	有耳五輪塔	◇ 安山岩	天文6年10月21日 (1537)	峻徳院殿前信陽太守 明翁純哲日晷大居士		文化2年(1805)に石塔 造立(九葉実録)
		五輪塔	◆ 緑色片岩	大永3年7月12日 (1523)	中庵・平朝臣前勢州 太守		三城周辺より出土。現史 料館
(17代)	すみまさ 純前						天文年中の逆修碑あり。
(18代)	純忠						キリシタン時代
19代 (初代藩主)	おしまさ 善前	有耳五輪塔	◇ 安山岩	元和2年8月8日 (1616)	顕性院殿前丹陽太守 普潤日照大居士		文化2年(1805)に石塔 造立(九葉実録) 禁教と 仏教転宗
20代 (2代藩主)	純頼	有耳五輪塔	◆ 安山岩	元和5年11月13日 (1619)	涅槃院日教居士	石灯笼5基 (砂岩)	石灯笼は古式で当時のもの
21代 (3代藩主)	純信	笠塔婆 (竿石塔)	◆ 安山岩	慶安3年5月26日 (1650) 享年32歳	常照院殿心月秋 大居士	石灯笼8基 (花崗岩)	石灯笼8基のうち1基の竿 石は四角柱、ほかは円柱
22代 (4代藩主)	純長	笠塔婆 (竿石塔)	◆ 安山岩	宝永3年8月21日 (1706) 享年71歳	顕了院殿前因州太守 忠岳勇翁日長大居士	石灯笼18基 (安山岩)	
23代 (5代藩主)	すみまさ 純尹	石靈屋	◆ 安山岩	正徳2年10月14日 (1712)	寛長院殿前筑前太守 徳山日廣大居士	石灯笼30基 (花崗岩)	
24代 (6代藩主)	すみつね 純庸	有耳五輪塔	◆ 安山岩	元文3年5月13日 (1738)	元通院殿前勢州太守 崇利了翁日貞大居士	石灯笼17基 (安山岩)	
25代 (7代藩主)	すみつね 純屋	有耳五輪塔	◆ 安山岩	寛延元年11月11日 (1748)	慈光院殿前河州太守 正慧英翁日徳大居士	石灯笼24基 (安山岩)	有耳五輪塔総高6.95m
26代 (8代藩主)	すみなり 純保	石靈屋	◆ 安山岩	寶暦10年12月24日 (1760)	高麗院殿前御史中丞 源明浄翁日鏡大居士	石灯笼24基 (安山岩)	
27代 (9代藩主)	すみやす 純鎮	石靈屋	◆ 安山岩	文化11年7月16日 (1815) 享年56歳	澹哲院殿前信陽刺史 憲章徳翁日新大居士	石灯笼32基 (安山岩)	内部天井は格子天井に金 箔。内扉は樺の一枚板
28代 (10代藩主)	すみよし 純昌	石靈屋	◆ 安山岩	天保9年10月5日 (1838) 享年53歳	崇謙院殿豊州刺史 徳輝益翁日讓大居士	石灯笼27基 (安山岩)	内部天井は格子天井に金 箔
29代 (11代藩主)	純頭	石靈屋	◆ 安山岩	明治15年4月2日 (1882)	慈徳院殿温厚愍翁 日榮大居士	石灯笼8基	

【註】 ◆逝去年と石塔制作時期がほぼ一致 ()は石塔なし
◇逝去年と石塔制作時期が不一致・後代の建塔

一八〇五)に制作されたもので、墓塔というよりも供養塔的な再建意図がうかがわれる⁶⁵⁾。また、大村家一四代徳純の笠塔婆も貞享三年(一六八六)に再建されたものである。この徳純の廟墓について、「九葉実録」巻之三⁶⁶⁾に次のように記されている。

(貞享三年) 閏三月八日 追テ大炊助徳純朝臣ヲ慈眼院宗福日量ト諡ス、廟墓初メ大村内匠ノ宅地ニ在リ、後本經寺ニ改葬ス

これによれば、もともと徳純の廟墓は大村内匠の宅地裏山(現大村小学校の裏山)にあったのを貞享三年に移したという。確かに徳純墓塔は本經寺大村家歴代墓地から少し

外れた場所に立っており、「九葉実録」卷之三記載内容と一致している。ただ、この徳純墓塔（笠塔婆）に「貞享三丙寅年間三月上旬八日恭敬再興之」と陰刻されていることから、この墓塔そのものは貞享三年に廟墓を移した際に新規に制作されたと考えられる。形態上からは笠四隅が急斜角で切られていることから貞享三年よりやや新しいとも考えられるが、制作範囲内の上限と見て許されるものと思う。ただ、歴代大村家の中でなぜに徳純の墓塔が十七世紀代に再建塔されているのかは不明である。

以上のことを前提に、大村藩主にかかわる墓塔種目の変遷を整理すると次のようになる。

種目	五輪塔 ↓ 棹石塔（笠塔婆） ↓ 石霊屋 ↓ 五輪塔 ↓ 石霊屋
藩主	二代 三・四代 五代 六・七代 八・九・一〇・十一代
逝去年	一六一六 一六五〇・一六六〇 一七一一 一七三八・一七四八 一七六〇～一七八二

〔ア〕大村家の伝統的墓塔種目

大村家にかかわる墓塔で、あえて大村家伝統の種目を探るとなると、最初に大永三年（一五二三）銘入り大村家一六代純伊塔（現在大村市立史料館で所蔵）が挙げられる。

この石塔は現段階で中世・大村家にかかわる唯一の墓塔であるが、その種目は緑色片岩製の五輪塔で、上端に反花を造り出した地輪のみが残欠として伝わっている。正面に「大永三年癸未／中庵／七月十二日孝子敬白」〔／〕は改行）、その左側面に「平朝臣前勢州太守純伊」と陰刻されている⁶⁷。その銘文内容はもちろんのこと、大きさ（背高二五・〇センチメートル）、横幅五五・〇センチメートル）や反花を造り出した地輪の意匠、研ぎ出しを入れた丁寧な彫出内容などから考えても、一六代大村純伊の墓塔として間違いないものと考えられる⁶⁸。

次に本経寺に立つ大村家二〇代（二代藩主）純頼の五輪塔が挙げられる。先述したように、この純頼塔は有耳形式の五輪塔として立ち、現在確認できる近世大村家最初の墓塔である。

これら二基の大村家関係墓塔を考慮すれば、大村家伝統の墓石種目は五輪塔であったと思われるが、この点は

他の事例からも首肯できる。大村家一七代純前にかかわる石塔として「宗珍」五輪塔地輪（大村市立史料館所蔵）がある。この石塔も綠色片岩製の残欠であるが、その銘文に「建立□□□□一基／宗珍大禪定門逆修／天文十□□月十五日」（□…不明）とある。この地輪は銘文の法名から考えて大村家一七代純前にかかわる石塔であることは間違いないものと考えるが、これは逆修塔であり生前に造塔したものである。ただ逆修塔であれ、その石塔として五輪塔という種目が採用されている点は注目すべきである。

これらの事例から考えると、大村家伝統の石塔種目は五輪塔であった可能性が高い。類例が少ないために断定的なことはいえないが、仮に大村家の墓塔種目として五輪塔があったとした場合、問題なのはなぜに五輪塔にこだわったのかという点である。というのも、一般に領主クラスが石塔を選択する場合、五輪塔よりも華美でそれだけ制作費もかさむ宝篋印塔を採用しているからである⁶⁹。

ところで、大村家の本貫地と考えられる鹿島（現佐賀県鹿島市）では、藤津荘の中心地であった蓮蔵院周辺で古年代の中世・石塔が多数確認される⁷⁰。ここでは平安末から鎌倉期以降の石塔類が認められるが、その中で注目されるのは宝塔と大型の五輪塔である。特に五輪塔は鎌倉時代まで遡れる大型の火輪（軒横幅五三・〇センチメートル・安山岩製）が二基分、径四二・五センチメートルの大型水輪と地輪（横幅四九・〇センチメートル）ともに安山岩製が確認される。この五輪塔が大村家にかかわる石塔なのかどうかは今のところ不明であるが、ただ五輪塔造立に宗教的根拠を示し、その造立普及に多大な影響を与えた覚鑿^{かくばん}の出生地が現・鹿島であることを考えれば、五輪塔造立の環境の中に大村家があったことは間違いない⁷¹。恐らくこのことが背景となって大村家とその墓石種目として五輪塔選択にこだわり、その伝統は中世から近世大村藩の二代藩主純頼まで継続されていたように思われる。

〔イ〕初代藩主喜前の墓塔

大村家一九代（初代藩主）喜前の石塔は、先述したとおり、文化二年（一八〇五）に建塔された有耳五輪塔で墓塔というより後代に再建された供養塔的性格を持ち、逝去年（元和二年、一六一六）の墓塔ではない。ではなぜ

に本経寺建立時の藩主喜前の墓塔がないのかその背景については分からないが、ただ他藩の場合も初代藩主にかかわる石塔は非常に拙いか、又は後代の建塔である事例が多く認められる。

平戸市・最教寺にある平戸藩初代藩主松浦法印鎮信の墓塔は自然石であり、碑面には何ら整形を加えることなく素面のままである。五島藩初代藩主五島玄雅の墓塔は五島の曹洞宗本山である五島市・大円寺にあるが、これも自然石であり、二代目以降から整形された石塔（五輪塔と笠塔婆）が建塔されている。佐賀藩神代領の初代領主鍋島信房（直茂の兄）の墓は不明であるが、雲仙市国見町神代の下坊にある伝・信房の墓塔は自然石であり、素面の碑面に法名等が陰刻されているにすぎない。また、佐賀本藩の場合、佐賀市・高伝寺にある初代藩主鍋島直茂の墓塔も自然石で素面のまま単に法名等を陰刻しただけの塔であるが、後代に新たに再建した可能性が高い。

次に初代から整形された石塔が建塔されている事例として、まず対馬藩主宗家の義智塔が挙げられる。対馬市・万松院にある対馬・宗家の初代藩主義智の墓塔は関西形式の宝篋印塔（花崗岩製）であるが、総高約一メートルほどの小型塔であり、それ以降の歴代藩主の変形五輪塔とは大きさや彫出等において比較にならないほど見劣りする。石材、形態から関西から搬入された石塔であることは間違いない、義智の逝去年である元和元年（一六一五）頃の整形塔ではある。ただ、藩主といえども、近世草創期にあつてはこの程度の墓塔しか造塔できなかったことをも示唆している。

また、佐賀藩諫早領の諫早家墓所は諫早市・天祐寺にあるが、その初代領主家晴から一八代家興に至る石塔は全て有耳五輪塔で建塔されている。家晴の没年は慶長十八年（一六一三）であるが、天祐寺に立つ家晴の有耳五輪塔（安山岩製）が形態的に当時の編年範囲に入るのかは疑わしい。更に佐賀藩深堀領の深堀鍋島家については、長崎市・菩提寺にその歴代の墓塔群がある。ただ、深堀一八代領主鍋島純賢の墓塔は天初院（諫早市高来町）に夫妻の墓塔として有耳五輪塔（安山岩製）があり、その没年である元和五年（一六一九）頃の石塔というよりも、やや後代に建塔された可能性がある。次の茂賢（深堀鍋島家一九代）から茂勲（二八代）までの墓塔は菩提寺にあり、

角塔婆形式の墓塔が整然と建塔されている。

このように各初代藩主・領主の墓塔は、対馬宗家、諫早家、深堀鍋島家などを除いておおむね自然石の拙い石塔で占められており、二代目以降が整形された石塔を建塔してくる傾向にある。特に佐賀本藩鍋島家や平戸藩松浦家における初代藩主が自然石の墓塔であることは、後代に何らかの事情があったにせよ、大村初代藩主喜前の逝去時の墓塔が存在しないことを考える際に留意すべき事項と思われる。

〔ウ〕二代藩主純頼の墓塔(写真5-67)

純頼の墓塔である有耳五輪塔は安山岩の完形塔で、その形態から没年時(元和五年・一六一九)の造塔であることは間違いない。基壇は後代に作事されたと思われるが、基壇からの総高は約三・七尺、本塔自体の背高は約二尺ほどである。四石彫成の各部材には上部から「妙」(空輪)、「法」(風輪)、「蓮」(火輪)、「華」(水輪)、「経」(地輪)の題目五文字が、地輪正面には紀年銘と法名が陰刻されている。背高の低い地輪に対し水輪は縦長で細身となり、斜角約一五度をもつて外側に張り出す有耳(隅飾り)の火輪にやや大きめの風空輪がのる。風輪は上端に向かって僅かに広がっていく縦長の筒状で、その上に頂部を突起状に造り出した空輪がのる。その風空輪の全体観は中世後期の延長線状にあり、塔自体の制作時期が十七世紀前期であることを明確に示している²²。ただし、藩主クラスの有耳五輪塔としては優品とはいえず、むしろ中世後期の形式化した塔形の影響が目立つ。

以上のことから考えると、藩主墓塔の造営に関する大村藩としての施策は、二代藩主純頼までは大村家歴代の伝統的の石塔である五輪塔を造塔することだけに主眼をおき、次の三代藩主純信の代から本格的に動き出して



写真5-67 大村純頼の有耳五輪塔と石灯籠

いったように思われる。

(工)三代藩主以降の墓塔(笠塔婆・石霊屋・有耳五輪塔)

藩としての墓塔建塔の意識が明確に示されてくるのが、三代藩主純信以降の墓塔群である。石塔の種目も五輪塔から笠塔婆形式に変化し、規模的にも二代藩主純頼塔とは比較できないほどの大型塔となり、石高二万七〇〇石という小藩でありながらもそれ以上の大名墓の格式をもった重厚感溢れる墓塔群が築かれている。しかも、単に大きさだけの問題ではなく、各墓塔の意匠においても彫出技術の高度さが遺憾なく発揮されている。

具体的にみると、三代藩主純信と四代藩主純長の墓塔は圧巻で、極めて大型の棹石塔(笠塔婆)となっている。純信塔(写真5-68)は基壇からの高さが約六・一メートル、次の純長塔は約六・五メートルの巨大さである。その基壇の作事を含めた造塔は大がかりで、特に純長塔の上二段の大型基壇は一石で造り出されており、その高度な石工技術には驚かされる。

この伝統は、五代藩主純尹や八代藩主以降の石霊屋、六代・七代藩主(純庸・純富)の大型の有耳五輪塔へと受け継がれている。五代藩主純尹の石霊屋は、基壇からの総高が約四・八メートルあり、霊屋作事の微細な石工技術は木造建築そのものであり、その完成度の高さは石造学的にも極めて貴重な遺品である。基本的に単層入母屋造りで梁・桁を具備し、霊屋内に被葬者の法名と逝去年月日を刻み金箔で装飾した位牌型墓碑を安置する。特に九代藩主純鎮と一〇代藩主純昌の石霊屋(写真5-69)は、霊屋内部の天井を格天井にして金箔を貼るといって壮麗さである。その優れた彫出内容と大型



写真5-69 10代藩主純昌の石霊屋



写真5-68 3代藩主純信の棹石塔

化の傾向は各藩主の奥方等の墓塔においても認められる。これら石霊屋を含めた本経寺大村家石塔群の石工は大村藩内の者であり、その大部分が千綿出身の世襲の給人石工と言われている。その技量は中央のそれに匹敵するほどの優れたものであったことは容易に想定されるところであり、石造学的にも極めて貴重な遺品群といえることができる²³⁾。

二、本経寺大村藩主石塔群の特異性

本経寺にある大村藩主の石塔群は、石高僅か二万七〇〇石という小藩でありながら、石塔自体の規模や種目の変化などにおいて非常に特徴をもった石塔群であることはいうまでもない。当石塔群の特異性についてまとめてみる。

〔ア〕石塔の巨大化もさることながら、石工技術が高度であり、石造学的にも極めて貴重な遺品群である。

石塔の巨大化は、三代藩主純信の墓石(棹石塔)から始まっている。四代純長の棹石塔、六代純庸、七代純昌の有耳五輪塔は、基壇からの総高が優に六・五^尺を超える巨大さである。また、五代純尹、八代純保^{すまも}、九代純鎮、一〇代純昌の石霊屋においても約五^尺ほどの高さをもっている。総高では唐津藩主寺沢志摩守広高の七^尺を超える花崗岩製の棹石塔(佐賀県唐津市)には及ばないが、本経寺石塔群の巨大さには目を見張るものがある。

また、大村藩主石塔群のもつ高度な石工技術は、石造学的に特に強調すべき特徴である。特に石霊屋の造形はまさに木造建築そのものであり、石工技術の高度さが遺憾なく発揮された石造作品といえることができる。また、純尹室、純保室、純鎮室などの宝塔形式塔においても、その微細な部分まで造り出した彫出内容は見事というほかならぬ。

〔イ〕歴代藩主石塔の種目が複雑に変化している。このことは、近隣の諸藩主や領主の

代	藩主名	石塔種目	基壇からの総高
3代	純信	棹石塔	6.12m
4代	純長	棹石塔	6.5m
5代	純尹	石霊屋	4.75m
6代	純庸	五輪塔	6.6m
7代	純富	五輪塔	6.95m
8代	純保	石霊屋	5.5m
9代	純鎮	石霊屋	5.3m
10代	純昌	石霊屋	5.5m

石塔群と比較して、当石塔群がもつ希有な特徴の一つである。

近隣諸藩に事例を求めれば、高伝寺にある佐賀本藩鍋島家の石塔群は、初代藩主勝茂から五輪塔という一種類の石塔種目で統一している。また佐賀藩神代領主神代鍋島家石塔群も、歴代を通して宝篋印塔という一種目のみである。同じく平戸藩主松浦家石塔群も、一部に例外はあるが、基本的に三代藩主宗陽隆信以降は棹石塔を墓塔として踏襲している。対馬藩主義智の宝篋印塔以降は基本的に五輪塔のみを建塔している。更に佐賀藩諫早領主諫早家の石塔群は、初代領主龍造寺家晴から一八代家興に至る歴代領主全ての墓石が五輪塔（有耳五輪塔）で統一されている。そのほか、佐賀藩深堀領主深堀鍋島家は棹石塔を、鹿島藩主鹿島鍋島家の石塔群（泰智寺）は基本的に五輪塔を歴代踏襲している。

このように、各藩主クラスの石塔は一種類の石塔種目で統一するのが基本である。そのため、数種類の石塔種目を採用している五島藩の事例（石霊屋、五輪塔、棹石塔、宝篋印塔など）は例外的であるのだが、その中にあって大村藩主の石塔群のように、それまでとは比較できないほどの巨大化した状態で種目を変化させている事実は非常に希有な現象と捉えられる。

ところで、歴代大村藩主石塔群の中で一番大きな変化は、二代藩主純頼の一般的な有耳五輪塔から、次の三代藩主純信の約六割にも及ぶ巨大棹石塔への変更である。確かに棹石塔は広くなった塔身部分に本尊や法名などの銘文を刻むために、広いスペースを提供するという利点があるが、ただそれだけの理由で六割強の棹石塔に変更したとは考え難い。

そこで、三代藩主純信が没した慶安二年（一六五〇）頃の大村藩の政治社会状況を考えてみると、当時大村藩はキリシタンに対する藩としての厳しい姿勢が問われていたことが挙げられる。事実、純信の藩主時代には、元和九年（一六三三）に「私領・公領二よらすきもいりニ可申渡事」、寛永二年（一六二五）に「此中数度申触候得共、いよ〜為慥之申渡候条々の事」、寛永五年（一六二八）には「大村領分村々江申渡条々」、島原・天草一揆直後の

寛永十六年（一六三九）には「諸村庄屋共誓詞之事」など、末端の各村々、きもいり、庄屋、問から村中の者に對し「キリシタンの出家」や「きりしたんのすすめ」を禁止し、違反者は捕縛するなどのキリシタン対策を矢継ぎ早に実施している²⁴。

次の純長の時代になると明暦三年（一六五七）に「郡崩れ」といわれるキリシタン大発覚事件が起こっており、キリシタン対策は当時最大の政治的課題であったことがうかがわれる。

つまり、純長の藩主就封時期、亡き純信のため墓塔を建塔する際にまず求められたのは、藩としての宗教姿勢（仏教信仰）をより公的に表明することではなかったのだろうか。だからこそ、石塔種目を変更してまでも、故意に六^{トガ}を越えるような巨大仏塔（棹石塔）を建塔したように思われる。

以上の論点はあくまでも推測の域を出ないが、ただそれまでの石塔とは極めて異質で、しかも僅か二万七〇〇〇石という小藩の限度を大きく逸脱したような巨大仏塔を建塔している事実には、藩としての強固な宗教政策の意図が十分に想定されるのである。この点からも、本経寺大村藩主大村家墓所の石塔群は、石造学上の優れた遺品群であると同時に、歴史文化財として貴重な石塔群ということが出来る。

■ 二期 初期キリシタン時代の墓碑と墓地

日本のキリシタン時代は、ザビエルの鹿児島上陸（一五四九年）を起点に徳川幕府による全国禁教令（一六一四年一月）までを下限とした場合、公的には約六五年間である。この間、キリスト教は、数少ない宣教師のもとで、日本にこれまでにない思想・文化を浸透させながら着実に信徒数を増やし、一六一四年段階で三七万人前後であったといわれる²⁵。その過程で、キリスト教独自のキリシタン墓碑も造立されていき、その形状はそれまでの日本伝統の墓石とは全く異なる横に伏せた伏碑であり、埋葬は土葬を前提にした伸展葬^{しんてんそう}であった。しかも、墓石とそれに付随する死者に対する弔いの觀念が、それまでの日本伝統の墓塔に対する觀念とは異質なものであった。日本の墓石はそれ自体に死者の魂が宿るものへと変容していく性格を有しているのに対し、キリシタン墓碑は埋葬者のモニュメントという

性格が強く前面に押し出されたものであり、墓石と死者の魂との関係は本来希薄なものであった。そのため本稿では、日本伝統の墓石については「墓塔」、キリシタン墓石については「墓碑」と表記して区別する。

また、キリシタン墓碑の出現は、単にキリスト教関係者の墓碑というだけでなく、その後の現代まで続く日本の墓石を決定付ける上で大きな転換期となっている点で重要な意味を持っている。日本のキリシタン時代は果実を結ぶことのないあだ花のように歴史の表舞台から消え去っていくが、キリシタン禁教後の仏塔が日本の隅々に至るまで墓石を立てて大きく戒名を書いた墓石に一元化されたのは、まさに横に伏せるキリシタン墓碑を強く意識した結果であったことは間違いない。更に墓地の形成においても、それまでの日本伝統の墓地形成とは異なる景観文化を伝え、その遺風は潜伏時代を経て現代のキリスト教墓地に継承されている。

本稿では旧大村藩域で確認されるキリシタン墓碑を中心に潜伏キリシタン時代の墓碑・墓地について述べていくが、ここで扱うキリシタン墓碑及び関連遺品は、左記の定義に該当するものに限定する(76)。

①キリシタン意匠を施した墓碑であること。キリシタン意匠とは、「花十字紋」「罪標十字架」(二十十字架・二支十字架)、「洗礼名」、「ローマ字による人名表記」「IHS」「INRI」「西暦」「祝日銘」などを指す。特に単なる十字を刻んだ墓碑については、形態上明らかにキリシタン墓碑である伏碑や洗礼名など同一に刻まれた十字紋を除き、その認定が困難であるため、ここでは除外する。具体的には、「波佐見町のキリシタン墓碑群」として県指定史跡となっている野々川墓石群などは本稿では割愛する。

②キリシタン特有の伏碑であること。

整形された墓碑の場合は、柱状伏碑と板状伏碑に限る(図5-1)。

③キリシタン関連石造遺品

墓碑ではない石造のキリシタン関連遺品(礼拝石など)については、その意匠がキリシタン意匠であることを前提とする。

④そのほか、地下遺構からクリシタン遺物が出た墓石（メダリオン「無原罪の聖母」出土の寛永十六年銘宇多家五輪塔など）で墓石自体に戒名などを刻む石塔はあくまでも仏塔として建塔されているため、ここでは割愛する。ただし、大村市の田下クリシタン様式墓碑二基は、その一基の小口面に戒名を刻んだ伏碑ではあるが、彫成の仕方や全体観などからクリシタン伏碑の特徴をもった墓碑と認められるため収録する。

右記した四項目のいずれかに相当する石造遺品をクリシタン墓碑及びその関連遺品として収録し、定義に含まれない遺品等については、たとえ県や市・町の文化財指定を受けている遺品であっても全

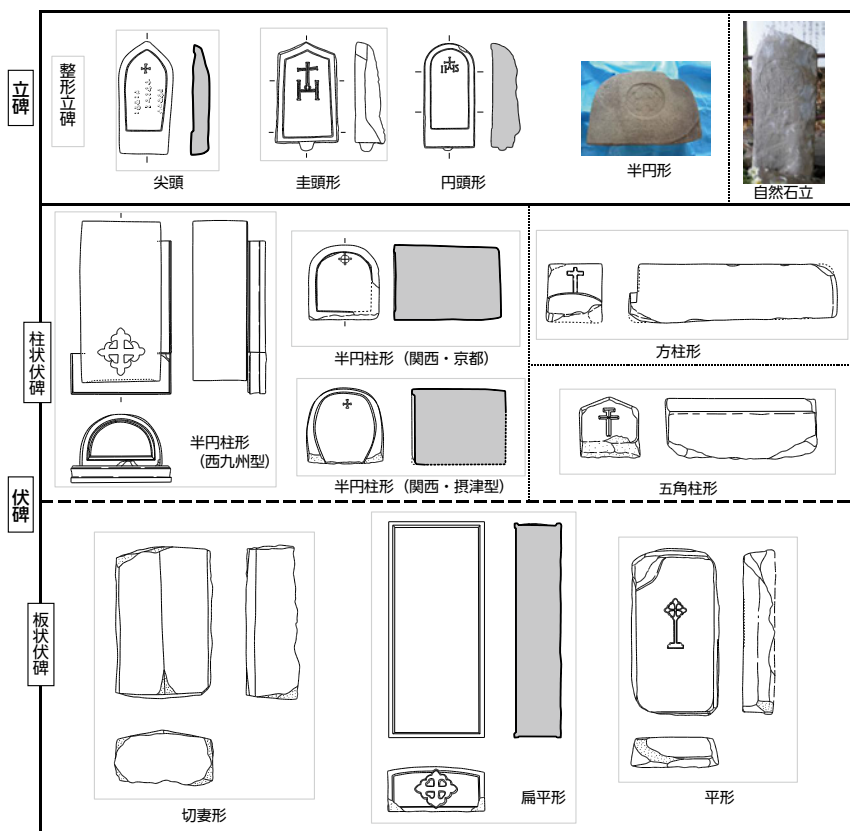


図5-1 田中裕介作成「クリシタン墓碑の形式分類と形式編年」

(『日本クリシタン墓碑総覧』所収)

て割愛する。ただし、現段階での研究では完全に否定できず、若干の可能性を含んでいる墓碑については類例資料として取り扱う。

この定義に従って分類した結果、旧大村藩域ではキリシタン墓碑一基、キリシタン関連石造遺物二点が認められる。また、類例資料として二基の墓碑（小佐々墓所墓石群）が挙げられる。以下、地方の大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町、それに内海・外海・向地の二区に分け、紙面の都合上、主な遺品のみを紹介をする。

一、地方（大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町）

〔A〕BASTIAN碑（大村市）（写真5-70）

結晶片岩を石材とした典型的な半円状の板状立碑で、下端横幅六八・五センチメートル、背高五〇・三センチメートルで厚さは二・五センチメートルに収まる薄さである（写真5-70）。正面中央には一段彫り下げた円相内に花十字紋を造り出し、その下方に被葬者名と考えられる「BASTIAN / FIOBY」と陰刻している（写真5-71拓本参照）。この半円状板状碑は初期キ



写真5-70 BASTIAN碑<長崎県指定有形文化財>
(大村市立史料館所蔵)



写真5-71 BASTIAN碑 拓本

リシタン時代の墓碑の中では非常に特殊な墓碑で、下段に造り出された約二センチメートル幅の張出し部（拓本下端部の濃い墨部分）が柄に当たると考えられるところから、本来は長方形形状の台石上に据えられた立碑（Cippo）であったと考えられる。

ところで、幕末まで大音寺（長崎市鍛冶屋町）にあったというポルトガル人（FRANCISCO GRACIAS）の墓碑図面が残っている。この図面は、幕末、あるポルトガル人がこの墓碑を長崎奉行の許可を得て本国に持ち帰る際にとられたものと考えられる。その図面をみる

と、一五八九年銘の花十字紋入り墓碑で、横幅七八・八(二尺六寸)、高さ三九・五(一尺三寸五厘)、奥行四五・五(一尺五寸)と記載されている。この寸法から考えると、GRACIAS碑は胴長の半円柱状伏碑というよりも、横幅(七八・八センチメートル)に対し奥行(四五・五センチメートル)が約半分ほどの立碑(Cipo)であったとするのが妥当である。しかもGRACIAS碑の意匠は、前面上方に花十字紋を刻み、その下方に「AQUI TAS FRANCISCO GRACIAS / NATURAL DE LISBOA AOS / NOVEMBRO 1589 EN NAGASACI」(長崎一五八九年十一月に亡くなった、リスボン生まれのフランシスコ・ガラシヤス、ここに眠る)とあり、更に「NCS 185 / 663 / Tempel Daemongel」と続く。「NCS…」以下の部分は図面をとる際に書かれたもので、墓碑自体には花十字紋と「AQUI… NAGASACI」までの文が刻まれていたと考えられる。この意匠の配列といい、また立碑(Cipo)の墓碑形式といふことの問題についてはBASTIAN碑とGRACIAS碑とは非常に酷似している。この点は、日本におけるキリスト教特有のキリシタン伏碑の初源を考察する上で極めて重要な視点を与えている。つまり、現在確認される日本最古の紀年銘を有するキリシタン伏碑が慶長九年(一六〇四)銘土手之元半円柱状伏碑(第一号墓碑)であることから考えると、日本における最初のキリスト教特有の墓碑は十六世紀後半頃日本で亡くなったポルトガル人など西欧人のための墓碑(GRACIAS碑など)であった可能性があり、その後何らかの事情を背景に十七世紀初期以降日本人信徒間にキリスト教特有の伏碑が本格的に建てられるようになったのではないかと考えられるのである。つまり、このBASTIAN碑の制作時期は、一五八九年銘GRACIAS碑との酷似から一五九〇年代まで遡る可能性がある。であれば、現在のところキリシタン特有の墓碑としては日本最古の可能性があることを指摘しておく。

(イ)今富キリシタン墓碑群(大村市)

当所では、三基のキリシタン墓碑が確認される。本来の伏碑を立てて仏塔にした墓碑(第一号墓碑)、その台石に使用された墓碑(第二号墓碑)、本来の底面に水穴を穿って手水鉢に転用した墓碑(第三号墓碑)の三基である。石材は、三基とも安山岩である。

なお、当地では天文十年（一五四二）銘六地藏塔竿部を初源にした中世石塔類が確認されるため、それまでの伝統的墓地をキリシタン墓地に転用した可能性が高いことを付記しておく。本稿では、紙面の都合上、第一号墓碑のみを紹介する。

〔今富第一号キリシタン墓碑〕（写真5-72）

本来、半田柱状伏碑であったキリシタン墓碑を後代に仏教式立塔として転用した墓碑で、後代に造作を加え、現状の下端部に約一〇（二〇センチ）幅の縁带状脚部を造り出す。安山岩製で、小口横幅六三・〇センチ、小口背高四六・五センチ、全長九五・〇センチを測り、本来の小口正面（現状の立塔頭部面）に「慶長十九年／カルワリオ罪標十字架／□□」（□の二文字不明。洗礼名か）、仏塔転用後の塔身前面（本来の伏碑底部）に「天正四丙子十一月十一日／不染院水心日栄霊／一瀬治部太輔」（「太輔」と陰刻）と陰刻している。

これまでの解釈では、「不染院水心日栄」は一瀬家四代当主、一瀬越智相模栄正の法名であり、「一瀬治部太輔」は「栄正」の子息である「一瀬栄相」で、栄相が父栄正のためにキリシタン弾圧の激化に伴い伏碑を改造して仏教式の立碑にしたもので、墓碑自体は本来栄正の墓碑として建碑されたとなっていた。ただ、その後の調査で、伏



写真5-72 今富第一号キリシタン墓碑<長崎県指定有形文化財>（大村市今富町）

碑小口（現状の立塔頭部面）のカルワリオ罪標十字架右側に没年と考えられる「慶長十九年」（一六一四）の紀年銘が確認された。この点は、小口面が半円状から頂部を隅丸状にした三角形状に変形した形態である点やその彫出技術の拙さなどからも慶長十九年代の伏碑として首肯できる。小口背高に対する横幅の比率は〇・七四であり、全長に対する小口横幅の比率は一・五二である。慶長九年銘土手之元第一号墓碑（〇・八九一・八九）雲仙市小浜町飛子字土手之元」と比較して背高はやや低く、また全長もやや短い。つまり伏碑自体は、松田毅一が『南蛮巡礼』⁷⁹で慶長

から元和にかけての墓碑と推測したように、慶長十九年代の墓碑として間違はなく、これまでいわれていた天正四年銘「一瀬越智相模栄正」の墓碑としてもともと建碑されたとは考えられない。また、銘文配列(紀年銘・法名・俗名)から考え、法名「不染院水心日栄」と「一瀬治部太輔」(「太輔」は銘文に従う)は同一人物で、俗名は建塔者ではないとするのが妥当である。また「不染院水心日栄」を一瀬家第四代当主、一瀬越智相模栄正の法名とすることは現在の一瀬家に伝わる「先祖代々記」や「系図」などから特定できない。更に、これまで一瀬家第五代当主栄相が伏碑を立て改造したとなっていたが、栄相の没年元和六年(一六二〇)前後の大村地方のキリシタン宗教環境は禁教にもかかわらずむしろ高揚したことが考えられ、墓碑の破壊までにはいたっていない。とりわけ慶長から元和年間までは、コーロス(一六一七年文書)やコリヤード(一六二二年文書)の証言文書などから潜伏信者の信徒組織コンフラリアはまだ強固であったと考えられる(80)。特に元和年間の一時期はキリシタン信仰が高揚したことが想定され、その具体的事例が元和七年銘「富永二介妻」墓碑(川棚町)や元和八年銘「一瀬志ゆ阿ん」墓碑(東彼杵町)、他藩では元和四年銘「斉藤かすはる」墓碑(南島原市深江町)や元和五年銘「るいさ」墓碑(大分県佐伯市)などが挙げられる。つまり、栄相の没年(元和六年)頃までは、たとえ公的に禁教期に入っていたとはいえ、キリシタン環境は悪くなく、キリシタン墓碑が各地で堂々と建碑されていた時代であった。そのため、栄相の存命中に故意にキリシタン墓碑を建て直す必要はなかったと考えられる。では仏塔に立て直したのはいつかといえば、墓碑破壊が藩政策として本格的に実施された明暦三年(一六五七)の郡崩れ以降と考えられ、この時期以降に改造したと考えるのが自然である。つまり、今富第一号墓碑は、本来慶長十九年に没したキリシタン(人物不明)のための伏碑として建碑され、その後、明暦三年の郡崩れ以降に改造して立碑にしたとすべきであろう(詳細は、『日本キリシタン墓碑総覧』大石論考「全体所見」参照)。

(ウ) 田下キリシタン様式墓碑群(大村市)(写真5-73)

当地は、眼下を流れる郡川と小川が合流してできた舌状先端部に墓地が築かれ、全体に平地状の景観をなす。

現在確認される最古の墓石は自然石塔婆(玄武岩)で「寛永十九天／一瀬半右衛門尉／十一月二十日」(一六四二年)の銘をもつ。次に正保四年(一六四七)銘の有耳五輪塔、続いてここで取り上げる承応二年(一六五三)銘の板状型伏碑と自然石塔婆(安山岩)、同じく承応二年銘の石灯籠(卒石残欠)、更に寛文三年(一六六三)銘の笠塔婆形式整形墓塔(棹石塔)などが認められる。ただ、中世石塔が確認されない状況から考えると、十七世紀になって一瀬家にかかわる墓地として開発された可能性が高い。

なお、当地で確認される板状型伏碑二基(ともに安山岩製)のうち、本稿では便宜的に南から見て右側の銘文彫出墓碑を第一号墓碑、左側を第二号墓碑とする。

〔田下第一号キリシタン様式墓碑〕

第一号墓碑は、板状扁平形伏碑(小口横幅五三・八センチ、小口背高〔中央部二〇・八センチ・両端部一九・二センチ〕、全長七一・五センチ)で、小口正面に「承應二年／妙意靈／三月二十七日」と仏式の銘文を刻む。胸面がやや弧を描く伏碑で、小口背高に対する横幅の比率は小口中央部で〇・三九、小口両端で〇・三六、全長に対する小口横幅に比率は一・三三を示し、板状伏碑の基準墓碑としている雲仙市南串山町荒牧名字門前甲の慶長十一年銘「里阿ん」墓碑の比率(粗面を含めた値〇・四一 一一・二二)と比較して背高は僅かに低いが全長は非常に短い。ただ、この墓碑をキリシタン伏碑としたのは、単に形状が板状の長墓だからというのではなく、板状キリシタン伏碑最大の特徴が見て取れるからである。板状キリシタン伏碑は、全国でキリシタン墓碑一九二基中、一一二基を確認している。そのうち一〇五基は長崎県内にあり、更にある中の九九基は島原半島に集中している。この島原半島で確認される九九基の板状型伏碑のほとんどで下端部に荒削り痕や未整形痕が確認される。地中に埋める部分だけを



写真5-73 田下キリシタン様式墓碑群<大村市指定史跡>(大村市田下町)

あらかじめ予測して荒削り痕や未整形痕を残したと解釈しているが、この点が、唐人墓で一部材として使用される板状型墓碑との違いで、板状キリシタン墓碑最大の特徴といえることができる。ここで問題にしている田下第一号墓碑の場合、正面小口面は全面整形されているが、両側面では下端部最大約三センチ幅で荒削り痕が確認される。この点から、全長は横幅に比較して非常に短い、板状型キリシタン伏碑の伝統的な制作技法を伝えた墓碑といえることができる。ただ、郡崩れまでは大村地方では潜伏キリシタンの信仰組織コンフラリアは弱体化しながらも存続していたと考えられるが、小口正面に仏教形式の法名を刻まなければならないほど、キリシタン環境は悪化の一途をたどっていたと思われる。

なお、第二号墓碑は第一号墓碑と比較して一回り大きい、形状はほぼ同形で胴面がやや弧を描く板状扁平形伏碑である。小口背高に対する横幅の比率は、第一号墓碑の比率とほぼ同値であり、また石材や各部の彫出内容も酷似していることから、その制作時期は承応二年（一六五三）銘の第一号墓碑とほぼ同時期と考えられる。また、四側面下端部に最大四・五センチ幅で荒削り痕が確認されることから板状キリシタン伏碑の伝統的な制作技法を伝えた墓碑と考えられ、第一号墓碑同様に郡崩れ直前に建碑された潜伏キリシタンにかかわる伏碑と考えられる(81)。

(工)「一瀬志ゆ阿ん」キリシタン墓碑(東彼杵町)(写真5-74)

当墓碑は、安山岩製の自然石立碑で、最大幅四七・〇センチ、背高七四・〇センチ以上(下端部計測不可)、最大厚一七・〇センチを測る。正面中央部に花十字紋(写真5-75拓本参照)が造り出され、その下方部に「元和七年／卯月十七日／一瀬志ゆ阿ん」(元和七年・一六二二年)と陰刻されている。

現在は庄屋公園内に移築されているが、確認当時は一瀬氏宅の庭に立ち、祖先の墓として祀られていたという(82)。そのため、本来の墓地遺構は不明であるが、ただ、年代や自然石立碑という形態上の酷似点から、川棚の元和八年銘富永二介妻の墓碑と同じように長方形状に配石された墓域に立てられていた可能性がある。碑面は、花十字紋彫出部から銘文陰刻部にかけて調整しており、そのほかは粗面に近い状態である(写真5-75拓本参照)。

銘文配列は、方郭の縁取り内に右端から年号・月日・姓名と洗礼名の組み合わせになっており、須崎第1号墓碑（南島原市加津佐町）や八左エ門かすはる墓碑（南島原市深江町）などと同じ配列となっている。郡崩れ以前の潜伏キリタン墓碑として、またコロロス（一六二七年）やコリヤード（一六二二年）の証言文書などから想定される禁教時における一時的なキリシタン信仰の高揚を示唆する資料として貴重である。

なお、同地に立つ寛永二十年（一六四三）銘整形立石墓塔は、塔形上はもちろんのこと、上部に種字キリク（阿弥陀如来）と法名・年月日を陰刻しているため、あくまでも仏塔として建塔されていることは明白である。そのため本稿では割愛する⁸³。

〔才〕「富永二介妻」キリシタン墓碑（川棚町）（写真5-76）

長方形の配石墓に立碑を伴う墓碑で、大正十二年に発見されたという⁸⁴。本墓碑は、背高七三・〇センチ以上（下端部計測不可）、最大幅二八・〇センチ、最大厚一六・〇センチの安山岩製立碑で、素面の表面に「元和八年壬戌／富永二介妻」

七月十五日」（元和八年・一六二二）と陰刻されている。碑面上部に刻まれた円相内のラテン語組み合わせ意匠（写真5-77拓本参照）は、上段に「・」を上に「CRVS」（クルス）、中段に洗礼名「Vla」となり、下段の右端から年号・姓名・月日の配列となっている。上段の「CRVS」は元和七年銘「志ゆ阿ん」墓碑（東彼杵町）の碑面上段の花十字紋につながるが、年号・姓名を下段にして洗礼名が碑面の中段に陰刻されている点は珍しい。また、年号・月日の配列は慶長六年名「佐保カラ、墓碑」（大阪府茨木市）など主に関西で多く確認される⁸⁵。



写真5-75 「一瀬志ゆ阿ん」キリシタン墓碑 拓本



写真5-74 「一瀬志ゆ阿ん」キリシタン墓碑<長崎県指定有形文化財>（東彼杵町）



写真5-76 「富永二介妻」キリシタン墓碑<長崎県指定史跡>(川棚町)

本墓碑の立地位置は、建碑当初のままと考えられる。上段の山中には寛永年間以降の墓塔、更に登り詰めた山頂付近では中世石塔の残欠が確認されることから、当場所周辺が中世以来の伝統的な墓域であったと考えられる。現在、明暦二年(一六五六)建立の常在寺とその墓域から考えれば、非常に辺鄙な場所と考えられがちだが、キリシタン墓碑建碑当時は墓域の中心部に当たる場所に建碑されていたと考えられる。

現状からの観察では、ほぼ東向きの造立当時の姿を今に残している希有なキリシタン墓碑と考えられ、地下遺構が残っている可能性がある。また、「一瀬志ゆ阿ん」キリシタン墓碑同様に、郡崩れ直前の潜伏キリシタンの墓碑として、またコース(二六一七)やコリヤード(一六二二)の証言文書などから想定される禁教時における一時的なキリシタン信仰の高揚を示唆する資料としても貴重である。

〔カ〕「NR」銘入り石製四面線刻罪標十字架碑(波佐見町)(写真5-78)

平成二年、波佐見町岳辺田郷の山口 巽宅裏山の崖の中で発見されたもので、本来の所在地は不明である。石碑自体は最大幅一二・四^{センチメートル}、背高四八・〇^{センチメートル}、最大厚八・〇^{センチメートル}を測る安山岩製の自然石立碑で、四面に罪標十字架を表現した初期キリシタン時代の石造遺品である。しかも移動可能な石製品は全国でも珍しく、現在のところ佐賀県唐津市厳木町で出てきた「薄肉彫りカルワリオラテン十字架有孔碑」と、この罪標十字架架碑の二点のみである。



写真5-77 「富永二介妻」キリシタン墓碑拓本

当碑は、幅面の広い二面に「INRI」銘入り罪標十字架、他の二側面に罪標十字架を意識した意匠を線刻で表現している（写真5-79 拓本参照）。特に「INRI」銘入り罪標十字架の一面には、明らかにカルワリオを意識した方形の台が線刻されており、この面（A面）を正面と意識して制作したものと思われる。線刻は割付線に沿って彫出されているが、割付線そのものには正確さを欠く部分も散見され、その彫出技術は拙い。制作時期は不明だが、ここではその拙い彫出内容から考えて一六〇〇年代前半から半ば頃とする。なお、制作の意図は、四面に罪標十字架を線彫りし、かつ移動可能な石造物という側面を考慮して、墓碑というよりも礼拝石の可能性が高いことを付記しておく。



写真5-78 「INRI」銘入り石製四面線刻罪標十字架碑（A面）
（波佐見町）

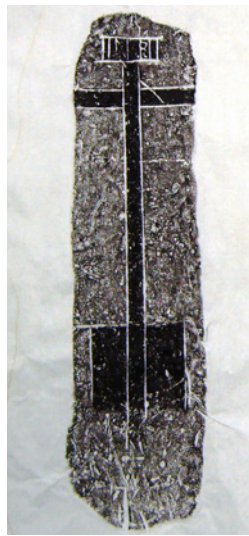


写真5-79 「INRI」銘入り石製四面線刻罪標十字架碑（正面） 拓本

二、内海・外海（長崎市・西海市）

〔ア〕柿泊キリシタン墓碑群（長崎市）（写真5-10）

本墓碑群は、長崎市柿泊町の山腹に拓かれた葡萄農園の一郭にある。地元では同所付近を「チョーサン」と呼び、一七代福田兼次の洗礼名「ジョーチン」が訛ったものではないかといわれている。また「平家武将の墓」とか「殿様の墓」との伝承もある⁸⁶。現在、当地では二基の板状平形伏碑が確認されるが、本稿では、便宜上、画像右を第一号墓碑、画像左を第二号墓碑とする。二基とも、薄く板状に採れる結晶片岩の特質を活かした長方形形状（やや底部横幅が長い）の平形伏碑に整形している。



写真5-80 柿泊キリシタン墓碑群（右：第一号墓碑
左：第二号墓碑）（長崎市）

第一号墓碑は、小口横幅（上部七七・五センチメートル、底部七九・〇センチメートル）、背高（小口一〇・五センチメートル、側面九・五センチメートル）、全長一九二・〇センチメートルの大きさを測り、初期キリシタン時代の板状伏碑では全国で一番長い伏碑となっている。この板状石をキリシタン伏碑とする最大の根拠は、現正面小口から九一・五センチメートル、全長のほぼ半分の位置に方形横長の孔（横幅三・〇センチメートル、縦幅二・〇センチメートル）が深さ四・五センチメートルで彫られており、この孔が十字架を立てる柄孔（はせあな）と考えられる点にある⁸⁷。現在、キリシタン墓碑で胴面に十字架を立てたと考えられる墓碑は全国で八基確認しているが、孔の位置は制作時期が新しくなるにつれ胴面中央から後方に移動していく傾向が認められる。この点から考えれば、ここで問題にしている柿泊第二号墓碑は、一〇センチメートルほど片方に寄った位置にあり、孔の位置が中央から後方に移動していく直後のキリシタン墓碑と位置づけられる。そのため、制作時期は十七世紀初期頃と考えられる。

第二号墓碑は、小口横幅（胴面上部七三・〇センチメートル、底部七六・〇センチメートル）、背高（小口一〇・〇センチメートル、側面九・三センチメートル）、全長一八七・〇センチメートルを測り、全体の彫出は第一号墓碑とほぼ同じ仕上げとなっている。第一号墓碑に比べやや小ぶりであるが、両基はほぼ同時期にキリシタン墓碑として制作されたものと考えられる。

〔イ〕平原「INRI」碑（西海市）（写真5-81）

緑色片岩製の板状形立碑で、碑面上部に「I・N・R・I」、中央に花十字紋が造り出されている（写真5-82 拓本参照）。大きさは、小口横幅（底部四八・五センチメートル、頂部三八・五センチメートル）、小口背高（中央部五二・五センチメートル、左端部五〇・二センチメートル、右端部四八・七センチメートル）、厚さ（中央部二一・七センチメートル、頂部一五・〇センチメートル）を測る。

この碑で問題なのはその性格で、墓碑なのか礼拝石かという点にある。現状では「I・N・R・I」と花十字紋が刻まれているだけであり、紀年銘や洗礼名などはない。であれば、下藤「INRI」碑（大分県臼杵市）や波佐見「I

「NRI」碑（長崎県）、巖木・カルワリオラテン十字架有孔碑（佐賀県唐津市巖木町）などと同じく礼拝石の可能性もある。下藤「NRI」碑は残欠であるため全体観は不明であるが、波佐見「NRI」碑は細身の塔身四面に罪表十字架（二面に「NRI」）を練彫りしたもの、巖木・カルワリオラテン十字架有孔碑は蛇紋岩製で有孔の礼拝石である。これらの事例から考えれば、本碑も礼拝石として墓地などに建てられていたのかもしれない。また、仮にこの西海市西彼町の平原「NRI」碑が墓碑であったとした場合、その大きさ（ここでは最大厚二一・七センチメートル）に対する現状の最大背高五二・五センチメートルを想定）から考えて、大村「BASTIAN」碑と同じく立碑（Cipo）として制作された可能性もある。どちらにせよ、制作時期は、他の類例資料から判断して十七世紀前期頃と考えられる⁸⁸。

三、大村藩内のキリシタン墓碑とその特徴

現在、全国では一九二基のキリシタン墓碑と一〇点のキリシタン関連

石造遺物を確認している。その中でキリシタン墓碑一九二基のうち約七六割に当たる一四六基が長崎県で確認される。しかも一三一基が島原半島にあり全国の約六八割が集中しているが、旧大村藩域で確認されるキリシタン墓碑は僅か一一基（類例資料の小佐々墓所二基は除外）である⁸⁹。

ただ、現在確認できる初期キリシタン時代の遺品のほとんどは禁教・弾圧期に破壊された後の姿であり、地下遺構とは切り離された単品として偶然存在しているにすぎない。本来であれば、現基数以上のキリシタン墓碑や関連石造遺物が存在したものと考えられる。大村藩の場合、明暦三年（一六五七）に起こったキリシタン発覚事件である郡崩れの直後、各村の横目（監査官）や庄屋に長墓（キリシタン墓）の検索と破壊を徹底させている。その報告の



写真5-82 平原「・N・R・」碑
拓本



写真5-81 平原「・N・R・」碑
＜長崎県指定史跡＞
（西海市）

一部が大村彦右衛門家の文書の中に「長墓改覺 戊 九月廿日」として向地一ニカ村の記録が残されており、その浦上村岩屋河内墓所の項に「是ハかまほこなりノ石二十文字きり付御座候、ほり申候而罷成ほと念入見申候へ共、内ニハ何辺ニ而も無御座候、骨も無御座候」とある⁹⁰。「かまほこなりの石に十文字」であるから、ここで問題にしている整形されたキリシタン墓碑であることは間違いない⁹¹。また、郡崩れ後の長墓調査は藩全域で実施されたと思われるが、資料として残っているのは向地一ニカ村だけである。そのため、旧大村藩全域では、現在確認している一一基とは別にまだ何基かの整形されたキリシタン墓碑が造立されていたのかもしれない。ただ、キリシタン墓碑の破壊活動は何も大村藩だけの特殊事情ではなく、天領長崎を含む他の藩領域でも同様の破壊が実施されている。また、次に述べるキリシタン墓碑の日本での登場時期などを考えれば、有馬領(島原半島)ほどの大量建塔は考えられず、現在確認される一一基という基数が大村藩域における相対的な基準基数になると思われる。

ところで、キリシタン墓碑の典型である整形伏碑は、現在までの研究成果では一六〇〇年初期頃に日本に本格的に導入された新様式墓碑で、ザビエル来日の一五四九年から数え、実に半世紀もの空白期間を経てやっと登場したものと考えられる。それまでは一部で旧来の仏教墓石を転用した代用墓碑(天正九年(一五八一)銘「礼幡」墓碑(大阪府四條畷市)など)や独創的な特殊形墓碑(天正十年銘八尾・マンシヨ墓碑(大阪府八尾市)、また例外的にCippoと呼ばれる半円形の板状立碑(BASTIAN碑など)が建碑されたり、又は木製十字架や大十字架(クルザード)の側に埋葬して地上標識は建てなかったことなどが想定される。つまり、キリシタン墓碑の造立を考える場合は、一六〇〇年初期頃の当地におけるキリシタン環境が問題となってくる。この視点で十七世紀初期の大村藩を見てみると、初代藩主喜前は一六〇六年二月をもってバテレンを追放し法華宗(日蓮宗)への転宗をはかっており、キリスト教独自の整形されたキリシタン墓碑が本格的に造立されていく時期と重なっている⁹²。要するに、大村藩域では、キリシタン墓碑導入が始まった矢先に建碑できない環境に陥ったことが考えられ、そのために新様式の整形されたキリシタン墓碑の造立には限りがあったのではないかと思われるのである。この点は、大村と同じく九州を

代表するキリシタン隆盛地でありながら、キリシタン墓碑の基数が皆無か、又は極端に少ない平戸や豊後においても同様の傾向が見て取れる。

ただ、慶長十九年（一六一四）銘の今富第一号墓碑やそれとほぼ同時期と考えられる同地の他の二基のキリシタン墓碑、また表面に花十字紋や洗礼名などを堂々と刻んだ東彼杵の元和七年（一六二二）銘「一瀬志ゆ阿ん」墓碑や川棚の元和八年（一六二二）銘「富永二介妻」墓碑、更に田下のキリシタン様式墓碑二基（一基に承応二年（一六五三）銘）は禁教期に造立されている。この点から考えると、遅くとも一六五三年時点までは、潜伏状態にあった大村キリシタンに、仏教墓石とは明らかに異なる独自の墓碑造立の伝統が残っていたものと考えられる。

四. おわりに

大村藩域で、墓制上、確実にキリシタンから仏教への分岐となった事件は、島原・天草一揆の二〇年後に起こった明暦の郡崩れである。これ以降大村藩域では徹底した禁教対策がとられ、たとえ潜伏キリシタンとして存続しえた外海地区にあっても長墓は築くことができず、仏教形式の座棺の方形墓が造られていくようになる。ただ、同じ外海でも、禁教取り締まりが緩かったと考えられる垣内地区などの深堀領飛地六カ村では、公認時代そのままに長墓が永続して築かれており、大村藩域の潜伏キリシタン集落の墓制とは対照的な景観が見て取れる⁹³。

この墓地景観の問題も、キリシタン文化の伝播を考える上で重要なテーマである。現段階で比較的建碑当初の景観を想定できるキリシタン墓地といえば、公認期から禁教期に至る過渡期の下藤墓地（大分県臼杵市野津町）と潜伏キリシタン時代の垣内墓碑群（長崎市多良良町）である。前者は、やや傾斜をもった平地状の墓域に長方形の石組遺構や地上標識としての複雑な伏碑が多数配置されている。後者の垣内墓地は初期キリシタン時代の伏碑の系譜を受け継ぐ潜伏キリシタン時代の長墓群で構成されており、急斜面の山肌を平地状に削平した墓域に各長墓を約四〇〜五〇センチの間隔で配置している。この垣内墓地の延長線上に明治六年（一八七三）以降に築造された近代キリスト教墓地があるものと解釈される。

近代キリスト教墓地の典型といえば田平教会堂に付随した瀬戸山墓地(平戸市田平町)で、大正七年(一九一八)に聖別(祝別)された平地状の墓地である。この墓地では、昭和四〇年頃までは墓域の中心に立てられたクルザード(大十字架)を軸にして前方が成人用、後方が子供用、更に各区が男女(クルザードに向かい、左側男子、右側女子)ごとに区画され、亡くなった順ごとに土葬の伸展葬で埋葬されていた。しかも埋葬の地所は教会堂に集う信徒の中で亡くなった順ごとに決まっていき、性別・年齢差で更に細かく区分されていた。そのため同一の血縁家族でも埋葬された場所はバラバラであった。教会堂に集う信徒は皆大家族の一員の意識であり、石壁で結界された墓域内は聖なる場所であった。

ところで、初期キリシタン時代に年齢や性別の区別で埋葬していたかどうか現段階では確認できないが、墓地の選定に宣教師がかかわり、墓地の祝別を行ったことは宣教師の記録から裏付けられる。五島での出来事として「一五七二年、イタリア人アレシヤドゥレ・ヴァラレッジオ師が日本からの帰途、インドより、ポルトガル人のイエズス会の司祭らにしたためた書簡」⁹⁴の中で、宣教師が墓地の選定を行ったこと、墓地選定後は墓域を壁で囲い、墓地に大十字架を立て、諸聖人の祝日の日(十一月一日)に墓地を祝福したことなどが記されている。クルザードは「担いで運ぶ」の表現から素材は木材だったと思われるが、墓地の選定や墓地を囲む壁(聖と俗の結果)、墓地の祝福(聖別)、クルザードなど、ほぼ全ての事項が約三五〇年後に造られた瀬戸山墓地のあり方と一致している。この点からいえば、明治六年以降に築かれた近代キリスト教の墓地は、初期キリシタン時代の墓地景観の延長線上に位置づけられるものと思われる。

以上、限られた資料をもとにキリシタン墓地の景観と埋葬のあり方について述べてきたが、総体的にみて初期キリシタン時代の墓地景観の特徴は平地状になった地所ということが挙げられ、単独墓(家族墓)を前提する仏教関係の墓地とは異なる景観が見て取れる。大村藩域のキリシタン墓地としては、田下のキリシタン様式墓碑群の墓地景観が仮に開発当初からの平地状景観であったとすれば、キリシタン関係墓地として意識的に選定した可能

性があり、今後の調査に期待したい。

(大石一久)

註

- (1) ヨゼフ・フランツ・シュツェ編、佐久間正・山崎澄男訳『大村キリシタン史料―アフオンソ・デ・ルセナの回想録』(キリシタン文化研究会 一九七五) 一一八頁
- (2) 松田毅一、川崎桃太郎『フロイス日本史』1 七七頁(中央公論社 一九七七)
前掲註(1) 一四二頁
- (3) レオン・パジエス著 吉田小五郎訳『日本切支丹宗門史』上巻(岩波書店 一九六九) 一五三〜一五四頁
- (4) 藤野 保編『大村郷村記』第二巻(国書刊行会 一九八二) 一一二頁
- (5) 「見聞集」四十二「天罰起請文前書之事」(藤野 保・清水紘一編『大村見聞集』 高科書店 一九九四 六六九頁)
- (6) 天理図書館所蔵(架蔵番号)二二〇〇八一―二二一三(一〇)
- (7) 神宮文庫所蔵(架蔵番号)一門四四七二号
前掲註(4) 二五六頁
- (8) 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告書』第Ⅱ期第1巻(同朋舎出版 一九九〇) 二〇〇頁
- (9) 「大村記」(国書刊行会編『史籍雜纂』第一 統群書類従完成会 一九七四 一五六頁)
- (10) 松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告書』第1期第4巻(同朋舎出版 一九八八) 九九〜一〇〇頁
前掲註(10) 二九五頁
- (11) 池上尊義「伝統的祭祀と日蓮教団の展開」(立正大学史学会創立六十周年記念事業実行委員会編『宗教社会史研究』Ⅱ 雄山閣出版 一九八五)
- (12) 前掲註(5) 五九頁「郡七山附古寺蹟之事」
- (13) 藤野 保編『大村郷村記』第一巻(国書刊行会 一九八二) 二五六〜二五七頁
前掲註(5) 一一二頁
- (14)
- (15)
- (16)
- (17)

- 18 前掲註(16) 二六〇頁
前掲註(16) 二四七頁
- 19 石井良助編『近世法制史料叢書』第二(弘文堂 一九三九) 五八頁
- 20 辻善之助『日本仏教史』第八卷(岩波書店 一九七〇) 三三九頁
- 21 前掲註(20) 九頁
- 22 前掲註(21) 三三八頁
- 23 前掲註(6) 六九四頁
- 24 前掲註(6) 六八五頁
- 25 前掲註(6) 六九九〜七〇〇頁
- 26 前掲註(16) 二二三頁
- 27 前掲註(14)
- 28 寺院本末帳研究会編『江戸幕府寺院本末帳集成』中(雄山閣出版 一九九九) 二七二頁
- 29 前掲註(16) 二六〇頁
- 30 前掲註(5) 四三頁
- 31 山田権現(池田分) 八幡宮(池田分) 春日大明神(久原分) 大神宮(滑石村) 八幡宮(池田分) 清正公(池田分)
- 32 大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会 一九九四) 九八頁
- 33 久田松和則『キリシタン伝来地の神社と信仰』(富松神社再興四百年事業委員会 二〇〇二) 二四三頁
- 34 前掲註(34) 二四七〜二五〇頁
- 35 前掲註(34) 二五〇頁
- 36 前掲註(14)
- 37 前掲註(34) 二四三〜二五〇頁
- 38 前掲註(6) 四七〇頁
- 39 前掲註(6) 四七〇頁
- 40 神宮司廳編『瑞垣』第一一二号(神宮司廳 一九七七) 八七頁
- 41

- ④2 大西源一「参宮の今昔」(神宮司庁教導部 一九五六) 一三六頁
- ④3 神宮文庫所蔵(図書番号)第一門一三九三九号 「元和八年肥前国彼杵郡大村御祓受け帳」
前掲註(6) 四七〇頁
- ④4 前掲註(6) 二八頁
- ④5 前掲註(33) 二八頁
- ④6 前掲註(6) 七〇八、七〇九頁
- ④7 前掲註(44)に「伊勢・多賀・愛宕・彦山・大峰并諸社御由緒之事」として次のように見える。
家中惣別之御祈禱之ため年々御祓進上之する也
元禄年中之記に伊勢御祓以前は御城并御城下奉公人中外二町中ニ参候處(後略)
- ④8 大村史談会編『九葉実録』第二冊(大村史談会 一九九五) 二二二頁
- ④9 伊勢御師が配つた大麻には剣先御祓と箱御祓の二種類があった。剣先御祓は御札の上部が剣のように尖っていたためにこう呼ばれた。また箱御祓は厚みがあり、木箱に収められていた(写真5-63参照)。
- ⑤0 神宮文庫所蔵。皇學館大學史料編纂所編『神宮御師資料』外宮篇四(皇學館大學出版部 一九八六)所収
前掲註(48) 四頁
- ⑤2 各村「郷村記」には安政三年調査に調査した「竈数男女数并宗旨分之事」とした統計データが収録され、その全村分を集計した(表5-8参照)。
- ⑤3 当時の所帯は竈を基本に数えられ、二世帯、三世帯同居でも竈を同じくすれば一竈と数えられた。
- ⑤4 藤野 保編『大村郷村記』全六巻(国書刊行会 一九八二)、大村史談会編『大村藩戸町村郷村記』(大村史談会 二〇一〇)
- ⑤5 藤野 保編『大村郷村記』第三巻(国書刊行会 一九八二) 二六〇頁
- ⑤6 神宮文庫所蔵(架蔵番号)一門一二四〇三号 表題には「関東御名代名寄 大名御参宮名寄 山田御奉行所名寄」とある。
- ⑤7 「大村家覚書」第十三巻純鎮代
- ⑤8 「大村家覚書」第十四巻純鎮代
- ⑤9 伊勢大麻に記す御師銘(御祓銘)は宮後三頭大夫であるが(写真5-65参照)、家名は黒瀬姓を名乗った。
- ⑥0 神宮文庫所蔵(図書番号)一門一三九四四号「天保二年三月大村丹後守榎御参宮諸書控」は、三冊から成る。
- ⑥1 明治十二年(一八七九)「旧師職總人名其他取調帳」によると、宮後町五十三番地とある。

- 62 豊村豊「萬歳山本経寺 大村家墓所の標として」(大村史談会編『大村史談』第四十四号 大村史談会 一九九三) 大石久「本経寺大村家石塔群」(大村史談会編『大村史談』第五十五号 大村史談会 二〇〇四)、河野忠博・深草静雄・久田松和則編『本経寺』(本経寺 一九八三)など
- 63 「大村之内池田分寺院之部目録」(藤野 保編『大村郷村記』第一卷 国書刊行会 一九八二)
- 64 純頼墓所に立つ砂岩製の石灯笼も、一部に後補部材が使用されているが、全体観としてはその逝去年(元和五年)にほぼ一致しており、当時奉獻された石灯笼と考えられる。
- 65 「九葉実録」文化二年の項に「二十一日峻徳・顕性二公ノ靈舎及ヒ石塔竣工ス」(大村史談会編『九葉実録』第三冊 大村史談会 一九九六 八八頁)とある。
- 66 大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会 一九九四)
- 67 地輪銘文では純伊の官名は「勢州太守」、紀年銘は「大永三年」(一五三三)となっているが、大村家史料では官名は「信濃守」で逝去年は「天文七年」(一五三八)となっている。また、外山幹夫「大村氏に関する一二の問題」(大村史談会編『大村史談』第二十七号 大村史談会 一九八四)によれば、純伊の次に家督を継いだ大村純前が天文七年に將軍足利義晴への家督相続安堵のための謝礼を行っている。このように「中庵」地輪に対する問題はいくつか残るが、ここでは「中庵」地輪銘に資料的価値を見出して論を進める。
- 68 大石久「地方における中世石塔造立階層の問題についてー長崎県大村地方の場合」(史迹美術同攷会編『史迹と美術』第57(2)号(通号572号) 史迹美術同攷会 一九八七)
- 69 身近な事例でいえば、松浦氏十三代盛公の応仁元年(一四六七) 銘玉篋印塔(緑色片岩製)などがある(大石久「佐世保の中世・石造美術」(佐世保市史編さん委員会編『佐世保市史』通史編上巻 佐世保市 二〇〇二)など。
- 70 大石久「鹿島・筒口山下の中世石塔群」(佐賀県鹿島市教育委員会編『大殿分山下遺跡 筒口山下の中世石塔群』鹿島市文化財調査報告第19集 佐賀県鹿島市教育委員会 二〇一三)
- 71 覚鑑著「五輪九字明秘密釋」(高橋順次郎・渡辺海旭都監、小野玄妙編集『普及版』大正新脩大藏經』第79卷「統諸宗部」) 10) No. 25-4 (大蔵出版 一九九二)
- 72 純頼塔の前方に立つ石灯笼は古式であり、近世初期の石灯笼としては石造学的に貴重な遺品である。ただ、すべての石灯笼が

完形塔ではなく、一部の笠や宝珠、火袋などで後代の部材が混じっていることを付記しておく。
天祐寺の諫早家石塔群の中で四代茂真夫妻と二代直孝の後室の墓は石廟となっており、この二基だけが諫早家墓所の上段に築かれている。茂真夫妻の石廟（安山岩製）は見事なまでの完成度をもった入母屋造りの石廟で、向拝とそれを支える向拝柱までも具備した本格的な石廟であり、その霊屋内に茂真夫妻の有耳五輪双塔が安置されている。また、二代直孝の後室の石廟は花崗岩製の重厚な大棟をもった石廟で、周囲を弥勒四十九院を刻んだ石製卒塔婆で囲み、霊屋内に反花座を具備した関西形式の五輪塔を安置している。この五輪塔は、形態や石材（花崗岩）などから考えて関西から搬入したことは間違いなく、石廟の石材、作事を含めて関西の石造文化が直に影響した石廟と考えられる。

また、大円寺の五島家墓地内にも石霊屋が二基確認される。本経寺石霊屋と比べた場合、ともに小型で地覆石をそのまま基壇として直に霊屋を造っている。そのうち一基（二〇代宇久純玄之墓）は屋根部分に棟や瓦までも造り出したもので、霊屋内部に墓塔として宝篋印塔を安置している。本経寺石霊屋とは、その形式において異質な石霊屋である。

大石一久「大村藩のキリシタン禁教政策」横瀬浦開港450周年記念事業実行委員会、西海市・西海市教育委員会編『横瀬浦開港450周年記念事業企画展「キリスト教の伝来と西海の歴史」』横瀬浦開港450周年記念事業実行委員会 二〇二二など

75 五野井隆史『日本キリスト教史』（吉川弘文館 一九九〇）一一頁。なお、本稿で使用する「初期キリシタン時代」とは、ザビエル来航の一五四九年から日本最後の宣教師小西マシヨが殉教した一六四三年頃までを指す。

76 南島原市教育委員会企画、大石一久編 南島原市世界遺産地域調査報告書『日本キリシタン墓碑総覧』（南島原市教育委員会（世界遺産登録推進室） 長崎文獻社 二〇二二）

この碑は、本来、大村市原口郷の民家の石垣部材に転用されていたといわれ、発見後は大村市立史料館に移設されている。
手水鉢の本碑をキリシタン伏碑の転用と最初に認めたのは、吉河 功・嘉津山清「手水鉢名鑑」（日本庭園研究会編『庭研』一九六号 日本庭園研究会 一九八〇）である。

79 松田毅一『南蛮巡礼』八中公文庫（中央公論社 一九八二）

80 松田毅一『近世初期日本関係 南蛮史料の研究』（風間書房 一九八二）

現在、この第二号墓碑前方に倒壊状態で置かれている石燈籠竿石には「承応二年／妙経靈尊前／八月五日」と陰刻されている。この石燈籠は、本来は第二号墓碑の後方にある自然石塔婆（銘「承応二年／妙法帰寂妙経靈／八月五日」自然石素面のまま銘文

陰刻)に奉獻されたもので、第二号墓碑との関係はないものと思われる。

83 82

片岡彌吉「長崎縣下発見キリシタン墓碑総覽」(キリシタン文化研究所編「キリシタン研究 第一輯 東京堂 一九四二」参照) 寛永二十年銘立石墓碑は、現在、キリシタン墓碑として「一瀬志ゆ阿ん」墓碑とともに長崎県の有形文化財(歴史資料)に指定されている。その指定理由は「寛永二十年(一六四三)銘の墓碑正面には、円の中に梵字と考えられる文字が彫り込んであるが、これは真のマリアの像をかたどったものであるといわれている。」としている。つまり円相(指定書では単に「円」と表記)の中の種字がマリア像というのである。ただ、実体は、銘文「寛永二十年・歸命□釋明性□位/四月□一日」(□は不明、/は改行)は法名と年月日(逝去年か)を刻み、肝心の種字(梵字)は一部に正確さを欠くがキリク(阿弥陀如来)であることは明白である。同じことは波佐見町野々川の「波佐見町のキリシタン墓碑群」でもいえるが、ここではこれ以上の言及は避ける(前掲註(76))。宇久忠次・野中勝美両氏が大正十二年の冬、平尾墓地の上の山に小鳥を獲りにいった際に発見したもので、発見当時は地下に半分埋まっていたという。その後野中氏の案内で現地に出向いた山口宅助神父は、発見場所からは決して動かさないよう野中氏に頼んだという(喜々津健寿「続川棚歴史散歩」芸文堂 一九八九)。

85

年号・姓名・月日の配列について、「佐保カラゝ墓碑」(大阪府茨木市)など主に関西で確認される墓碑銘文については、前掲註(76)所収の「紀年銘・銘文一覽」の項

林 純夫「福田村郷土史」大村藩郷村記にみる生活(私家版 二〇〇〇)

87 86

結城了悟も、生前この第一号墓碑の孔を観察して「鉄製等の十字架を立てていたものであろう」と説明している(前掲註(86)参照)。

88

「相川基平先祖書」によれば、「形上村之庄屋近辺二数尺之石塔有り」、「御墓所屋敷之裏二有り」と書かれており、もともとこの碑は形上相川家初代の屋敷墓として形成された可能性が高い。その後、明治三十五年頃に移住先の現在地・平原に移したという。また、同じ「相川基平先祖書」によれば、平原郷相川家の祖・相川勘解由左衛門尉義武は朝鮮の役に出陣後、大村喜前の縁故で形上に住み、二代藤左衛門の時、平原に移住し二〇石の知行を得たといわれているが、墓碑を平原に移したのは四代の孫基平だともいう。ただし、墓碑移築の際、「三石」碑以外、どの石塔を運んだのかなど詳細は不明である(松田毅一「肥前平原の三石・花十字碑について」京都外国語大学編「研究論叢」25号 京都外国語大学 一九八五)。

前掲註(76)

90 89

大村市立史料館所蔵 彦右衛門文書「長墓改覚 戊 九月廿日」

91

「かまほこなりの石」の表現から、通常言われる半円柱墓碑とは断定できない。というのも、天明八年（一七八八）に悟真寺（長崎市曙町）を訪れた司馬江漢がその著『西遊日記』の中で、オランダ商館長デュルコープの墓碑である板状扁平形伏碑を「カマボコ形」の墓碑と紹介している。であれば、江戸時代後期のカマボコは、今の半円柱状ではなく背高の低い板状形であったのかもしれない。

92

大村藩におけるバテレン追放については結城了悟「大村キリシタン史―一つの港と二つの城跡が語るもの」（大村史談会編「大村史話」続編Ⅰ 大村史談会 一九八六）、大石一久「大村藩のキリシタン禁教政策」（横瀬浦開港450周年記念事業実行委員会・西海市・西海市教育委員会編「横瀬浦開港450周年記念事業企画展―キリスト教の伝来と西海の歴史―」（横瀬浦開港450周年記念事業実行委員会 二〇一二）、大石一久『千々石ミゲルの墓石発見―天正遣欧使節（長崎文献社 二〇〇五）』など前掲註（76）所収の「垣内・潜伏キリシタン長墓墓碑群」の項

93

松田毅一監訳『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第三期第4巻（同朋舎 一九九八）に「この五島に着いた時、私は教会がある日本の他の地方が有しているようなキリシタンを埋葬するための墓地がないのをたいそう奇異に思った。そこで彼らは大いに心を動かされたので、さっそく、非常に適した地所を選び出してこれを掘り、公子のドン・ルイスや国の貴人たちからもつとも身分低き人々に至るまで、婦人や子供も残らず全員がいとも多大な熱情と信心とにより肩に担いで石を運んだ。（中略）墓地を囲った後、彼らはいそいそ美しく大きな十字架を造り、私に十字架を立てて墓地を祝福する日を定めるよう人伝に請うてきた。私は諸聖人の祝日が良いと考え、同日、ミサと説教を終えた後、我らはキリシタン一同を伴って十字架を取りに行き、ドン・ルイス、その他高貴なキリシタンたち、および私が十字架を担いで墓地まで運び、我らがもつとも適当と思われる場所にそれを立てた。」とある。

参考文献

「大神宮諸雑事記」（塙保己一編『群書類従』第一輯「神祇部」 続群書類従完成会 一九五九）

